

平成30年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月4日 月曜日

1. 議事日程第1号

平成30年6月4日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第48号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第49号 人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第5 議第50号 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第51号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第52号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第53号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第54号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定について
- 日程第10 議第55号 損害の賠償について
- 日程第11 議第56号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第57号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 報第1号 平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第2号 平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第3号 平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第16 報第4号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第17 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第56期決算報告書及び第57期事業計画書）
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- 1番 塩見寿子君
2番 宮原将志君

3番	高瀬堅一	君
4番	大塚則男	君
5番	宮崎保	君
6番	平田清吉	君
7番	犬童利夫	君
8番	井上光浩	君
9番	豊永貞夫	君
10番	西信八郎	君
11番	本村令斗	君
12番	笹山欣悟	君
13番	福屋法晴	君
14番	村上恵一	君
15番	永山芳宏	君
16番	三倉美千子	君
17番	仲村勝治	君
18番	田中哲	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人	君
副市	長	松田知良	君
教	育	末次美代	君
総	務	迫田浩二	君
企	画	早田吉秀	君
市	民	廣田五浩	君
健	康	告吉眞二郎	君
経	済	福山誠二	君
建	設	山下正純	君
総	務	丸本縁	君
財	政	植木安博	君
秘	書	永田勝巳	君
水	道	中村則明	君
教	育	小林敏郎	君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山	本	繁	美	君
次	長	栗	原		亨	君
庶務係	長	井	上	京	子	君
書	記	青	木	康	徳	君

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成30年6月第3回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

表彰状の伝達

○議長（田中 哲君） ここで、本年度全国市議会議長会定期総会の席上、議員15年表彰としまして、三倉美千子議員、仲村勝治議員、永山芳宏議員、笹山欣悟議員、本村令斗議員、そして、私、田中哲の6名が表彰を受けましたので、ただいまからこの場をおかりしまして、表彰状の伝達をいたします。

ただいまの6名の議員は前のほうへお進みください。

〔表彰状伝達〕

○議長（田中 哲君） ただいま表彰を受けられました議員におかれましては、今後とも、どうぞ人吉市の市政発展のために御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る5月28日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。

平成30年6月第3回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月28日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月4日開会、あす5日午前、市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、6日から11日まで休会、12日、13日一般質

問、14日一般質問及び委員会付託、15日予算委員会、16日、17日休会、18日、19日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、20日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、21日から25日まで休会、26日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月8日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第1、会期の決定は、委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に3番、高瀬堅一議員、4番、大塚則男議員を指名いたします。

日程第3 議第48号から日程第17 報第5号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第48号から日程第17、報第5号までの15件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

平成30年6月第3回人吉市議会定例会の開催に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

さきの全国市議会議長会において表彰されました田中哲議長、仲村勝治副議長、三倉美千子議員、永山芳宏議員、笹山欣悟議員、本村令斗議員におかれましては、まことにめでたく、心からお祝いを申し上げます。今後もなお一層、市政発展のために御尽力賜りますよう祈念申し上げる次第でございます。

二度にわたり最大震度7の激震が襲った熊本地震から、本年4月で2年が経過いたしました。県内各地において、地震発生直後、家屋の倒壊や危険にさらされ、避難所生活を強いられた被災者の方々とともに、その後も繰り返す余震に恐怖を感じながら、自治体と関係機関が一致協力し、避難所における被災者の生活支援やライフラインの確保、インフラの早急な

復旧などについて、不眠不休の災害対応、復旧対策に努めたことは、皆様の記憶にも新しいものと存じます。

現在は、復興対策を総合的に進めるために、熊本県を初め、甚大な被害を受けた市町村におかれましては、それぞれが策定した復興計画等に基づき、国の強力な支援をいただきながら、被災者の生活再建、社会基盤の復旧、地域産業の再生などの課題につきまして懸命に取り組んでおられます。特に、災害廃棄物の処理につきましては、本年3月末で進捗率が99%を超え、ほぼ完了に近い状況であり、今後、被災者の住まいの再建など、次の段階の復興に向けた対策が加速化するものと存じます。

そのような中、熊本城の天守閣、大天守に、復元された鯨（しゃちほこ）二体が設置されたといううれしいニュースがございました。熊本のシンボルである熊本城の完全修復には20年という長い年月が必要と言われる中、大天守への鯨（しゃちほこ）の設置の知らせは、被災者の方々に勇気と希望を与えるだけではなく、私たち熊本県民の誇りの回復、さらには、全国から震災の痛みを共有し、温かい御支援や励ましをいただきました多くの皆様方にも、熊本県の力強い復興の歩みを届けることができたのではないかと存じます。

未曾有の大災害からの復興を遂げるためには、これからも乗り越えなければならない幾多の課題がございますが、熊本県民が心を一にし、復興に努めることが何より重要でございます。本市におきましても、益城町への職員派遣などの自治体間の復興支援はもちろんのこと、県南地域における観光資源を活用した産業振興を通して、熊本県全体の復興に貢献してまいりたいと存じます。

県内の経済情勢でございますが、九州財務局によりますと、個人消費の堅調な推移と海外需要等を背景とした生産活動の回復などにより、総合的な判断として、県内経済が緩やかな回復基調であることが報告されています。特に、県内の観光分野におきましては、外国人旅行客宿泊数が熊本地震発生前の水準に回復したとの統計もあり、復興とあわせ明るい兆しが見えてきます。

本市におきましても、近年、外国人観光客を見かけることが多いところでございますが、私も5月上旬に香港を訪問する機会をいただきました。香港で熊本県の食の魅力等を発信するアンテナショップとして、県産食材を使った和食店を展開する民間企業がオープン1周年を記念し、球磨焼酎フェアを開催することから、人吉温泉観光協会や球磨焼酎酒造組合の方々と一緒に、本市の魅力等についてPRを行ってまいりました。あわせて、香港に事務所を構える日本政府観光局や日本貿易振興機構、アンテナショップに食品を提供している商社、さらには香港の観光業の方々とも、香港における日本及び熊本県に対する観光事情等について情報交換をいたしたところでございます。

その後、5月21日には、熊本ー香港間の定期便就航を再開した航空会社と観光業関係者の方々にお越しいただくことができました。到着後、くま川下りの体験や球磨焼酎の蔵元、旅

館、ホテル等を精力的に視察していただき、同行した人吉温泉観光協会を初めとした関係者とも熱心に意見交換を行うとともに、友好を深めていただいたところでございます。

本市では香港からの外国人宿泊客が最も多いことから、今回の熊本空港における定期便就航も、本市の観光及び地域経済振興に追い風になることが期待できるところでございますが、何より、今回の相互訪問により得られた香港の日本観光に対する需要や本市の観光にじかに触れられた御意見等は、本市の観光、地場産業を牽引する団体、企業の方々にとりましても、新たな気づきになったものと存じます。

人吉温泉観光協会を初めとする民間団体や企業におかれましては、今後とも、香港、台湾、韓国など東アジアを中心としたインバウンド対策を検討されるものと存じますが、本市におきましても、引き続き連携を深め、しっかりと支援を行ってまいりたいと存じます。

国におきましては、財政健全化に向けた取り組みにつきまして、基礎的財政収支の黒字化の達成時期を、現在の2020年度から2025年度とする新たな目標が検討されていることが報じられております。

私自身、市政を預かる者として、私たちが暮らす地域や社会を子や孫の世代に引き継ぐ使命と責任からしますと、財政規律の問題も避けては通れない解決すべき重要な課題であると理解をしております。しかしながら、地方財政が地方財政計画を通じて国の財政と密接な関係にあること、社会保障制度や福祉政策等の実質的な推進役が市町村であることからしますと、今後の新たな目標達成に向けた制度改正等にも十分注視する必要があると存じております。

本市における市庁舎関係でございますが、本年2月に着手しました麓町本庁舎の解体が5月に終了いたしました。麓町本庁舎は、昭和37年の建築以来、昭和から平成の時代の市政の中心として、その役割を果たすだけでなく、訪れる市民の方々の不安や課題を優しく包み込み、市民生活の根幹を支えてまいりました。解体に際しまして、これまで市政にかかわられた多くの方々を初め、市民の皆様方にさまざまな思いが去来するものと存じますが、改めまして本市の発展の礎としての役割を終えました麓町本庁舎に対し、惜別と感謝の意をここに表す次第でございます。

なお、敷地跡地につきましては、7月以降、発掘調査を実施いたしまして、遺跡の状況等の把握を行う予定としております。その後、この調査結果を踏まえ、中世城域を含めた史跡人吉城跡全体の保全と継承、活用を図る整備基本計画策定に着手することとしておりまして、その中で活用方法等についても検討してまいりたいと存じます。

麓町本庁舎にかわる新しい市庁舎移転建設でございますが、昨年7月に策定しました新市庁舎建設基本設計を踏まえ、さらに具体的な建設計画を取りまとめた新市庁舎建設実施設計を4月に発表することができました。

実施設計では、新しい市庁舎の構造を、免震構造で鉄筋コンクリート造、地上5階建、延

べ面積を約8,830平方メートルとし、これから多様化する市民ニーズ等に的確に対応できる柔軟性と、大規模災害発生時には、災害対策の拠点として迅速に対応できる機能をあわせ持つ市庁舎を目指すこととしています。

また、基本設計策定段階における住民の方々からの御意見等も可能な限り取り入れさせていただいておりまして、各階におけるひさしや遮熱ガラスを活用した熱負荷の低減、庁舎の顔とも言える玄関口の、人吉城跡をほうふつさせる「大ひさし」のデザイン化、内装・外装における人吉球磨産の木材の利用、さらには伝統の技を感じる空間づくりとして、掲示板やアイコンサイン作成について、球磨工業高校伝統建築コースの高校生とのコラボレーションなど、次世代への負担を配慮した経済的な視点や人吉らしさにも最大限配慮したものとしております。

今回、麓町本庁舎の解体と時期を同じくして新市庁舎建設に伴う実施設計を作成することができ、市庁舎移転建設につきまして大きな節目を迎えることができたものと存じております。ここに至るまで、国の関係省庁や熊本県、地元及び県選出の国会議員、地元選出の県議会議員の皆様には御指導と多大なお力添えをいただき、また、議員各位を初め、人吉市庁舎等移転建設審議会委員の皆様、そして、市民の皆様方におかれましては、市庁舎建設というビッグプロジェクトに対し、市政の重要課題として熱意をもって御議論いただくとともに、さまざまに御意見をいただいております。この場をおかりしまして、皆様方の御尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。

今後は、建築本体工事着工を受け、平成33年4月の供用開始に向けて市庁舎移転の準備を進めることとなりますが、外構環境整備を初めとしたさまざまな課題に対しましても、引き続き、市職員と一丸となり、邁進してまいります。今後とも、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

防災関係でございますが、去る5月24日、人吉市防災会議、人吉市水防協議会及び人吉市災害対策本部会議を開催し、梅雨入りを前に、各関係機関と情報の共有化や連携の強化を図ったところでございます。昨年は、九州北部に次々と発達した積乱雲が列をなす線状降水帯が発生し、福岡県や大分県では集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れなど甚大な被害が発生しました。このような現象はどの地域にも起こり得る現象でございます。本市におきましても豪雨に対する警戒を一層強めていかなければなりません。

各地で発生した水害による大規模災害を見ますと、警報発令から短時間のうちに河川の氾濫や土砂災害が発生している事例がふえているようでございます。本市としましては、早期の警戒と行動におくれが生じないよう、昨年度から本格運用を始めました球磨川水害タイムラインにより、住民の生命と身体を守るための先を見越した防災対策を行ってまいります。また、みずからの生命と身体を守るためには、危険が迫る場所から直ちに避難することが最も重要となりますので、異常気象などにおける気象情報や避難情報等については、防災行政

無線などあらゆる伝達手段を活用し、住民の皆様にはいち早くお伝えしてまいりたいと存じます。

球磨川治水対策関係でございますが、去る2月20日に球磨川治水対策協議会の第8回会議が、また、3月28日に第3回整備局長・知事・市町村長会議が開催され、治水対策の組み合わせ案とその評価方法等について協議が行われました。今後の進め方としては、引堤など6つの対策を中心とする複数の組み合わせ案を立案し、安全度、概算事業費、工期、実現性等の課題軸ごとに評価案を作成、次回以降の会議に提示がなされ、会議での協議を経て、総合的な評価を行うことで了承されたところでございます。本市としましては、球磨川流域の治水安全度を高める方策等について、さらなる検討が行われますよう、今後も国、県、そして流域市町村一体となって球磨川の治水対策に取り組んでまいりたいと存じます。

また、本市の治水対策において、長年の懸案事項となっております人吉橋下流左岸における護岸等の工事が本年1月に着手されました。工程としましては、まず第1期工事として土砂の掘削や低水護岸の整備が行われ、夏場の出水時期を挟み、第2期工事として中水・高水護岸整備や堤防の整備等を実施される計画となっております。今後におきましても、事業主体である国と緊密な連携をとりながら、護岸等の早期完成に協力してまいりたいと存じます。

広報広聴関係でございますが、ひとよし未来カフェにつきましては、これまで多くの町内会長に御協力をいただき、開催してまいりました。本年度も城本町を皮切りに、今月から実施する予定としております。ひとよし未来カフェは、私にとりましても市民の皆様のお考えを直接お聞きする貴重な機会と捉え、対話を通じて市政や地域のさまざまな課題などについて率直な御意見等を頂戴しているところでございます。

また、広報関係につきましては、本年度から「広報ひとよし」の月1回発行への移行と、市ホームページをリニューアルしてまいりまして、SNSなどの情報発信手段とあわせて、これまで以上に、市民の皆様には行政情報を迅速、かつわかりやすく発信してまいりたいと存じます。

ふるさと納税関係でございますが、平成29年度は全国から1億6,600万円を超える御寄附をいただき、目標としておりました1億円を達成したところでございます。本年度におきましては、引き続き、寄附額増加に向け、これまで利用してきました、ふるさと納税ポータルサイトの「ふるさとチョイス」に加え、新たに「楽天ふるさと納税」にも参加することとし、返礼品につきましても、本市の魅力的な特産品をこれまで以上に取りそろえて、質、量ともにさらなる充実を図ってまいります。

また、本年度の寄附額は3億円を目標としてまいりまして、本市の将来を担う子供たちを応援する事業などの貴重な財源として活用できるよう、寄附につながる総合的なPR活動を積極的に進めてまいります。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868関係でございますが、本年5月に開館3年を迎え、入館者数は30万人を達成したところでございます。また、去る5月27日には開館3周年記念イベントを開催しましたところ、天気にも恵まれ、市内外を問わず、多くの家族連れや鉄道ファンの方々に御来館いただきました。

現在、入館者も多く、順調な施設運営を行っておりますが、今後は、施設備品の劣化に伴う修繕や施設本体の維持管理費の増加も懸念されるところでございます。そのため、入館料につきましてはこれまで同様に無料としながらも、付帯施設による収入の増加を図るとともに、利用者の方々の声をお聞きしながら、魅力あるさまざまなイベント等を実施することで、満足していただける施設運営に努め、さらには、地域に愛着をもって利用いただける施設を目指してまいります。

健康づくり関係でございますが「自分の健康は自分で守るまちひとよし」を基本理念とした第3期人吉市健康増進計画・食育推進計画を策定したところでございます。本市では、年々医療や介護に係る社会保障費が増加しておりますが、市民の皆様が健康を保つためには、健康的な生活習慣を営むことと、疾病の早期発見と早期治療に努め、重症化を防ぐことが何より重要であると存じます。

しかしながら、疾病の早期発見につながる特定健診の昨年度の受診率は約40%と、国が示す目標値である60%に届かない状況となっており、まずは特定健診を受診していただくことが喫緊の課題であると認識しております。

その方策の1つとして、これまでの未受診者対策に加え、本年度から、疾病治療中の方々には、人吉市医師会に御協力いただき、主治医の御理解を得て、特定健診受診勧奨のお声かけをしていただいているところでございます。また、本市の糖尿病性腎症による新規人工透析導入者は平成28年度が6人と、近年では最も多く、さらに、糖尿病の未治療者や治療中断者の割合も多いことから、糖尿病の重症化予防対策にも積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、本年7月に開設を予定しております人吉しごとサポートセンターにつきまして、開設を前に、来る6月29日に「Hit-Bizキックオフミーティング」の開催を計画しているところでございます。

現在、センター長は、エフビズモデルといわれる産業支援手法やセンター運営のノウハウを学ぶため、静岡県にある富士市産業支援センターにおいて、4月9日から約2カ月半にわたる実地研修を受講しているところでございます。研修が修了しましたら、いよいよ実働となりますが、センター長には、これまでのビジネス経験と研修の成果をもとに、人吉商工会議所等と連携しながら、地元中小企業事業者や創業を志す方々を積極的に支援していただき、あわせて地域経済の活性化に寄与する活躍を期待するところでございます。

企業誘致関係でございますが、地方創生推進交付金を活用し、人吉市IT企業等協創促進

事業を実施してまいりたいと存じます。この事業は、全国のIT企業等に、「人吉市はビジネスチャンスがある魅力的な場所」と、広く認識していただくことを目的とし、本市における地域課題を解決する手段として、ITを活用した具体策を探るアイデアソン・ハッカソンなどを実施するものでございます。具体的には、都市部のクリエイティブなIT企業等が本市に集まり、地域課題を解決するためのサービス、システム、アプリケーションなどを、地域住民や他のIT企業等と一緒に作り上げていくことで、本市でのビジネスチャンスの具現化につなげていただくものでございます。この事業を通して多くの方々に本市にお越しただき、地域にかかわっていただくことで、企業等が進出するに当たり、極めて重要な要素の一つである「本市に対する愛着」を持っていただけるものと存じます。この事業を契機と捉え、積極的なIT企業等の誘致活動に取り組んでまいりたいと存じます。

観光関係でございますが、歴史と伝統文化を受け継ぐ市民総参加の祭りという位置づけのもと、日本百名城人吉お城まつりを、去る4月28日、29日の両日、人吉城跡公園一帯及び九日町通り一帯で開催したところでございます。初日は、市内小学生による鉦叩き少年隊を先頭に、相良家第三十九代当主相良知重公も参加された武者行列から始まり、夕刻からは、九日町通り一帯でのSL親子リレーや城下町の夜を彩る1,200人の大パレードなどを行いました。二日目には熊本城おもてなし武将隊にも御参加いただき、熊本県全体の復興を祈願する演舞を披露していただくなど、二日間にわたり多くの方々に多彩な出店、ステージ発表を繰り広げていただいたところでございます。また、球磨商業・球磨中央高校の高校生の皆様方においては、大河ドラマ「西郷どん」にちなんだスタンプラリーを実施していただき、参加された皆様方には、本市と西南戦争、西郷隆盛とのかかわりなど、本地域の歴史を知るよい機会になったことと存じます。

開催に当たりまして、御協力、御協賛いただきました関係団体並びに事業所の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

広域観光関係でございますが、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会につきましては、人吉球磨地域が一体となった新たな観光推進組織として、去る3月30日に発足し、4月から実働を開始したところでございます。本年度は、行政、交通、商工、農林業など多様な関係者を巻き込んだプラットフォームを構築し、データに基づく観光地域づくり戦略を策定するとともに、地域資源のブランド化、滞在型観光の促進、特産品開発・販売の支援の各事業を展開することにより、「ひと・もの」の交流拡大を図り、地域経済の活性化に寄与するものと期待しているところでございます。本市としましても、人吉球磨の一体的な観光振興に向け、同協議会の活動に積極的に参画してまいり所存でございます。

くま川下り株式会社の事業再生につきましては、去る5月23日に株主総会が開催され、旧国民宿舎くまがわ荘の閉館により当期の総事業収入は減少したものの、経費圧縮や遊覧船事業の乗船客増加により、平成21年度以来8年ぶりに利益が黒字に転換したとの報告を受けた

ところでございます。

本市における貴重な観光資源である球磨川下りを次の世代に引き継ぐためにも、新たに策定されました事業再生計画の方策のもと、遊覧船事業等の増収に努めるとともに、シーズンオフにおける事業収益の確保にも積極的に取り組むことで、安定した雇用環境の整備を図るなど、経営基盤が強化なものとなるよう本市としましても、連携を密にし、積極的な支援を行ってまいりたいと存じます。

旧国民宿舎利活用関係でございますが、旧国民宿舎くまがわ荘につきましては、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館として整備を進めており、本年3月末に（仮称）旅カフェエントランスセンター部分の改修工事が完了したところでございます。現在は、日本遺産を初めとする観光情報発信のための展示スペースの整備のほか、人吉しごとサポートセンター部分の改修工事を行っており、引き続き、本年7月の開設に向けて鋭意準備を進めてまいります。

スマート林業事業関係でございますが、これまでの事業を検証した結果、今後の展開としまして、広域的に取り組むことにより効率的なスマート林業の展開が見込めることから、県、本市、錦町、あさぎり町、山江村、くま中央森林組合、林業事業体等で組織します球磨中央地区林業活性化協議会において新たな事業を展開するため、国の公募型補助事業である平成30年度スマート林業実践構築事業に課題提案しましたところ、全国5カ所の中の1つに選定されたところでございます。

これを受けまして、今後は、4市町村の民有林を対象に、木材流通業や製材業といった林業事業体等と協力し、ハウスメーカーなどのいわゆる木材需要者からの要望に対応していくことで、山林所有者の利益増につなげていくスマート林業の展開を図ってまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、去る4月23日に人吉市景観計画等策定審議会から人吉市景観計画の答申を受けたところでございます。答申に当たっては、景観計画策定ワーキンググループの検討結果をもとに、克服すべき課題の整理や目標の設定、また、本計画の対象区域や景観形成基準の設定、さらには本計画策定後の景観形成に関する取り組みや、その実施主体についても慎重に検討、審議がなされました。

この答申を受けまして、今後は県などの関係機関と協議を進め、パブリックコメントや住民説明会を実施し、対象区域にお住まいの皆様との合意形成を十分図りながら、実効性のある景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組んでまいりたいと存じます。

スマートインターチェンジ整備事業関係でございますが、西日本高速道路株式会社が担当します本体工事につきましては、JR九州の肥薩線をまたぐ橋梁上部工の架設を完了し、今後は九州自動車道をまたぐ橋梁上部工の架設に着手される予定となっております。また、本市が担当します国道219号本線改築工事につきましては、現在、既設道路を仮設道路へ切りかえる作業を行っており、夜間の工事や片側交互通行などにより、周辺にお住まいの方々を

初め、当該道路を利用される皆様には御不便、御迷惑をおかけしておりますが、安全を第一に工事を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

都市公園関係でございますが、人吉クラフトパーク石野公園につきましては、スマートインターチェンジの平成31年開通に合わせて、道の駅の登録を目指してまいりたいと存じます。手続等としましては、本年秋ごろから熊本河川国道事務所と登録申請のための協議を開始し、平成31年1月には熊本県道の駅検討幹事会の承認を得て、同年3月に国土交通省に道の駅の登録申請を行う計画でございます。

教育関係でございますが、本市教育の基本理念や目標を明確にし、それを具体化する施策を総合的、体系的に位置づけたものとして、新たに第2次人吉市教育振興基本計画を策定いたしております。本計画は、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、かつ本市の総合計画の理念に基づく計画として、また第1次人吉市教育振興基本計画を進展させるものとして策定したものであり、本市の教育大綱として位置づけるものでございます。計画期間は平成32年度までとしておりまして、今後、本計画に基づき、社会教育及び学校教育の充実を初め、市民一人一人が輝き、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指し、地域の実情に応じた教育の振興を図ってまいり所存でございます。

学校教育関係でございますが、市内の小中学校におきましては、外国にルーツを持つ子供が30人在籍しており、本年6月下旬には、新たに日本語に不慣れな外国籍の子供が本市の学校に転入予定でございます。これまで接してきた文化や言葉の違いなどにより不安であろう新生活の中に、安心感を享受できるような環境づくりに配慮するとともに、子供の将来のためにも、義務教育の段階で、日本語支援や母国語による学習支援を初め、きめ細やかな対応や指導を十分に行うことで、本市教育の責務を果たしてまいりたいと存じます。

なお、このような子供たちに対する日本語支援体制のさらなる充実を図るため、「人吉市日本語支援サポーター派遣」について、制度化したところでございます。対象となる子供が、自身の存在に誇りを持ち、安心して本市の学校に通学し、将来のグローバル化社会で大いに活躍できるよう、日本語支援への取り組みを、今後さらに行ってまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、去る4月28日、29日の2日間にわたり「おどんな日本一武道大会」を開催したところでございます。「第11回おどんな日本一全国少年剣道大会」では、県内外から85団体の出場があり、個人戦で633人、団体戦では105チームによる白熱した戦いが繰り広げられました。また、「第10回高校生弓道大会」につきましても、県内外から30校、男子43チーム、女子38チームの出場があり、レベルの高い団体戦が行われました。両大会とも「おどんな日本一」のその名にふさわしく、剣道大会では礼の中にも迫力のある、また弓道大会では静寂の中にも闘志みなぎる試合展開に加え、保護者や関係者の方々の熱のこもった応援に、両会場とも大いに盛り上がりを見せたところでございます。本大会の開催に御尽力賜りました競技団体を初め、御支援、御協力を賜りました関係者の皆様に心からお礼申し

上げます。

教育施設関係でございますが、学校や校区公民館等につきましては、長寿命化を初め、災害時の避難場所として耐震化や環境整備に努めているところですが、時代の要請として、地域コミュニティーあるいは地域福祉や地域自治という観点、または公共施設等総合管理計画の側面、さらに全市的な土地利用や公共施設等の適正配置の中で、その機能を十分発揮することが求められております。将来に向けて、本市のまちづくりといったマクロ的な部分を含め、教育施設に何ができるのか、どのような役割を担うべきなのか、などといった課題につきまして、全庁的に検討をしてみたいと存じます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、歳入では国県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ3,815万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億5,685万9,000円とするものでございます。

議第49号人吉市空き家等対策の推進に関する条例案は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、市の空き家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第50号人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例案は、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868のミニトレイン及びレイルバイクの使用料を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第51号人吉市印鑑条例の一部を改正する条例案は、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で交付するための規定の追加、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第52号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第53号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第54号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例案は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第55号損害の賠償についての案件は、平成29年7月21日午後3時ごろ、市公用車が市道

人吉矢岳線を矢岳町方面へ走行中、当該市道のカーブにおいて、対向車の相手方車両と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第56号教育長の任命につき同意を求めることについての案件は、末次美代氏の任期が本年6月30日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第57号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、高松朋子氏の任期が本年3月31日に満了したことに伴い、後任として小川百合子氏を選任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）の補足説明、及び、報第1号、報第2号の報告をさせていただきます。

まず、議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）についての補足説明でございます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては第3表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加でございますが、課税支援システムリース料は、個人住民税などの申告受付業務といった課税業務を支援するシステムの更新時期を迎えるため、リースの期間、限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正の変更につきましては、農業基盤整備事業債外1件でございます。まず、農業基盤整備事業債は、七地地区農業用排水路改修工事に対する起債を追加し、限度額を変

更するものでございます。また、小学校施設整備事業債は、西瀬小学校における電気設備機器更新改修工事に対する起債を追加し、限度額を変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上からでございますが、13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、2節人吉鉄道ミュージアム使用料の乗車料182万5,000円の増額補正は、平成30年10月から、人吉鉄道ミュージアムのミニトレイン及びレイルバイクの乗車料金を、1人1乗車につき100円から200円へ改定することに伴うものでございます。その下でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金、生活保護適正実施推進事業費補助金110万1,000円の増額補正は、生活保護基準の見直しに伴う生活保護システム改修に対するものでございます。その下でございます。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金13万2,000円の増額補正は、経営所得安定対策等推進事業費補助金から水田産地化総合推進事業費補助金への一部組み替えのほか、グリーンツーリズム推進事業に対する都市農村交流対策事業費補助金でございます。

8ページをお願いいたします。一番上からでございます。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、市庁舎建設等寄附金100万円の増額補正は、市庁舎建設等に対し、1個人から寄附を受け入れたものでございます。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を3,000万円増額補正いたしております。20款諸収入、4項、2目雑入、1節総務費雑入、長寿社会づくりソフト事業費交付金100万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの平成30年度地域イベント助成事業において、ノスタルジック人吉10周年記念事業に対する補助が採択されたものでございます。

9ページをお願いいたします。21款市債につきましても、第3表地方債補正にて御説明をいたしましたので、省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。次に歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費350万2,000円の増額補正は、新たに設置をいたします空き家等対策協議会における委員等報酬のほか、JR肥薩線における大畑駅舎・矢岳駅舎譲り受けに伴う維持管理経費、19節負担金、補助及び交付金の補助金において、地域イベント助成事業補助金1件分、ノスタルジック人吉10周年記念事業などでございます。7目企画費156万円の増額補正は、次期第6次人吉市総合計画策定に向けた市民意識調査に要する経費でございます。

11ページをお願いいたします。一番下のところでございますが、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費220万4,000円の増額補正は、生活保護基準の見直しに伴う生活保護システム改修に要する経費でございます。

12ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費73万3,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金において、人吉市グリーンツーリズム推進協議会に対する補助金のほか、人吉市農業再生協議会に対する経営所得安定対

策等推進事業費補助金から水田産地化総合推進事業費補助金への一部組み替えなどがございます。1つ飛びまして、5目農地費119万7,000円の増額補正は、15節工事請負費で、七地地区における農業用排水路の破損により排水路のり面の崩壊が進んでおり、復旧するための経費でございます。その下でございます。2項林業費、2目林業振興費410万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の負担金において、くま中央森林組合管内の4市町村、人吉市、錦町、あさぎり町、山江村などにより協議会を設立し、新たなスマート林業事業に取り組むための協議会運営負担金のほか、同じく19節の補助金におきまして、作業道2路線の開設に伴う補助金でございます。

13ページをお願いいたします。7款、1項商工費、3目観光費4万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の負担金において、人吉球磨管内の10市町村などで構成いたします日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会負担金でございます。また、協議会設立に伴い、これまでひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金として計上いたしておりました負担金につきましても、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会負担金（旬夏秋冬キャンペーン事業）へ組み替えをさせていただくものでございます。5目（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設管理費1,796万1,000円の減額補正は、当初予算において仮称の施設名称にて管理経費を予算計上いたしておりましたが、今議会におけるまち・ひと・しごと総合交流館の設置及び運営に関する条例提案とあわせまして、7月以降の施設管理経費を新たな目を設定し、7款、1項、6目へ組み替えさせていただくものでございます。その下でございます。14ページにかけてでございますが、6目——これは新しい目でございます——まち・ひと・しごと総合交流館管理費2,444万1,000円の増額補正は、7月以降の施設管理経費を7款、1項、5目から組み替えるもののほか、13節委託料において、これまでの国民宿舎くまがわ荘から、まち・ひと・しごと総合交流館へ用途を変更するための確認申請設計業務委託や、今後の施設改修に向けた耐震診断等業務委託に要する経費でございます。

引き続き、14ページをお願いいたします。中ほどのところからでございますが、8款土木費、4項都市計画費、3目公園整備費300万円の増額補正は、13節委託料において、人吉クラフトパーク石野公園における道の駅の登録を目指した登録申請資料作成業務委託などの経費でございます。

15ページをお願いいたします。中ほどのところからになります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費225万9,000円の増額補正は、日本語の学習支援が必要と認める児童等に対する日本語支援に要する経費でございます。2項小学校費、2目教育振興費60万円の増額補正、及び、16ページの一番上でございますが、3項中学校費、2目教育振興費30万円の増額補正は、平成29年度に株式会社人吉・球磨林業機械センターからいただきました寄附金90万円を活用し、各小中学校においてICT機器を購入する経費でございます。

引き続き、16ページの中ほどになります。6項保健体育費、2目体育施設費69万7,000

円の増額補正は、川上哲治記念球場におけるベンチ内壁掛け式扇風機の購入経費などでございます。

17ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、3目人吉市庁舎建設等基金費100万円の増額補正は、市庁舎建設等に対する寄附金を庁舎建設等基金へ積み立てるものがございます。

最後に、14款、1項、1目予備費を152万6,000円増額補正いたしております。

以上で議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明を終わります。

引き続きまして、報告案件でございます。報第1号平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書の19ページから20ページまででございます。議案書の20ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業は、表の中ほどより少し右の欄になりますが、翌年度通次繰越額が2億1,800万円でございます。その財源内訳でございます。さらに、表の右側をごらんいただきたいと存じます。地方債が一般単独災害復旧事業債の2億1,800万円となっております。その下でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業は、翌年度通次繰越額が2億4,340万7,000円でございます。その財源内訳でございますが、国庫支出金が社会資本整備総合交付金の1億3,107万9,000円、地方債が社会資本整備総合交付金事業債の9,020万円、その他が人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金の2,212万8,000円となっております。その下でございます。大規模修繕・更新事業——これは曙橋補修事業でございますが、翌年度通次繰越額が1億239万7,000円でございます。その財源内訳でございますが、繰越金——いわゆる一般財源でございますが、462万円で、特定財源として、国庫支出金が大規模修繕・更新事業費補助金及び社会資本整備総合交付金の5,687万7,000円、地方債が大規模修繕・更新事業債の4,090万円となっております。

続きまして、報第2号平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の21ページから23ページまででございます。まず、議案書の22ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費が、旧商工センター解体撤去事業と新市庁舎建設敷地水路付け替え用地測量事業、麓町庁舎等解体撤去事業の3件。6款農林水産業費、1項農業費が、団体営農業農村整備事業の1件。7款、1項商工費が（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設整備事業の1件。8款土木費、1項土木管理費が、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業の1件。2項道路橋梁費が、社会資本整備総合交付金事業瓦屋川村線、道路改良事業下林北願成寺線（中林町工区）、道路改良事業蟹作地内第4号線用地取得費、社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線（中林町工区）、社会資本整備総合交付金事業下林

北願成寺線（瓦屋町工区）、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業の6件。3項住宅費が、社会資本整備総合交付金事業市営団地外壁改修事業の1件。4項都市計画費が、社会資本整備総合交付金事業瓦屋公園等施設改築事業、社会資本整備総合交付金事業下林願成寺線の2件。

次に、23ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費が、小学校屋外トイレ建設事業、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業の2件。3項中学校費が、中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業の1件。7項学校給食センター費が、学校給食センター配送車購入事業の1件となっております。合計19件の繰越計算書でございます。また、翌年度繰越額の合計額は、23ページの表の一番下の欄、計のところの左から2番目になりますが、5億5,073万2,000円でございます。

次に、その財源内訳でございますが、翌年度繰越額の右側から既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっております。一番下の欄の計のところの合計額となっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆様、おはようございます。それでは、報第3号及び報第4号について御説明を申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。初めに、報第3号平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして御報告させていただくものでございます。

繰り越しは4件で、まず古仏頂水源地環境整備工事、繰越金額631万8,000円。これは事前に実施しました古仏頂水源地環境整備測量設計業務委託において、湧水箇所の確認や地元の飲料水供給施設管理組合との協議等に日数を要し、また入札の不調も伴い、年度内完了が困難となったものです。

次に、井ノ口減圧弁改良工事、繰越金額259万2,000円。これは平成30年2月初めに、突発的な減圧弁のふぐあいが発生し、緊急的な工事となったため、適正工期の確保ができなくなり、年度内完了が困難となったものです。なお、この減圧弁とは、井ノ口配水池からの配水圧を適正圧力で配水するための弁でございます。現在は調整ができませんが、幸いなことに通常圧より若干低い圧に固定されているために、現時点での配水には影響がないところでございます。

次に、原城配水池詳細設計業務委託、繰越金額1,458万円。これは詳細設計の前に平成28年度に原城配水池基本設計業務委託を行っておりますが、その報告書と、熊本地震での実際の被害等との検証に日数を要したことにより、年度内完了が困難となったものです。

最後に、井ノ口第二水源地自家発電施設設計業務委託、繰越金額421万2,000円。これは整

備検討を行う上で基礎資料となります井ノ口第二水源地地質調査業務委託において、現地調査に想定より日数を要したことにより、年度内完了が困難となったものです。

いずれも、1款資本的支出、1項建設改良費でございまして、繰越合計額は2,770万2,000円でございます。財源内訳でございますが、当年度分損益勘定留保資金を充てております。

次に、議案書の25ページをお願いいたします。報第4号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、同じく地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして御報告させていただくものでございます。

繰り越しは、1款資本的支出、1項建設改良費1件で、繰越額は4,100万円でございます。これは矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託でございまして、日本下水道事業団に改築更新工事を包括して委託しているもので、入札の不調に伴い不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難になったというものでございます。財源内訳でございますけれども、国庫支出金2,050万円、企業債1,840万円、当年度分損益勘定留保資金210万円を充てております。

以上、御報告申し上げます。

○**経済部長（福山誠二君）**（登壇） 皆様、こんにちは。私のほうから、報第5号くま川下り株式会社の経営状況につきまして、御報告をさせていただきます。別冊の報第5号でございます。

くま川下り株式会社は、御承知のとおり、本市を代表いたします観光株式会社でございまして、昨年9月に人吉市議会及び人吉温泉旅館組合から御支援をいただき、経営コンサルタントを交えまして、今後、会社が進むべき羅針盤となる新たな事業再生計画を策定し、課題解決に向けて邁進している状況でございます。関係各位の御支援と御協力に心から感謝を申し上げますところでございます。

それでは、お手元の資料によりまして、要点を中心に御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。第56期決算報告書でございまして、事業期間は平成29年3月1日から平成30年2月28日まででございます。

2ページをお願いいたします。事業概況でございますが、第56期のくま川下り株式会社は、川下りの遊覧船事業、国民宿舎くまがわ荘の宿泊事業、ラフティングや売店等のその他事業の3部門を柱に事業を推進しておりました。第56期決算につきまして、1,000円単位で御報告を申し上げます。

平成28年4月に発生いたしました熊本地震による風評被害等の影響もあり、前期は大きく実績を落とす結果となっております。しかしながら、各復興支援、JR九州のキャンペーン等の効果もあり、結果といたしましては、総事業収入はくまがわ荘の閉館により売り上げが減少した関係で1億2,235万5,000円、これは対前年71.3%と減収はしておりますが、経費圧縮に努めまして、経常利益113万8,000円を計上することができました。平成22年度から7期

連続の赤字、さらに平成27年度から債務超過の状態にありますが、平成21年度以来8年ぶりの黒字転換となったところでございます。

次に、遊覧船事業でございます。当期は、目標をミドルコース3万3,500人、ショートコース1,100人とし、船頭14名、稼働船舶7隻での運行をされております。ミドルコースを営業の柱とし、短い乗船時間でもおもてなしの心を持ちまして、櫓漕ぎ体験や、船頭との会話を楽しんでもらうとともに、下船後もシャトルバスで安全に送迎を行っているところでございます。熊本地震の影響で落ち込んだ前期と比較いたしまして、悪天候のために8月、9月は振るわなかったものでございますが、それ以外の月では前年を上回り推移をいたしております。船賃収入といたしまして7,556万1,000円、対前年134.6%となっております。前期より1,943万5,000円の増収となっております。

3ページをお願いいたします。レストラン「くまがわマルシェ」につきましては、セット券の販売や雑誌掲載、新聞広告掲載で利用客の増加に努めましたが、8,148人、対前年79.5%の利用で、売り上げといたしましては1,084万7,000円、対前年77.3%となっております。なお、「くまがわマルシェ」につきましては、年々売り上げが減少していることと、調理場の後継者不在等の課題もありまして、5月中旬から休業をし、今後は自営以外の店舗利用料獲得の方向で検討をされております。

次に、宿泊事業でございます。御承知のとおり、平成11年度から業務の管理運営を委託していました宿泊部門の国民宿舎くまがわ荘は、平成29年3月末をもって閉館いたしております。それに伴いまして、平成29年3月31日までの指定管理協定期間の満了をもちまして、指定管理の更新をいたしておりません。閉館までの実績といたしまして、宿泊人数174人、これは対前年3.3%、休憩宴会人数1,158人、対前年4.6%の利用となっております。総売上が318万円、対前年4.7%となっております。

その他事業でございますが、売店物品販売につきましては、会社全体の売り上げで582万7,000円、これは対前年78.8%でございます。くまがわ荘閉館に伴う減収はございましたが、くま川下り売店につきましては、来場者の増加に伴い売上高572万円、これは対前年116%でございます。増加となっているところでございます。

ラフティング事業につきましては、集客目標を1,900人と定めまして、実績といたしましては利用者1,769人、これは対前年124.8%でございます。収入につきましては976万8,000円、対前年121.9%と、昨年より実績は上がってはおりますが、教育旅行のラフティング体験を熊本地震前の水準まで戻すには、まだまだ時間と集客努力が必要かと存じます。

4ページをお願いいたします。草刈り業務といった請負事業につきましては、昨年並みの受注となったところでございます。

その他事業部門の総収入といたしましては3,199万2,000円、これは対前年98.8%でございます。

5 ページをお願いいたします。球磨川下り株式会社の貸借対照表でございまして、資産合計、負債・純資産合計ともに1億3,594万8,331円となっております。

6 ページをお願いいたします。損益計算書でございまして、まず、営業損益につきましては、純売上高合計が1億1,865万2,220円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益が22万8,332円でございます。これに営業外損益を含めた経常利益が113万8,339円となっております。

7 ページをお願いいたします。第57期事業計画書でございまして、事業期間は平成30年3月1日から平成31年2月28日でございます。

次のページ、8 ページをお願いいたします。事業計画でございまして、新たな事業再生計画の策定をもとに、今後課題解決に向けまして計画を進めていく上で、課題の中から、前期からの懸案事項でございまして、大きく4つございまして、上から6行目でございまして、1つ目に「新造船の取得」、2つ目に「船頭の確保及び永年勤続できる体制づくり」、3つ目に「下流域のコース確保」、4つ目が「くまがわ荘に代わる新たな収益事業の開発」。以上の項目につきまして、難題ではございますが経営安定化のため、課題解決に向け、邁進されるとのことでございます。

営業面におきましては、くま川下りを、スリルだけではなく、伝統と文化を基調といたしました情緒や優雅さを強調し、船旅本来の魅力と、櫓漕ぎ体験などの思い出といたしまして記憶に残るようなサービスにも心がけ、販売促進につなげていくことを徹底していきたいとの方針でございます。

また、宣伝広告につきましても、引き続き、テレビ番組の製作協力などによります放映、旅行雑誌の記事掲載に積極的に協力するとともに、インターネットを介した情報発信の整備、船頭並びに職員の接客対応の向上などに取り組まれる方針でございます。

一方で、インバウンド観光客の増加に対しまして受入体制の早急な対応に取り組むとのことであり、営業全般において各種関係機関との連携も欠かすことなく行うとの方針でございます。

ラフティングに関しましては、引き続き、教育旅行の誘致に努められるとのことでございます。

その他、運転資金の調達を初め、数多くの課題がある中で、取引金融機関から借入金返済の元金を据え置いていただいた1年を充電期間と捉え、体力の回復を図り、経営基盤をより強固なものにするために、シーズンオフ期間における収益の確保へ積極的に取り組むことで安定した雇用環境を整備し、さらなる増収に努め、観光を通して地域の発展に寄与し、球磨川下りを後世に残すべく精いっぱい努力されるとのことでございます。

9 ページをお願いいたします。以上の事業計画のもと、第57期の目標を、川下り乗船客数3万2,600人、ラフティング利用客1,800人と設定し、全役職員一同、力を合わせて精進して

まいるとのことでございます。

10ページをお願いいたします。第57期の損益計画書でございます。数値は事業再生計画に合わせております。船賃収入などの純売上高1億849万9,000円、営業損益は26万5,000円で、営業外損益を含めました経常利益を33万9,000円と見込んでいるところでございます。

以上、くま川下り株式会社の経営状況につきまして報告いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時37分 散会

平成30年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月12日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成30年6月12日 午前10時 開議

- 日程第1 議第48号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第49号 人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第3 議第50号 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第51号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第52号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第53号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定について
- 日程第8 議第55号 損害の賠償について
- 日程第9 議第56号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第57号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 報第1号 平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第2号 平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第3号 平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第4号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第56期決算報告書及び第57期事業計画書）
- 日程第16 一般質問
1. 仲村勝治君
 2. 福屋法晴君
 3. 平田清吉君
 4. 宮原将志君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山下正純君
総務部次長	丸本縁君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君

水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栞原亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康德君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） おはようございます。17番、仲村勝治でございます。通告に従いまして質問いたします。

3月していませんから数が多いございますが、しっかりと進めてまいりますのでよろしくお願いたします。

通告の項目では、人口ビジョンと人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設等総合管理計画、学校施設、施政方針の項目の順で質問してまいります。

平成27年10月に、人吉市人口ビジョンと人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略が作成されています。人吉市人口ビジョンは、人口の現状分析と人口の将来の見通し、人吉市のアンケート調査等が記載され、対象期間は2060年まで設定されています。人口ビジョンについて質問いたします。

人吉市の人口の将来を展望するために、合計特殊出生率、社会移動率の仮定値が設定してあります。人吉市統計年鑑資料によりますと、人吉市の合計特殊出生率の最も低いのが1.73で、最も高いのが2.24でございます。2.1を超えたのは、平成19年（2007年）と平成20年（2008年）の2カ年であります。平成24年（2012年）の合計特殊出生率の全国平均は1.41、熊本県平均は1.62。人吉市の人口の将来を推計するための合計特殊出生率を、2.1という高い数字を採用した考えをお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

この合計特殊出生率を2.1とした理由でございます。先ほど議員も申されましたが、人口ビジョン作成に当たり、人口が長期的に増減せず一定となる出生の基準、いわゆる人口置換水準が2.1まで上昇した場合におけるシミュレーションを行っておりますこと、また、本市の人口の将来展望における条件の設定として、合計特殊出生率は平成20年に2.24、平成24年に2.06と、全国と比較して高い数値を記録していることから、人口の将来展望を推計する

に当たっては、2.1で平成72年、2060年まで続くと仮定すると設定をしていることなどがございませう。

本市の合計特殊出生率は、人口ビジョンに記載のとおり、全国平均1.41や熊本県平均1.62と比較して高い水準にございませうことから、その水準を維持し、伸ばしていくため、総合戦略における基本目標3の数値目標につきましても、ビジョン策定時の合計特殊出生率の数値等に鑑み、2.1という数値を設定したとございませう。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 次の、総合戦略の成果と問題点について質問いたします。

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人吉市の人口減少が地域経済に与える影響や、人口減少に歯どめをかけるための事業が計画され、取り組み期間は平成27年4月より5年間です。人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する取り組み内容を報告されました。総合戦略には、基本的な考え方に基づく基本目標が4つと、5年後のそれぞれの数値目標が示されています。基本目標3の項目で、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業は、数値目標が、合計特殊出生率が2.1が目標にございませう。基本目標3の平成27年度と平成28年度を比較した場合、平成28年度の、学校給食費の一部助成を除いて、実績が下がっていますが、どうしてなのにお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3の実績が下がっている事業についてのお尋ねにございませう。基本目標3の中に、関係事業として8つの事業を上げており、平成27年度と比較し、平成28年度は3つの事業について実績が下がっております。

まず、ひとり親家庭、多子世帯、生活困窮者等への包括的な支援の推進の項目の、自治体ワンストップ窓口への相談件数にございませうが、こちらはひとよし生活困りごと支援センター等への相談件数にございませうして、平成27年度が153件、平成28年度が120件となっております。生活困窮者等の問題につきましてもは、顕在化していない問題をいかに掘り起こしていくかということが重要になってまいります。

一方で、同センターの取り組みや自治体の支援など、さまざまな取り組みにより問題解決に導くといったこともございませうことから、相談件数自体が減少するといった状況も考えられるとございませう。

次に、家庭の時間づくりプロジェクト推進の項目の、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等の参加者数にございませう。平成27年度が76人、平成28年度が4人となっております。これらのセミナーや講習会につきましてもは、県や市などで研修等を行ってまいりましたが、平成28年度は熊本地震の影響もあり、開催自体ができなかったという事情にございませう。なお、昨年度から、人権関係の講習などと合わせ研修を再開しております。今後とも、ワー

ク・ライフ・バランスに関する啓発に努めてまいります。

最後に、子供たちの教育分野に係る多面的な支援の項目の、放課後パワーアップ教室に係る全児童に対する受講者割合でございますが、こちらにつきましては後ほど教育部のほうからお答えさせていただきます。

いずれにしましても、総合戦略の期間内において、問題の分析、課題の抽出を行いながら、その改善策を検討し、目標数値である最終年度、平成31年度のK P I 達成に向け、各事業を展開してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 8つのうち、3つが下がっていますが、それでは、次の質問に入ります。

平成27年度と平成28年度を比較した場合、平成28年度の放課後パワーアップ教室に係る全児童数に対する受講者数は、35.7%から16.5%に減少しています。第2次人吉市教育振興基本計画の、夏休み・放課後パワーアップ教室事業の主な成果と実績を見ますと、平成28年度は全児童数に対し34.5%の受講者数となり、児童の学力充実・育成・向上に寄与できました、とあります。夏休み・放課後パワーアップ教室事業の主な成果と実績は2つあるのか、34.5%と16.5%どちらが本当なのか、お尋ねしておきます。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、おはようございます。私のほうから、放課後パワーアップ教室のK P I のほうを説明させていただきます。

全児童数、1年生から6年生までを分母にした受講割合が、16.5%でございます。放課後パワーアップ教室の対象となる4年生から6年生の児童に対する受講割合は、34.5%でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 子供たちの教育分野に係る多面的な支援の、学校教育課の放課後パワーアップ教室事業につきましては、第1次教育振興基本計画の確かな学力の育成では、全ての児童・生徒に一定水準の教育を保障するとあります。定員制を廃止すべきではないか、目標の40%を達成すべきではないかと思いますが、これについてお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

放課後パワーアップ教室の取り組みは、教職員OB、地域や保護者の方々が、学習サポーターとしての絶大なる御協力のもと、毎年度開催することができております。

しかしながら、近年は、必要な学習サポーターの人数確保に苦慮している現状がございます。平成28年度から、放課後パワーアップ教室の参加児童数に上限を設けさせていただいております。現状の学習サポーター数で、児童の基礎学力の定着・向上を図り、学習意欲を高

める本事業を継続していくためには、一定の上限を設けながら取り組んでいく必要があると判断をしております。

また、放課後パワーアップ教室の目標値につきましては、本計画策定時の実績で、受講者の割合は39.1%でございました。事業継続を目的とし、目標値を現状維持の40%で設定したところでございます。現在の対象児童数から、目標値である40%で人数を割り出した場合、330名の児童が受講するという計算になります。現在、1学年25名で上限を設けておりますが、各学校25名ずつの3学年、4・5・6学年でございます。1学年25名以内の小規模な対象児童がある学校——小規模校でございますけれども、全員が受講した場合、受講者割合は50%近くになりますことから、目標値の設定はおおむね妥当であると判断をしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今の回答で、必要なサポーターの人数不足を理由に、上限を設定して定員制にしたことになってますが、目標値は50%になるということですが、私は、定員制は教育基本法の第4条にあります教育の機会均等によって、定員制の上限はなくすべきだという考えを持っておりますが、これは私の考えでございますので、この50%の目標はぜひとも達成していただきたいと思っております。

それでは、次の公共施設等総合管理計画に移っていきます。

公共施設等総合管理計画について質問します。平成29年3月の定例会で一般質問しています。その後の経過について、項目ごとに回答をお願いします。

1番目に、個別計画は各施設所管課で策定したのか。これについては、計画策定の指針の中に記載すべき事項があります。1つには数値目標がありますが、回答は、1人当たりの床面積については、個別計画の中で検討する、との回答でありました。その後、個別計画は各施設所管課で策定したのか、お尋ねします。

2番目に、固定資産台帳の整理は完了したかについては、工事履歴、耐震の有無、維持管理費、サービス内容などを整理した固定資産台帳について質問しましたが、回答は、基本台帳は作成される、でありました。固定資産台帳の整理は完了したのか、お尋ねしておきます。

3番目に、意見交換会はされたのかについて。公共施設管理計画をつくって、走らせて、さまざまな中で意見交換会をやっていく、と回答されました。意見交換会は実施されたのか、お尋ねいたします。

4番目に、情報公開はされたのかについては、全ての情報は公開する回答でありました。情報は公開されたのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） おはようございます。お答えいたします。

議員御質問の、過去の一般質問に関するその後の状況について、お答えいたします。

まず、個別施設計画につきましては、各施設管理所管課におきまして策定することといたしており、現在、市営住宅、都市公園、市道、橋梁、上下水道について、策定が完了している状況でございます。他の施設につきましても、平成32年度策定を目指し、準備を進めているところでございます。

次に、固定資産台帳につきましては、基本情報の整理はできておりますが、施設マネジメントに係るデータの集約、整備、こういったものを現在行っているところでございます。

次に、意見交換でございますが、公共施設等総合管理計画策定に際しましては、各校区、年齢層ごとに2,000人を抽出いたしまして、意識調査を実施しております。今後は、個別施設計画策定におきましても、各施設の利用状況に応じ、意見交換会やアンケートなど、何らかの形で施設利用者が地元住民の皆様の御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

次に、情報公開につきましては、公共施設等総合管理計画を市のホームページにて公開いたしましたところでございまして、今後、個別施設計画が策定され次第、その都度ホームページにより公開してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 現在、データを収集しているという固定資産台帳でございますが、計画策定の指針の中では、固定資産台帳については、地方公会計の関係にも国は言及しております。複式簿記の導入や固定資産台帳の整備は新しい財務書類の基礎となりますので、しっかりとした台帳の作成はお願いして、申し添えておきます。

それでは、2回目の、公共施設等総合管理計画実施計画の策定についてお尋ねいたします。

平成29年5月29日、全員協議会で公共施設等総合管理計画の最終報告がされました。内容は、変更点、要点、今後の進め方が記載されております。今後の進め方で、公共施設等総合管理計画実施計画を策定することになっているが、策定されましたか。お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の公共施設等総合管理計画施設管理実施計画の策定についてでございますが、この施設管理実施計画は総合管理計画の計画期間を4期に分けておりまして、1期を10年として策定をするものでございます。市の総合計画及び中期財政計画との調整を図りながら、今年度中に第1期実施計画を策定する予定としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、次の、人口動向の推計についてお尋ねいたします。

人口の動向で、合計特殊出生率が上昇すると仮定した推計を、将来展望として独自に推計したと記載されております。人吉市人口ビジョンによりますと、社人研推計準拠では、平成

72年（2060年）の人口は1万6,440人となっています。独自推計では1万457人増加の2万6,897人が総人口となります。未来の人口は誰もわかりませんが、公共施設の建物などは残ります。公共施設等総合管理計画の人口の見直しの考えはあるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画に記載してあります人口動向の推計は、当市の人口ビジョンにおける将来の展望として推計したものでございます。議員御指摘のとおり、人口は常に変動いたしており、いずれかの時点での見直しは当然必要と考えているところでございます。市といたしましては、第2期実施計画の策定期間におきまして見直すことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 公共施設等総合管理計画の推進会議について、お尋ねいたします。個別施設計画、施設管理実施計画の精査、中期財政計画及び実施計画の確認等が推進会議ではされていますが、何回されて、それぞれの議題内容についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の推進に当たりましては、全庁的な取り組み体制が必要であると考えております。副市長をリーダーとする推進会議は開催しておりませんが、市総合計画及び中期財政計画の担当部署とは連携を密に図りながら、公共施設等総合管理計画を年次的・計画的に推進していくことといたしております。現在、契約管財課、それから財政課を中心に準備を進めておまして、早急に方向性を定めて取り組んでいくことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 次の、FMの体制は取れないかについて質問いたします。

現在までの回答では、公共施設等総合管理計画があまり進んでいないようでございますが、私は平成29年度政策・実務研修の「人口減少を前提としたこれからの自治体経営」に参加をいたしました。事例紹介で、千葉県佐倉市の資産管理経営室長より、佐倉市のファシリティマネジメントの取り組みについて事例発表がありました。ファシリティマネジメントとは、土地・建物・設備や、それらを取り巻く内外の環境であるファシリティを経営資源と捉え、経営的視点に基づき、コストの最小化や施設効用の最大化を図るための総合的・長期的視点から、ファシリティを戦略的、かつ適正に管理活用していくという経営管理手法のことをいう、とあります。

人吉市においても、各課の連携では、意見の統一や意思の決定時に時間がかかると考えます。人吉市が人口減少をしていく現在、職員の仕事に対する意識の改革、組織機構の改革なくしては、人吉市に明るい未来はないと思います。ファシリティマネジメントを取り入れた、資産管理室のような体制をとれないのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

公共施設ファシリティマネジメントの専門部署での取り組みができないかということでございますが、公共施設等総合管理計画の推進に当たりましては、市有施設の効率的な維持管理や、さまざまな課題を解決するために、施設情報を一元管理しまして、専門部署により個別施設計画の策定支援、及び、計画の進捗管理を行い、部局を超えた横断的な全庁的取り組みが必要であると認識をしているところでございます。

まずは、総務部、企画政策部が中心となり、事業課と連携を図りながら推進してまいりたいと存じます。議員御提案の、専門部署による体制も選択肢の1つと考えますので、他市の状況を参考にしながら、早急に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 市有施設の情報の一元化は大変重要でございますので、よろしく願いしておきます。それについての今後の策定スケジュールについてでございますが、公共施設等総合管理計画を進める上で、財政措置は最も重要でございます。公共施設等適正管理推進事業債には、いろいろな事業がございます。最も有利な集約化・複合化事業は、次の3つの要件を全て満たす事業を対象としています。

1つは、公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づいて行われること。2つは、公共施設の集約化事業及び複合化事業であること。3つが、全体として、延べ床面積が減少することの3つでございます。このように、国は厳しい条件をつけていることを住民に示し、住民と意見交換をしながら計画を進めなければならないと思います。今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今後は、公共施設等総合管理計画につきましては総務省からのガイドラインに従い、改定を行ってまいりたいと存じます。

個別施設計画につきましては、有利な起債を活用できます期限内の策定を目指し、順次取りかかりたいと考えております。合わせまして、市民の皆様にも、今後、人口減少が加速する中、公共施設のあり方、適正管理が市の健全な財政運営に影響することを十分御説明し、御理解をいただきながら、個別施設計画策定を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 財政措置は最も重要でございます。集約化・複合化事業は、交付税算入率が、ほかと違いまして50%でございますから、ほかは30%でございますが、このことをよく考えてもらって、期限内に作成をお願いしたいと思います。

それでは、次の学校プールについてお尋ねしてまいります。

小学校プールの設置基準は必置か。学校には、体育施設として運動場、体育館、プールがあります。昭和36年、スポーツ振興法が制定され、国による学校プールへの補助が定められました。運動場、体育館とは違い、学校プールは、小学校設置基準に必置義務とされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

小学校プールの設置基準についての御質問ですが、小学校設置基準で定められているものの中に、施設として必ずプールを設置しなければならないと明確に記載してあるところはございません。なお、プールに関する安全確保につきましては、施設面、管理運営面におきまして、平成19年3月に文部科学省と国土交通省から示された、プールの安全標準指針により位置づけられており、また、学校保健安全法により定められた学校環境衛生基準により、児童の健康状況、適切なプールの衛生管理や環境についても規定されておきまして、しっかりと子供たちの学習環境の確保がなされているものでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、年間の体育の時間数と水泳授業の時間数についてお尋ねいたします。

昭和46年に実施された学習指導要領に、体操、器械体操、陸上運動、ボール運動、ダンスの主要な運動領域に水泳が加えられました、とあります。現在、学習指導要領では、各教科の中で、小学校の体育の時間数はどのくらいかお尋ねします。また、体育の時間数の中で、水泳の時間数はどのくらいかをお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校における体育の授業時間数は、学習指導要領において、1年生が年間102時間、2年生から4年生までが年間105時間、5・6年生が年間90時間と定められております。

水泳の授業でございますが、小学校1・2年生では水遊びとなっております、3・4年生では浮く・泳ぐ運動、5・6年生では水泳、このように領域が位置づけられており、一部の領域の指導に偏ることのないように配当し、全ての領域の指導がバランスよく行われることが示されております。

その中で水泳の領域は、全学年、6月から7月にかけて10時間程度の授業を計画し、実施しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、中止された水泳の時間数をお尋ねします。気温が低かったり、雨風が強かったりしたら授業は中止となりますが、中止となった時間数はどうするのか。6月から7月までが10時間、その時間は確実に確保されるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

プールの水温が低かったり、降雨などの天候等、一番は雷だそうでございますが、水泳に適さない場合、子供たちの健康面と安全面を考慮して、予定しておりました水泳の授業ができない場合がございます。その場合、各学校によって状況は多少異なりますが、他教科の授業と入れかえて、別の日に水泳の授業を行うなどして水泳の授業時間の確保に努める等の対応をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、次の、教員採用試験に水泳実技試験はあるのかについて質問いたします。

東京都での水泳の実技試験が廃止された以降、水泳の実技試験は廃止の傾向にあります。平成21年度の小学校教員採用試験では、埼玉県、新潟県、千葉県、千葉市などが廃止しているそうでございます。熊本県では、教員採用試験に水泳実技試験はあるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

熊本県の公立学校教員採用選考考査——試験でございます——においては、小学校教員試験、二次考査の——二次試験でございますが——体育実技考査において、水泳50メートル完泳がございます。水中からのスタート、フォーム、呼吸の仕方、そして50メートルを泳げることを主な観点として、考査が行われるようでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 水泳指導についてお尋ねいたします。

水泳教師は、スイミングクラブやスポーツクラブで職業として働く指導者の知識と技能の基準に沿って養成された指導者であります。指導を専門とした資格として位置づけされております。夏期のみの実施時間が少ない授業時間では、教師の指導力、専門的知識が低いことが考えられます。児童・生徒の水泳の授業は、水の中で実施されます。安全面での指導はされているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

まず、プールの安全管理につきましては、文部科学省からのプールの安全標準指針が示されておりますので、各学校におきましては、吸い込み事故を未然に防止するための排水溝の蓋などの固定や吸い込み防止器具の設置など、指針に基づいて施設設備の安全点検及び確認を徹底し、事故防止に努めているところでございます。

水泳指導の安全対策につきましては、プール開きの——プールにおける最初の授業の日でございますけれども、全児童に安全な水泳の心得について指導し、安全にかかわる指導の徹底

を図っております。また、学習指導要領においては、小中学校の授業では飛び込みにおける指導は行わないこととなっておりますので、水中からのスタートの指導を徹底しておるところでございます。さらに、水泳の時間には複数の教員で指導に当たっており、十分な監視及び指導体制の確保と、水泳の授業の際は必ずAEDをプールに持ち込む等の緊急時への備えと連絡体制の徹底を図っているところでございます。

また、水泳の指導力につきましては、毎年、体育実技講習会が行われておりまして、指導力に不安を持っておられる教員は、講習会に参加して指導力の向上に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、プールの維持管理のことで2点質問いたしますが、1点目は、改修改築工事費の管理は、各学校の個別計画を作成するとき必要でございます。改修改築工事の履歴は必要と思いますが、管理されているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校プールについての改修や改築工事の管理につきまして、お答えいたします。人吉東小学校は、平成19年度に改築し、工事費は1億931万円でございます。人吉西小学校は、平成25年度に改築し、工事費は1億1,124万円でございます。東間小学校は、平成25年度に改築し、工事費は1億705万円でございます。大畑小学校は、平成24年度にプールサイドの改修、平成26年度に塗装工事を行い、工事費は1,505万円でございます。西瀬小学校は少し経年しておりますが、平成7年に改築し、工事費は8,413万円でございます。中原小学校は、平成25年度に改築し、工事費は1億307万円でございます。合計で5億2,985万円であり、おおよそ5億3,000万円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） プール施設の運営コストについて質問いたします。

個別計画を作成するとき、光熱水費と運営費は各学校で算出されているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校プールの運営コストにつきましては、市内小学校6校で押さえておりまして、光熱水費が年間おおよそ180万円ほど、ろ過器の点検整備手数料が48万円ほど、その他水質点検や消毒の費用が180万円ございまして、合計で400万円を超える額でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 年間の維持管理について質問いたします。

1年間を通して、6月と7月、その他の月は利用しない、少ない日数でしか利用しないプールの清掃、安全点検等は、学校が管理しているのかお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校のプールの維持管理につきましては、通常の機械点検や水の管理などにつきましては学校現場で行っているところでございます。プール施設の修理などにつきましては、補修箇所があった場合は学校から教育委員会に連絡をいただきまして、教育委員会が現場を見て、業者との対応等をしておりまして、光熱水費の支払いなどの事務手続きも教育委員会で行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、夏休みにおいて地域に開放しているかについてお尋ねいたします。夏休み期間中、小学校のプールから子供たちの声が聞こえないと、地域の人たちは寂しい思いをしています。夏休みのプール施設の利用は、児童の身体の発達に重要であります。市内の各小学校は地域に開放しているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校プールの夏休みの開放状況でございますが、教育委員会としましては特に開放を禁じているわけではございません。プールの事故や、各団体の方々のプール監視体制のための人員の整備の問題などもあり、近年はあまり利用がない状況でございます。現在のところ、今年度もまだ申請がないところでございまして、ここ数年は、一、二園の保育園から、学童保育の夏休み利用ということで申請があっている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、次の、官民連携について質問いたします。

6月から7月まで、プールの時間数は10時間。財政的にも、先生の指導などいろいろ聞いてきましたが、市長は、民間にできることは民間に、民間の活力を生かすと言っておられます。学校プールを利用しない水泳授業の新しい取り組みが紹介されています。千葉県佐倉市では、プールの維持管理費を抑える目的で、学校プールから民間プールを利用しています。神奈川県海老名市では、天候に左右されることなく授業を計画的にできる利点のため、学校プールから市民プールを利用しています。神奈川県横浜市では、共同利用の可能性を検討するため、学校プールから学校プール——これ拠点校でございまして——を計画して共同利用をしております。プールを1つの学校で1つずつという考え方は、財政的、児童・生徒の減少などの理由により、なくなっていると思います。民間の活力を利用する考えはないか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

学校プールを廃止し、民間プールを利用することにつきましては、現在、市が進めております公共施設等総合管理計画の中で考えますと、今後、想定される公共施設の改修・改築の費用の面においては大変効果のあるものと考えますし、今、議員もおっしゃいましたように、私もよく申し上げております、民間との連携という考え方にも当てはまるものでございます。

ただし、本市の小学校を取り巻く環境、地域の実情を考えますと、民間プールの数の問題、学校プールの防災拠点としての役割、市民プールの老朽化問題、学校運営の問題など、教育的観点の課題もありますことから、この場で判断を申し上げることは差し控えたいと存じます。今後、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画が策定され、施設管理実施計画が進められていく中で、地域の意見を聞きながら、さまざまに議論をされ、総合的に判断していく上での選択肢の1つとして検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 個別施設計画の管理計画の中で考えていくということでございますが、民間プールの活用のメリット・デメリットについて多くございます。一応、教育委員会のほうに調査をお願いしておりましたので、結果をお尋ねしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） 一般的な部分で御説明をさせていただきます。

まず、メリットでございますが、民間プールを活用しますと、施設の改修・改築の費用、水道代等の光熱水費や維持管理に係る費用も、当然不要になります。それから、専門指導者による効果的な指導や、一般的に屋根付でございますので、天候に左右されない安定したカリキュラムの設定が可能となること、プライバシーの保護、学校職員によるプールの維持管理などが不要になる、などがございます。

次にデメリットでございますが、学校によりましては児童や教職員の移動が必要になり、バスなどの移動手段に費用がかかること、民間プール使用料や専門家の指導料が発生すること、夏休みの一般開放ができないこと、災害時に使用できないため、防火水槽としての重要な役割が果たせなくなり、地域住民への不安感を与えること、などが想定されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、学校施設の質問の最後に、防火水槽との声についてお尋ねいたします。

最近、プールの近くを通っても子供たちの声が聞こえなくなった、子供たちは泳ぎよつとやろか、姿も見えん、という言葉も聞きます。プールに一年中水をためとつとやろか、防火水槽しかならんね、などの市民の声があります。水泳の授業を市民にPRする方法はないのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様おはようございます。質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、プールは、教育的利用という点では季節が限定されますので、稼働率の低い施設となっていることは事実でございます。小学校プールの施設としての役割には、まず水遊びや水泳が学習指導要領に示されてありますことから、体育の授業を通して児童の健康の保持・増進や体力向上のため、必要な施設としての役割がございます。また、学校は地域コミュニティーの核としての役割もがございますので、災害時の市民の方々の避難場所としての防災の拠点という観点でも大変重要な施設でございます。その中でも、学校プールは地震の際も被害が少なかったことから、プールの水を飲料水として利用したり、現在、整備を進めているマンホールトイレの使用時に、水を流す際にプールの水を利用することを想定されているものでございます。

災害時ではない通常時でございますが、プールとして利用しない冬の時期におきましても、学校プールは消防水利として活用可能と位置づけられており、特に山間部などにつきましては、地元消防団などにも頼りにされているところでございまして、議員がおっしゃるとおり、消防活動の際に防火水槽としての役割を果たしているものでございます。

また、水泳の授業を市民にPRする方法はないのかということでございますが、これは開かれた学校ということで、学校から、大会とは申しませんが、授業参観の折とかそういう折に、地域の方にもPRする、発信する方法を考えていくことが必要じゃないかなと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 防火水槽じゃなくて、プールの利用は体育の授業、防災の拠点ということは大体わかっていますが、もう少し稼働率というんですか、お金が大変かかっていますから、それを考えていただきたいと思います。

それでは、次に施政方針より、第2次人吉市教育振興基本計画について質問したいと思います。計画策定についてお尋ねしてまいります。

施政方針の教育関係の中で、第2次人吉市教育振興基本計画を策定した期間は平成32年度まで、と説明されました。第1次教育振興基本計画は、平成25年度から平成28年度までの4年間の計画であります。第2次人吉市教育振興基本計画は教育基本法第17条第2項に基づき、教育委員会が策定されたものと思います。1年遅れたこの時期に、第2次人吉市教育振興基本計画を施政方針で公表されましたが、策定期間はいつなのか、教育委員会の決定はいつなのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

人吉市教育委員会は、平成25年度から平成28年度までの4カ年を期間とする第1次人吉市教育振興基本計画を策定し、平成27年7月に開催しました総合教育会議において、教育大綱

と位置づけておりましたが、期間の経過に伴い、第2次教育振興基本計画を作成したものでございます。

第2次教育振興基本計画の期間は平成29年度から平成32年度としておりまして、既に期間が始まっております。平成30年1月26日に開催いたしました定例教育委員会会議におきまして、決定をしたところでございます。

策定が遅れた原因につきましては、平成28年4月に発災いたしました熊本地震により、スケジュールがずれ込み、時期を逃したものでございます。本来なら、平成28年度中に策定が終わり、公表すべきものでございますので、我々教育委員会事務局の不手際でございます。大変申しわけございません。おわび申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 人吉市の教育大綱についてお尋ねいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3では、地方公共団体の長は大綱の策定が義務づけられております。総合教育会議による大綱の決定は、平成30年2月6日と報告されました。人吉市教育大綱が11カ月の間、空白となったことは間違いありませんが、市民に対する影響があったと思いますが、市長としての考えはあるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

教育大綱とは、今、議員がおっしゃいましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と定められているところでございます。

先ほど教育部長が御説明いたしましたとおり、平成27年7月に開催しました総合教育会議において、私と教育長、教育委員と協議し、当該計画をもって教育大綱と位置づけておりました。そして、期間の経過に伴い、平成30年1月26日に開催されました定例教育委員会会議におきまして、新たに第2次人吉市教育基本計画が策定されましたので、平成30年2月6日に総合教育会議を開催し、さまざまに協議をいたしました結果、本市が取り組んできた教育、さらに目指す教育の根本的なことは、首長も教育委員会も同じ思いで進んでいるという認識で一致しましたので、引き続き、この人吉市教育振興基本計画を教育大綱として位置づけたものでございます。

また、この当該計画の遅れにより、教育大綱にも11カ月の空白が生じたことにつきましては、私といたしましてもまことに遺憾でございまして、策定が遅くなりましたことは、私からもおわびを申し上げるところでございます。まことに申しわけございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 目指す方向性について質問いたします。同じ思いで認識されたことでございますが、第1次人吉市教育振興基本計画には、基本理念、教育目標、現状と課題及び目指す方向性が示されていましたが、第2次人吉市教育振興基本計画では、基本理念、教育目標までは同じような掲載方法でございますが、現状と課題及び目指す方向性が示されておられません。この目指す方向性を同じ思いで認識されたのは、示す必要がなかったのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

現状と課題及び目指す方向性がなくなっているという御質問にお答えいたします。

まず、基本理念に関しましては、第1次から変更ございませんけれども、四本立てで定められております教育目標に関しましてはさまざまに検討し、変更している箇所がございます。

次に、第1次教育振興基本計画の振り返りといたしまして、それぞれの課題について提示をしております。第4章では、目標実現のための具体的取り組みを記載しているところでございまして、方向性を章立てして、別にまとめた第1次に対し、よりわかりやすいことを念頭に、議員御指摘の方向性につきましては、それぞれの項目に溶け込ませる形で具体的な取り組みを記載してお示ししているということで御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 旧人吉市教育大綱に基づいて各種の事業を実施し、4年間の成果、実績が報告されております、課題も出てきたわけでございます。第2次教育振興基本計画が新教育大綱に決められたわけでございますが、市民が健康で、笑顔で暮らせるまちづくりを目指す、と基本理念を定めたわけでございますから、教育目標と目指す方向性を、市長が示すべきだったと思いますが、市長の考えをお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたが、総合教育会議におきまして、首長と教育委員会は相互連携を図りつつ、教育行政についてさまざまに協議・調整をしているところでございます。このたび、策定をされました第2次教育振興基本計画を教育大綱と位置づけたのも、この総合教育会議におきまして協議した結果でございますし、改めて首長として教育目標と目指す方向性をお示しするのではなく、再度お答えいたしますが、本市が取り組んできた教育、さらに、目指す教育の根本的なことは、首長も教育委員会も同じ思いで進んでいるという認識で一致をいたしましたので、お互いに意見を出し合いながら意思疎通を十分行い、尊重しながら、同じ方向に向かって着実に進んでいるということをお示しさせていただきたく存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 続きまして、パブリックコメントについてお尋ねいたします。

パブリックコメント——意見の公募というそうなのですが、この概要について、目的、募集期間、応募方法などについてお尋ねいたします。応募された意見は、どんな意見だったのかもお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

計画の素案に対して幅広い御意見をいただくために、パブリックコメント、公募を行っております。パブリックコメントにつきましては、実施期間を平成29年12月14日から平成29年12月28日とし、約2週間設けております。人吉市ホームページ、市仮本庁舎1階教育委員会教育総務課、市仮本庁舎カルチャーパレス1階ロビー、東西コミュニティセンター、東間コミュニティセンター、西瀬コミュニティセンター、中原コミュニティセンター、大畑コミュニティセンターにおきまして、ファイリングした計画の素案を設置・公表し、意見公募、パブリックコメントを実施いたしましたが、残念ながら意見の提出はございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 私は今、聞いて、パブリックコメントがなし。もう、私は本当に疑問に思っております。また、平成29年12月14日から平成29年の12月28日、年末時期ですよ、これ。その時期で、役所に来る人が多かったと思いますが、それでもなかったということについて、非常に疑問に思います。

それでお尋ねしますが、人吉市の教育振興基本計画に関心がなかったのか、行政不信なのか、教育委員会不信なのか。教育長は、パブリックコメントがなしということの現状について、どういう感想を持たれているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

パブリックコメントの結果につきましては、たくさんの御意見が寄せられるものと期待しておりましたが、先ほど教育部長からもありましたとおり、残念ながら意見の提出はございませんでした。しかし、御賛同を得たものと前向きに捉えて、今後ますます精進し、より一層、本市の教育行政に関心を持っていただけるよう頑張っていく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 頑張っていくと答えられましたが、第2次人吉市教育振興基本計画の中で、計画策定の背景趣旨の中に、パブリックコメントにより市民のニーズも的確に捉えながら、と書いてあるんですよ。パブリックコメントがなしというところで、ニーズが的確に捉えられたのかという疑問があるんです。

それで、教育の振興を図るための的確なニーズ、それはどういうぐあいにとられたのか、私はわかりませんから、そこのところを一回説明していただきたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

確かに御指摘のとおり、パブリックコメントがございませんので、振り返りの第1次の検証の部分で、市民意識調査を参考にいたしまして、きちっと分析をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、いじめ・不登校について質問いたします。

毎月行われる教育委員会の定例会で、私が傍聴した限りでは、学校教育課の報告では毎回、いじめ・不登校の報告がされていきました。熊本県が実施しました心のアンケートの集計結果では、今もいじめは続いている、と回答した児童・生徒数は増加しています。全国的にも、いじめの認知件数は増加しているそうです。

質問は、第2次人吉市教育振興基本計画には、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進の教育目標の、確かな学力の育成の具体的取り組みの1項目とされ、内容は学校教育のいじめ防止基本方針に任されている。小規模のいじめ、不登校は増加していると聞いています。いじめ対策を教育委員会から外し、学校に任せたのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えします。

第2次人吉市教育振興基本計画の策定におきましては、教育目標である、先ほど議員におっしゃっていただきました、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進の内容を、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、特別支援教育の充実、安全・安心で良好な教育環境の整備、この5本の柱に見直し、整理をしたところでございます。

いじめ・不登校問題は本市の喫緊の課題であり、その解消と解決に向けて、重点的に取り組んでいかねばならない最重要課題であると認識をしております。子供たちの成長や発達に大きな影響を及ぼす心の問題として捉え、子供たちの豊かな人間性と社会性を育む、目標である豊かな心の育成という項目の中に、いじめ・不登校の未然防止と、その解消に向けた取り組みの推進について記載しているところでございます。

次に、いじめ・不登校問題の本市の対応でございますが、いじめ問題につきましては、県の心のアンケートの結果の分析、年2回の人吉市いじめ問題対策連絡協議会、これは熊本県八代児童相談所や法務局、人吉警察署、その他教育委員会が必要と認める団体で組織をしております。先ほど言っておりました、心のアンケートの結果等の報告、本市のいじめ防止に向けた支援体制、人吉市いじめ防止基本方針の見直し等について御協議をいただく場として、設置をさせていただいております。協議の内容等につきましては、校長会を通しまして各学校にお伝えし、本市教育委員会と各学校、関係機関が連携をしながら、いじめ防止に向け取り組んでいるところでございます。

不登校問題につきましても、学校と連携を図りながら、スクールカウンセラーやスクール

ソーシャルワーカー、人吉っ子アドバイザー、子ども・子育て相談員の活用などの働きかけを行っております。また、不登校対策担当者会議を年3回ほど開催し、不登校状況の把握、学校間の情報共有を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、次の、目次と本文の違いにつきましては、これは錯誤と確認できましたので、議長の許可を得て省きたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の、学校におけるがん教育について質問いたします。

学校保健事業についてというところで通告しておりますが、生涯のうちに、国民の2人に1人がかかると言われているがんは、健康に関する重要な課題であります。平成18年、がん対策基本法が公布され、いろいろな施策が行われてきたと思っております。平成28年12月16日、がん対策基本法の一部が改正、施行されました。第23条には、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

第2次人吉市教育振興基本計画は、平成29年度から平成32年度の4年間の計画です。人吉市教育委員会は、基本計画の中にかん教育を取り込まなかったのか、理由をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

第2次人吉市教育振興基本計画、健やかな体の育成の、学校保健事業の充実の中にかん教育の記載がないという御指摘をいただいております。

がんは、男性の3人に2人、女性の2人に1人が罹患すると言われており、不治の病といった誤解が根強いものともいわれております。このようながんをめぐる状況を踏まえ、学校における健康教育においてがんを取り上げた教育を推進することは、健康教育を推進する上で意義のあることだと考えます。また、現学習指導要領では、小学校第5学年・6学年の体育、中学校・高等学校では保健体育の中で、喫煙と関連したがん予防についての指導事項がございます。さらに、新学習指導要領では、がんについても取り扱うと明記をされておりまして、学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動を取ることができるよう、項目にはございませんが、がん教育にも組織的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 4月19日の全員協議会では、健康増進法の第8条、食育基本法の第18条第1項に基づく計画である第3期人吉市健康増進計画・食育推進計画は、平成30年度から

平成35年度までの6年間の計画として説明がされました。この計画の位置づけでは、振興基本計画を含む明示がしてあります。第2次人吉市教育振興基本計画のがん教育の取り組みによって、人吉市のがんに対する取り組み方も変わったと思いますが、教育長の考えをお尋ねしておきます。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

先ほど教育部長の答弁にもありましたとおり、がんに関する教育を推進していくことは大切なこととございます。確かに明記はしてございませんけども、健康福祉部並びに関係機関としっかり連携し、組織的に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、次の、小中一貫教育、規模の適正化、適正配置についてお尋ねいたします。

第2次人吉市教育振興基本計画の具体的取り組み項目に、小中一貫教育、学校規模の適正化の検討とあります。平成26年3月第1回定例会におきまして、小中学校の適正配置、小学校、中学校を統合した小中一貫教育について質問しています。末次教育長は、小中一貫教育よりも、小中連携を大切にしたい、と回答されています。また、小中学校の適正配置は、9校を現行どおりの学校経営を継続していきたい、と回答されています。この考えは今も変わらないのか、お尋ねしておきます。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、考えは変わっていないのかということの前に、小中一貫教育、さらには連携について、少し述べさせていただきたいと思えます。

小中一貫教育はさまざまな設置形態がございますが、小学校と中学校が目標を共有し、その達成に向け、義務教育9年間の教育活動を見通して系統的に行う教育であり、小学校と中学校が同じ方向を向き、同じ目標、例えば、育てたい子供の姿などに向けて進む教育、すなわち小学校と中学校が一貫した教育を行うことは、学力向上に限らず、非常に有効な取り組みであると認識しているところでございます。本市におきましても、各中学校区において、就学前の教育から中学校までの一貫した教育を目指しての幼・保・小・中連携カリキュラムの作成、小学校においては、幼児期に親しんだ活動や遊びを取り入れた、わかりやすく、学びやすいスタートカリキュラム等を作成し、実践を行っているところでございます。

また、小中一貫教育や規模適正化、適正配置につきましては、第2次教育振興基本計画に位置づけているところでございまして、現在、学校は、地域に開かれた学校から一歩踏み出して、地域の方々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む、いわゆる地域とともにある学校づくりを目指しているところでございます。また、学校は地域なりの特色を持っており、地域の思いを反映しながら学校運営がなされております。

現時点では、平成26年の時に答弁させていただきましたように、考え方そのものは変わっておりませんが、今後は地域の中に入って、地域の皆様と一緒に、学校をどうしていきたいとか、地域や保護者の皆様の意向も確認しながら、小中一貫教育のあり方や規模適正化、適正配置について、しっかり協議を進めて、また、総合教育会議の中でもしっかりと議論を行ってまいりたいと存じます。前に進むのが、現時点の私の考えでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 学校規模の適正化、適正配置の検討について、今、教育長が答えられました。人吉市の小学校の学級数は、多くても3クラス、少なくても1クラスであります。学級数が少ないために、メリット・デメリットがあると思います。規模適正化で合併の検討をする場合、今までのメリットがデメリットになる、デメリットがメリットになると考えます。9校の学校経営を維持してきた教育長は、住民に対して納得のいく説明ができるのか。パブリックコメントがなかったという現実を見ますとき、個別施設計画が早急にでき上がるのか、説明が必要だと思いますが、これは市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

個別施設計画は、いわゆる長寿命化計画でございます。公共施設の老朽化状態を施設ごとに個別に調査の上、明確にし、改築中心の方針から長寿命化へ転換し、本当に改築すべき公共施設を見きわめ、市全体として公共施設の中長期的なメンテナンスサイクルを総合的・計画的に進めて、工事に係る費用を抑え、平準化を図るものでございます。

このように個別施設計画は、学校施設の老朽化状態を個別に調査し、どのくらいの費用で長寿命化や改築しなければならないかどうかを計画するものでありまして、この個別計画が策定されて、直ちに全ての学校施設が工事に入るわけではなく、市全体で計画的に進めていくためのものでございます。

その中で、学校規模適正化や適正配置、小中一貫教育についても重要な要素になってまいりますので、協議会などの推進体制をつくり、地元や学校の御意見を聞きながら、子供たちにとって何がよりよい教育環境になっていくのか、時間をかけ、慎重に進めていく必要があるものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） いろいろな言葉がございますが、一貫教育と教育の連携は、同じようでも全然違うわけです。また、空き教室と余裕教室も違うんですね。文科省がいうには、これは空き教室ですよ、これは余裕教室、同じ部屋が空いておつても、違うんですね、考え方。それと、学校の開放と学校の施設の複合化も違うんですね。学校開放は、学校の単

位をそのままにして開放するんですが、複合化はよそから入ってくるんです。考え方が基本的に違うわけですが、この違いについて、説明をお願いいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小中連携は、小学校、中学校がそれぞれ別々であるとの前提のもと、教育目標や教育課程の共通の部分について、共同した取り組みを通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育でございます。

一方、小中一貫教育は、教育目標や目指す子供像を共有し、9年間の教育課程を編成しまして系統的な教育を目指すものでございます。現在、本市におきましては、それぞれの校区の実態や各校の特色を生かしながら、小中連携を推進しているところでございます。

次に、余裕教室でございますが、少子化により子供の数が減り、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のことでございます。文部科学省では、余裕教室を、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室と定義し、その余裕教室を学校の中での利用にとどまらず、地域の社会教育施設、社会福祉のためのスペースとして活用することを奨励しているところでございます。

また、学校開放とは学校の既存施設の開放であり、学校運営に支障のない範囲で、体育館や運動場、空き教室などを、社会教育団体や地元町内、子ども会などに開放し、利用していただくものでございます。

学校施設の複合化とは、学校と図書館、文化センター、あるいはコミュニティセンターなど、他の公共施設、または老人福祉施設や保育所などの社会福祉施設、あるいは民間の商業施設などと複合化して施設を整備し、セキュリティーの面など考慮した上で、それぞれが管理する場所を確保し、相互利用、共同利用を行いながら運営や維持管理をしていくものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 学校教育について、学校支援の制度化についてお尋ねいたします。

学校教育については、市長が施政方針の中で学校支援の制度化について言っておられましたから聞くわけですが、日本語の支援体制について、制度と同じような制度が国にもあるのか、国の補助制度があるのかをお尋ねしておきます。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

該当する助成制度はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 現在、この日本語支援の対象者となる人が2人いると大体聞いておりますが、この2人の現在の状況についてお尋ねしておきます。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

2人ということで想定をしておりますが、東間小学校の4年生に転入する予定の子供さんについては、まだこちらに来ておられません。6月に、今月に来るといような報告は受けておりますけれども、まだ到着はされておられません。

二中の2年生に転入された生徒の方は、ただいま、サポーターの支援を受けまして、通常の授業はサポーターのほうと別室の教室で支援をされておまして、体育とか音楽等は集団で授業を受けている状況でございます。

それと、報告書によりますと、部活のほうも入られて、スポーツクラブに入られておまして、部活動の説明会等についても、親御さんとそのサポーターが同席いたしまして参加しておまして、学校も保護者の方も非常に喜んでいるといような御報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今、対象者が2人、東間小と二中ということなんですが、支援のサポーターは、今のところ1人だったですよ。2つの学校が同時に進行する場合は、どうなるのかをお尋ねしておきます。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

児童と生徒、東間小学校と二中になりますが、予定では、サポーターがカリキュラムを組みまして、小学校と中学校を行ったり来たりして対応するということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 日本語支援を、大体要項で決められたわけでございますね。要項で決める場合は、議会は通さずに教育委員会の中で決めるわけでございますが、このほかにも要項で決めたものがたくさんございまして、私がちょっと調べたところでは、月額22万円が最高で、あとは日当ぐらいのところもございまして、この金額の決め方についてちょっとお尋ねしておきます。

学力充実支援員の配置が12万円、外国語指導助手は22万円です。これが、ちょっと4月から変わったという話は聞いていますが、これはちょっと古い金額でございますが、人吉っ子アドバイザーが月額12万円ですね、今度の日本語支援サポーターが一日1万円、時間給にし

たら大分差が出てくるわけです。それで、今、国は同一条件で同一労働は同一賃金というところで進んでいくわけですが、このところをもっとやってもらったら、一番最初のほうで質問しました学力のパワーアップの支援もできるんじゃないかと思うんですよね。このほかの安いところ——安いと言えはいかんですが、月額12万円というところで、同じような教育のレベルを持った人たちですから、もし、もう少し上がらないか、ちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。

○**教育部長（小林敏郎君）** 御質問にお答えいたします。

まず、日本語支援サポーターは、人吉市日本語支援サポーター派遣実施要項により、学校長からの派遣申請後、保護者の同意を得た上で教育委員会が決定し、派遣いたします。活動実績に応じて報償費を支払うことしておりますので、市の非常勤職員とは勤務条件等が別になっております。

一方、学力充実支援員のほうは、人吉市学力充実支援員要項により配置をしております、本市の一般職の非常勤職員としての身分を有し、勤務条件や報酬額が定められております。なお、報酬額につきましては、本年4月に改定を行っております、先ほど言っていたきました。報酬額を改定する場合、他の非常勤職員との公平性や財政面など、さまざまな課題をクリアしなければ改定できないものと理解をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 17番。仲村勝治議員。

○**17番（仲村勝治君）** 日本語支援は、第2次人吉市教育振興基本計画の中には事業としては上げられておられないわけですが、市長は施政方針の中で、制度化したと述べられております。いつの時点で教育大綱で定められるのか、また、今後、来る人が増加することも考えられますので、国・県に、支援の方策について強く要望すべきだと思っておりますが、この考えについて、教育委員会の考えをお尋ねしておきます。

○**教育部長（小林敏郎君）** 御質問にお答えします。

第2次教育振興基本計画におきましては、平成29年12月に素案を公表し、意見公募を実施したところでございますが、その段階で、日本語支援に対する項目は記載しておりません。近年、国際化の進展によりまして、外国人の保護者を持つ子供、児童・生徒が増加しておりまして、日本語指導や日本の学校への適応指導などの体制を整備することが重要な課題であることは御承知のとおりでございます。学校だけでは対応が困難な課題に対して、子供たちが安心して学べる教育環境づくりを進めていくことが、教育委員会の責務であると認識をしているところでございます。

国におきましても、日本語教育を効果的に推進するための基本方針策定の動きがあるようございまして、多様化する教育的ニーズに応えていくためにも、平成33年度以降の第3次になります、人吉市第3次教育振興基本計画の策定時には、本市においても具体的な日本語

支援の内容を記載する方向で検討するような状況になるのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、今、議員のほうに御指摘をいただきました、国や県にしっかり要望すべきではないかということでございますので、執行部できちっと精査をして、そのような方向で行かせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今の回答で、国・県に強く要望していくということでございますので、それだけを強く申し添えて、私の一般質問を終わりますが、今回、私の一般質問は、人口減少にどう対応していくかという観点を主として質問していきましました。国の動きを素早くつかみ、それに迅速に対処していくかで市町村が生き残れると思います。人吉市民のために、職員は100年に一度という技術革新、これにしっかりと対応して、人吉市のレベルをアップしていただきたいと強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

大変ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 13番議員の福屋法晴です。通告に従いまして一般質問を行います。

通告は、都市公園から、クラフトパーク石野公園の道の駅計画について。2点目に、市民の声から、中神地内第2号線について、五日町地内第1号線について、田野高原線について、一般質問をしてみたいです。

熊本地震から2年が経過した今、熊本のシンボルの鯨（しゃちほこ）が天守閣に設置され、いよいよ熊本地震からの復興が始まります。また、うれしいことは、私の母校でもありますが、熊本県立球磨工業高等学校野球部がNHK旗での優勝をいたしました。また、新市庁舎玄関口に関するデザインなどに、伝統建築コースの生徒たちとのコラボレーションなども決まりました。また、熊本県高校総合体育大会において、地元の高校の輝かしい活躍が報道をされました。人吉球磨の住民に、大きな力をいただきました。私も、次世代に向け、ツケを回さないようにしっかりと質問をしていきたいと思っております。地元の高校生に対し、感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず、都市公園施設から、クラフトパーク石野公園道の駅登録についてですが、これまでに、クラフトパーク石野公園施設について、施設整備の周辺整備、設備のあり方などについて質問をしていますが、今後、名称を省略させていただき、石野公園名で質問を行ってまいります。

昨年の平成29年12月議会にて質問を行っていますが、石野公園は、球磨川南部の総合公園として、また、人吉球磨伝統工芸産物の継承、伝承の場として建設され、3つの整備コンセプトがあり、1つ目として、球磨川南部における総合公園として、修景、レクリエーション及び憩いの場として、2つ目は、文化教養活動として能動的レクリエーションの場として、3つ目に、市民が地場産業、伝統産業にかかわり、触れ合うことにより、郷土文化産業に対する意識などを育成振興すること、とのことでしたが、このようなコンセプトのもと建設されていますが、なぜ石野公園に道の駅をつくろうと考えられたのか、お尋ねをいたします。

また、道の駅とはどのような施設なのか。これまでに、全国でどれくらいの道の駅がつけられたのか。また、残念ながら、現在閉鎖をされた道の駅はどれくらいあるのか、お尋ねをいたします。

以上、1回目を終わります。

○市長（松岡隼人君） まず初めに、私から、石野公園の道の駅化の考えについて申し述べさせていただきます。

石野公園は、議員がおっしゃいましたように3つのコンセプトとともに、活性化策の基本概念として、人吉市民や球磨郡を含む近隣地域の活性化の核となる、本市南部の総合公園としての位置づけに主眼を置いたものであります。平成元年にオープンしたわけですが、開園時には約16万人の来場者があり、ピークの平成4年に18万人を記録し、その後、減少が続き、平成16年度には経済部中心の活性化委員会を立ち上げ、無料化したにもかかわらず減少が続き、現在は5万人前後にまで落ち込んでいるわけでございまして、このことは経理の合理化のみに主眼を置き、新たな投資による魅力づくりなどの活性化を行っていなかったことは否めないところでございます。

その後も、活性化のために平成22年に都市計画課と観光振興課の協議から、人吉クラフトパーク石野公園活性化ワーキング部会をスタートし、活性化へ向けた基本計画をまとめてはおりますが、なかなか計画どおりには進まない状況でございました。

このような状況の中で、国が強く進めているインバウンド対策や、八代港からのクルーズ船の寄港が昨年度と同じ規模の見込みがあること、さらに、日本遺産認定による広域における交流人口の流入や滞在時間のさらなる延長が見込める中、平成31年のスマートインターチェンジの開通は、人吉球磨地域にとってまさにビッグチャンスとなったわけでございます。

そこで、石野公園運営審議会での道の駅への御意見なども参考に、経済部、建設部におきましてさまざまに研究を重ね、その後、石野公園の利活用と整備計画を踏まえて、道の駅を

進めていくことが活性化へ十分に活用できるとの判断のもと、平成29年度から、総務部、企画政策部、経済部、建設部の4部で、石野公園活性化と道の駅化についての協議をスタートさせております。

このようなことから、まずは道路情報や地域の観光情報などを提供する施設、いわゆる情報発信施設としての道の駅を、石野公園にと考えたところでございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（山下正純君） 皆様、こんにちは。初めての一般質問の答弁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、御質問にお答えいたします。

最初に、石野公園の道の駅につきましては、石野公園全体の登録ではございません。今回の登録は、正面駐車場の部分とクラフトパーク部分の範囲を登録申請することとしております。

なぜ、石野公園に道の駅をつくるのかとの御質問ですが、道の駅を登録する要件といたしましては、駐車場の容量や、トイレの容量と洋式化の規模の要件、24時間無料で使用できるかという時間の要件、施設の要件、ほかの道の駅との施設間隔の要件、維持管理の要件がございます。この中において、施設間隔の要件でございますが、隣接する道の駅との設置間隔が10キロメートル以上必要で、10キロメートル以下の場合には、相互の利用者の差別化を図ることとされております。隣接する施設に道の駅錦があり、石野公園の東側約6キロメートルに存在しております。道の駅錦は、農産物の直売を中心とした短時間滞在型の道の駅として認識をしておりますが、石野公園は伝統工芸の体験やキャンプ場があり、長時間滞在型として差別化することができるため、要件は満たすものと考えております。既設の公共施設を最大限に利用する方法で、クラフトパーク石野公園を道の駅として登録できると判断したところでございます。

続きまして、道の駅とはどのような施設なのかとの御質問ですが、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を道の駅として登録し、広く案内することにより、長距離ドライバーや女性、高齢者のドライバーの利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の育成、並びに地域の振興に寄与するものとされております。

次に、これまでつくられた道の駅は全国にどれくらいあるのかとの御質問でございます。国土交通省のホームページで確認しましたところ、全国で道の駅は、平成30年4月25日までに1,145駅登録されており、閉鎖された道の駅につきましては、2駅が登録抹消となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長のほうから、最初御答弁をいただいたんですが、これに関すること、今、山下部長のほうで初めての答弁をしていただいたんですけども。るる関連した質問

をしていきますので、途中でいろいろと反論をするかもしれませんが、関連とせずとや
っていきたいと思います、まずは。

次に、平成31年度開通予定のスマートインターチェンジ開設に合わせて道の駅の登録を目
指していかれると、提案理由説明のところでもしていただいておりますが、石野公園は、現在、
都市公園として運用されていますが、都市公園の中に道の駅を開設してもいいのか、何か問
題はないのか、このことについてお尋ねをしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

都市公園の中に道の駅を開設してもよいのか、との御質問でございますが、石野公園は都
市公園の中の総合公園に当たりますので、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動な
ど、総合的な利用に供することを目的とする公園であることから、総合公園の利用目的と異
なる道の駅施設が、都市公園法に照らして設置できるのかどうか、というお尋ねかと存じま
す。

今回の道の駅登録につきましては、県に確認をいたしましたところ、クラフトパーク部分
と駐車場の範囲を登録することに問題はない、と回答をいただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 県のほうにお聞きいただいたら、つくことはやぶさかでないとい
うことだそうですので、そのように承知しておきます。現在、人吉市周辺においては、近いと
ころで錦町を初め、えびの市や芦北町などに道の駅があるようですが、道の駅は設置するの
にどのような条件が必要となるのか。また、人吉市には道の駅がありませんので、道の駅を
つくことは大変いいことだと思います。登録を目指されても不思議ではありませんし、非
常にいいことだと思いますが、これまでに検討を、なぜされてこられなかったのか、お尋ね
をしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、道の駅を登録する要件といたしましては、まず駐
車場の容量やトイレの容量と洋式化の規模の要件、24時間無料で使用できるかという時間の
要件、施設の要件、ほかの道の駅との距離の要件、維持管理の要件がございます。これま
でに検討されてこなかったのか、との御質問でございますが、平成28年7月から平成30年4月
にかけて、国土交通省熊本河川国道事務所と登録に向けた検討・協議を6回、庁内関係部署
によるクラフトパーク石野公園の道の駅についての検討・協議を5回、熊本県関係課と3回、
登録に向けた検討・協議を行ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 協議はされたということで、平成28年からということなんですけども、

前回ですかね、全協のほうで説明をいただいたんですけど、この協議を始めたときから、やはり、全協のあたりでこういうことを検討していくんだよというのは教えていただいても結構じゃなかったのかなと、なぜ教えていただけなかったのかなというのが不思議でたまりません。また、提案のところでも説明されましたように、スマートインターチェンジができたからといって、果たして道の駅を利用されるでしょうか。現在、移動するにしても、ほとんどの車がカーナビによって移動をしている状態です。トイレだけなら、近くに買い物もできるようなイオンがありますし、地図上にもそれが記載されますよね。そこには食事もできるというようなのが記載されますよね。

だから、例えば人吉市に道の駅ができたとして、一度は行かれるかも知れませんが、次につながるかというのは、ちょっと問題じゃないかなというふうに考えておりますが、その辺について、建設部長としてはどのように考えておられるか、今一度お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

道の駅を利用される方の中で、食事を主な目的にされる方であれば、議員が懸念されるようなとおりではないかと考えております。今回の道の駅登録を目指しております石野公園は、工芸体験など、どちらかと言いますと長時間滞在型であることを、他の道の駅との差別化、独自性としております。このコンセプトに興味をお持ちいただいております。このコンセプトに興味をお持ちいただいております。重ねておいでいただけるよう、魅力発信していくことが重要と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 納得できないような答弁で、何を言われているかもちょっと、私わからないんですけど。こちらのほうからお聞きしてまいります。

道の駅は、車で移動される方々が休憩をとられる場所でもあります。私もこれまで道の駅はよく利用していますが、理由の1つは、ほとんどがトイレの休憩をすることで利用しております。そのほかには、何か珍しいものがないか、また、そこにしかないお土産、または名物料理があり、食事ができるのではないかと利用させていただいているんですけど、現在の石野公園内の施設には食事をする場所もありません。人吉市の道の駅としてのコンセプトが大切だと思いますが、石野公園では果たして機能をするのでしょうか、このことについてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

人吉市の道の駅としてコンセプトはあるのか、それは機能するのか、という御質問ですが、クラフトパーク石野公園のポテンシャルはあると考えております。クラフトパーク石野公園は、民芸館、ガラス工房、鍛冶館、木工館、導遊館、陶芸館があって、手作りの体験ができ、歴史を学び、文化に触れることができます。また、キャンプ場での宿泊もでき、遊具などの公園施設もあるなどの特徴がございます。

県内31カ所登録してございます道の駅に、体験工房をうたっている道の駅は1カ所だと聞いております。社会の変化に伴い新たなニーズが生まれる中、体験型の道の駅は注目されるものと考えております。さらに、スマートインターチェンジの開通に合わせて開駅できれば、さらなる相乗効果が期待されると考えております。

以上、お答えいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、こんにちは。それでは、ソフトの面から、私のほうからお答えさせていただきます。

石野公園の、今、建設部長が申しあげましたコンセプト、議員もおっしゃいました3つのコンセプト、それとともに活性化対策の基本概念といたしまして、人吉市民や球磨郡を含みます近隣地域の活性化の核と、これが1つございまして、そういう中で、道の駅といえば通常地元農産物の直売、それからそれらを用いましたお食事処というところになるわけでございます。

このクラフトパークというものは、体験をしていただいて、そこで体験したものとしてのお土産、それから人吉球磨地域の物産を買っていただく、これが1つの目的でございます。物産といたしましては、28醸造元の球磨焼酎を全部並べているわけでございます。それから鍛冶工芸も並べておりまして、それから最近ではキクラゲも並べておるわけですけれども。ただ1つは、あと、これが人吉の特産ですというアピールがちょっと弱いので、そこはこれから力を入れていきたいと思っております。また、今年度から試験的ではございますけれども、フルーツなどの販売をいたしまして、それとJAとも、今、協議を始めているんですが、こういった農産物がどれぐらい売れるのか、試験的に始めたところでございます。

また、食事処といたしまして、平成元年にオープンしたときは食事をするところがなかったわけですね。それからうどん屋さんが入っていただきまして、イノシシの肉を使ったうどんとかそういうメニューがございました。その後、そば屋さんが入ったり、現在はカレー屋さんが、土曜日、日曜日だけでございますけれども、入っております。1つのネックは、やはり平日の食事場所ということでございます、議員の御指摘のとおりでございます、こういった課題につきましては、以前、私どもの石野公園の審議会の中でも御指摘いただき、また御意見もいただいたことがございます。例えば夜の飲食店をやっているところに、昼間に入っていただいたらどうかという意見もございましたので、また、そういった皆様方の御意見を賜りながら、道の駅の開駅に向けまして、施設の魅力向上を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 13番。福屋法晴議員。

○**13番（福屋法晴君）** 今、答弁をいただきましたとおり、道の駅で、何と申しますか食事と

かそういうのも、なぜ変わってきたのか、そば屋さんがあったり、カレー屋さんとか。平米数小さいですね。せめて入って、十二、三名しか入れませんよね。こういうところで食事をとろうという、今後の考えというのも、やはり執行部の会議の中といいますか、そういうところでも意見を出し合わない、絶対いい場所はできないと思うんですね。

それから、先ほど建設部長のほうからいろんな、民芸とかガラスとか鍛冶とか木工とかいろいろあるんだという話を聞きますが、実際に行って、どれだけ稼働していますか。焼酎の展示などはほとんど稼働していないし、お茶を提供していただいているところも、何か催しがない限りは稼働していないんですよ。だから、あそこは体験型ですとかいう話をされますが、この30年間体験型で機能していないから18万人が減って、入場料が半分になり、入場料が無料になり、だから潰れていく、その格好じゃないですか。だから、たまたまスマートインターができるから、それに乗っかろうかなという、もう見え見えじゃないかなと、私は思うんですね。だから、本当にするんだったら、今後、執行部は300人の力を、何回も私は言いますが、300人の頭で考えたことは、市長をもとに注入していかない限り潰れますよ。

先ほどの答弁で2件と言いましたが、これは、今わかっているだけの2件ですね。全国で1,400というのは非常に少ないです、道の駅は。日本全部見回してくださいよ、1カ所に何件もあって、熊本県でも4つも5つもありますよ。山都、豊野だけじゃなくて、通潤橋にもあったりするわけでしょう、錦にもあるわけでしょう。だから、あるところにはいっぱいあるんですよ。だから、そういうことをもうちょっと真剣に考えていっていただきたいなということ言って、最終的にいろんな話に持っていきたいと思うんですけど。

そこで、石野公園を道の駅に登録され、整備をされていくとすれば、今後の施設のあり方について、少しお尋ねをしていきますが、説明では、駐車場に関しては大丈夫との説明でしたが、まずは、入り口にある橋の強度は大丈夫なのか。約30年ぐらいたっていると思いますが、強度は問題はないのか。国道との取り付けについてはどのように考えておられるのか、本当に大丈夫なのか、今後、いろいろな条件が立ち塞がってくると思うのですが、これらのことについてどのような対策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

石野公園橋の強度についてでございますが、石野公園橋は昭和63年に竣工している一等橋でございます。既に30年が経過しておりますが、現在のところ、強度及び安全性に問題はないものと考えているところでございます。

また、国道との取り付けの安全性ですが、見通しもよく、歩行者の信号も設置してあることから、安全性に問題はないと考えております。ただ、出づらいということは認識しておりますので、登録後の状況を見ながら、道路管理者と協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 大体は、道の駅というのは国道に面してつくるといっていますが、あそこは国道に面していないわけですよ、橋ということですね。それを橋を一部として考えて捉えられているんだろと思うので、今後、十分にそのあたりは検討課題に入れて、検討していただきたいと思います。

次に、トイレについて。まず、私たちが道の駅に到着しますと、まずトイレが一番です。現在のところを利用されると、今後改修しなければいけないと思うんですが、改修されるとして、どのくらいの規模を考えておられるのか、改修費用は幾らぐらいかかるのか、また、改修に対する補助についてはどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

トイレ改修の規模でございますが、今回の改修につきましては、国土交通省熊本河川国道事務所との協議により、既存施設の改修で登録ができると御教示いただきましたので、トイレの便器を和式から洋式に改修する工事が主となっております。駐車場横のトイレにつきましては、男子、小3基、大1基、女子3基、他目的用1基、合計8基でございます。管理棟裏のトイレにつきましては、男子の小11基、大3基、女子が8基、他目的用1基、合計の23基でございます。全て洋式に改修をいたします。

改修費用につきましては、現在、設計中ございまして、詳細を、今、積み上げているところでございます。

補助につきましては、平成30年度の公園施設長寿命化対策支援事業の社会資本整備総合交付金が充てられますので、財政負担の軽減の確保ができたところと判断したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 要件は満たしているというようなことですが、例えば、おいでいただく方は若い人だけではないと思うんですよ、例えば観光客ですね、この方たちが観光バスを利用されて、高齢者の方々のツアーでやって来られた。バスに揺られ、やっとゆっくりできると思い、バスをおりたら目の前に階段が見えるんですけど、立ち上がっているんですけど、この階段を果たして上って行かれるのかな。上っていただくだけの何か、人吉市の道の駅には必要と思います。それこそ珍しいものがないと、多分、私がもうすぐ65歳になるわけですけど、多分行かないと思います。

だから、そういうのをしっかりと今後の計画の中で、階段を上って行かれるだけのことを検討されておられるのか、また、上らなくてもいい新しい道の駅を、下のほうにでもつくられるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

正面階段の改築等につきましては、工法などの検討に時間がかかるとともに、莫大な予算が必要となり、事業費の確保が困難と考えております。今回の計画におきましては、管理棟へ上がる園路のクランクや段差などを解消しまして、高齢者や障がい者の方々などの車両のアクセスを容易にする予定でございます。

繰り返しになりますが、補助につきましては、平成30年度の公園施設長寿命化対策支援事業の社会資本整備総合交付金が充てられますので、財政負担の軽減が確保できたと判断したところでございます。

以上、お答えいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** それでは、私のほうからもお答えをいたします。

確かに、階段というものが前からのネックでございまして、これをいかに克服するか、また、魅力あるものをあの中に入れるかということで、1つの例で言いますと、一回、階段を利用してやったのが夜のイベントなんです。夜、ペットボトルのランタンをつくりまして、ずらっと並べて、外から見えるようにして中に入れ込もうと、これを何度かやりました、そういうものもございました。ただし、これは夜でございます。昼は、開園当初はコンサートをやったことがございます。今まで、あそこの野外コンサートというのは2回ほどいたしておりますので、こういったイベントが少なくなってきたのは残念なことなんですけれども先ほど議員がおっしゃいましたように、職員300人の頭、考え方ですね、それとともに、あそこにいらっしゃいます職人の方々にも、九州全域のネットワークを持っていらっしゃいますので、この方々の力もお借りしたい。以前やっておりました南九州の工芸展というのもございます。こういったものを、やはりもう一度復活していきたい。このことにつきましては、石野公園事業審議会もございまして、意見を賜っていきながら活性化を考えてまいりたい。

それから、先ほども農産物のことも申し上げましたが、今度はいわゆるインバウンド対策も出てくるものと、私ども考えております。今、決済方法というのが今までどおりでございますので、外国人の方にも対応できるようにクラウドレジの導入を考えております。それから、当然、おもてなしや表示方法、例えば4カ国語とかそういうものをしなければならないと考えております。それから、東側にチビッコ広場がございまして、道の駅の部分と管理部門とそこだけじゃなくて、その奥にもありますチビッコ広場も活用できないか。そのためには、子供さんたちが大いに遊んでいただけるような、遊び心のあるイベントとか施設も考えなければならないでしょう。

1つの参考といたしましては、私は坂本の道の駅、あそこには子供の遊具がございまして、あれは非常に参考になるんじゃないかなと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 13番。福屋法晴議員。

○**13番（福屋法晴君）** 階段には、以前から言われるように莫大な予算がかかるし、ちょっと

難しいなというのと、あそこは元のジャスコですね、あそこをつくる時に、ジャスコと石野公園がタイアップして、お互いにあそこを行き来できて、いろんなイベントをしようというようなことで、30年前につくられたというふうなことを当時聞いておりました。現在、それがお互いに縮小傾向で、このようになっておるんですけど。

先ほどから、本議会に限らず、つい最近の予算の中では必ず、長寿命化に対する社会資本整備総合交付金というのをよく使われておりますが、この交付金もことしいばいかもしれないし、何十年あるかもしれないし、名前が変わるかもしれないので、そのあたりはやはり執行部もアンテナを張っていただいて、変わるときには変わるで、早く、手早くそちらに移行するようなことを考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

それと、経済部のほうから答弁いただきましたチビッコ広場ですね。前回、あのあたりの表示に対していろいろ質問しておりますが、石野公園の玄関先の朽ち果てたものは撤去していただき、きれいになっておりました、実際に見てまいりました。ただ、チビッコ広場に対しては、掲示がまだされておりません、入り口がどこかもまだわかりません。だったら、今度つくるんだったら、ここには道の駅があるんですよ、その中にチビッコ広場があるんですよというような、そういうコンセプトを持っていかないとだめじゃないかなと思います。

先ほど、県のほうに1つだけあるということで、私は昼休みにちょっとネットで開いてみたんですが、山都町が旧蘇陽町なんかと合併したときにできたのがあるんですが、そこも一緒なんですよ。ここは莫大な広さがありますよね。そして、その中に、ただ、ここは体験型だということを言われましたが、ここには確かに体験はあります、パンづくりやジャム、竹細工、木工と。だから、今、言われた竹細工、こちらに負けないような竹細工を持っていかないとだめなんですよ。それと、ここにはやはり、レストランもあるしですね、ブルーベリー館とっていろいろな物産館があります。それからそよ風浴場という温泉もあります。それから、コテージとか田舎山荘とか、人吉では考えられないような、人吉のあそことどっかとくっつけたような莫大な広さのところ、ここはちょっと、人吉市の道の駅に対して見本になるかなというのがありますけど、一度ここは見えていただきたいなと思います。しっかりとそういうことを検討していただきたいと思います。

また、全国の道の駅では、つくったけど、数年後にはトイレ休憩だけで、その後は何か珍しいものが販売されていたり、地元でしか食べることができない珍しい食べ物があつたり、おいしい食事ができるなどの場所がないと、誰も立ち寄らないというテレビ放送がされておりました。閉鎖直前の道の駅が復活したところで、当時、例えば全国の、麴菌を使った商品などを販売されることで、たくさんの方が麴菌でつくった商品を求めておいでになるというような内容の放送でしたが、登録を目指すのであれば、まず、人吉市の道の駅に立ち寄ることと体験することができる何かが必要だと思います。先ほど言われたような工芸も1つの手だてと思いますが、今後、どのような考えを持っておられるかお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

先ほどと同様の答弁になることをお許しいただきたいと思います。クラフトパーク石野公園のポテンシャルはあると考えており、この石野公園は、先ほど言いました民芸館、ガラス工房、鍛冶館、木工館などにおいて手作りの体験ができ、歴史を学び、文化に触れることができますし、キャンプ場、遊具などの公園施設もあるなどの特徴がございます。

県内31カ所の道の駅の中で、今、議員がおっしゃいました体験工房をうたっている道の駅は1カ所だけでございます。社会の変化に伴ってニーズも多様化しており、体験型の道の駅は注目されるものと考えております。さらに、スマートインターチェンジの開通に合わせまして開駅できれば、さらなる相乗効果も期待されるところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君） それでは、経済部からお答えいたします。

石野公園で独自のものといいますと、鍛冶体験でございます。これは独自のものです。例えば、ドイツからわざわざこれをインターネットで見て、ここだけに来たという方もあるわけでありまして、これは1つの売りであろうと。それから、これは3月議会のときに、福屋議員から一般質問を、私と山田前部長が受けたときにおっしゃった話の中で、若い方がここに来て指輪をつくったと。そのときはお金がないから、10年たったら、お互いに買おうじゃないかということと言われて、ああ、これだと、私は思ったんですけども。いわゆる体験することによって、石野公園で物語が生まれると、この物語を1つの売りにするのも、私は重要なポイントではないかと考えております。

また、石野公園に併設いたしますキャンプ場、先ほど申しましたチビッコ広場もそうですけども、ファミリー層とかアウトドア、特にライダー関係、非常に錦を通って行かれる方が多いということがありますので、こういった方々をターゲットといたしまして、近隣の道の駅との差別化も図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 先ほどもちょっとお話したんですけど、いろんな体験ができるとしても、その体験ができますよじゃなくて、この体験をどう生かしますかというような答弁を期待するわけですね。今後、どうやっていったら道の駅がよくなるのか、クラフトパークがどうなってくるのか、そのあたりをやはりしっかりと、今後はいろんな方から質問されると思いますので、そういうところも考えて答弁をしていただければなと要望しておきますので、よろしく申し上げます。

私は、道の駅をつくるのであれば、例えば、現在、人吉市が改修工事をしています旧国民宿舎でもいいのではないのでしょうかと思うんですね。一番の理由は、市内への入り込みも考えられます。スマートインターをおりて、石野公園左に行くとしたら、もうえびののほ

うに行くわけですね。あれを市内に引き込むというのは最重要課題だと、私は考えております。

あの場所には人吉市を象徴するもの、まず温泉があります。運転で疲れた体を癒やしてくれるだけの力があります。足湯だけでも、旧国民宿舎にはあります。情報を発信する旅カフェエントランスセンターや、リフレッシュしていただけたらと思います。また、日本遺産を初めとする観光情報発信のための展示スペースが整備されておりますし、ここには、先ほども言いましたが、人吉市が全国に誇れる温泉があります。つい最近、テレビの放送で、道の駅に立ち寄られたときに、ある芸能人の方たちが、そこに行って食事をされて、そして、何が一番楽しかったかということでお話をされているときに、外にある足湯に足をつけてリラックスして、ライダーですからバイクに乗って行かれるというようなことを、テレビでやりました。

また、目の前を日本三大急流球磨川が流れている風景を見ながら、例えば偶然に、人吉市が市の鳥に指定しておりますヤマセミに出会えるかもしれません。まさに、全国でも珍しい場所での食事ができると思います。あの2階からでも球磨川を見ていただければ、球磨川下りも下っておりますし、ラフティングも下っております。全国の皆さんに紹介できる、唯一の場所でもあると考えております。

今、若者がSNSで、珍しいところやおいしい食事について盛んに動画提供しているその場所が、ここにあるのではないんですか。今後、検討されることが大変必要なことだと思うんですが、検討する必要があるとは思われないか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

旧国民宿舎を道の駅とする検討が必要ではないかとの御質問でございますが、仮に旧国民宿舎を道の駅の登録要件で検討してみますと、まず駐車場の要件があり、現状、駐車できる台数は42台程度ということでございます。要件ではおおむね20台以上となっておりますが、実際には交通量から算出することになります。さらに、駐車場の配置計画や進入路の計画を示す必要も出てくると思われます。

次に、トイレの要件ですが、トイレにつきましては、24時間無料で使用でき、おおむね10基以上が要件となっております。旧国民宿舎の改修されたトイレですが、女子が2基、男子が、小3基、大2基の合計7基でございます。要件を満たしておりませんので、24時間使用できるトイレ施設の新築の検討が必要となります。また、石野公園には公園施設長寿命化対策支援事業の社会資本整備総合交付金が活用できますが、旧国民宿舎には、これらの整備費の財源確保の問題が発生いたします。

道の駅の登録につきましては、できる限り多額の投資を必要としない手法でなければとの考え方から、旧国民宿舎の道の駅化は困難と判断したところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君） 経済部からもお答えいたします。

旧国民宿舎くまがわ荘に道の駅をつくるということは、建設部長が答弁いたしましたように、条件面の問題がございましたので、私どもとしましては利活用等検討会議の中ではしていないところであります。

旧国民宿舎につきましては、現在、昨年11月の全員協議会でお示ししましたように、施設の利活用基本計画に基づきまして、温泉、それから日本遺産エントランスセンター、起業創業支援センター第1期のスタートを7月に控えているところでございます。

諸条件から考えますと、道の駅にすることにつきましては難しい状況ではございますが、議員が御提案の内容、ヤマセミのこともございましたけれども、こういったものも、観光振興、それと商工振興の拠点としての施設の魅力向上につながるものでございますので、今後の施設運営、整備において参考にさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 一番のネックと言いますか、答弁するのに、否定するのは駐車場とかこういうのが一番手っ取り早いのかなと考えるんですけど、あそこは立木がいっぱいありますよね、何も使ってませんよね。あそこを全部駐車場にしたら、この倍ぐらいになるんですよ。そして、ましてや国道から見えますよね。入り込みも、一回国道から市道に入って、それから入りますから、十分事故対応なんかもできると、私は思っているんですよ。こういうことは審議会のほうで決めていかれることだと思うんですけど、やはり、こういうのもしっかり検討されるべきじゃないかなと、私は思いました。

また、もしできなかった、できないということであれば、今、経済部長が言われたとおり、あそこを、やはり、人吉市に来たら行ってみたい場所、温泉に入ったり、ヤマセミを見ながら食事をしたり、そのような方向、そのためのあそこは情報発信基地だと思うんですよ。ただ、ITだけを入れればいいのか、私はあんまりそういうのがわかりませんが、ただ企業を入れればいいのかというもんじゃないと思います。あそこに来て、よかったと思ったら、企業も、ああ、ここはいいところだなということで、逆に来るんじゃないかなという、来やすい場所をつくるというのも、やはり自治体の務めではないかと、私は思います。

今後、道の駅の登録を目指されて行かれるのであれば、全国の道の駅において、約1,145カ所だと思うんですけど、そういうところを調査する必要があるんじゃないかなと思います。どうして、そういうところが人気があるのかなとか、これを調査をすることで人吉市に、逆にいいことが生まれてくるんじゃないかなと思います。また、来ていただく方々に、近くに来たら必ず立ち寄りしたいということをお願いしたり、近隣の方々には、毎日だけでなく、休日に行ってみようかとかそういう気持ちにさせることが非常に大切ではないかなと思います。今後について、どのような計画を考えておられるのか、現在ある施設の活用につい

て、石野公園の施設の活用についてはどのように考えておられるのか、また、現在働いておられる方々や今後の運営についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

道の駅開駅後の計画につきましては、引き続き、人吉市都市公園施設長寿命化計画に基づきまして、社会資本整備総合交付金を活用しながら、維持管理をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君） 経済部からお答えいたします。

現在の施設の活用、それから働いている方々のこと、それから今後の運営でございます。石野公園につきましては、役割分担、このように段階を追って逐次整備計画を進めているところでございます。

道の駅開設に向けましては、今のところ、現在の施設を有効に活用しながら、今ある施設のさらなる魅力向上を図ってまいりたいと考えております。また、運営でございますけれども、石野公園の事業審議会に、本年はまだ開催しておりませんが、これを諮りながら、将来の指定管理制度も考えなければならない。それから、民間主導によります管理運営体制も検討していかなくちゃならないと存じております。

また、その際、現在働いていらっしゃる管理組合の皆様方は、オープン当時から、大体地元の方を中心に働いていただいている管理組合でございますけれども、この方々とも今後のことは話し合いをしながら、その点は協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 石野公園のほうについては、都市公園施設長寿命化計画と社会資本整備総合交付金を活用されてしていかれるということですが、その会議なり、進む方向性といえますか、いろんなことがある程度決まってきたら、やはり、その都度議会のほうに、全員協議会の中でも示していただきたいと思います。何か決まってから、決まりました、いいですか、じゃなくて、予算が関連していくわけですから、そのあたりは先に先に提案するのが本当の筋じゃないかなと。それがわかってこそ、初めて予算化していくわけでしょ。これが何も提案をしないでおって、はい、予算をお願いします、だったら、誰もそれを認めるということはないと思います。今後、そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、これまで開催されてきました人吉植木市は、ことしですか、節目の50周年を迎え、開催をされていましたが、道の駅ができたとして、今後の開催ができるのか、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

植木市に限らず、ほかの皆様イベントの開催や御利用は問題ございませんので、大いに活用していただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） イベント開催なんかできるということですので、先ほど、経済部長から説明がありましたペットボトルの明かりですかね、私も行きました。展望台から見て、非常にきれいだったもんですから、家族とか友達にあの上から電話をして、今すぐ来たがいいよと、そういう話をして来てもらったことがありますので、一回じゃなくて、やっぱり持続することが大切だと思いますね。だから、これ、よかったんだといたら、それをやっぱりしていくというような事業努力をしていただいたほうがいいのかなと。イベントをすることを問題ないという答弁でしたので、ぜひ、そういうのも企画していただきたいなと思います。どうぞよろしく願いをしておきます。

それでは、近くの道の駅、えびの市の道の駅は、高速道路を賢く使おうと、道の駅えびのが実験対象となっております。御存じと思いますが、高速道路を一時退出して、対象の道の駅などを利用し、1時間以内に高速道路に戻ってきた場合に限り、退出しないときと同じ料金にするというもので、国土交通省九州地方整備局が実施されていますが、人吉市の道の駅登録においては、国土交通省とこのような制度について取り組んでいかれるのか。いろいろな条件があると思いますが、今後についてお尋ねをしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員お尋ねの件は、現在、国土交通省が行っておりますE T C 2.0の実証実験のことだと思いますが、ここで簡単に、この実証実験の説明をさせていただきます。

料金を優遇する条件といたしまして、E T C 2.0車載器を搭載した車であること、道の駅に必ず立ち寄ること、一時退出時と再流入のときは、同じ進行方向へ向かわなければならないこと、議員がおっしゃられるとおり高速道路への再流入が1時間以内であること、という社会実験が、平成30年3月24日から、九州内では宮崎県えびの市の道の駅えびのと長崎県の道の駅彼杵の荘の2カ所で行われております。

クラフトパーク石野公園の体験コースの所要時間を見ますと、60分前後、最長120分ほどの時間が必要となりますので、現在の社会実験上の制度は、長時間滞在型のクラフトパーク石野公園にはそぐわない状況でございます。なお、このことについては、国土交通省熊本河川国道事務所と協議議題にも上がり、再流入の時間延長ができないかとの意見を伝えたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 九州で2カ所で行っているということなんですけど、地元の国会議員の先生方を初め、国、県、市は一体であるということがよく言われますので、やはり、松岡市長あたりも上京されたときには、国、県、市は一体なんだから、1時間以内じゃなくて2

時間ではどうですかというのを強く要望していただいたら、こういうのも少しはためになるかなということを考えますので、再度検討していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

最後になりますが、松岡市長にお尋ねしますが、人吉市の市長として、本当にここでののか、人吉市民の方に聞いてみてはいかがですか。えびの市の道の駅建設時においても、多くの問題があり大変だったそうですが、多くの事業者の理解が得られ、建設されたそうです。現地には宮崎県ならではの新鮮な野菜や地鶏や宮崎牛などの特産品を初め、青果などの苗などが多数あり、地元ならではの食事でもでき、多くの方が利用されて、大変人気があるとのことでした。私も、近くに行ったときは必ず立ち寄っています。ちなみに、キンカンソフトクリームが大変おいしいです。

地元の方に聞いてみましたら、観光客だけでなく、買い物に来られ、食事をされて帰られるとのことでした。また、あそこではバイキング料理があり、クラス会やなかよし会の方々が食事を楽しんでおられるようです。私も昨日立ち寄りしましたが、11時から3時までのバイキングの食事時間にはたくさんの方々が来られていました。高齢者の方に聞いてみましたが、いろんな種類のものが食べられて、順番待ちをされても、御夫婦で来られるとのことでした。

現在の人吉市が計画されておられる道の駅について、私も、一部の方にですが、聞いて回りましたが、多くの方が、つくるのであれば旧国民宿舎のほうがいいのでは、との回答が多かったことを申し上げます。これまでも何度も言いましたが、高齢者の方々は、どうしても階段が、と言われ、今でも階段があるので行かないとのことでしたので、現在も全国の道の駅登録を計画されておられる自治体もあると思いますが、最後は松岡市長の決断と思いますが、市民が望んでいるのは何か、事前に、広く市民から意見を聞くのも大切だと思います。人吉市に行かなければ味わうことができない道の駅ができれば、素晴らしいことだと思います。

現在、多くの外国人観光客も来られています。外国人観光客などはSNSなどで、先ほども言いましたが、外国からのお客さんに、行ってみたらいいよ、と発信していただくのも必要なことだと思います。今後、人吉市の新たな観光スポットになると思います。そのために、パブリックコメント、意見聴取、こういうことをする必要はあると思いますが、松岡市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど建設部長が申しあげましたとおり、クラフトパーク石野公園は道の駅の登録要件を満たし、石野公園全体の活性化、地域の活性化の面からも、非常に有効な施策であるというふうに思っております。これまでも、石野公園の活性化につきましては、長年にわたり庁舎内でも、あとは審議会等々でもさまざまに議論が行われてまいりました。ただ、もう、福屋

議員がおっしゃいますように、いかに道の駅にすると同時に、皆さん方に喜んでいただける施設にするか、他の地域からたくさんの方にお越しいただいて、喜んでいただけるか、そこは我々も大変重要なことだというふうに考えております。

パブリックコメントの実施は考えておりませんが、そういった面では、行政のみでできるようなことでもございませんし、民間の方、市民の方、さまざまな方から御意見を賜りながら、より市全体を上げて、その施設の利活用というのもしっかりと行っていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 最後に市長からの考えをいただいたんですけど、やはり、市長は市民の代表であって、我々も代表であるんですよ。市民の方は何のために税金を払っているのか、これは、やはり自分たちの生活をよくしていただくために、皆さんにお願いをしているわけですよ。ということは、市の執行部が勝手に物事を進める、これも大切なことかもしれませんが、市にとって今後重要なことは、やはりこういう問題は、いろいろ皆さんの意見を聞くことも必要じゃないかなと思います。

先ほど、仲村議員のほうも教育の部分のほうにそういうことをしたら、というような話が出ておりましたが、私も、何をするにも、ある程度は意見聴取をすることが大切だと思います。一度この議会の中でも申し上げましたが、パブリックコメントなんていう言葉を使わずに、市民からの意見聴取をしたいんだ、というようなことをするとか、町内会長さんに来ていただくとか、先ほどの問題でいったら、学校教育関係者にさせていただくとか、子ども会にさせていただくとか、こういうのもやはり、どうなのかなというのを、まず最初にさせていただくことが大切じゃなかったのかなと思います。

本当に道の駅が人吉市にできたら、すばらしいことだと思います。そして、先ほどの答弁の中で、6キロしか離れていないので、と言われましたが、向こうは自治体が違うわけですよ。じゃあ10キロ離れたら、こちらは大丈夫じゃないですか。農産物がなかったら、多分誰も来ないと思いますよ。

昨日も、ちょっといろんな意見を聞きたいなということで、あるところを回ってきたんですけど、そこでは、いや、自分たちやったら海産物が欲しいなと、農産物は要らないと、我が家に少しあるけん、でも海産物があったら、やっぱり週に二、三回は行くよね、というような話も聞きました。やはり、こういうふうに意見聴取を議員はして回るんですから、その議員から意見を吸い上げるのが執行部の務めだと思います。そして、そこで全協の場でいろんな話を早くしていただいて、そこで意見を吸い上げて、ああ、これが一番ベストなんだなということを、それは最後は市長が決定していく。それで決定されたら、ああ、市民の意見を申し上げて、それを市長が判断して決定していくんだということで、何の問題も起こらな

いと思いますので、できましたら、今後はそういう意見聴取をしっかりとさせていただきたいということをお願いして、この件については質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 09 分 休憩

午後 2 時 22 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） それでは、2点目の市民の声から、道路の安全対策についてですが、中神地内第2号線について質問してまいります。

この中神町の中神地内第2号線については、平成28年12月に一般質問をしておりますが、当時、市民の方から、熊本地震による道路の陥没が気になるということで、工事改修ができないかお尋ねがあり、執行部をお願いをしていましたが、現在も道路と相手方の境界における地盤沈下が進んでいるようです。何回か土のう処理をしていただいておりますが、年々ひどくなるのでは、との心配を近くの方がされておりました。

当時、担当課と現地確認をしておりますが、その後、相手方との協議をされたのか、これまでの進捗状況について、また、今後、安全確保の対策について何か検討をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

市道中神地内第2号線は、下原田町にあります縫製工場南側に隣接する市道でございますが、縫製工場側にフェンスが設置されており、その一部が路肩などの陥没によりフェンスが傾いたり、道路の一部に亀裂が入っておりまして、その都度、補集合材や土のうによる補修等を行い、現在に至っているところでございます。

その後の進捗状況は、相手方との協議をされたのか、とのことでございますが、ことしの5月におきまして、縫製工場の工場長様とお会いし、どのような対策が取れるか、お話をしたところでございます。そのお話の中におきまして、道路改修の具体例を挙げていただければ、東京の本社と協議をしていただけるとのことでもございましたので、今後、道路改修の具体例を検討し、地権者との協議も進めてまいりたいと存じます。

また、今後の安全確保の対策は、とのことでございますが、今後もパトロール等を行いまして、道路に異常がないかを確認しながら道路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） この中神地内第2号線は、境界を挟んで建っております工場が経営者が変わっておりますので、一度、前回の時には執行部と行かせていただきましたが、また、

相手方が変わったということで、人吉市としてはこういうことをしたいんだとか、安全確保をこうしたいんだというような意見を言っていたらいいのかなと思います。相手方にも会ってまいりましたが、やはり、来て説明をしていただきたいというような御要望がありましたので、今後、そのように協議を進めていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

当時、中神地内第2号線は、通学路の安全確保のための取り組みとして、関係機関と情報の共有と連携を進め、それぞれの立場で通学路の安全確保に努める、との教育長の答弁をいただいたわけですが、学校として、道路の管理をされている部署と協議をされたことがあるのか。通学路の安全確保について、情報収集に努めること、関係機関と情報の共有をすること、各学校への情報の提供や注意喚起を行っておられるというような答弁をいただいておりますが、道路の管理をされておられる部署に対してお願いをされておられるのか、学校管理者として、通学路ですが、道路の安全対策については、会議での周知だけなのか、予算計上をお願いされておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平成28年12月議会での福屋議員から御質問をいただきました件につきましては、教育委員会としましても、すぐ現地を確認するとともに、関係課に対しまして相談もしておりましたが、先ほど建設部長のほうからもお話がございましたように、工法等に時間を要するとお聞きしていたところでございます。

当該箇所につきましては、登下校で利用している児童がおりますので、フェンス倒壊の危険性もあるということで、十分注意して通行するよう日常的に指導が行われていることを、中原小学校と確認しているところでございます。

また、先日6月10日には、中原小PTAと担当教職員による通学路点検も重ねて行われており、学校教育課からも、事前に当該箇所につきましては再確認いただくようお願いしているところでございます。

さらに、本市教育委員会では、昨年度、株式会社ゼンリンと協定を締結し、人吉市キッズセーフティマップを、本年度9月以降に各学校、家庭、地域等に配布する予定でございます。このマップに、交通量が多いところ、人通りが少ないところ等、各小学校区で危険箇所を記載することで、安心・安全な登下校ができるように作成するものでございます。本市教育委員会としましても、関係機関や町内会長様、民生委員・児童委員様と地域の方々とは情報共有や、各小中学校への情報提供、注意喚起を随時行っていきたくと考えております。もちろん、当該場所につきましては、今後とも関係部署とはしっかり連携をとりながら、安心・安全な通学路となるように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 早速、中原校区で話し合いをしていただいたり、その場所を確認いただいたことに感謝しておきます。

それと、また、キッズセーフティマップですか、こういうのをつくっていただけるということなんですけど、御答弁の中で、人通りが少ない場所等については明記を十分に注意したほうがいいんじゃないかなと、例えばそういうのが流出してしまったときに、ああ、ここが少ないんだよと、逆に変な人に知り得るといふこともありますので、そのあたりは、今後、保護者とか学校関係者と十分に協議をしていただければいいのかなと思います。

そこで、例えば、あそこは道路が狭いんですね。常に雨が降った後、振動がすると崩れるという状態でありますので、現在、いろんな場所を書いておられるような、ここは危険箇所かなという学校のほうとかが判断された場所については、学校と道路河川課とにおいて共通の課題として検討していただきながら、グリーンラインを引いていただくというのも安全じゃないのかと。例えばフェンスに、子供というのはフェンスに触りながら歩くというのが非常に好きですよ、だから、あそこにラインを引くことによって、ああ近寄ったらだめなんだよという注意喚起もできるんじゃないかなと思いますので、この点も要望しておきますので、もし、よければ、話し合いの中でもそういうのを聞いていただければと思います。お願いをしておきます。

次に、五日町地内第1号線についての質問ですが、五日町地内第1号線については、道路がでこぼこであり、また、傾斜もついています。道路を利用しておられる市民の方から、これまでに何度か、安全に通れるようにとお願いをされていましたが、この道路には小さなU字溝があり、高齢者の方からは、押し車での通行が怖い、とのことでした。また、自転車での通行はそれ以上に危険だ、と言われました。子供たちも通っているようです。けがをしてからでは遅いので、何とかしていただきたいとのことでした。ここは本当に大丈夫ですか、と何度も聞かれましたので、この道路は、けがをする前に何らかの対策をしてほしいとのこと。現地の改修工事はできないのか、お尋ねをいたします。もし、通学路でしたら、子供たちに注意をしていただきたいと思います。通学路でなければ、利用者が十分に注意するように指導をしていただきたいと思いますが、教育長の答弁をお願いをしておきます。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

福屋議員からの御指摘の箇所につきましては、学校の通学路にはなっていないようでございます。しかしながら、児童・生徒が、日ごろから生活道路という形で利用していることに間違いはございません。危険であるということも認識しながら、学校に対しては児童・生徒が通行するとき、またはひよっとすれば、その道路のところで生活の一部として遊びの場になっているかもしれません。そういうときにけが等をしないように、十分注意するよう指導してまいりたいと思います。

また、関係各課と連携しながら、児童・生徒の安心・安全な道路になるように取り組んで

まいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

五日町地内第1号線は五日町町内に位置し、国道445号を起点とし、市道青井二日町線に接続する、延長約106メートル、幅員約1.4メートルから約1.6メートルの市道でございます。

現地の状況としましては、下水道マンホール蓋と路面に段差があり、道路片側に幅約12センチ、深さ20センチの蓋なしの側溝が布設されております。舗装の段差や蓋のない側溝につきましては、議員御指摘のとおり、決して安全ではないと認識をしております。今後、歩行者などの通行の安全を図るため、舗装、側溝の補修工事を行いたいと考えておりますが、限られた年間予算の中におきまして、段階的に安全性を図れる工法などを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市の安心・安全のために、少しずつでも結構ですので改修をしていていただきたいなと思います。

次に、田野高原線についてお尋ねしていきますが、この道路は久七トンネルが開通するまでは大口方面へ行くのに重要な路線でしたが、久七トンネルが開通した後は田野地区の方々が主に利用されております。1月のどんどややワラビ狩りを初め、私もよく利用させていただいております。現在は国道267号から市道へ管理が変わったと聞いておりますが、管理について、もう全て人吉市が管理をするのか、これまで長い月日を国道として使用していたので、少しは維持管理の優遇措置があるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

市道田野高原線は、国道267号の西大塚町を起点としまして、田野町を通り、鹿児島県県境までの延長約4,950メートルの道路でございます。久七トンネルが開通したことにより、国道267号分岐から鹿児島県県境までの区間を、平成17年1月4日に、熊本県から本市へ市道として移管され、供用開始となったものでございます。

この区間の維持管理につきましては、人吉市が行っております。また、維持管理について優遇措置がないのかということでしたが、これは特にないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 移管されたので、人吉市が管理するというのは当たり前かもしれないんですけど、何かないかなと思ひまして、探していただければなという希望を持って質問したわけですが。

ここの国道当時の道路の疲労が、現在出てきていると、私は思いますが、目視でもわかる

くらい道路が明らかに沈下している状態で、とても危険です。現地を走ってみれば車がバウンドいたしますし、いつ崩落してもおかしくない状態ですが、現地の道路近くにもたくさんの亀裂が入っていますが、本当に大丈夫なのでしょう。早急に調査していただきたいのですが、調査していただけるのか。現在は道路河川課において、道路表面については目詰めをさせていただいておりますが、本当に大丈夫でしょうか。現在の状況について、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、舗装段差と路面にクラックが生じているところでございます。クラックにつきましても、路面水が入り込まないように、既に補修剤を使用し補修を行ったところでございまして、現時点におきまして問題はございません。

今後につきましても、パトロールを強化し、現地の状況を把握し、点検・調査を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） それでは次に、現地を見ていただければわかると思うんですが、現地の山手には側溝が確保されています。その側溝が、落ち葉や土砂に埋もれている状況であります。見ていただければわかりますが、ちょうど中間くらいには、山手から崖に沿って水路ができていますし、その下には側溝柵が設置してありますが、沈下している道路の下には、横断管というのですか、普通言う——私的には土管と思うんですけども、こういうのが埋められている、と地元の方が話をしておられました、その取り付け部分から進入しているのでは、との話でした。ぜひ、この件についても調査・点検をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

路面と同様に、側溝、柵、横断管——いわゆる土管でございますが——の調査・点検も行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ぜひ、点検をしていただきたいと思います。あそこの下側の崖においていただければ、どのような状況かというのは一目瞭然見れますので、しっかりと調査をしていただきたいと思います。それと、側溝の上です、側溝がありますので、できたら、あの側溝の上の土も、ぜひ撤去していただきたいと思います。よろしく願いをしておきます。

これまでに、あそこを私も何回か通ったんですけど、以前はカラーコーンが設置してありましたが、聞くところによれば、大型車が通行するとき、横によけて通っていたそうです。それが、いつの間にかなくなっているとのことでした。先日、私も見に行きましたが、カラ

コーンがなく、カラーコーンを崖側に置くことで、ここは危険箇所であると運転者に周知できるのではないかと思います。なぜカラーコーンが撤去されたのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

以前設置されておりましたカラーコーンにつきましては、路面にクラックが生じていたため、議員がおっしゃいますように、路肩への車両の接近を抑制する目的で設置したものでございます。再度、現場の状況を確認し、安全上、必要であれば対応を行いたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 調査に行かれたら、すぐわかると思うんですけども、道路の沈下している場所の入り口が段差があるんですよね。それと、出口の山側にもあるんですよね。だから、例えば離合するとき、左側を上がって行かれるときに、その段差で跳ねた場合には、崖下のほうにガードレールを破って落ちるという可能性もあります。それとか、急激にハンドルをとられますから、そのときに事故ということも考えられると思います。だから、その前あたりに置いていただくことによって、そういう事故を未然に防ぐこともできると思いますので、早急にそのあたりを点検していただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、人吉市には改修していただかなければいけないと思われる道路がたくさんありますが、田野高原線を初めとする道路の崩落だけは避けなければなりません。道路の崩落により人身事故が起きたら大変であります。また、この道路が崩落すれば、田野地区の方々には人吉市内に行くには、回り道をして久七トンネルを通らなければ人吉市内には行けません。改修工事には大変な時間が必要になってきますので、安全対策として点検をよろしく願いをしておきます。

また、財政が厳しいのはわかっているつもりですが、そこを何とかするのが松岡市長の腕だと思います。ぜひ、人吉市が生き残れるような施策をしていただければ、人吉市の建設業も元気になり、また働く場所がふえ、人口増にもなると思います。危険な道路に対しては調査をしていただき、早急に予算を確保され、安全対策を行っていただきたいと思います。安心・安全対策は市長の最大の公約だと思いますので、国・県に対し、しっかりと予算確保をしていただきたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員から御指摘がありました市道を含め、人吉市の市道は638本ございまして、延長にしますと約405キロメートルになります。どの路線も市民の生活に密着しており、なくてはならない社会基盤でございます。特に道路におきましては、高度経済成長期に整備されました構造物が一斉に老朽化し、大量に更新時期を迎えておりますので、安全な道路を維持するための予算が年々増大していることは、当市のみならず、全国の各自治体におきまして共通の

悩みの種となっているところでございます。

そのような状況の中でございますので、社会基盤の対策として整備されております社会資本整備総合交付金事業など、国や県の補助事業を積極的に活用しまして、橋梁の更新につきましては橋梁長寿命化修繕計画を策定し、舗装の更新につきましても舗装維持管理計画を策定いたしまして、国の交付金が受けられるように計画的な取り組みを行っているところでございます。

また、必要とあらば、私みずから国や県にお願いをしてみたいと存じます。今後も、市民の方が安全・安心で快適な道路の利用ができますよう、努力してまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 最後になりますが、やはり、国・県からのいろいろな補助金をいただけるという語弊があるかもしれませんが、やはり、人吉市役所職員の330名の方の知恵をもって、また、議会も知恵を出し合って、人吉市民が安心・安全に生活ができていくように、松岡市長にはしっかりと今後も事業を進めていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の平田清吉でございます。しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたしたいと思っております。

西暦2018年6月12日の今日、シンガポールにおきましては、世界中が注目している朝米首脳会談が行われています。今、世界中を見渡してみますと、人種の違いや宗教上の違いから、内紛やいがみ合い、殺りく、テロ等が多発し、国家間の主義・主張の違いからも紛争等が発生し、多くの人命が失われ、多くの難民もつくり出されています。また、いまや強大な経済力と軍事力を所持し、しかも自国の核保有を背景に世界を席卷しているかのような5つの常任理事国首脳たちの、個々の世界観と思惑が見え隠れする中、北朝鮮の核開発の即時放棄、非核化、大陸間弾道ミサイルの廃棄、日本人拉致問題や、北朝鮮国内の人権問題等々の問題を、世界中の人々が正しく希求しているように、果たして解決できるのでありましょうか。特に、我が国日本が長年希求してやまなかった拉致問題の解決ができるのでありましょうか。金正恩朝鮮労働党委員長とトランプ米大統領との二人だけの会談であり、北朝鮮に対して世界中が懸念している全ての問題が解決されることを祈りたいと思っております。

ところで、今回の私の一般質問の通告項目は2項目、施政方針についてと市民の声からです。質問の要旨は、施政方針については、1つ、財政健全化に向けた取り組みについてです。市民の声からでは、1つは、市庁舎移転建設について、1つは、ふるさと納税関係について、1つは、今後の旧国民宿舎利活用について、1つは、都市公園関係について、これは割愛さ

せていただくかもしれません、1つは、裁判訴訟における和解金についての5項目の要旨について、質問していきます。

まず、第1項目め。市長は、先日の本議会開催日における施政方針の中で、国は財政健全化に向けた取り組みとして、基礎的財政収支の黒字化の達成時期を2020年度から2025年度とする新たな目標が検討されている、と述べられ、本市としては、国から示される新たな目標達成に向けた制度改正に注視していく、と表明されております。行政の健全化は何も具体策を示さず、国の目標達成時期に合わせて本市の財政収支の黒字化を図っていけばよいという考え方なのでしょうか。本市では、毎年約400人も人口減少が進む中、なんと気長な考え方をお持ちでしょうか。財政健全化に向けた取り組みは、既に待ったなしの状況にあると考えます。

ところで、財政健全化とは、国や地方公共団体などの公的部分が、歳入と歳出の差である財政収支を改善し、借金、国債などの公債残高を削減することであるといわれています。また、財政健全化には、大きく歳出削減と歳入増加の2つの手法があるともいわれています。歳出削減では、公務員数の削減などの公的部門のスリム化や防衛関係費、公共事業費、社会保障費、政府開発援助費などの削減策がとられているそうです。歳入の増加では、消費税を初め所得税、法人税などの税制を改正し、税収をふやす手段がとられているそうです。また、国の財政健全化の指標としては、歳出を借金でどのくらい穴埋めしているかを示す公債依存度や、借金に全く頼らずに、税金と税外収入で社会保障や公共事業などの政策経費をどれだけ賄っているかを示すプライマリーバランスなどがあります。なお、地方公共団体では、前述の国の財政健全化の指標ではあらかずすることはできず、借金負担の重さを示す実質公債費比率や、一般会計に占める赤字割合である実質赤字比率などが、財政健全化の目安とされているそうです。

そこで、この財政健全化における指標として掲げられる実質赤字比率や連結実質赤字比率、財政指標として公表される経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率について、用語の解説とともに、平成28年度の数値を示しながら、財政健全化に向けた取り組みをどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

議員御質問の財政の健全化を示す指標につきましては、これまでも、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を、毎年9月議会において御報告をしているところでございます。

健全化判断比率の指標の中に、議員御質問の実質赤字比率、連結実質赤字比率というものがございます。まず、実質赤字比率といいますのは、普通会計、本市の場合は一般会計と人吉球磨地域交通体系特別会計をあわせたものでございますが、この普通会計に赤字額がある

場合の赤字の程度をあらわすものでございますが、普通会計における平成28年度決算は黒字決算でございますので、数値はなしということでございます。

また、同様に、連結実質赤字比率につきましては、先ほどの普通会計に加え、特別会計及び公営企業会計をあわせたものに赤字額がある場合の赤字の程度をあらわすものでございまして、特別会計及び公営企業会計をあわせました平成28年度決算はいずれも黒字決算であり、数値はなしということで、財政の健全化を維持しているところでございます。

また、財政指標としてよく使われております経常収支比率や実質公債費比率につきましては、御説明をさせていただきます。

まず、経常収支比率につきましては、毎年恒常的に入ってまいります一般財源が、歳出上において、毎年定例的に充当している経費に充てたときに、どれぐらい余裕があるのか、そういうことで財政の健全性・弾力性を見る数値でございまして、平成28年度における本市の数値は、地方消費税交付金等の減の影響もあり、102.8%となっているところでございます。この数値は低いほど、新たな住民サービスや投資的経費への弾力的な対応が可能となりますことから、今後も、業務の見直し等を含め、数値の改善を図ってまいりたいと存じております。

また、実質公債費比率につきましては、地方公共団体の借入金の返済額、いわゆる公債費でございますけれども、この大きさが、その地方公共団体の財政規模に対してどれぐらいの割合であるのかを示す数値でございまして、平成28年度の数値は6.8%となっておりますのでございます。この数値は、県内の中でも低い数値を維持しておるところでございますので、今後、市庁舎建設事業により公債費の増が見込まれるところでございますが、できるだけ低い数値を維持できるよう、事業の優先順位を定め、しっかりと取り組んでまいりたいと存じております。特に限られた財源でございますので、事業の見直し等に取り組み、財政の健全化には最大限努力・傾注してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 自治体財政健全化法に基づく、財政の健全度を測る指標として示される用語の解説を幾度となく伺っても、なかなか理解しがたいところがあります。

財政健全化の4つの指標は、いずれも通常年収額に対する比率で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、毎年度の決算報告は黒字決算となっており、数値での表示はできない。あくまでも赤字決算時のみ数値化され、実質赤字比率における黄信号の基準は11.25%から15%、連結実質赤字比率における黄色信号の基準は16.25%から20%と聞いております。また、自治体の収入における起債返済の割合を示す実質公債費比率は、3年間の平均値を使用し、18%以上だと、新たな借金をするためには国や県の許可が必要となり、25%以上だと、借金を制限され、早期の健全化を求められ、35%以上だと、国が財政再建を管理する財政再

生団体となると聞いております。また、経常収支比率は100%になると、完全に財政が硬直化している。100%を超えると、恒常的に必要な経費が収入で賄えていない状態になっている。少なくとも75%程度に納まるのが妥当であるといわれていますが、大部分の都道府県が80%を超えて、要注意の状態にあると聞いております。

本市の経常収支比率の数値は102.8%でしたので、例年硬直化の状態にあり、早期に改善すべきであると見られます。ただ、県内の他の市や、類似団体だけで比較するのではなく、財政健全度の基準値を目標に、早期改善を図ることをお願いいたします。

続きまして、第2点目。現在、国の国債残高は1,000兆円以上、国民1人当たりの借金額は、生まれたばかりの赤ちゃんからお年寄りまで、800万円以上の借金を抱えているといわれております。本市におきましても、1年間の歳入に匹敵する約140億円もの市債を抱えております。今年度から、市庁舎建設の本体工事が着工する計画にあり、市債の発行額の増加が予見されることから、現在の市債の残高は幾らあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

平成28年度末現在での起債残高ということでございますので、普通会計における平成28年度の状況をお答えいたします。

平成27年度末時点で市債の残高は143億3,826万9,000円でございます。平成28年度におきましては借入額が10億2,289万円、平成28年度に償還いたしました元金償還額が13億6,448万9,000円でございます。以上のことから、平成28年度末の借入残高は139億9,667万円となっております。3億4,159万9,000円の減少となっているところでございます。

なお、県下14市においても、市債残高が2番目に少ないという状況に現在ございますので、これまでも適正に市債発行を行ってきており、今後も、事業に取り組む場合は、交付税の補填など有利な起債の活用を図るなど、過度な負担とならないよう取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市の起債の残高は、県下14市中2番目に少ないと言われておりますが、借金は借金です、約140億円ほど持っております。

現在、金融機関の利率が下がっておりますので、どれだけ、140億円に対する金融機関に利息をつけて支払わなければいけないのか。本市の未来に、また、本市を動かしていくであろう若者たちの未来に、負担を残さない、また、つけを残さない行政改革を断行していただきたいと思っております。

続きまして、第3回目です。余すところ残り任期の期間が1年を切りましたが、市長の財政健全化に向けた取り組みについて、これまでの3年間を振り返り、また、残り1年間を見据えて、具体例をあげて、どのように考えてこられたのか、そして、どのように考えておら

れるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

今回の施政方針の中でも述べさせていただきましたように、国においては基礎的財政収支、先ほどからおっしゃっておりますプライマリーバランスの黒字化の達成時期を、現在の2020年から2025年へと5年ほど先送りしましたことから、将来の我が国の財政見通しは、決して安閑としてはられないものと認識をしておるところでございます。当然のことながら、地方財政は国の財政状況に左右されることは言うまでもなく、特に財政の健全化を維持していく上で、地方自治体の主要一般財源でもあり、将来の財政を見通していく点からも、地方交付税の動向が特に気になるところでございます。

自主財源の根幹をなす市税等の滞納もなく、しっかりと確保していくことはもちろんのこと、地方交付税の安定的確保がままならない状況下では、特に人口減少・少子高齢化が急速に進んでいる自治体は、単体での財政運営が非常に厳しくなるのではと危惧するところでございます。それゆえに、今後の国の財政状況を常に注視していく必要があります。また、国が示す地方財政対策にも、目配り、気配りを怠らないということが、財政健全化を維持していく上で非常に重要なことではないかと存じておるところでございます。

また、歳出面におきましては、新市庁舎建設というビッグプロジェクトを着実に成し遂げるということは言うまでもなく、市庁舎建設後の起債償還のピーク時、平成35年度から平成40年度を想定しているところでございますが、この時期を確実に乗り切っていくためにも、高齢化等により増大が予想されます社会保障費への対応や、今後見込まれる事業に対し、しっかりと財源調整を図っていくことが、将来にわたり財政の健全化を維持していく上で非常に重要なことと考えており、今後とも、企画、財政サイドとしっかりと調整・協議を行い、後世に過度な負担を残さないよう最大限取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 残り1年での財政健全化に向けた取り組みは難しいものがあるとは思いますが、最後の最後まで、将来に負担を残さないように、財政健全化に向けた取り組みにチャレンジしていただきたいと思います。

続きまして、市民の声から、市庁舎移転建設についてお尋ねをいたします。

第1回目。現在、老人趣味の家や旧保健センター、旧勤労青少年ホーム、旧麓町庁舎が全て解体され、更地化されていますが、平成33年春の供用開始に向け、今後、どのような工事を予定されているのか、工事等計画の今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市庁舎建設事業につきましては、昨年度、実施設計が完了いたしまして、今年度からいよいよ本格工事に向けた動きが本格化してまいります。市庁舎移転建設につきましては、大きな

節目を迎えることができたものと存じております。基本構想策定の段階から、市庁舎建設に関する特別委員会を初めとします議員各位、市庁舎等移転建設審議会委員、市民の皆様方におかれましては、これまで御理解と御支援を賜りまして、この場をおかりしまして心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、現時点での市庁舎移転建設の工程計画を説明させていただきます。少し長くなりますことを、御了承いただきたいと存じます。

初めに、これまで行ってきました解体工事関係でございますが、旧保健センター、旧勤労青少年ホーム、老人趣味の家の解体工事につきましては、予定どおり平成29年度で完了いたしました。また、現在実施しております旧麓町本庁舎解体工事につきましては、5月には解体作業が完了いたしまして、今後は竣工検査を残すのみとなっております。その後は、歴史文化課のほうで、史跡人吉城跡整備基本計画の策定に向け、7月から10月にかけて旧庁舎跡地の発掘調査を行う予定でございます。

新市庁舎建設本体工事でございますが、現在は工事発注に向けた積算業務、並びに建築確認申請手続きに取り組んでいるところでございます。8月以降から発注準備に取りかかり、工事契約締結に関しまして、12月の定例会に上程をさせていただき、お認めいただきましたら、本契約の締結という流れで進めてまいりたいと考えております。

契約後は、準備期間を経まして、今年度末から現地着手し、19カ月の本体工事を終えた後に、備品整備、LAN工事や引っ越しなどを行い、平成33年4月の供用開始に向けて進めてまいり所存でございます。

続きまして、関連工事であります小永野第一雨水幹線でございますが、先月入札を終えまして、現在は仮囲いなどの安全施設の設置を行っております。梅雨入りし、工事進捗が危惧される面もございますが、下水道課と連携をしながら、工程どおり、かつ安全に進捗できるよう努力いたしまして、平成31年1月の竣工に向け、鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

続きまして、西間別館関連でございます。新市庁舎建設後は、西間別館を保健センターと教育部の執務スペースとしての利用を考えておりまして、今後、業務内容に応じた執務スペースが確保できますよう、改修工事を予定をいたしております。そこで、新市庁舎建設と並行して改修を行い、同時期に供用開始をしたいところでございますが、来庁者の多い窓口業務を行いながら改修工事を行うことは大変困難でございますので、庁舎建設と時期をずらした形をとりまして、新市庁舎の供用開始後の平成33年4月ごろから夏場ごろまでの予定で改修工事を進め、10月にはリニューアルした西間別館の供用開始を予定しているところでございます。

続きまして、西間別館倉庫についてでございますが、こちらは本体工事に向け、今後、解体を予定をいたしております。倉庫の中には、經濟部、教育部の文書類、それからお城まつ

り、人吉温泉春風マラソン、選挙事務などの備品類など、多くの物品が集積されておりまして、解体前には、これを代替スペースへ移す作業が必要になってまいります。現在、代替スペースの整備検討をしているところでございますが、予定といたしましては、本年度の10月までに倉庫の物品を移動させ、年内には西間別館倉庫の解体工事を終える予定としているところでございます。

次に、メインのアクセス道路となります市道青井西間線についてでございます。本事業に伴う道路計画につきましては、周辺道路へも影響が生じる内容であり、総合的な道路行政の観点から検討が必要でありましたことから、人吉警察署並びに公安委員会と協議を重ね、計画の策定を行ってきたところでございます。

新市庁舎建設後は交通量の増加が見込まれますことから、交通処理能力の向上を図るため、蓑野町方面から人吉駅方面へ向かうところの新市庁舎入り口部分に、右折レーンの設置を行うとともに、道路を横断して来庁される歩行者等の事故防止を目的として、横断歩道並びに押しボタン式信号機の設置を行うよう、関係機関と協議を進めているところでございます。現在、拡幅に必要な用地につきまして、土地所有者の方と交渉を行っているところでございます。工事の時期でございますが、今年度から来年度までは小永野第一雨水幹線つけかえ工事並びに新市庁舎の本体工事が本格化し、工事車両の往来等も多くなりますことから、混乱を避けるために、最終年度の平成32年度に工事を予定しておりまして、平成33年1月ごろの竣工を目指して進めている計画でございます。

最後に、供用開始までの駐車場の確保についてでございます。新市庁舎本体の工事に着手いたしますと、作業ヤードとして、現在の駐車場の大半が削られ、駐車できない状況となりますので、今年度から来庁者駐車場の確保が困難な状況となってまいります。その解消を図るため、隣接しております球磨地域振興局の駐車場用地につきましても、取得に向けた協議を重ねているところでございます。協議が整い、取得ができる運びになりましたら、西間別館倉庫裏のブロック積擁壁の改修工事を行いまして、別館側から駐車場へ直接アクセスできる階段の設置を行い、年明けには動線を確保し、来庁者の方々の負担をできる限り減らすための環境整備について、十分検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、第2回目。新市庁舎建設に当たっての基本設計においては、各所で住民説明会を開催し、市民への説明に当たられ、市民の声を少なからず直接聞くことができたと思っておりますが、その市民の声を、実施設計にどのように反映させたのか、お尋ねいたします。また、新市庁舎建設の実施設計の、市民への周知はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市民の皆様の御意見、御要望につきましては、基本構想時のアンケート、熊本地震後の住民説明会、さらに基本計画策定時のパブリックコメントなど、さまざまな場面でいただいたところでございます。また、具体的な設計に対する御意見や御要望をいただく場として、平成29年7月に作成いたしました人吉市新市庁舎建設基本設計について、各校区で住民説明会を開催させていただきました。その説明会で、多くの方にいただいた御意見の中で、新聞紙上でも話題となりましたが、人吉らしさの演出についての議論がございました。地元木材の有効活用や木のぬくもりのある空間づくり、城下町の雰囲気を持つ庁舎など、地域木材資源の積極的な活用や、地域・風土とのマッチングへの御意見、また、市役所は行政機能をきちんとやるための施設であり、市庁舎は行政の城である、次世代に負担を負わせないということが人吉市の誇りであり、そのことを市民に説明してほしい、など、行政機能のあり方や次世代への負担軽減など、さまざまな御意見をいただき、実施設計をまとめていく過程で、多角的な視点から総合的に勘案いたしまして、経済性の高い庁舎の方向性が導き出されたところでございます。

ただ、多くの市民の方々にいただきました、人吉らしさの演出についても、人吉球磨産材の木材利用を含め、人吉城跡や城下町を感じられるデザインとなるよう、実施設計を取りまとめた次第でございます。今回、球磨工業高校生の生徒さんとのコラボレーションにつきましても、人吉らしさの追求の過程で、彼らの持つ伝統建築のこれまでの実績を生かし、その思いを市庁舎建設事業の中で形にして残すことができないか、また、多くの市民に、親しみのある庁舎として少しでも愛着を持ってもらいたいという思いから生じたものであると存じております。

また、実施設計をどのように市民に周知しているのかという御質問でございますが、取りまとめました実施設計の概要版については、本年4月に記者発表を行い、市のホームページと、5月1日号の広報ひとよしにおいて公開しているところでございます。また、あわせまして、新市庁舎の完成予想模型は、カルチャーパレス管理棟の1階ロビーで、多くの皆様にごらんいただけるよう公開をしているところでございます。

今後も、ひとよし未来カフェなど、さまざまな機会を活用し、市民の皆様に周知を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、3回目です。新市庁舎への愛着を深めるため、また、新市庁舎建設の思い出づくりのため、市民並びに生徒、学生たちなどの現地見学会を行うことはできないのか、お尋ねいたします。また、熊本城復旧工事のために寄附金が集められたように、本市庁舎建設のために寄附金を集めることはできないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

この市庁舎建設事業は一大プロジェクトでもあり、日ごろなかなか目にすることができない大規模な建築の経過を間近で見ることができる、またとない機会であると思っております。また、子供たちへ、ものづくりのおもしろさやすばらしさを伝えることができることに加え、免震装置の仕組みなどを見学することで、防災・減災に対する関心を深めてもらうよい機会にもなろうかと存じているところでございます。したがって、見学会につきましては、工事の進捗状況を見きわめながら、適切な時期を捉え、施工業者の協力を仰ぎ、実施に向け検討してまいりたいと存じております。

また、寄附金に対する御質問でございますが、市庁舎建設事業関連の財源は一般単独災害復旧事業債など有利な起債を活用することとしておりますが、備品整備や無線設備などの引っ越し費用などの財源を補完するためにも、今後とも、寄附金につきましては御協賛を賜りますようお願いしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 確かに、本体工事中の工事現場は危険がいっぱいであり、建設のために見学会の時間も取れないと予想されますが、これからの本市におきましては、庁舎づくりは100年に一度の体験であり、貴重な経験でもあると考えます。現在並びに将来の市民のために、また、故郷のよき思い出づくりのために、見学会をぜひ開催してもらいたい。特に球磨工業高校生にとりましては、新市庁舎建設等の大型建築物の建設、設計等の体験は、貴重な生きた経験になるものと思います。

また、寄附金集めの考えは、人吉らしさを生み出すための内装面へのふんだんな木材の使用が予想されることから、その木材の一片へ記名してもらおうという集め方はいかがでしょうか。検討をお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、ふるさと納税関係につきましてお尋ねいたします。

第1回目。ふるさと納税として寄附した場合、税の控除はどのように受けられるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

ふるさと納税とは、応援したい自治体へ寄附をすることであり、収入などで決まる限度額以内であれば、寄附額のうち2,000円を超える額については、所得税、住民税から全額控除

されます。控除を受けられる限度額については、ふるさと納税を行う方の給与収入、それから家族構成等により異なりますが、例えば年収700万円の給与所得者で、扶養家族が配偶者のみの場合、3万円のふるさと納税を行うと2,000円を超える分の2万8,000円が、所得税と住民税から控除されます。なお、限度額につきましては、総務省のふるさと納税ポータルサイトなどで目安の金額が表で示されていますが、年金収入のみの方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている場合など、給与収入と家族構成以外にもさまざまな事情によって決められますので、個別の限度額につきましては、住んでいる市町村にて確認をする必要がございます。

税の控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がございますが、確定申告が不要な給与所得者の方などは、ふるさと納税先の自治体数が5つ以内であれば、確定申告が不要になるふるさと納税ワンストップ特例制度を活用することもできます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、2回目。平成29年度に、本市は1億6,000万円を超える寄附金をいただいたとのことですが、ふるさと納税にかかった諸経費はどのような状況であったのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

平成29年度は1億6,600万円を超える御寄附をいただきました。これは、全国から本市を応援したいという多くの方々の思いが、1億6,600万円を超える御寄附につながったわけですが、それも、地元事業者の方々の御協力による返礼品の充実に加え、ネットや新聞、雑誌を活用したPRや、担当職員が都市部における県人会などへ足を運び、カタログを配布するなどプロモーション活動が功を奏した結果であると考えております。

そうしたふるさと納税を推進するために、昨年度は総額で約9,200万円の予算を執行しております。これには、各種媒体での広告料や担当職員の出張旅費、カタログ製作費などが含まれておりますが、最も金額として大きいのが委託料で、約8,800万円執行しております。この委託料の内訳といたしましては、地元の返礼品出品事業者に払う返礼品代金等が約6,500万円、残りはポータルサイトであるふるさとチョイスへの掲載に係る費用やクレジットカード決済の手数料、それから顧客管理システム等の提供、それから寄附者からのさまざまな問い合わせ窓口としてコールセンター機能など、業務委託手数料でございます。したがって、平成29年度のふるさと納税でいただいた寄附約1億6,600万円から、事業に要した費用の約9,200万円を引いた残りの金額は約7,400万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、3回目。先月5月10日に、明治大学構内で行われました第10回日本自治創造学会研究大会におきまして、「人生100年時代の政府の取り組み」として講演をされた菅義偉内閣官房長官の話の中で、ふるさと納税を考え出したのは、菅官房長官が総務大臣の任にあるときに制度化させたとの話がありました。しかも、ふるさと納税を始めた際には返礼品は想定していなかった、との話でありました。いつの間にか、各自治体間で返礼品による寄附金の獲得競争が過熱し、意に反する状況が発生した、との講話でした。

ふるさと納税を扱う職員として、総務省からふるさと納税の本来の趣旨をどのように聞いておられたのか、また、本市のふるさと納税に対する捉え方、考え方についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

ふるさと納税の本来の趣旨でございますが、総務省によりますと、ふるさと納税の大きな意義として、次の3点が上げられています。

第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分のこととして捉える貴重な機会となります。

第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、これから応援したい地域の力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第三に、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうにふさわしい地域のあり方を、改めて考えるきっかけへとつながります。以上が、ふるさと納税の理念でございます。

本市のふるさと納税に対する考え方でございますが、平成30年4月1日付で、ふるさと納税制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応を求める旨の総務省からの通知がっております。本市としましても、ふるさと納税の趣旨を尊重しながら、返礼品を通じて地域経済の活性化に寄与し、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業、将来の地域を担う子どもたちを応援する事業、地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業、歴史や文化資源を保存・活用するための事業、観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業、その他目的達成のために市長が必要と認める事業の、6つの事業に寄附金を生かしてまいります。単なる寄附金集めではなく、ふるさと納税制度を通じて本市の魅力を発信し、これからも本市を応援したいと思っただけの使途をふやしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本来であれば、ふるさと納税は返礼品を求めることなく、お世話にな

ったふるさとへの感謝の気持ちとお礼の気持ちから寄附されるものであり、寄附額の全額が、贈られた自治体の基金として活用できるものでありましたが、ふるさと納税者の返礼品の要望により、ふるさと納税額の約3分の1程度が、実質、基金として活用できる状況にあることがわかりました。

続きまして、今後の旧国民宿舎利活用について。国民宿舎の劣化度調査の結果を踏まえ、今後の利活用をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

旧国民宿舎の劣化度調査の結果、それから今後の利活用ということであります。劣化度調査につきましては、平成29年度9月補正予算で認めていただきまして、平成29年11月からことしの3月末までにかけて実施したものでございます。結果概要につきましては、昭和39年、旧国民宿舎というのは建設した建物でございまして、老朽化ということがございましたので、既に改修に着手いたしております箇所の、旅カフェエントランスセンター、それから人吉しごとサポートセンターという部分を除いても、早急に措置が必要な——これがA判定ということになります。建築で25カ所、電気設備で26カ所、機械設備で17カ所ということでした。

また、平成26年度の耐震改修の実施後に、熊本地震の被災により梁、壁に損傷が見受けられましたので、再度、被災後の耐震診断を実施して、耐震性能の確認が必要と思われるという結果も出たところでございます。幸いなことに、直ちに使用不能という所見ではございませんでしたが、当該施設は、今後ともまち・ひと・しごと総合交流館といたしまして長期に渡り使用していく方針でありますことから、この所見に沿いまして、平成30年度中に耐震診断を検討しておるところでございます。その結果も踏まえまして、今後の改修計画に反映してまいりたいということでございます。

また、劣化度調査におきまして、施設設備全般の改修費用につきましては約3億8,000万円の概算事業費が見積もられたというところでございますけれども、実施に当たりましては、この事業費についても圧縮する方針でございまして、今後は減築、それから工法の検討を含めまして、本当に必要な部分に効率的・計画的な施設整備を行いまして、公共施設総合管理計画に沿いまして、整備方針の中で国民宿舎を位置づけておりまして、今後の課題といたしましても、再利用するのであれば老朽化に対する対策等は不可欠であるとしておりますので、この管理計画の中で長寿命化を図ってまいりたいと存じます。

また、旧国民宿舎の利活用につきましては、平成29年11月の全員協議会でございましたけれども、そのときの計画は、現在までのところ順調に整備させていただいているところでございます。本年7月には、日本遺産エントランスセンター、それから温泉施設、人吉しごとサポートセンターの部分をプレオープンする予定でございます。なお、旧国民宿舎に、IT系の企業を誘致するためのサテライトオフィス、コワーキングスペース等の整備を検討いた

しておりまして、施政方針の中で市長が述べましたとおり、現在、人吉市IT企業等協創促進事業を実施しております。東京や愛知のIT企業への訪問も行っているところでございます。この事業の中で、7月7日から8日にかけてアイデアソンを開催する計画でございます。アイデアソンとは、アイデアとマラソンをかけた造語でありまして、特定のテーマにつきまして、さまざまな分野の人々が集まって、グループでのディスカッションを行うことを通じまして、新たなアイデアをつくり出すイベントでございます。このアイデアソンに参加されたIT系の企業などから、旧国民宿舎及び本市につきまして、サテライトオフィスや会議室、打ち合わせスペースを共有しながら、独立して仕事を行える多目的ルームなど、必要なインフラ整備の方向性、それから、企業にとりまして魅力的な場所となるための企画提案を行っていただくことにしております。それから、IoTなど、本市の将来に役立つような企画提案を期待しているところでございます。

このようなところを参考とさせていただきながら、旧国民宿舎の今後の改修を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） まち・ひと・しごと総合交流館として、既に改修を行われている。今月6月の定例会におきましては、耐震診断を委託する旨の予算を計上されております。もう既に改修されている部分があるにもかかわらず、今の時点で耐震診断を行われるというのはいかなるものかと、耐震診断の中で、もう旧国民宿舎は使えないというふうに判断された場合には、どのようにされる予定でしょうか。

熊本地震が起きた後、すぐに旧国民宿舎を長期的に使おうという構想があったならば、今、耐震診断を委託するのではなくて、その時点で耐震診断を行った後、使用するに大丈夫だという判断を受けた後、改修する必要があったんじゃないかというふうに思いました。

続きまして、都市公園関係について。突然の石野公園の道の駅構想が出てきましたが、先ほど、福屋議員の一般質問において同様な質問がありましたので、この項目は割愛させていただきます。

何事も進行中の事象につきましては、議会への事前の説明をお願いしておきたいと思えます。どういう事前協議をしているんだ、こういうことで進行しているんだというようなことです。1つでも議会のほうに通しておいていただければ、このように質問が出てくることはなかったんじゃないかというふうに思えます。

続きまして、裁判訴訟における和解金についてお尋ねいたします。

昨年、地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟の裁判が行われ、和解勧告の指示がありました。和解勧告後の訴訟裁判の和解金は支払われたのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

地域情報通信基盤整備事業に係る自営柱訴訟につきましては、平成29年7月25日及び8月16日の全員協議会で御説明いたしましたとおり、原告の人吉市、被告の工事請負業者、原告補助参加人の設計施工監理委託業者の間で、平成29年7月10日に、人吉市に対し、被告及び原告補助参加人が500万円を支払うという和解が成立をいたしております。

和解に伴いまして、原告補助参加人の設計施工監理委託業者から、平成29年7月21日に100万円、被告の工事請負業者から、平成29年8月31日に400万円の支払いがそれぞれあったところでございます。和解金の予算につきましては、平成29年9月議会の一般会計補正予算でお認めいただいております。歳入といたしまして、20款諸収入、4項雑入、3目雑入、1節総務費雑入の損害賠償事件に係る和解金として、受け入れの処理を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） この訴訟におきましては和解ということで、業者違反はなかったということで、相手会社には制裁を与えるというふうなことはなかったと思います。9月下旬から行われます平成29年度の決算報告を心待ちにしておきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。2番議員の宮原です。本日最後の一般質問となります。大変お疲れのことと存じますが、最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

今回は、1項目めが、文化行政から、川上哲治生誕100周年記念事業について。2項目めが、石野公園から、石野公園「道の駅」構想について。そして最後に、市民の声から、小学校体育館等の開放について質問をいたします。

それでは、最初に、文化行政から、川上哲治生誕100周年記念事業について質問してまいります。

再来年の2020年は、世界的な一大イベントであるオリンピックが東京で開催され、日本にとって特別な年となります。スポーツを通し、私たちに夢や感動、そして勇気を与えてくれるオリンピックになるものと信じております。その記念すべき年、2020年は、本市にとっても特別な年を迎えます。人吉市名誉市民であり、野球を通し、多くの国民に夢や感動、勇気を与えてくれた郷土の偉人、川上哲治氏の生誕100周年の年であります。御存じの方もいらっしゃると思いますが、川上哲治氏は、大正9年3月23日に球磨郡大村、現在の人吉市南泉田町にお生まれになりました。小学生時代からエースで4番を務められており、その野球の腕を買われ、野球の名門熊本県立工業学校、現在の熊本工業高校に進学、春夏あわせて3度甲子園に出場し、夏の大会では2度とも準優勝を成し遂げられておられます。熊本県立工業学校を卒業後は、東京巨人軍、現在の読売巨人軍に入団。戦前、戦後を通じて活躍され、

選手時代は赤バットや弾丸ライナーが川上氏の代名詞となり、首位打者5回、本塁打王2回、打点王3回など、数々のタイトルを獲得。また、日本人初の2,000本安打を達成するなど、その卓越したバッティング技術から、打撃の神様とも呼ばれました。現役引退後は、巨人軍の監督として14年間指揮を執られ、その間、リーグ優勝、日本シリーズ制覇、ともに11回。中でも1965年から9年連続日本一、すなわちV9という、今後も破られないであろう不滅の成績を残され、現在でも日本プロ野球史上最高の監督として名を上げる方も多くいらっしゃいます。監督を退いてからは、野球解説者として活躍する傍ら、全国を回って少年野球の普及に尽力され、1991年に人吉市名誉市民、1992年には球界初の文化功労者として表彰を受け、2013年に93歳でこの世を去られましたが、同年に県民栄誉賞も受賞されておられます。

巨人軍に金字塔を打ち立てた功績は果てしなく大きく、プロ野球の発展に大きく貢献されたのは言うまでもありませんが、川上氏は、この地域で野球をする者の憧れであり、郷土の誇りであります。川上氏の功績を広く紹介し、また後世に伝えていくために、生誕100周年の記念事業を盛大に開催するべきであると考えております。

そこで最初の質問ですが、本市は、この川上哲治氏の生誕100周年について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

川上哲治氏につきましては、今るる御紹介をいただきましたように、日本野球界にとって不世出の巨星であり、戦後の日本社会の発展に大きく貢献された、我が郷土の誇りでもあり、その偉大な功績については、本市といたしましても十分すぎるほど認識をしているところでございます。本市の名誉市民でもございます。また、川上哲治記念球場もございまして、これまで機会を捉えて記念行事等に取り組んでまいっております。

御質問の、川上哲治氏生誕100周年を迎えるに当たって、市はどのように考えているのか、との御質問でございますが、2020年3月23日のメモリアルデーに向け、記念事業実施に向けた体制づくりを行いながら、ぜひ、全市・全庁的に取り組みたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 2020年の3月23日のメモリアルデーに向けて、体制づくりを行いながら取り組みたいとのことでしたが、この生誕100周年を機に、多くの市民の皆様が郷土の偉人を偲び、また、川上氏を知らない若い世代にも川上氏の功績を知ってもらうことが大切だというふうに思っております。そのためにも、関係団体や市民を巻き込んだ体制づくり、組織体制をつくる必要があると思っておりますが、そこで、記念事業の組織体制をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

記念事業実施への組織体制をどう考えているのか、という御質問ですが、本市においては、

これまで本市における川上氏関連事業等に御尽力をいただいております本市在住の岡本光雄氏の御協力もいただきながら、現在、教育部が中心となって、野球関係者の方等に集まっていただきまして、記念事業についての調査・検討を行っているところでございます。

今後、川上哲治氏生誕100周年記念事業の実施に向けましては、市内の野球関係者やさまざまな団体の皆様の御賛同と御協力、さらには御参画をお願いしたいと考えておりまして、地域の力を結集した実行委員会方式を想定しているところでございます。所定の手続きを経ながら、できるだけ早い時期に実行委員会を立ち上げていただき、本事業の企画運営に当たってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 野球関係者やさまざまな団体に御協力をお願いしながら、地域の力を結集していきたいということでしたけども、議会にも井上議員や犬童議員と、野球関係者もいらっしゃいますので、いろいろとアドバイスをいただけるというふうに思いますし、また、野球関係の団体だけじゃなくて、観光団体だったり、やはり子供たちもかかわっていただきたいので学校関係だったり、そういった方々にも、ぜひお声をいただいて、すばらしい記念事業になるような体制づくりをしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、現在は川上氏の関連事業に欠かすことができない岡本さんに御協力をいただきながら、教育部が中心となって、今、調査・検討を行っているということでしたが、どのような記念事業が考えられるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

記念事業の内容についてはどのように考えているのか、との御質問でございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、今後設立を予定しております実行委員会の中で、詳細な内容につきましては企画・決定をしていただくこととなりますが、例えば、既存の小中高校生の野球大会に、川上哲治氏生誕100周年記念の名前を冠した大会ができないか、また、本市には川上哲治氏関連のトロフィーや資料など、数多く川上家から御寄贈をいただいております、図書館のほうには本もたくさんございます。この機会に、市民の皆様を初めとする多くの皆様の目に触れるように、記念展の開催ができないか等を考えております。

また、記念講演としましても、70周年のときに400勝投手の金田さんとか末次利光さんに来ていただきまして、川上さんのことを語っていただきましたが、あのような読売巨人軍のV9時代の選手の皆さんを招いての記念トークショーも開催できないかと考えております。

今後、実行委員会におきましては、本事業を盛り上げるようなさまざまな取り組み、議員のほうは、子供とか、また知らない人、いろんな世代にも伝えたい、というお話をされたので、そういったことも含めましてアイデアを出していただき、この事業を成功させていきたいというふうに期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今、川上哲治氏の生誕100周年の記念の名前を冠した野球大会だとか、V9選手を招いてのトークショーとか、いろいろ事業の考えをいただきましたが、これから詳細には、実行委員会においてさまざまな取り組みやアイデアというのが出てくると思いますが、昨年、川上氏と同時期に活躍された沢村栄治氏の生誕100周年記念事業が、三重県の伊勢市で行われております。伊勢市も、今、御答弁にいただいたような事業をされておりましたが、ほかにも伊勢市が後援している事業の中には、地元の小中高生が命名した石碑、「全力石」という石碑を建立されたり、沢村栄治氏のゆかりの地をめぐるウォーキング大会なども開催されております。

本市においても、川上氏の生家なのか、まだ場所はわかりませんが、そういった記念構造物の整備だったり、川上氏のゆかりの地を回遊できるような仕組みづくり、こういったのもできるんじゃないかなというふうに思っております。

また、ほかにも、これはちょっと野球関係ではありませんが、昨年、熊本市の川尻で、柔道家の木村政彦氏の生誕100周年を記念して、「キムラロック」というような焼酎が販売されました。これは販売されてから、全国から問い合わせが殺到したそうです。ですので、本市には球磨焼酎がございます。また、焼酎瓶を逆さにすると、バットにも見えなくはないですよ。ですので、できるかどうかわかりませんが、赤い一升瓶を使って、「赤バット」というような記念焼酎を企画して販売すると、川上氏の生誕100年のPRと合わせて、球磨焼酎もPRできるんじゃないかなというふうに思っております。

済みません、また、話は沢村栄治氏の生誕100周年記念事業の話になりますが、伊勢市で、巨人軍と日本ハムのオープン戦が開催されております。これは三重県が誘致活動を進めてこられて、実現をしたというふうに聞いております。もちろん、伊勢市とも連携して開催されたということですが、実は、あさって14日、熊本県議会で溝口県議が、熊本県として川上氏の生誕100周年の記念事業の考えについて質問をする、というふうに聞いております。

そこで、川上氏の生誕100周年記念事業において、熊本県との連携はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 宮原議員にはいろいろ御提案をいただきまして、ありがとうございました。

熊本県との連携を、今後どのように考えているのか、という御質問でございますが、川上哲治氏は、郷土の偉人でもありますとともに、先ほど御紹介いただきましたように、現在の熊本工業出身の熊本県の偉人でもございます。地元や県内はもちろんのこと、全国に発信し、川上氏の偉業、功績を称えるとともに、地元人吉市、そして熊本県活性化の絶好の機会と捉え、取り組んでまいりたいと存じます。

これまでも熊本県にはお力添えをいただいておりますが、記念事業の実施に際しましては、熊本県との連携や相互協力は欠かせないものと考えております。本県にとって――我が国にとってもでございますが、2019年女子ハンドボール世界選手権やラグビーワールドカップ、そして2020年は東京オリンピック・パラリンピックと、スポーツイヤーが続きます。今後、熊本県と一緒に人吉市も強力なスクラムを組んで、取り組んでいけるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 熊本県とスクラムを組んで、一緒になって取り組んでいきたいということですので、熊本県がどのような組織体制をつくられるかわかりませんが、溝口県議の質問を聞いた上で、また改めて、県のほうに協力要請のほうをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、この項目の最後の質問ですが、川上氏の生誕100周年を迎える2020年は、川上氏の顕彰と伝承のまたとない機会であるというふうに思っております。そこで、松岡市長にお尋ねですが、市長は、どのような思いで、この川上哲治生誕100周年記念事業に取り組まれるのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでも、川上哲治氏につきましては地域の偉人として顕彰をしますとともに、蟹作町にございます農村運動広場野球場の愛称を「川上哲治記念球場」とし、川上氏の名前を冠した野球大会の開催など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

2020年に川上哲治氏の生誕100周年を迎えるに当たり、その偉大な功績を顕彰することはもちろんのこと、全庁的のみならず、市全体を上げて、この記念事業に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど教育部長が答弁いたしましたとおり、今後は市内の野球関係者やさまざまな団体の皆様に御賛同と御協力をいただき、実行委員会の設立を予定しております。また、事業内容につきましても、これから具体的な企画・立案がされることと存じますが、先ほど議員からも御提案いただいたとおり、スポーツ分野のみならず、これを好機に、経済分野においてもさまざまな企画を御検討いただき、地域活性化につなげていければと考えております。

また、実施につきましても、平成31年度秋から平成32年度秋ごろまでの約1年間を、川上イヤーとして盛大に開催できないかと考えております。川上哲治氏で大々的なプロモーションをするといったイメージを持っております。そして、熊本県ともしっかりと連携をとり、地元と県がタッグを組んで取り組みを進めていけるよう、努めてまいりたいと存じます。今後、議会に対しましても御協力を賜ることもあるかと存じますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 平成31年の秋から平成32年の秋まで、川上イヤーとして盛大に取り組んでいきたいということで、また、市全体を上げて取り組みたいということです。この川上哲治生誕100周年記念事業が、川上氏の偉大な功績と精神を後世に伝えるのはもちろんのことですが、未来を担う子供たちに大きな夢と希望を与える機会になること、また、生誕100年を機に、川上哲治のふるさと人吉市を広くPRし、市長も言われましたように、地域の活性化につながる取り組みになることを祈念し、この質問を終わらせていただきます。

次に、石野公園の道の駅構想について質問していきます。石野公園の道の駅構想については、本日、福屋議員が質問されておられますので、質問や答弁が重複する部分があるかもしれませんが、私もこの項目について質問をしていきたいと思っております。

前回、私は、3月議会で石野公園を道の駅にするための課題や、運営面での民間主導による管理運営体制の考えについて質問をさせていただきました。さまざまに御答弁をいただき、最後に市長に、石野公園の道の駅登録を目指すのか、今後のスケジュールはどのように考えているのかと質問したところ、財政面の理由により、しばらく検討したい、と答弁でありました。大変残念な答弁だったなというふうに思っていたのですが、今回、スマートインターチェンジの開通に合わせて、道の駅の開設を目指すという方向性を示されました。私自身は、腑に落ちないところもありますが、3月議会の質問以降、建設部を初め関係各課において、道の駅登録について、さらに検討され、国交省や関係機関とも密に協議を行った結果、今回の道の駅登録を目指すという方向性が決まったと、前向きに捉えたいと思っております。

石野公園の道の駅登録を目指すことは、私は大変いいことだというふうに思っておりますので、これ以上、もうぐちぐちは言いませんが、3月議会以降に協議・検討され、石野公園の道の駅登録の課題解決のめど、財政面を含めてめどが立ったので、今回、道の駅登録を目指すことになったというふうに思っております。

そこで、具体的に、どのような課題に対して、どのように解決するめどが立ったのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

平成30年3月の一般質問以降に課題解決できたものがあるか、との御質問でございます。これらの課題解決に向けまして、4月から5月にかけて、国土交通省熊本河川国道事務所へ2回、熊本県土木部に2回協議にまいりました。まず、さきに出ておりました財政に関連します4つの課題、これにつきましてお伝えをしたいと思います。

平成30年4月の国土交通省熊本河川国道事務所との協議によりまして、1つ目の、トイレ施設と情報発信施設の一体化につきましては、トイレと情報発信施設は必ずしも一体化させなくてもよい、との回答をいただきました。それによりまして、トイレと情報発信施設を一

体化する改築の必要がなくなり、財政負担の軽減につながっております。2つ目の、駐車場台数とトイレの基数、清潔さや多機能設備につきましては、駐車場台数は現在の駐車場で十分足りております。トイレの基数につきましては、必要とする基数の要件を満たすには、下の駐車場のトイレと上の売店裏のトイレをあわせた基数で申請ができるとのことをごさいました。多機能設備や清潔さに関しましては、現在、トイレの設計業務を委託しており、多機能設備設置の協議を行っているところでございます。3つ目の、情報発信施設でございますが、モニターや電光掲示板を設置する方向でしたが、経費を抑えた、掲示板程度の情報発信施設でよいとのことをごさいました。4つ目の、道の駅化する目的に関する課題でございます。ハード面の課題に関しましては、ここまで述べましたとおり、登録に向けて、ほぼ解決しているものと考えております。

次に、新しい課題といたしまして、2つ上げておりました。新しい課題の1つ目といたしまして、トイレと情報発信施設の整備につきまして、それなりの費用がかかる事業費をどのように確保するかということをごさいました。トイレにつきましては、当初、基準に照らし、改築の検討をしておりましたが、国土交通省熊本河川国道事務所から、既存施設の改修で登録ができる、と御教授いただきました。また、トイレの改修工事につきましては、平成30年4月の県都市計画課との協議によりまして、公園施設長寿命化対策支援事業の社会資本整備総合交付金のめどがついたことで、財政負担の軽減の確保ができたところと判断したところとございます。情報発信施設につきましても、国土交通省熊本河川国道事務所との協議におきまして、先ほど申し上げましたとおり、掲示板程度の設置でよいとのことをごさいました。情報発信施設の補助メニューにつきましては、県都市計画課にお聞きしましたところ、これに対する補助はない、との回答でございました。2つ目の課題でございますが、正面駐車場からクラフトパークへ上がる正面階段のバリアフリー化が課題でございました。この階段をバリアフリー化するとしますと、工法等の検討に時間がかかるとともに、莫大な予算が必要となり、事業費の確保が困難と考えております。今回計画におきましては、管理棟へ上がる園路を、スムーズに車両が通行できるように改修し、クラフトパーク部へのアクセスを容易にする予定でございます。園路改修につきましても公園施設長寿命化対策支援事業の社会資本整備総合交付金を充てることができますので、財政負担の軽減の確保ができたところと判断をいたしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 特に施設を新設することなく、既存の施設を活用して、かつ交付金のめどがついて、財政的な負担も軽減されたということから、今回の道の駅の登録の方向性が決まったということですね。

今の答弁の中で、階段の話もありましたが、確かに足の不自由な方や高齢の方、また、小

さなお子様連れの方は大変だと思いますので、今後もさまざまに検討はしていかななくてはならないと思います。ただ、いろんな方とお話する中で、観光地に行けば、階段とか坂があったところはいっぱいあっぱい、と言う人もいらっしゃいますし、道の駅でも、駐車場から歩いて行かなくてはいけないところはたくさんあっぱい、と言う人もいらっしゃるんですね。今の石野公園は、階段を上がっても、申しわけないんですが、そこが魅力的に感じないので、あの階段がきついか、あの階段のせいで人が来ないというふうになっているというふうにいるんですね。ですので、道の駅の看板を取りにいくというふうにしたのであれば、前回の一般質問でも言いましたが、石野公園の施設の利活用、運営方法もしっかりと検討して、魅力ある施設にしなくてはいけないというふうに思っております。

そこで、3月議会の答弁の中で、今後のインバウンド対策や民間主導による管理運営体制のあり方について、石野公園事業審議会に諮りたい、との答弁がありましたが、3月議会以降に審議会に諮ったのか、また諮ったのであれば、どのような意見があったのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

石野公園事業の推進に関しまして円滑な運営を図るため、それから各種団体等の皆様、これは観光協会とか出版会社の方もいらっしゃいます、球磨焼酎関係の方もいらっしゃいます、こういう方々で組織いたしておりますのが石野公園事業審議会、これにはクラフトパークの事業所の方もいらっしゃいます、それから行政も入っています。この会は、例年おおむね夏から秋ごろに開催いたしております、今年度は今からでございます。

ちなみに、石野公園の道の駅化につきましては、これまでの審議会の中におきまして委員の皆様から御意見が幾つか出ております。平成27年度から継続して審議をいただいているところでございまして、特に観光関係の旅館の皆様方からは、道の駅があったらいいよね、という意見もございまして。どこか、お土産をすぐ紹介できる場所があったらいいね、という意見もございました。それから、昼食関係もあるんじゃないかなど。そういう中で、複数の委員の方から、早期の実現については意見等を賜っているところでございます。

そういった中で、本年度につきましては開催はいたしておりませんが、特に、今回の道の駅構想を含めまして、さらなる石野公園の充実及び活性化を図ってまいる必要があるということでございますので、いかに効率的な、効果的なインバウンド対策を講じられるか。それから、先ほどおっしゃいました川上哲治さんの関係、以前、あそこで展示をしていたんですね。1つの活性化策として、非常にお客さんもいらっしゃったわけですが、人吉市のPRにもなっておりました。ただ、亡くなられたときに場所を移しましたので、なくなりました。

また、将来の指定管理者制度を初めといたしまして民間主導による管理運営体制の移行等につきましても、次回以降の審議会に諮らせていただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 審議会は、今から開催されるということですので、しっかり協議をしていただきたいのですが、特に民間主導による管理運営体制に移行するとなった場合には、福屋議員の質問にもありましたが、現在働いている方で、やはり不安に思われる方もいらっしゃると思いますので、そのあたりもきちんと意見の集約等をしていただきたいというふうに思っております。

先日、私は石野公園に行ってまいりました。残念ながら、お客様の姿は少なかったんですが、施設をゆっくり見させていただきました。今まで、茶室や焼酎蔵は、イベント時に入ってちょこっとしか見たことがなかったんですが、よく見るとすばらしい建物なんですよ。特に茶室なんか、庭が本当にきれいで、このままじゃ本当にもったいないなというふうに感じております。やはり、施設の利活用や運営については、職員のアイデアも必要ですけども、民間の知恵を借りる必要があるというふうに思っております。市長も、3月議会の答弁において、サウンディング型の市場調査の活用など、民間事業者のアイデアやノウハウを生かしたい、というふうに言われました。

そこで、民間から知恵を借りる具体的な計画があるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本年3月一般質問で、議員から御指摘いただきましたとおり、やはり、今後の石野公園の活性化、多様なニーズやトレンドに対応したサービスの提供です。また、石野公園を核としたしました地域経済の振興のためには、行政直営よりも、やはり民間的な感覚が十分に必要であると、生かしていかなければならない。民間活力の活用によりまして、より柔軟な運営に対して構築と維持が最も効果的なものではないかと思っております。また、民間活力の活用という面に関しましては、企画政策部が主となって取り組んでおりまして、現在は企画政策部、経済部、建設部、総務部関係各課による勉強会を開催いたしております、官民連携に関しましての知識の取得を行っているところでございます。

その中で、3月の一般質問でお答えいたしましたとおり、サウンディング型市場調査の結果、こういった活用も視野に検討を重ねているところでございます。つきましては、先ほどの答弁と同じになりますけど、民間運営への移行につきまして、民間事業者の方々、並びに今後の事業審議会等によりまして、幅広く御意見を賜りながら協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今、多くの自治体でサウンディング調査の手法を取り入れて、民間の知恵を生かしながら事業を進められているところもでございます。サウンディング調査の活用

も視野に入れて検討しているということですので、ぜひ実施をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、今後のスケジュールですけど、今議会で提出されている道の駅の登録申請資料作成業務委託発注の予算が認められたならば、9月から12月にかけて登録申請協議、平成31年1月に国交省の道の駅検討幹事会で説明を行って、3月に国交省へ登録申請、そして4月に道の駅に登録するというスケジュールで進めていく、との説明を受けております。まずは、道の駅の看板を取らないとどうしようもありませんので、道の駅登録を先行して行っていくのはわかりますが、やはり、それと並行して、何度も言っていますが、施設の利活用や運営体制も決めていかなければならないというふうに思っております。4月に道の駅に登録し、スマートインターチェンジの開通に合わせて道の駅を開設したと。しかし、二、三年たっても現状のままの施設利用、また、運営方法ではだめだというふうに思っております。今後、やはりスケジュールを立てて進めていかなければならないというふうに思っております。

そこで、施設の利活用や、指定管理として民間事業者への運営移行など、こういった運営管理のスケジュール、このあたりはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

このたび、石野公園の道の駅化の付加価値、それからスマートインターチェンジが開通いたしますと、交通量の増加で沿線がにぎわうのが見られると。石野公園も間違いなく知名度と集客のアップにつながるものではないかと存じているところでございます。したがって、これから協議を進めてまいります民間主導、こういった経営という部分もこれから私どもは非常に期待するところでありますし、こちらもこういったところに対しまして検討を重ねなければなりません。そのスケジュールにつきまして、まず本年度、先ほど申し上げました事業審議会、それから市内部での協議ですけども、関係部課長で組織いたしております石野公園運営委員会もでございます。それから先ほど福屋議員のところでも申し上げましたが、職員総出の知恵、それから、石野公園に入っていられっしゃいます木工関係とか陶芸関係の皆様方の意見も結集しなければならず、私はそのように考えております。

また、運営体制につきましては、そういうところで一定の方向を見出してまいりたいというところでございます。その後でございますけども例えば指定管理制度やPFIを事業として取り組むなど、定まった方向性に応じまして、議会にも御相談申し上げながら、また、皆様方の御意見を頂戴しながら、条例関係の整備も出てきますでしょうし、また運営主体の選定、並びに、場合によりましては施設の改修も出てくるかもしれないというところでございます。

いずれにしましても、現時点以降の時間的な制約からいたしますと、新たな運営体制のスタートにつきましては、道の駅の開駅の後になるものと思われませんが、可能な限り、早期に

新たな運営体制の構築は実現してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 新たな運営体制のスタートについては、道の駅の開駅後になるけれども、早期に新たな運営体制を構築したいということでしたので、今からしっかり計画を立てていただいて、スムーズな運営移行ができるようお願いしたいというふうに思います。

長年、石野公園の活性化については議論されてきました。なかなか有効な策もなく、市民の方々からも、あれだけの施設でもったいない、とか、どうにかならないのか、とかいうような声を多く聞いてきました。みんな、どうにかしなくちゃいけないというふうに思っているんですね。そういった中で、今回の道の駅構想が出てきたというふうに思っております。私は何度も言ってますが、道の駅というのは知名度と情報発信力を生かすことができます。水俣市の道の駅も、道の駅に登録する前はなかなか経営が厳しかったというような話を聞いております。しかし、道の駅に登録後、来訪者もふえ、バラ園もつくられるなど、道の駅の冠を取った後、にぎわいを見せているというふうに聞いております。ですので、今回の石野公園の場合も、スマートインターチェンジ開通に合わせて道の駅として供用を開始するということは、石野公園の集客力の向上、また市外・県外からの来訪者の増加を目指す最大のチャンスだというふうに思っております。

そこで、最後に市長にお尋ねいたしますが、市長の考える石野公園の道の駅像はどのようなものか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、本市におきましては、総合計画策定に合わせまして、市の土地利用構想、別名ブランドデザインを策定いたしております。これはまちづくりにおける壮大な図案、設計、着想であり、市全体のイメージパスとなるものでございます。土地利用に当たっては、公共の福祉を最優先し、自然環境の保全と都市環境の調和に配慮しながら、地域の特性や資源を最大限に生かし、市全体の均衡ある発展のために適切な土地利用を図るものでございます。

現況の土地利用状況、地域特性により、土地利用ゾーンを全体で8つに区分しております。例えば、中心市街地は中心商業ゾーンであり、石野公園は観光レジャーゾーンでございます。この石野公園におきましては、人吉市の技を継承する体験型施設、クラフトパークと遊技場、キャンプ場などの多彩なレクリエーション施設からなる総合観光ゾーンであり、その機能の活性化を図ることが重要であると考えております。啐啄同機という言葉がございますが、私が市長に就任しまして以降、構想として描いてまいりました人吉球磨が一体となって取り組む観光地域づくりについては、日本遺産人吉球磨観光地域づくり推進協議会の設立、旧国民宿舎における日本遺産エントランスセンターの設置と、徐々に形として見え始めたところでございます。これに加えて、平成31年の仮称人吉球磨スマートインターチェンジの開通が控

えており、まさに時宜を得たところをございまして、このような中で、スマートインターチェンジから最も近い本市の観光施設である石野公園の道の駅化構想は、これから増加が予想される交流人口を本市に呼び込み、さらには球磨郡各町村へも環流させ、滞在時間の延長も期待できますことから、さらなる波及効果を生む重要な施策と位置づけているところをございします。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私も、石野公園を道の駅にすることは、人吉球磨地域に来訪者を呼び込む1つのコンテンツだと思いますし、人吉球磨地域のゲートウェイ型の道の駅になるというふうに思っておりますので、道の駅を訪れた人を市内や郡部へ誘導し、そこで観光や食事、買い物をしてもらい仕組みづくりもできるというふうに思っております。また、何より、来年のスマートインターチェンジの開通に合わせて道の駅を開設することは、石野公園の活性化につながる最高のチャンスだというふうに思っております。このチャンスを逃す手はないというふうに思います。石野公園の開園から30年がたちました。今後の石野公園の活性化のために、道の駅登録を目指すことと、施設の利活用や運営方法をしっかり検討していただくことをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時43分 休憩

午後4時51分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 最後に、小学校体育館等の開放について質問いたします。

市民の方から、屋外の公共施設を利用し、子供たちに球技を教えているが、雨天時は中止にしている。雨天時に小学校の体育館があいていた場合、体育館を使用し、子供たちに体を動かす機会をつくってやりたいが、3日前までの使用許可の申請をしなくてはいけないので、急な雨などの場合は対応してもらえない、もっと柔軟に対応してもらえないだろうか、というような声がありました。

現在、人吉市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則では、第7条の使用手続で、「施設を使用しようとする団体又は機関の代表者は、使用を希望する日の3日以前に所定の申込書を教育委員会に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。」となっております。

そこでお尋ねですが、使用手続の期限が、使用を希望する日の3日前となっている経緯、理由をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えします。

まず、体育館使用申請の手続きについてお答えいたします。学校体育館の使用申請につきましては、カルチャーパレス1階の教育部教育総務課におきまして、窓口を設置してあります端末により空き状況を確認しながら申請書に記入いただき、使用料を受領し、受け付けているものでございます。申請書は複写になっておりまして、申請者の方には鍵を管理されており、申請書の方には鍵を管理されており、申請書の控えをお持ちいただいております。このような流れで使用申請の許可を行っておりますので、たとえ当日、体育館が空いているような状況でも、管理人の方への事前連絡が行われていない状況では、本当に学校が使わないのだろうか、あるいは他の使用者が、後の時間によって借りているかもしれないという確認もできない状況でございます。事前にグラウンドと体育館の両方を借りておく手段もございますが、負担が発生いたします。

3日前までに申請が必要な理由としましては、管理人の方へお知らせする時間が3日ほどないと、申請者がお忙しい場合もございますし、管理人が不在の場合もございますので、管理人の方のスケジュール管理上、先ほど規則と申しておりましたが、人吉市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則に定めておりますとおり、3日前にお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 管理人の方のスケジュール管理上、3日前までになっているということですので、このことはちょっと後から触れたいと思います。

今回は子供たちのスポーツ活動、スポーツ環境からの質問でしたので、次は、小学校部活動が社会体育へ移行した場合について、ちょっと聞いてみたいと思います。

現在の小学校の部活動は学校の先生が指導されているので、屋外での部活動が、急な雨で運動場が使えないといったような場合、体育館があいているなら、特に使用の申請を出さなくても体育館で部活動ができるという環境にあると思います。しかし、社会体育に移行すると、外部の方が指導に当たられます。現在の方針では、放課後に各小学校で実施されるということは決まっていますが、この外部の指導者が学校施設を使用する場合、学校施設の使用手続、また、急な雨のときの使用方法など、こういったものは何か決まっているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校運動部活動の社会体育移行後におきましては、運動部活動が実施される日に使用する施設は、その日によってグラウンドであったり、体育館であったりと変わることが予想されますが、運用や手続に関しましては、まだ未定の段階でございます。しかしながら、屋外での競技を予定する場合は、雨天時に備えて体育館を使用することも想定し、事前の計画日

程に沿って屋内外ともに使用できるよう進めていく必要があると考えております。また、時間帯につきましても、これまでどおり、小学校の部活動は学校施設を午後6時まで使用できる環境を学校側にお願いしてございまして、スポーツクラブや一般の社会人の使用の方が使用される午後6時までには運動部活動は終了しますので、現在と変わらない状況で移行できるものと想定しております。

いずれにいたしましても、小学校部活動の社会体育移行に際しましては、既存の使用団体に支障がないよう配慮してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 運用や手続については、まだ未定の段階ということですので、このあたりもきちんと決めていかなくちやいけないというふうに思いますので、しっかり検討していただきたいというふうに思います。しかし、雨天時に備えて体育館を使用することを想定して、屋内外どちらでも運動ができるように進めていくということですので、雨が降った場合には子供たちの体を動かす機会が減ることはないというふうに思っております。

ただ、来年、小学校部活動が社会体育へ移行したときに、今まで部活動でやってきた競技がなくなった場合、これを機にクラブチームなどに入る子供たちもいるというふうに思います。指導者の考えもあると思いますが、そういう子供たちにも、雨天時でもできる限り体を動かす機会をつくってやる必要があるというふうに思います。今の使用手続の場合だと、例えば水曜日に屋外でクラブチームの活動があるとしたら、雨が降るかわからないということで体育館を予約したいとするならば、3日前ですので火曜日、月曜日、土日が挟みますので金曜日に申し込みをしなくちやいけないんですね。天気予報はありますが、本当に雨が降るかどうかというのは、3日前でもわからないときがあるのに、5日前までになると、さらにわからないというふうに思われます。

最初の答弁でありましたように、事前にグラウンドと体育館、両方借りておくという手もあるかもしれませんが、言われたように使用料も発生します。ですので、もちろん体育館があいていることが大前提ですけれども、例えば、人吉市公民館条例施行規則が改正されたように、手続は3日までとする、ただし管理運営上、支障がない場合はその限りではないとか、そういうふうな文言を入れて対応できるようにしたりとか、最初の答弁で、管理人の方への連絡等が必要なので申請期限が3日前なのだということでしたけれども、連絡がとれないときには、直接教育委員会に鍵を取りに来てもらうとか、そういったような柔軟な対応ができないかというふうに考えるのですが、このあたりについてどのように考えられるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

現在も各団体が教育総務課窓口で使用申請に来られておりますが、使用される方々につき

ましてはスポーツの種類もさまざまにおられ、大きく分けて2つございます。1つ目が、定期団体の方々と、年1回の説明会を受けられて登録された方々でございます。もう1つが、一般の随時利用の方々でございます。スポーツクラブ団体の方々はどちらにもおられると思いますが、グラウンドを借りていて、体育館に現場で変更することは、学校施設には管理機能が今のところございませんので、現在の運用では、確認手続、変更申請手続ができない状況にあります。

本市における小中学校体育館の使用に関しましては、管理人の方々の存在が鍵であり、御理解と御協力は不可欠でございますので、教育委員会と鍵の管理者の方々、現在の使用者の皆様、さらには学校とリスク管理や信頼関係を確保しつつ、どのような運用ができるか研究検討が必要であると考えております。議員の御質問の趣旨からは、天候の予想のつく中で変更できる柔軟性といったことを御提案いただきました。原則はそのままであっても、先ほど規則があるということでございますので、原則はそのままであっても、どのような運用が可能なのか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私も、全部が全部3日以内に申請があった場合、認める必要はないというふうに思っております。ただ、そういった天候などでやむを得ない場合に柔軟に対応していただきたいというような声がありましたので、今後は運用などを検討していきたいということでありましたので、そういったケースで申請に来られた場合には、すぐに断るんじゃなくて、相談に乗っていただいて、対応できるところは柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時02分 散会

平成30年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月13日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成30年6月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第48号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第49号 人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第3 議第50号 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第51号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第52号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第53号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定について
- 日程第8 議第55号 損害の賠償について
- 日程第9 議第56号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第57号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 報第1号 平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第2号 平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第3号 平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第4号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第56期決算報告書及び第57期事業計画書）
- 日程第16 一般質問
1. 豊 永 貞 夫 君
 2. 本 村 令 斗 君
 3. 塩 見 寿 子 君
 4. 大 塚 則 男 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第58号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山下正純君
総務部次長	丸本縁君

財 政 課 長	植 木 安 博 君
秘 書 課 長	永 田 勝 巳 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	小 林 敏 郎 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	井 上 京 子 君
書 記	青 木 康 徳 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）を、日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第58号を、日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第58号

○議長（田中 哲君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、新市庁舎建設事業における西間別館倉庫の解体に伴い、早急に代替する施設を確保する必要があることから、旧熊本地方法務局人吉支局購入等の経費について、追加補正をお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億8,125万9,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 皆さん、おはようございます。一般質問前の貴重なお時間を頂戴いたしまして恐縮に存じます。それでは、私のほうから議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の地方債の補正につきましては、第2表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正の追加につきましては、新市庁舎建設事業における西間別館倉庫解体に伴い、早急に代替する施設を確保する必要があることから、

旧法務局購入などに対する起債の追加を、限度額を1,940万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を500万円増額をいたしております。21款市債につきましては、第2表地方債補正にて御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。次に歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費2,590万円の増額補正は、歳入でも御説明をさせていただきましたように、旧法務局購入などの経費でございます。14款、1項、1目予備費を150万円減額補正いたしております。

以上で、議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第58号に対するの質疑は、あす14日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。9番議員の豊永貞夫です。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今回、2項目を通告いたしました。1項目めが、旧庁舎跡地の整備について、2項目めが、学校教育行政についてであります。

まず、1項目め。本市旧庁舎跡地の今後の活用についてです。昭和37年に建設され、市民の皆様にも長年親しまれた旧庁舎も、既に解体が完了し、広大な広場が広がっております。更地の状態での人吉城跡地の姿を見るのは、私も初めてですが、市民の皆様も初めての方がほとんどではないでしょうか。現在は、解体されたままの状態、基礎部分のコンクリートがそのままの状態になっております。今定例議会の松岡市長の施政方針の中でも触れておりましたが、7月からの発掘調査が予定されております。また、地元新聞にも、跡地に関する今後のスケジュールが掲載されておりました。市民との意見交換も予定されているようであります。議会としても確認しておく必要があると考えますので、何点か質問させていただきます。

今後、解体跡地の活用も考えていかなければならないわけですが、まず最初は、発掘調査を予定されております。その調査範囲と期間、発掘調査方法、それと、その調査後の現場の取り扱いについてお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

先月、解体作業が完了した麓町庁舎跡地の活用については、今後策定する、史跡人吉城跡整備基本計画の中で方針を定めていくこととなります。その計画策定に向けた基礎的な調査として、まずは庁舎跡地の地下のどの範囲に遺構が残されているか、あるいは、どの範囲が壊されているかなどを確認するための発掘調査を、来月7月から10月にかけて実施の予定です。

発掘調査は、庁舎跡地の全てを掘り起こすようなことは予定しておりません。また、庁舎建物の基礎であったコンクリート柱は、撤去すると、周囲に遺構があった場合、壊してしまうおそれがあるため、掘り起こさずに残す予定でございます。したがって、発掘調査の方法といたしましては、庁舎建物の柱と柱の間を調査し、地下がどの深さまで壊されているか、確認をいたします。また、庁舎建物の周囲の敷地に対しては、江戸時代の絵図「人吉城大絵図」というものがございます。この絵から想定される家臣の屋敷跡、あるいは、かつて場内グラウンドのフェンスがあって、地下が壊れていることが想定されやすいような箇所にかかるよう、溝状に調査箇所を設定しております。溝状の調査箇所をトレンチ——塹壕という意味もあります——と呼びますが、このトレンチの設置は十数本を予定しており、その規模は、深さが1.2メートル、幅約3メートル、長いものは60メートルほどで、調査面積は、跡地の約1割でございます1,600平方メートルとなる予定です。なお、発掘調査後は、一旦埋め戻しを行い、調査結果は記録保存し、その後の人吉城跡整備基本計画につなげていくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） コンクリートの柱をそのままに残してあるということで、調査をするのが、遺構があったときにそれを取り除くときに壊れてしまう可能性があると言われましたけども、多分、既に庁舎建設のときの基礎工事のときには、その周辺にもあったとしても、壊れているんじゃないかと思っております。その辺については今後、今回はその辺は調査されないということですけども、いずれは調査する必要があるんじゃないかと思っております。

旧庁舎を建設当時、昭和37年に建設されたその建設当時には、建設前、事前の発掘調査はされたのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えします。

旧麓町庁舎建設前後の人吉城跡の状況は、史跡として昭和33年3月に熊本県、昭和36年9月から国の指定を受けておりました、県から国にかわっております。県指定から国指定に移る、まさにこのころに庁舎建設の準備が進められたものと思われませんが、昭和36年に、文化庁の前身であります文化財保護委員会に提出した現状変更申請の添付書類の項目の中に、発

掘調査関係と思われるものの記載はございませんでした。そのほか、発掘調査に関する資料も見当たらず、建設前に調査されたかどうかは不明でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 資料もないということで、多分調査はされていないだろうと思われま
す。それも、人吉文化センターを解体されて、その後に調査をされた段階で地下遺構が発見
されたということを考えるならば、建設時に文化センター自体も調査はされていないと考
えるのが普通であると思います。そうであるならば、今回の庁舎跡の発掘調査というのは、調
査によっては新発見につながる可能性もあるのではないかと思いますので、慎重な調査が必
要であると思っております。この辺については、ぜひ、よろしく願いいたします。

この調査時期ですけれども、7月から10月にかけて調査をされるといわれました。まさに非
常に暑い夏の時期、また雨が多い、そういったところでのトレンチ——溝を掘るといわれま
したけれども、雨水がたまって、調査も停滞するんじゃないかという心配もございませ
う。台風も来る可能性もありまして、できるなら、発掘調査というのはこの時期じゃなくて、冬場、
雨が少ない時期にするほうがよかったんじゃないかと思っております。来月から予定されて
おりますので、変更はちょっとできないかもしれませんが、調査される方の熱中症、そ
ういったものに注意をして、調査に当たっていただきたいと思っております。

今後、保存整備基本計画策定に当たっては、市民の御意見も必要だということで、意見交
換も予定されているようですが、この意見交換についての参加者の募集や、意見交換の方法
など、その内容についてお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

昭和59年度に策定した史跡人吉城保存整備基本計画から約30年が経過し、史跡範囲の追加
や、人吉城歴史館の建設、市役所麓町庁舎の解体撤去など、史跡人吉城跡の環境は大きく変
化をしております。人吉城跡は、本市の象徴的存在として市街地の中心に位置し、市民の心
のよりどころであり続けておりますが、市役所本庁舎の解体撤去により、市民の皆様が人吉
城跡に寄せる関心は非常に高まっているものと考えております。

そこで、今後の史跡人吉城跡のあり方を示す整備基本計画を策定するに当たって、広く市
民の皆様の御意見を拝聴し、進めていくことが重要であると考えております。その方法とし
ましては、市民の皆様との意見交換を行う場、御提案をいただく場として、ワークショップ
等を開催し、市民との協働による整備基本計画の策定を進めてまいります。また、このワー
クショップの開催を、市民の皆様は、史跡への再認識、例えば、市役所麓町付近だけではなく、
上原原城に広がる中世城もまた史跡に含まれていることなど、史跡全体の価値を知って
いただくよい機会としたいと考えております。なお、ワークショップを、今年度は3回ほど
開催する予定をしておりますが、参加となる方々の対象範囲や募集方法等は、今後検討して

まいりたいと存じます。多くの方に参加をしていただきたいと思いますと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今年度に3回のワークショップを予定されているようでございます。詳細については、まだこれからということでございますけれども、多くの、ある意味、世代間を超えて、若い方から老若男女、ぜひ、そういう方たちを募集していただければと思っております。

その後、史跡人吉城保存整備基本計画を策定される予定でございますけれども、この保存整備基本計画はいつごろまでに策定をする予定にされているのか、その点についてもお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

整備計画でございますが、平成30年、平成31年、ことしと来年2カ年で、国庫補助をいただいで策定いたします。平成31年度までには策定完成ということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 2カ年をかけてつくられるということでございます。私は、昨年の6月議会でも、旧庁舎解体後に、その地にお土産屋などの売店を誘致できないかという質問をさせていただきました。その際に、史跡人吉城跡保存管理計画第2版において、庁舎跡地は西外曲輪の便益施設の区域である、との答弁をいただきました。昨年も答弁をいただいておりますけれども、この便益施設というのはどういったものなのか、その辺について、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

議員御質問の件につきましては、昨年同様となる場所がありますが御了承いただきたいと存じます。

平成22年度に作成いたしました史跡人吉城跡保存管理計画第2版においては、西外曲輪と呼ばれる人吉城歴史館、ふるさと歴史の広場、市役所一带のうち、庁舎跡地を便益施設の区域と整備計画概略図に示しております。平成29年6月議会では、史跡を活用するためのいろいろな利便性を持った施設、例えば売店とか駐車場とか軽食をとるところとかトイレとかを便益施設といい、設置の可能性について、さまざまな方たちと協議を重ねていくとお答えしております。現時点でもその状況に大きな変化はございませんが、史跡内での現状変更には文化庁長官の許可が必要となり、許可に当たっては、史跡の本質的価値を損なわないことなどが判断材料になってまいりますので、いわゆる、そこがハードルとなってまいります。

今後、整備基本計画の策定作業を進めていく中でも、文化庁が監修した「史跡等整備のてびき」に例示されるトイレ、あずまやなどの便益施設や駐車場などの設置の可能性を、史跡

の修景や景観も考慮しつつ、協議をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 便益施設の答弁の中で、売店という文言が出てきておりました。昨年もそうでしたけども、トイレや駐車場、売店、軽食をとるもの、そういったものが便益施設だということで、設置の可能性も協議したいという文言を聞くと、お土産屋の誘致も可能ではないかという感じを受けてしまいます。

先ほどの、市民の方の意見交換の場でも、多分このお土産屋の件も出てくるんじゃないかと思っております。というのも、私の今年の質問は市民の声を受けての、そういったお土産の売店をぜひつくってくれ、という声を聞いての質問でございましたので、今回のワークショップの中でも、多分出るんじゃないかと思っておりますので、それについてもよく説明をしていただければと思っております。

これまでは、議員として、私は全国の——同僚議員も一緒でしたけども、全国のお城数カ所を見る機会がございました。その中には、お城の敷地内にお土産屋さんが設置されているお城がございます。1つ目は、会津若松の鶴ヶ城、ここも中にありました。天守閣から横につながった南走長屋という長屋があるんですけど、その中に売店が設置されておりました。もう1つが姫路城。やはり、これは天守閣じゃなくて外のほうですけども、そこはやはり敷地です、外堀の中の敷地なんですけども、西の丸茶屋という飲食店、そういうのがございました。3つ目が、熊本城の桜の馬場の城彩苑、これも売店。そういった意味では、先ほど、なかなかできないようなことを言われましたけども、こういう営業をされている状況を見ますと、人吉城でもできるんじゃないかという気がしております。売店の誘致ができるか、できないか、その辺について、誘致の考えをお尋ねしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

売店等の要望は、本当に市民の皆様の要望の高い部分でございまして、私どもも認識をしております。史跡内の現状変更については文化庁長官の許可が必要であり、史跡の本質的価値を損なわないことが重要となることは、先ほども申し上げたとおりでございまして、土産物等の売店を誘致する際も同様だと考えております。

文化庁監修の「史跡等整備のてびき」の一文を引用いたしますと、「そこでは公有化された史跡等においては、原則として個人的な営利を目的とする物品販売の行為をしてはならない。ただし、地元の産業振興等の観点から公益性が認められる場合は、物品の販売を行ってよい場合がある」とされており、一定の制約が設けられているところでございます。

この売店につきましても、整備基本計画の策定作業を進めていく中で、先ほどおっしゃいましたように、多分、市民の多くの皆様がおっしゃることだと思います、市民の皆様や有識者の皆様方の御意見もお聞きするなど、協議を重ねてみたいというふうに考えておりま

す。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今の答弁の中でも、建設してはならないといいながらも、建設してもいいというただし書きという条件付きの部分がございます。そういった意味では、先ほど3つ紹介したお城の中にも、既にできている状態でございますので、そのお城については、天守閣という大きなお城というシンボルがございまして、人吉はそういうのはない状況でございますけれども、できるならば、今後、策定される基本計画の中にも、そういったところを協議して、十分に検討していただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、駐車場の件も、前回、昨年質問の中でも、クルーズ船からのバスがいっぱい来ていると。この間も、実はかなりの台数で来ているのがありました。入れかわり立ちかわり、駐車場に入っては出て、入っては、また次の台が来て。そういった意味では駐車場がない状況でございますので、そういった意味でも駐車場の件も、ぜひ考えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地下遺構についてです。人吉城歴史館の地下遺構につきましては、皆さん御承知のとおり、相良藩家老だった相良清兵衛の屋敷内にありました持仏堂の下にありました地下遺構のことであります。これは平成8年に、旧人吉文化センター跡地の史跡整備に伴う発掘調査により発見され、当時は新聞報道にも、謎の地下空間発見などと、大きく取り上げられていたと記憶しております。その後、さまざまな調査をされ、4年後に2カ所目の地下遺構も発見されており、現在は、地下室において見学もできるようになっております。この地下遺構は、構造の上からも全国的に珍しく、地下遺構の設置目的や時代背景など、さまざまな観点から調査をされておりましたが、いまだ解明されておられません、謎のままです。

地下遺構の件で、5年ほど前に、人吉の地下遺構の類似施設数カ所を調査されております。その調査結果については報告を聞いていないと思っておりますので、その調査された結果についてお尋ねしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

地下遺構の国内調査でございますが、平成26年度に行っております。香川県高松市、愛媛県松山市、島根県安来市、島根県立図書館、長崎県長崎市、また、翌年の平成27年度でございますが、長崎県南島原市、佐賀大にて調査を実施しております。

調査は、城郭や寺院、発掘されたキリスト教会跡、キリシタン大名の城郭などがあり、文献や、専門家からの意見を聴取し、さまざまな視点から調査を行ったところでございます。

調査では、類似する地下遺構が、防火用の貯水施設——水をためる施設——や食料品の地下埋蔵施設と判断しているものが1つございます。2つ目が、教会の祭壇の裏に香部屋とい

う部屋があるそうなんですけども、この香部屋というのはキリスト教の儀式の準備室等であるそうです。この香部屋の空間の一角に掘り込んだ槽ですね、水槽みたいなものをつくる場合があるといったことなどが、調査の結果でわかっております。その中でも、高松城跡内において、「厩跡」と絵図に記された箇所、発掘調査により確認されたその地下遺構は、四方は石積みで囲われ、石積みの中には湧水により水をためる構造となっていたということから、相良清兵衛の屋敷の地下遺構に最も類似点があるのではないかと判断をしたところがございます。しかしながら、この場所につきましても、何に使われたのかというその用途につきましても、本市の地下遺構と同じく不明とのこととございました。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） さまざまな場所を調査されているようでございます。高松の遺構については、今、聞いただけですけど、清兵衛屋敷の地下遺構と同じような感じを受けました。1カ所だけだということで、ほかについてはいろんな使途がされていたということとございますけども、この地下遺構に関しましても、清兵衛屋敷と同じく、古文書あるいは資料も記録もないということで、同じでございます。

以前から、清兵衛屋敷の地下遺構は隠れキリシタンの施設だったのではないかなど、さまざまな説も聞かれるようになっていました。ただ、その証拠がないため、想像の域を超えるものではありません。逆に、資料も記録もないことが、夢やロマンがかき立てられるのではないのでしょうか。市民の方から、地下遺構の件に関して、小冊子に掲載された地下遺構の記事のコピーをいただきました。小冊子に掲載されていた写真は、スペインのユダヤ教博物館のパンフレットの写真でございました。その写真と清兵衛屋敷の地下遺構が、構造が非常に似ておりました。似ているからといって、同じ用途だとは限りませんが、謎のままです。調査時間があまりなかったのでわかりませんが、今後も、私なりに調査してみたいと思っております。

そこで、5年前に数カ所調査をされた類似施設を、その調査した結果と、本市の相良清兵衛屋敷の下にある地下遺構に関しての関連性、あるいは、そういった施設についての教育委員会の見解というものをお聞きしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

この地下遺構については、皆それぞれいろいろなお考えをお持ちだというふうと考えております。教育委員会の見解ということで、お答えをさせていただきます。

地下遺構につきましても、人吉城歴史館内に露出展示施設を設け、発掘された地下遺構に実際において、目の前で見学できるようにしております。全国的にも例がない地下遺構は、いまだ用途が解明されていないことから、相良氏の歴史についてさまざまな想像をかき立て、歴史ファンにロマンを感じさせるものとなっております。

地下室の用途につきましては、先ほどの答弁のとおり、国内の類例について、さまざまな視点から調査を行ったところではございますが、現在のところ、明確な答えを見出せていないというのが実態でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 証拠も何もない状況での答弁でございますので、そういった答弁になるかと思っております。謎は謎のままで、今後も、解明はいつの時代かにはできるんじゃないかと思っておりますので、時間がかかるかもしれませんが、それを待ちたいと思っております。

それともう1つ、相良清兵衛屋敷の地下遺構が最初に発見され、その後4年後に、息子の内蔵助の地下遺構が発見されております。絵図の中に、孫である喜平次の屋敷にも持仏堂という言葉の場所があったと思えますけれども、その部分も第三の地下遺構があるのではないかとお尋ねしております。その辺の詳細について、お尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

熊本県立図書館が所蔵しております相良清兵衛屋敷その他絵図面に、寛永17年——1640年でございますが——に起こったお下の乱と呼ばれる乱を描いた絵図がございます。これは、肥後藩細川家からの指示により、乱で斬り合いした場所や炎上した屋敷の範囲を描いたものでございますが、相良清兵衛屋敷と息子の内蔵助屋敷が赤で塗られております。絵図では、相良清兵衛屋敷に二階建て持仏堂、内蔵助屋敷に蔵、両者敷地間の球磨川沿いに——ちょうど歴史の広場の北側になりますが——持仏堂という建物が描かれています。議員御質問の、第三の地下室というのは、球磨川沿いの持仏堂のことだと思われま。

絵図に描かれた二階建て持仏堂、蔵の地下に当たる場所から、御存じのように石垣で囲われた地下遺構が発見されておりますので、持仏堂として描かれた箇所地下にも、同様の地下遺構の存在があるのではと推定されているところでございます。

現段階での発掘調査につきましては、持仏堂の場所が、絵図からの憶測でございますが、市道人吉城内線の地下に当たるということもあり、調査を行うためには十分な検討が必要であると考えております。ただ、現状のままで調査する方法といたしまして、地中レーダー探査法というのがあるそうで、こういった調査も考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ちょうど道路の下ということもありまして、なかなか調査するにもちょっと手続もありますし、いろんな意味でなかなか難しいようではありますが、ぜひ調査もしていただきたいと思えます。

最後に、市長のほうにお尋ねします。市長も議員時代に、第三の持仏堂、あるかもしれな

いという持仏堂に関しての発掘調査の質問をされたと記憶しておりますけども、道路の下なので、やはり調査できないかもしれませんが、この地下遺構が発見されたなら、ある意味、最初に見つかった2つの地下遺構との関連、新しい発見が出るかもしれない、そういった意味でも、調査する必要がやはり出てくるんじゃないかと思っておりますけども、発掘調査の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

私自身、第三の地下室について、議員おっしゃいましたように、過去に一般質問を行ったことがございまして、第三の地下室があるのではないかと、非常に興味があるところであり、歴史ミステリーといいますか、歴史ロマンといいますか、発見されれば話題性も高いことだろうと考えております。

3つ目の地下室の調査につきましては、現在、策定を進めております史跡人吉城跡整備基本計画とも関連が出てまいります。ただいま、教育部長が、地中レーダー探査法による調査が考えられる、と答弁をいたしました。計画策定作業の中で、文化財としての価値、財政面、市民の皆様の御意見など、さまざまな観点から検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ぜひ、調査をしていただきたいと思っております。先ほども申したとおり、清兵衛の地下遺構についても解明されるかもしれませんが、ぜひよろしく願いいたします。この項目については終わります。

次に、学校教育行政、熱中症対策でございまして、毎年夏の時期になると、連日のように、熱中症で救急搬送されたとのテレビニュースが報道されています。特に高齢者や子供が多いようですが、気温の上昇に伴って、その人数も増加してまいります。平成29年の5月から9月までの間に、5万2,984人もの方が熱中症で救急搬送されました。小まめな水分補給が一番の予防なのはわかってはいても、本人も気づかないうちに熱中症にかかってしまう傾向があります。

先日、子供の高校の運動会に行った際にも、開会式の最中に、生徒3人ほどが気分が悪くなり、救護班に連れて行かれました。朝から晴天で、気温も高めになっていたため、熱中症か貧血、どちらかだと思いますけども、それが原因だと思います。

熱中症は屋外だけとは限らず、屋内や学校施設での熱中症も多く発生しております。運動部においては、特に早めの水分補給が重要なのはいうまでもありません。本市の小中学校の教室には空調設備が設置されていることで、夏場の気温上昇時には熱中症予防に有効であると思っております。ことし、文科省から、夏の気温が年々高くなっていることに合わせて、小中学校の教室の温度の上限を54年ぶりに変更されております。今回の質問は、これからふえるであろう熱中症について、本市学校での熱中症対策について、何点か質問したいと思っております。

まず、1点目としまして、本市中学校の熱中症の状況として、過去3年間で熱中症にかかった児童・生徒数と、こういった状況下で熱中症になったのかをお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市の小中学校の過去3年間の熱中症の状況について、御説明をいたします。

小中学校の熱中症の人数につきましては、平成28年度は、小学校5人、中学校3人の計8人でございます。平成29年度は、小学校5人、中学校4人の計9人でございます。平成30年度は6月8日現在で、小学校2人、中学校1人の計3人でございます。また、熱中症の状況につきましては、体育大会の練習時等、体育の授業中や運動部活動の時間がほとんどでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 毎年のように、大体約10名の児童・生徒が熱中症にかかっているようでございます。個人の自己管理、自己責任だけでは十分な対応とは言えず、施設側での対策も必要になってきます。熱中症事故が発生する前の予防対策が、どれだけとられているかが重要になってきます。先ほど述べましたが、54年ぶりに学校教室の基準温度の変更が、NHKなどのニュースで流れていました。教室内の室温設定について、文科省からの通達内容があれば、お尋ねしたいと思います。また、学校での熱中症対策の取り組み状況もお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

本市では、全ての小中学校にエアコンが設置されております。文部科学省からの通知で、学校保健安全法の一部改正に伴い、平成30年4月1日から、教室等の環境に係る学校環境衛生基準の温度につきまして、「10度以上30度以下であることが望ましい」から「17度以上28度以下であることが望ましい」に改正されております。これにより、熱中症対策の観点からも、より快適な環境になることが期待されると考えております。また、学校における熱中症対策につきましては、教育委員会から随時指導を行っておりますが、各学校でも、次のような取り組みを行っております。体育授業前後の水分補給、部活動時の小まめな水分補給、屋外活動時の日陰での休息——休憩ですね。帽子着用、熱中症予防に関する学習や、消防署からの講話などをお願いしているなど、さまざまな取り組みがなされております。また、予防だけではなく、熱中症にかかった場合の適切な処置についても子供たちに指導をしているところであり、今後、各学校及び関係機関とも連携をしながら、熱中症対策を講じていくよう、継続して周知徹底をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 暑い時期での、2度ほど上限温度が下げられたようでございます。こ

れによって、夏場の教室内の温度も、生徒さんたちも快適な学習ができるんじゃないかと思っております。

熱中症に関しての情報として、環境省のホームページに、熱中症予防情報サイトがあります。その中で、暑さ指数（WBGT）について説明がされております。暑さ指数とは、人間の熱バランスに影響の大きい気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた温度の指数です。熱中症の危険度を判断する数値として、環境省では平成18年から情報を提供しております。この暑さ指数は、乾球温度計、湿球温度計、黒球温度計を使って計算されます。体育館での体育授業、先ほど、熱中症になられた条件が体育の授業だったりするということで、部活などの際、熱中症計があれば、その数値を見ることによって、運動環境の指針として有効であると考えます。そういった意味でこの熱中症計というのは重要かと思えますけども、本市の学校に設置されているのか、お尋ねします。

○**教育部長（小林敏郎君）** 御質問にお答えいたします。

豊永議員に教えていただくまで、我々もこの存在については勉強不足で、知りませんでした。熱中症計測器の設置につきまして、各学校の状況を調べましたところ、どの学校にもないということでした。熱中症指数を得るものということでお聞きしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 9番。豊永貞夫議員。

○**9番（豊永貞夫君）** 暑さ指数、これが環境省のホームページから引っ張ってきたんですけども、温度で4つに区分されております。21度から25度、25度から28度、28度から31度、そして31度以上ということで、一番上の31度以上というのは、運動は原則中止でございます。28度から31度というのは厳重警戒、25度から28度は警戒、21度から25度は注意という、そういった意味では、数値で熱中症になるかならないかの判断がしやすくなるんじゃないかと思えますので、これについて設置されていないという状況でございましたので、設置していただきたいんですけども、その辺の答弁をお願いします。

○**教育部長（小林敏郎君）** 御質問にお答えします。

熱中症計測器については屋内用と屋外用があるということで、我々も非常に欲しいなというふうに思っております。今後、購入等につきまして、関係部局とも相談をしながら、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 9番。豊永貞夫議員。

○**9番（豊永貞夫君）** 購入の方向で考えているという答弁だったと思えますので、よろしくをお願いします。

もう1つ、熱中症を防ぐには、水分補給が一番でございます。口にする水温、水の温度も重要です。水分補給の重要性というのは、最近の熱中症予防への意識の高まりなどの影響に

より、かなり浸透していると思います。調べたところ、水の温度が5度から15度といった温度が最適な補給温度のようでございます。夏場、常時この水温にするには、冷水機が必要になります。現在、本市小中学校で設置されている学校はあるのか、また、県内他市の設置状況と球磨郡内の状況もお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

学校における冷水機の設置状況につきましては、市内小中学校では設置しておりません。自宅からの水筒持参、体育大会当日や練習時のときだけ水筒を持参してよいという学校が、数校ございます。特に衛生面に問題がないことから、学校に設置してある水道水を使用している状況でございます。また、球磨郡及び県内他市の小中学校における設置状況でございますが、まず球磨郡内では、多良木町と相良村に数機設置してあるようでございます。ちなみに、相良村のは緑茶が出るそうでございます。次に、県内14市の設置状況でございますが、合志市が10校中6校設置してあり、八代市、菊池市、宇城市はあるんですが、市の予算ではありません、PTA費で購入し、使用している学校が数校ございました。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 学校には設置されていないという状況でございました。これから夏場にかけて、高温多湿、熱中症も心配されます。水道水はぬるいですよ、夏場は。体温を下げるには冷たい水が一番でございますので、冷水機が必要じゃないかと思っております。全ての学校というのは難しいとは思いますが、体育館などに設置することも考えられるんじゃないかと思っておりますが、この設置についての考えをお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

学校の冷水機設置につきましては、冷水機は熱中症対策に効果的であることは認識をしておりますが、安全で衛生的な水を飲むためには、管理責任者を定め、機種によりましてはフィルター交換管理や水質検査の実施等、常に衛生的に管理しておく必要があり、費用の面でも、消耗品や修繕料、電気代等の維持費がかかる機器でもあるという認識をしております。

熱中症対策として、教職員がさまざまに気を配り、先ほど申し上げましたような熱中症対策を講じ、細心の注意をいただいております。さらには、教室にはエアコン及び天井扇を設置しておりますので、教室の温度対策は適切になされていると認識をしているものでございます。

以上のようなことから、小中学校における冷水機の設置は現時点では考えておりませんが、我々の子供のころ、学校にはクーラーもございませんでした、今はクーラーもございます。気候の変動等による生活様式の変化とか、子供たちの状況については、引き続き注視をしてまいりたいと存じます。今後も引き続き、安全・安心な学校環境整備に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） なかなか、設置についてはできないようでございます。ただ、最近の冷水機はタイマー設定によって、1日1回の、機器内のたまっている水を排出して自動洗浄機能もついているということです、衛生面の不安も解消されるようでございます。先ほども、昔はクーラーもなかったと、もちろんそうでございます。部活でも、水は飲むなという根性論で部活をしていた記憶がございます、私も陸上部でございました。頭がガンガンしても、飲めない状況が、今では絶対考えられないような状況が昔はあったのもありますけども、時代が変われば環境も変わるということでございますので、設置についても、ぜひ、今後検討していただければと思いますので、この辺については要望しておきます。

関連して、本市公共施設での冷水機設置状況についてもお尋ねしたいと思います。本市に、冷水機の設置されている場所はあるのでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市が管理しております公共施設の冷水機設置状況でございますが、本市の総合体育館でございますスポーツパレス1階に1機を設置しております、他の公共施設には設置していない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） スポーツパレスだけに設置されているということでございます。これから、新庁舎も建設されるわけでございますけども、冷水機設置も、ぜひ検討していただければと思っております。種類もいろんなタイプがございます、ボックスタイプから、壁の埋め込み、あとバリアフリーで、車椅子のままでも飲めるような低床型のタイプもあるようございますので、ぜひ新庁舎のほうについても設置を考えてほしいんですけども、これについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

以前は、麓町本庁舎玄関入り口に冷水機を設置しておりましたが、有害な菌の検出が他市で相次いだため、水質や安全性を考慮いたしまして撤去した経緯がございます。現在では、議員申されましたように、自動洗浄装置がついた機器もあるようございます。

新市庁舎に冷水機の設置の考えは、という御質問でございますが、確かに新市庁舎1階のエントランスホールには、来庁者の方が交流できるスペースを設けることとしておりますので、その必要性につきましては、御意見をお聞きしながら、協議検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ぜひ設置の方向で考えていただければと思いますので、よろしくお願

いたします。

これで、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして質問を行っていききたいと思います。

質問内容は、大きく分けて4点です。1点目は、生活保護についてで、その内容としては2つありまして、住民本位の対応について、それから、利用率の向上についてです。2点目は、子ども食堂・無料塾、その内容は、国の支援施策を活用した財政支援についてです。3点目に、防災士の育成、資格取得のための費用の助成について。それから、4点目が横断歩道でありまして、これは鬼木町内での設置についてと、法律上の位置づけについて質問をしていききたいと思います。

では、1点目の生活保護です。昨年12月23日に、安倍内閣は、生活扶助基準を最大5%引き下げ、年間160億円削減するという2018年度予算案を閣議決定しました。これは2013年の大幅な切り下げに次ぐ大改悪です。生活保護受給者の生活はますます大変になってまいります。貧困問題が大きな問題になっている中で、自治体が生活保護にどう向き合うのかが問われています。そこで、この質問を行います。まず、人吉市の状況について伺います。生活保護を利用されている世帯数、人数は、それぞれどれだけかお答えください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

6月1日現在の本市の生活保護の状況でございますけれども、332世帯の433人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それだけの方がおられて、生活扶助費が下がれば大変な生活になると思います。全部がということではないんでしょうけど、そうだと思います。

それで、生活扶助基準が引き下げられる中で、市民生活を守るため、自治体が住民本位の対応を行うことがますます大切になっていると思います。ところが、住民本位の対応に逆行していると感じさせる出来事がありました。それは、以前、まずは子供に援助してもらおうよう頼みなさいと言われて、生活保護の申請がさせてもらえなかったという相談があったから

です。私が市にかけ合うことを、相談者が望まれなかったこともあり、ここでその真偽を問うものではありませんが、どう対応すべきなのかというのは整理しておく必要があると思います。

先日、全国公的扶助研究会の監修で出版された「Q&A生活保護手帳の読み方・使い方」という本を手に入れました。発行所は株式会社明石書店です。全国公的扶助研究会は、全国的生活保護ケースワーカーを初め、福祉事務所などの行政機関や民間の医療機関、福祉施設や当事者団体など、貧困問題と向き合い、公的扶助実践の交流や向上に取り組む、福祉関係者で構成する自主的な研究会です。1965年に福祉事務所の社会福祉研究サークルの全国組織として結成され、半世紀の歴史を持っています。この中のQ2、申請と扶養義務で、高齢者の方が相談に来られたのですが、息子さんがおられ、会社員でそこそ収入がありそうなので、まずは援助してもらったらどうか、と助言して、きょうはお帰りいただくと思っておりますが、という問いに対して、それはまずいです。扶養は保護の要件ではなく、仕送りがあった場合に収入認定するに過ぎません。その方に申請意思があれば、保護申請を受け付けるよう、また、扶養が保護の要件であるような、間違った説明をしてはならないと、厚生労働省も繰り返し指摘をしています、と回答してあります。それで、この本の中の2、厚生労働省の指摘をよく読もうには、このように書かれています。厚生労働省は保護課長通知第9の2で、扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は、申請権の侵害に当たるものではないが、扶養義務者と相談してからではないと申請は受け付けないなどの対応は、申請権の侵害に当たるおそれがある。また、相談者に対して、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害に当たるおそれがあるので留意されたいとしています、というものです。厚労省の保護課長通知第9の2からして、保護の相談に来た人に、まずは子供に援助してもらうよう頼みなさい、と言って帰すような対応は、やってはいけないのではないかとということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからも御紹介のありましたとおり、扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取をすること自体は、申請権の侵害に当たるものではないが、扶養義務者と相談してからでないで申請を受け付けないなどの対応は、申請権の侵害に当たるおそれがある。また、相談者に対しまして、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害に当たるおそれがあるので留意されたい、ということで明記されているところでございます。

市といたしましても、このような対応はやってはいけないものであると認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市としても、そのような対応はやってはいけないというのは認識されているとのことで、明確に答弁するという意味で、まず、子供に援助してもらうよう頼みなさい、と言って帰すような対応はしないことを明言していただきたいと思いますが、いかがですか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

市といたしましても、厚生労働省の通知にありますとおり、申請権の侵害にならないよう、今後も対応してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） そのように明言していただきましたので、ぜひそうしていただきたいと思います。

ただ、ちょっと申しておきたいのですが、ちなみに、この本の中には、別の問題で、私に來られたのと同じ内容も、またありました。Q3、申請と高額家賃というところでは、住宅扶助基準額よりも高い家賃の物件にお住まいの方からの保護の申請があったのですが、まずは基準内の物件に移ってもらった後に保護申請してもらおうと思っています、という問いに対して、これもよくある、間違ったやり方です。高額家賃は、保護の申請を受け付けられない理由になりません。そもそも來所された市民が保護を申請する意思をお持ちの場合、福祉事務所は必ず、その申請を受け付けなければなりません。高額家賃が最低生活を脅かす場合は、保護を適用した上で、敷金を支給しての移転が課題となります、と回答しています。また、1、申請意思の確認を、という項目では、引っ越してから、もう一度来てください、などという対応は、国家賠償要求の対象となり得ることが書いてあります。このようなこともないように、お願いしておきたいと思います。

質問に移ります。一旦、貧困に耐えざるを得なかった人々の命を支え、寄り添い、その可能性を引き出す生活保護ケースワーカーの支援は本当に重要であると、私も思っております。そのために、多様な社会保障や社会福祉が必要だと思えます。生活保護ケースワーカーになるには、どのような資格が必要で、どれくらい研修をするのか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

社会福祉法第15条第6項によりまして、生活保護の現業員、すなわちケースワーカーにつきましては、社会福祉主事であればならないとされております。社会福祉主事になるための任用資格は、社会福祉法第19条第1項にて、次のように定められております。社会福祉主事は、都道府県知事または市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ次の各号のいずれかに該当する者のうちから任用しなければならない、とされております。

1つ目、学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校、または旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。2番目に、都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者。3つ目といたしまして、社会福祉士。4番目に、厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者。5番目に、前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として、厚生労働省令で定める者、と定めてあります。

本市の場合、社会福祉主事の任用資格を習得していない者が、人事異動に伴いケースワーカーとして配置された場合は、前述の社会福祉法に基づく都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者として、通信教育による資格の取得を義務づけております。さらに、神奈川県中央福祉学院におきまして、4日間の面接授業——これはスクーリングと申しますけれども、スクーリング、講義、演習を受講いたします。このようにいたしまして、約1年をかけまして資格を習得している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市では、資格を取るようにしているということで、1年かけてやるということで、本当大変な思いで勉強もされていくんだと思います。

ただ、ちょっと思いますのが、生活保護の現場におきまして、そのとき、勉強されて、いろんな問題に出会うんじゃないかというような思いもあるんですよ。だから、日々、いろんな研修とかが必要じゃないかという思いで、ちょっとこの先聞いていきたいんですけど。

全国公的扶助研究会は、「Q&A生活保護手帳の読み方・使い方」の2巻目として、「Q&A生活保護ケースワーク支援の基本」という本を出版しています。この本の特徴として、執筆者に、1名の大学教授のほかは、1名のケースワーカー、10名の自治体職員が現職のまま、名前を連ねていることです。私はこれまで、ケースワーカーの仕事は経済的自立支援だけだと思っていましたが、この本を読んで、日常生活自立支援、社会生活自立支援と、あわせて3つの自立支援があることがわかりました。その内容はどのようなものか、お答えください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

生活保護法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われております。

そこで、ケースワーカーにつきましては、この保護の補足性に基づき、被保護者の経済的・社会的自立を目指すため、他の法令や、その他国等の施策の活用も検討いたします。具体的に申し上げますと、就労による経済的自立のための支援のみならず、それぞれの被保護者の能力や、その抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分自身の健

康・生活管理を行うなど、日常生活において自立した生活を送るための支援や、社会的つながりを回復・維持するなど、社会生活における自立の支援などを行っておりまして、単に、就労による保護を脱却するといった就労自立支援だけにとどまらず、日常生活自立支援、社会生活自立支援にも力を入れているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁を聞きましても、本当、多岐にわたることに取り組まなければならないというのを感じるわけですけど。先ほどの本ですね、この本を読んで、私はまず最初に感じたのは、この本を読んで、ケースワーカーと生活保護の利用者との信頼関係の構築が、いかに重要なものかを感じました。それともう1つ感じたのは、ケースワーカーの方はいろいろ悩みを持たれているのではないかと感じたところです。

この本の設問は、悩みに答えをつくってありますけど、このようなものがありました。全てじゃないですけど、幾つか挙げますと、ホームレスの支援、DV虐待被害者への支援、債務浪費に対する支援、精神疾患のある人への支援、アルコール依存症の人への支援、引きこもり状態の人への支援、自殺を考える人、希死念慮のある人への支援などです。本当に大変な思いで頑張っておられるのではないかと思います。

このような悩みを和らげるため、そして、利用者との信頼関係を十分に築くため、また適切な対応がなされるように、自治体職員の研修を充実させていくことがますます不可欠になっていると思います。全国公的扶助研究会は、一日のブロック——これは九州ブロックとかそんなものですけど——そのようなブロックセミナーや、二泊三日の全国セミナーを行っておられるようです。去年は、岩手県盛岡市で行った全国セミナーの開催要項を手に入れましたが、研究会の会長の、このような案内の挨拶が載っています。貧困の広がりや、保護抑制傾向の政策動向のもとで、私たちの仕事は、収入や資産の調査や報告が増加していることや、ケースワーカーの配置基準が充足されないため、利用者に寄り添う支援が困難になっています。しかし、私たちは、こうした状況にあるからこそ、利用者の生活問題と向き合い、その解決のために保護の実施要項を駆使し、利用者本位のケースワークを実践して、利用者の生存権を守らなければならないのではないのでしょうか。全国の福祉事務所や関係機関で働く皆さん、私たちは、私たちの仕事が命の重みを背負っていることを自覚し、利用者とともに命を輝かすために、その実現への道を、岩手で語り合いましょう、というものです。また、その要項には、一昨年前の参加者の感想が載っており、どんなのかというと、仕事は八方塞がりになるときがありますが、セミナーに来ると、同じ思いを持つ人が全国にいて、仲間としてのつながりを感じます、という感想や、現場だけでは目の前のことばかりになり、社会の動きから取り残されるのですね。なぜ、生活保護ケースワークが必要なのか、改めて学び、原点に立ち戻りました、というような感想が寄せられています。

住民本位の生活保護を実現するために、職員が、このような全国公的扶助研究会のセミナーなどに公費で行けるようにすべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、全国公的扶助研究会について、御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、議員のほうからも御紹介がありましたように、この研究会につきましては、全国の生活保護ケースワーカーを中心といたしまして、研究者や各種民間支援者、当事者らが手を携えて、公的扶助を取り巻く問題について、研究と交流を深めていく団体でございます。

年1回のセミナーのほか、各地でのブロック活動、機関誌発行など、現場から理想の公的扶助のあり方を発信して行くべく、活動をされております。

当研究会が開催するセミナーなどへ、職員が参加する場合の旅費等の公費負担でございますが、本市におきまして、これまで、この研究会が開催するセミナー等に参加した実績はございません。したがって、旅費についても、予算化はしておりませんが、今後につきましては、現在参加しておりますほかの公的研修会とも比較しながら、検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私も、今度質問するに当たりまして、初めて聞いた団体でもありましたし、すぐすぐにとはならないのはわかりますけど、非常に自治体職員も、市民のために頑張りたいという思いで、そういう思いで研究しているということは、本を読んで、私も非常に感じたところでありまして、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、次に、生活保護における利用率の向上について質問に移ってまいりたいと思います。

厚生労働省の推計で、生活保護基準以下の所得で暮らす世帯が、2016年は705万世帯であり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は、161万世帯の22.9%しかありません。現行の生活保護は、所得が保護基準以下でも、預貯金が最低生活の1カ月未満と、ほとんどない場合でないと利用できません。この、預貯金額を考慮した推計でも、預貯金がほとんどない生活保護基準以下の所得世帯のうち、実際の保護利用世帯は43.7%にとどまっています。人吉市は、生活保護の利用率が低いことを認識しているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほど、議員から御紹介のありましたとおり、厚生労働省が、先月5月に発表した生活保護基準以下の低所得世帯に対する被保護世帯数の割合の推計によりますと、所得が生活保護基準を下回る世帯のうち、保護を受けられている世帯は22.9%、所有する資産を考慮した場合、43.7%となっております。したがって、この推計結果の数値を見る限りでは、生活保護の利用率は低いのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 利用率が低いことは、同じような認識で、低いということがわかりました。それで、このように日本の生活保護の利用率は、諸外国に比べても極めて低くなっています。なぜ、こんなに低いのか。専門の研究者、支援団体の方々は共通して、3つの原因を指摘しておられるようです。

第一に、スティグマといわれる、生活保護は恥だという意識や、生活保護に対するバッシングから、生活保護を申請することをためらってしまうことです。2つ目には、自分が生活保護を利用できることを知らない方が多い。年金があったらだめ、働いていたらだめ、持ち家があったらだめなどと、誤解している方が多い。これは、制度の周知不足が招いていることとなります。第三に、勇気を持って役所の窓口に行っても、間違った説明で追い返されるという、いわゆる水際作戦が依然として横行していること。そういうふうに支援団体等が指摘をされております。

第二の問題に関してなんですけど、私の場合は、家を持っているとだめなのかとか、車を持っているとだめなのかというのが、一番相談されることが多いと感じています。その答えは、自分が住む家の保有は原則認められている、それから自動車のほうは、自動車も自営業、障がい者の生活用具であれば保有は認められていると、私は思っていますが、それで間違いないかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 住家の保有、自動車の保有につきましては、さまざまな条件等がございますので、少々長くなりますけれどもお答えをさせていただきたいと思っております。

保護世帯の居住の用に供される家屋につきましては、保有を認められることとされております。ただし、処分価値が利用価値に比べまして著しく大きいと認められるものにつきましては、この限りではないとされておまして、処分換金も可能となっております。なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等などから判断して、部屋数に余裕があると認められる場合には、間貸しにより活用することとされております。

次に、自動車の保有についてでございますが、原則として自動車の保有は認められておりません。ただし、次のような場合は保有を認めることができるとされております。自動車による以外に通勤する方法が全くない、または通勤することが極めて困難であり、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、社会通念上、処分させることは適当でないとして、通勤用自動車の保有が認められております。また、通勤時の保育所等への送迎につきましても、同様の場合に限り認められております。

次に、障がいをお持ちの方が通院等のために自動車を必要とする場合、次のいずれにも該当する場合は保有が認められます。まず、1つ目といたしまして、通院等のために、定期的に自動車が利用されることが明らかなこと。2つ目に、当該者の障がいの状況により、利用

し得る公共交通機関が全くないか、または公共交通機関を利用することが著しく困難であつて、その他法令、他の施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ、自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上、妥当であると判断されるなど、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。3つ目に、自動車の処分価値が小さく、または構造上、身体障がい者用に改造してあるものであつて、通院等に必要最小限のものであること。4つ目に、自動車の維持に要する費用が、「ガソリン代等を含みますけども」、維持に要する費用が、ほかからの援助、他の施策等の活用により確実に賄われる見通しがあること。5つ目といたしまして、障がい者自身が運転する場合、または専ら障がい者の通院等のために、生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合であることとされております。また、障がいをお持ちの方以外につきましても、同様の内容であれば保有が認められる場合もございます。

したがいまして、生活道具としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率いかににかかわらず、自動車の保有が認められる段階には至っておりません。事業用としての自動車は、当該事業が、事業の種別、地理的条件等から判断して、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合には、保有が認められております。

このように、自動車の保有につきましては、さまざまな条件を満たさなければ保有を認められないため、個別のケースごとに、さまざまな角度から総合的に判断して保有の有無を判断しているところでございます。

以上、長くなりましたが、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今のような質問をしたことは、こういう状況にあるから質問したんですけど、制度の正しい周知のために、自治体がすぐにできることの1つは、生活保護のしおりの内容を工夫していくことだと思います。各自治体が、しおりの中には誤解を招く表現や違法な記載が結構あるそうです。しおりに、不動産は処分してください、と書いてあったら、その時点で、自分は持ち家だからだめなんだと思うことでしょうか。自動車は処分を、と書いてあれば、それが仕事に必要なものであつても、申請を諦めてしまうことになります。

そこで、人吉市のしおりは、同様のところはどうか書いてあるのか見てみると、財産のある人は、それを売ったり、利用したりすること、と書いてありました。間違つた説明ではないと思いますが、余りに漠然としています。せめて、その下に、例えば、今の答弁からすれば、自分の住む家の保有は原則認められるが、場合によっては認められないこともあります、あるいは、自動車も、条件を満たせば保有することができます、詳しくは窓口でお伺いください、そういう注釈を入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市の生活保護のしおりにつきましては、A3用紙の表と裏ということで、かなりちょっと大きめの紙でございますけれども、その紙に、生活保護を利用するに当たり、守っていただきたいことを簡単簡潔にまとめて記載しておるところでございます。

この中で、生活保護の維持・向上に努めていただく項目に、①財産のある人は、それを売ったり、利用したりすること、との記載がされております。議員御指摘のとおり、この表現であれば、財産を保有することができないと解釈されてもおかしくない表現となっております。しかしながら、しおりに記載する項目、文字数は制限等がございますものですから、口頭にて必ず補足説明を行っているところでございます。

また、先月、国・県より、全国的に保護のしおりの記載内容について誤解を招く表現が多く見受けられるとのことで、内容の確認、是正に関する通知が出されたところでございます。これにより、現在、熊本県におかれましても、県下の福祉事務所のしおりの内容の点検作業を行われておりまして、今後、是正すべき点などの確認作業が行われる予定となっております。いずれにいたしましても、議員の御指摘の内容につきましては、スペース等の関係もございませぬけれども、可能な限り、誤解を招かないような表現に改めるべく検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今のような答弁をされましたので、誤解のないようなしおりにすることと、正しい説明をやっていただくことをよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、もう1つ、利用率が低い原因の第一で申しましたスティグマですけど、市長に一つ提起をしたいと思っております。

スティグマといわれる、生活保護は恥という意識をなくしていくことの重要性は、市長も認めるところだろうと思っております。市長の口から、ぜひ、生活保護を利用することは決して恥ずかしいことではない。憲法第25条に基づく、国民の正当な権利だ、ということ、議会のこの場で表明していただきたいと思っております。それによって、生活保護を肩身の狭い思いで受けられている方や、本当に苦しい生活なのに、周りの目を気にして生活保護の申請ができなかった方に、踏み出す勇気を与えたいと思っております。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

日本国憲法第25条には、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、とうたわれております。この理念に基づき、生活保護法第1条には、国が、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする、とされております。つまり、全ての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別・平等に受けるこ

とができる権利であると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 答弁いただきましたが、悪い答弁ではないと思いますけど、ちゃんとした権利として言われましたけど、もう1つ言いましたね、決して恥ずかしくないことですね、これを言ってもらえれば、私ももっと評価したと思うんですけど。理由は、先ほど申しましたように、もっともっと、肩身の狭い思いをされている方ともっと気が楽になるのではないかと思ったからです。その点はちょっと残念であったということは、一言申しておきたいと思います。

それを申しまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、子ども食堂や無料塾です。子ども食堂や無料塾に財政支援を行う自治体が広がっています。内閣府はホームページで、「国及び地方公共団体による「子供の居場所づくり」を支援する施策調べについて」を公表しています。平成29年5月26日の公表で、照会の結果、登録のあった施策数は、地方公共団体が142件であることが報告されています。子ども食堂、無料塾に助成をする自治体が広がっていることを認識しているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

子ども食堂及び無料塾につきましては、教育委員会にも関連がございますけれども、私のほうから、まとめてお答えをさせていただきたいと思います。

子ども食堂に関しましては、昨年12月議会でも御質問をいただいております、その重要性の認識などについて、本市の状況をお答えさせていただいております。先ほど、議員からも御紹介がありましており、平成24年ごろから、徐々に全国的に広まりました子ども食堂でございますけれども、今年4月の新聞報道によりますと、全国2,286カ所で運営されております、熊本県内におきましては31カ所、本市におきましては3カ所、ひまわり保育園様、にじのおと様、人吉西小学校の校区社協で運営されているようでございます。前回の答弁から、1団体ふえているような状況でございます。

全国的には、ここ2年で急増していると言われておりますけれども、その背景といたしましては、平成26年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律により、行政を初めとした専門機関や、地域住民の子供の貧困に対する意識が高まったこと、また、このような流れの中で、子ども食堂や子供の居場所づくりへの助成を行う自治体がふえたことが挙げられるかと思われます。このようなことから、子ども食堂は、特定の地域に限らず全国的な規模で広がりを見せているものと認識しているところでございます。

また、無料塾に関しましては、現在のところ、健康福祉部、教育部とも公的なデータを把握していないところでございますけれども、インターネット等による情報を見た中では、経済的に苦しい家庭やひとり親家庭のために、NPOや地域ボランティア等により、無料で子

供に学習支援を行う無料塾は全国的に広がりつつありまして、あわせて無料塾に対し助成をする自治体もふえているようであると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） このことにつきましては、どちらも認識は一致して、ふえているということだと思います。

それで、今度は国の施策なんですけど、内閣府の施策調べをさらに見てみると、国が8件の施策を行っていることがわかりました。人吉市は、国の支援施策があることを認識しているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、子ども食堂に関しましての国の支援施策でございますけれども、子供の居場所づくりに対する財政支援といたしまして、子供の貧困対策に関するものや、ひとり親家庭の子供に対して、学習支援を踏まえた幾つかの施策がございます。このうち、子ども食堂に関するものとして、内閣府の地域子供の未来応援交付金がございますが、これは子供の貧困対策に関し、実態調査、計画策定、連携体制の整備、モデル事業を行う地方公共団体に対して、4分の3から2分の1の交付金が交付されます。このモデル事業を活用し、子供の居場所づくり推進コーディネーターを配置して、子ども食堂の検討、立ち上げ段階の支援や、持続可能な活動とするため、活動継続、充実への支援を行っている自治体があるようでございます。

また、厚生労働省の子どもの生活・学習支援事業がございますが、これは母子家庭等対策総合支援事業の一部で実施されるもので、ひとり親家庭の子供に対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う自治体に対し、2分の1の支援が受けられるものでございます。それぞれ支援施策を活用する場合には、さまざまな要件をクリアする必要がありますが、現時点での子ども食堂に関して、国の支援の施策としましては以上の事業などがあるのではないかと存じます。

次に、無料塾に関しての国の支援策でございますが、国におきましては、地域と学校が連携・協働し、地域住民等の参画による、地域の実情に応じたさまざまな活動を行う地域学校協働活動推進補助事業の中で、地域未来塾事業として、運営委員会経費や地域学校協働活動推進委員等の経費に対して支援を行っております。

この事業は、幅広い地域住民の協力を得て、諸事情により学習が困難であり、学習習慣が十分定着していない中学生・高校生等を対象としまして、原則無料で学習支援を行うものでございまして、熊本県におきましては、平成29年度までは小中学生を対象としておりましたけれども、平成30年度からは中学生が対象となっております。また、小学生におきましては、平成30年度からは、同じ地域学校協働活動推進補助事業の中の放課後子供教室事業として支

援を行っております。本市におきましても、平成29年度まで、地域未来塾事業を活用し、小学4年生から6年生の児童を対象とした放課後パワーアップ教室や、3年生を対象とした夏休みパワーアップ教室を、無料学習塾として開催してきたところでございまして、平成30年度からは放課後子供教室事業への移行をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市も、いろんな国の施策があることを認識していることが、今のでわかりました。それで、運営を行っているある方にお話を伺うと、自治体からの財政援助があれば、このような取り組みを行う団体がさらにふえる可能性がある、善意の輪が広がっていくということだ、という話をされました。

国の施策を見てみますと、厚生労働省の施策である子どもの生活・学習支援事業は、民間団体が行う子ども食堂や無料塾に、文部科学省の施策である地域未来塾は、民間団体が行う無料塾にも適用されるようにも見えますが、これら国の支援も活用して、財政支援を行うべきではないか。国の支援が活用できない場合でも、自治体単独の支援がこれだけ広がる中、人吉市単独でも財政支援を行うべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、子ども食堂に対する財政支援についてでございますが、先ほど、地域子供の未来応援交付金や子どもの生活・学習支援事業が活用できるのではないかと答弁をさせていただきました。しかし、近年の子ども食堂は、子供の貧困対策としてだけではなく、経済的な問題を抱えていなくても、家庭の事情や親との関係性に問題を抱えているなどの理由で居場所を必要とする子供への支援として実施されている団体が多いようでございます。また、対象を子供に限らず、門戸を広げ、高齢者や親子連れなど、地域の多様な人々の交流の場という機能を有する子ども食堂が多数存在しておりまして、本市で子ども食堂を実施されている団体におかれましても、このような趣旨で運営をされておられるようでございます。

現在実施されている子ども食堂は、実施団体が掲げる理念や目的、テーマもさまざまでございますので、対象者や用途が限定される国の支援策の活用は、現時点では難しいものと考えております。このようなことから、自治体独自の支援策として、子ども食堂の立ち上げや運営費を助成する自治体がふえているのも事実でございます。

子ども食堂の問題点として、経営基盤の弱さや人手不足が指摘されておりまして、行政が財政的な支援を行うことで安定的な運営が見込めるわけでございますけれども、行政の役割といたしましては、子供たちの居場所の提供や食育、世代間交流を通じた地域活性化、あるいは子供の抱える問題に対するケアといった、民間活動の自主性や創意工夫を阻害しない形で支援していくことではないかと存じます。

市といたしましては、既存の民間団体の取り組みや給食ボランティア活動など、今後の地

域貢献活動の展開と推移を見きわめながら、支援につきましても、引き続き検討してまいりたいと存じます。

次に、無料塾に対しての財政支援でございますが、先ほどお答えいたしましたように、本市におきましては、現在、小学生は、国の事業を活用し放課後パワーアップ教室を開催しております。これは、民間の塾に通えない子供たちの学習支援ということで実施しているものでございます。そこで課題となりますのが、家庭の事情等により塾に行けない中学生の学習支援でございますけれども、当該事業は事業主体が市町村となっております、ただし書きといたしまして、適当と認められる社会教育団体等に事業の一部を委託することができる、となっております。

本市におきまして、これまで中学生の支援を行ってこなかった主な理由といたしまして、中学校3校全てに配置できる学習支援員や教育活動推進員、教育活動サポーターの確保が難しいことがございます。また、民間の学習塾や無料塾へ、事業の一部を委託することにつきましても、民間の既存の事業との明確な区分の必要性でありますとか、学校との連携のあり方、さらには対象校区の指定が必要でありますことから、塾の数次第では、中学校3校区の公平性といった課題がございますので、国の事業による財政支援は難しいのではないかと存じます。

市といたしましては、まずは小中学校において、地域の方々との連携を図り、児童・生徒の学習や体験・交流の機会を与えながら、人間力や学力の向上にもしっかりと取り組むことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 民間だったら難しいと思いますけど、基本的には自治体でできるのは国の支援策を使っておられるみたいですが、それは引き続き、できる部分はやっていただきたいと思っておりますことと、子ども食堂については、状況を見ながら検討をしていきたいということで、ぜひ、今後、子ども食堂に対しましての支援を実現していただきたいということを要望して、これについては質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 引き続き、防災士の育成のほうに移ってまいりたいと思っております。

防災士の育成については、これまでも質問が行われていることは、私も認識しております。

しかし、私も所属する災害救援ボランティアの会「やませみ」の方から、4月20日の熊日に、熊本市が本年度から防災士の資格取得に要する費用を助成する記事が載っていた、人吉市でも助成されるように議会で取り上げてほしい、という依頼がありました。そこで、費用の助成が実現するように、この質問を行います。

その方は、助成の必要性について、こう語られました。災害がいつ、どこで発生するかわからない、と。発生したら、まず自助、そして公助となるが、その広がりを持たなければならない。助けられる人から助ける人に、みんなでなろうというリーダー的な存在が、防災士だ。各町内に1人、少なくとも校区に五、六人はいてほしい。同じ人数を確保し続けると考えると、先々は予算も少額で済むようになる。私たちやませみの会員は自主的にやっているが、防災士の資格を取ると、意識が高くなる。また、私たちやませみの会員以外に防災士がふえれば、共助の輪がさらに広がる、というものです。

人吉市には災害救援ボランティアの会が既にあるので、防災士がふえると、ネットワークの輪が確実に広がり、共助の輪が広がると思わないかということをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、災害救援ボランティアの会につきましては、社会福祉協議会が主催いたします災害ボランティア養成講座を受講された方々が、自主的に活動されております。議員申されましたやませみの会、この会に所属されております29名の方で、災害時出動や研修等の活動をされておられます。また、昨年九州北部豪雨災害におきましては、被災者の救援活動などを実施していただいております。これまでの御支援に対し感謝を申し上げます。

この防災士についてでございますが、防災士は、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技術を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定した者に与えられる民間資格で、阪神・淡路大震災を契機として誕生した資格でございます。民間の資格でございますので特別の権限や義務はございませんが、防災意識の高い個人や団体で、この制度を活用して防災士の資格を取得されておられます。

そこで、この防災士と災害救援ボランティアやませみの会の方々と、平常時にはさまざまな防災訓練や防災に関する啓発活動、地域の安全確保のリーダーとして、また、災害時には避難所の運営協力、災害情報の収集や避難誘導など活動をしていただければ、共助の輪、そして防災の輪が広がることで、本市の地域の防災力を高める上でも極めて重要であると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私もやませみの会に入っておりますので、防災士の方々との連携を、本当、つくりながら共助の輪を広げていかなければならないと思っております。

それで、日本防災士機構のホームページより、防災士のパンフレットを取り出しました。それを見てみると、平成29年12月末現在で、全国に14万361名の防災士がいることがわかります。また、毎年2万人に近い数でふえていることがわかります。研修費用、個人向け助成の自治体が338自治体載っており、これに熊本市が加わることとなりますので、少なくとも339自治体で行っていることとなります。防災士の育成のために、資格取得のための費用を助成すべきではないかということをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、防災士育成のための資格取得費用の助成についてでございますが、防災士の資格については、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格でありまして、全国で年間80回以上の研修会が開催されております。資格を取るためには、防災士研修講座を受講し、資格取得試験を受験することが必要で、費用面につきましては約6万円程度が必要でございます。県内では4つの自治体、山鹿市、水俣市、大津町、多良木町で、資格取得に対し助成制度を制定されておられます。また、熊本県では、防災士育成のために、火の国ぼうさい塾を年2回開催されており、受講資格は県内在住者ならどなたでも参加でき、研修費用は無料となっております。ただし、防災士の資格取得のための受験料及び登録料は御負担いただくこととなっております。

本市におきましても、防災士育成に対する助成制度はございませんので、当面は、この火の国ぼうさい塾を御利用いただきたいと存じておりまして、助成制度に関しましては、今後とも検討してまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁で、新たに火の国ぼうさい塾というのが、熊本県がやることがわかりました。そういう意味では質問してよかったなと思っています。私に、議会で取り上げてほしいと言われた方に、即そのことを知らせるとともに、やませみ内でも、これを皆さんに知らせて、防災士の資格を取ることに、並びに、市民の中にも広く、知っている方に呼びかけて、そういう機運を高めていけたらと思っています。ただ、県のやっていることですので、人数が、熊本県内全部から殺到することも考えられて、人吉市民が要望しても、なかなか入れないこともありますので、ぜひ、市単独でも助成制度について実現をするようお願いしまして、この質問については終わります。

次に、横断歩道についてです。鬼木町の2名の方から、町内の道路に横断歩道を設置するよう、市に働きかけてほしい、という要望を受けました。そこで、この質問を行います。

1カ所目は、水の手通りの東側にあるコスモ21の前の交差点です。町民の方は、このような話をされました。鶴田団地の方は、この交差点のところで水の手通りを横断し、鬼木町にあるイスミに買い物に行かれている。鶴田団地の住民も高齢化されており、手押し車などを

押しながら渡られるので、時間がかかる。ここは車が飛ばしてくるので、とても危なく、近くの吉村皮膚科の交差点には信号機のついた横断歩道があるが、足の弱った高齢者には、そこまで回るのはきついことだと思う。また、人吉高校の生徒も、登下校にここをよく横断している。横断歩道の設置が必要だ、というものです。

2カ所目は、農免道路の横に新しくできたコスモスの前で、里道から農免道路への出口でもあるところです。ここは、鬼木町内から里道を通ってコスモスに行く人や、コスモスの対面にあるファミリーマートに行き来する人が、よく横断をしています。私も、ここを頻繁に車で通行しますが、大変危ないと感じています。

この2カ所に横断歩道を設置するよう、警察署に要望すべきではないかということをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

2カ所の横断歩道の設置要望でございますけれども、横断歩道の設置につきましては警察署の管轄となっており、本市といたしましては、地元町内からの設置要望があった場合に、警察署につなぐ役割をいたしております。

人吉警察署にお聞きしましたところ、交通規制基準に基づき、横断歩道の設置を行っているということでございました。この横断歩道の設置基準につきましては、道路の幅員、交通量、そして横断者数、公共性、既存の横断歩道との間隔、横断者の滞留場所が確保されているか、などの条件について総合的に判断されているとのことでございます。

議員御質問の要望箇所につきましては、地元町内会のほうから横断歩道設置要望書が既に提出されておりますので、人吉警察署のほうに、要望書の提出と合わせまして地域の状況説明にまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 町内会からも要望書が出ているということで、私も相談を受けたときに、やっぱりほかの人にも、どやんもんか話しているんですけど、やはり、その2カ所は危ないなと、町内の方もよく言われます。だから、町内会からも要望書が出ているものだと思います。ぜひとも、人吉署のほうに地域の状況説明にまいりたいということですので、ぜひ、そこでもまく状況を伝えていただければと思います。

それから、2つ目に、道を横断するときに、私たちが横断歩道を通るのは、保育園や小学校でそのようにするように教えられたからだと思います。しかし、この質問をするに当たり、横断歩道を通るのは、歩行者を優先させるよう法的に位置づけられているからだと思います。

そこで、横断歩道は、いかなる法的根拠で歩行者が優先されるようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

横断歩道における歩行者優先の法的根拠でございますけれども、道路交通法第38条第1項の中に、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない、と定められているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私もこの法律を知ったときに、かなり歩行者の優先が徹底されるんだなと感じました。横断しようとするときも含めて、その通行を妨げないようにしなければならないというところですから、かなり運転者にそこを課せているということはあるんだなとわかりました。私もこの法律を知ってから、自分自身も歩行者優先の立場に立って、横断歩道の前では歩行者がいたときには、停止しなければならないと感じたところです。

それで、道路交通法第38条が運転手によって守られることは、何より歩行者の安全を守る上で大切だと思いますが、観光人吉市にとっては、それ以外の意味もあると思います。観光客が人吉市にやってきて、横断歩道の脇に立つと車がすぐにとまるなら、このまちは歩行者に優しいまちだと、よいイメージを持たれることに間違いのないと思います。実際、私もそのような経験をしたことがあります。大学時代に自転車でアメリカを旅行したときに、ヨセミテ国立公園で何泊かキャンプをしました。遊歩道は自転車も通行できるようになっていたのですが、私は自転車で散策してまわったのですが、遊歩道から出て、道路の横断歩道を渡るときには、私の姿が見えるとすぐに車がとまってくれまして、アメリカの国立公園は本当によいところだと、私も感心したことを今でも覚えています。

いろいろな場を活用し、横断歩道の法律上の位置づけを市民に知らせるべきではないかということについて、お伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、市民への周知方法、周知についてでございますけれども、現在、地元高齢者への交通安全啓発や、園児・小中学校への交通安全教室などを行っているところでございます。また、防災行政無線にて、交通ルールの順守のお願いなどの放送を行い、啓発を図っているところでございます。今後におきましても、ドライバーの交通マナーの向上に向け、今後もあらゆる機会を通して市民への啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 一応、車が歩行者を見てとまるということは、交通弱者に対する配慮でもあると思います。市民に優しいまちづくりを行う上でも、やはり、横断歩道問題で啓発を、今後、十分に広めていっていただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

す。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問、3項目を通告しました。

初めに、教員の働き方改革について質問をします。次に、環境行政のあり方で、プラスチック製容器包装の分別回収について質問し、最後に、市民の声から、胸川の土砂と植物の除去について質問をします。

1項目めは、学校における働き方改革についてお聞きしてまいります。

この本、「先生が忙しすぎるをあきらめない」、これは中教審の働き方改革特別部会の委員で、文科省学校業務改善アドバイザーでもある妹尾昌俊さんの著書です。冒頭に、学校の長時間労働の実態が紹介してあります。東海地方に住む30代の女性、元小学校の先生の証言です。昨年度は高学年40人クラスを担当、日本語がたどたどしい外国籍の子供がいた。大変だったのは、保護者への対応。課外活動費を払わなかったり、子供を1週間無断欠席させたりする家庭には、年に10回以上も訪問。働いている保護者とは、夜遅くに話し合った。子供2人の母親でもある女性は、帰宅後や土曜、日曜日も、授業準備に追われた。部活の顧問として、夏休みも指導。夫も仕事が忙しく、育児はほぼ全て女性が担った。ぐずって泣く自分の子供を抱きしめる力もないほど、疲れていた。先輩教師に相談したが、補助の教員はつかなかった。周りの先生は、みんないっぱいいっぱいだった。退職直前の2カ月間は、県外の母親に、自宅に住み込んで家事を手伝ってもらった。だが、体調が悪化し、もう限界と、辞表を出した。我が子を抱きしめる力もないほど、疲れていた。そして、周りの先生もみんないっぱいいっぱいだった、という悲痛な声です。

続いて、教員の勤務に関する統計が紹介されています。タリス調査という、OECD34カ国の中学校教員の比較では、日本の先生の労働時間は世界一、1週間の勤務時間は、日本は53.9時間、3カ国平均の38.3時間を大きく上回っていること、また、文部科学省の教員勤務実態調査によると、1週間当たりの学内勤務時間が60時間以上と答えた人は、小学校で33.5%、中学校で57.6%に上ること。この本には、先生が忙しすぎる実態が書かれています。では、人吉市の学校現場ではどうなのでしょう。

初めに、市内の小学校6校、中学校3校に勤務する教職員の労働実態について伺います。

まず、1点目の質問です。労働基準法では、1週間の労働時間は40時間になっています。市内の各学校の労働時間は、1日7時間45分で、月曜から金曜までで合計38時間45分になります。これが守られれば、40時間以内で済むということです。しかし、実際はかなりの先生が超過勤務をせざるを得ない状況にあると聞き及びます。

そこで、1週間の労働時間を40時間以内、40時間から49時間、50時間から59時間、60時間以上に分けた場合、それぞれに該当する教職員は何人いるかをお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

1年間を通しての個人別の週当たり勤務時間は把握しておりませんので、直近の土曜日・日曜日を含む5月27日日曜日から6月2日土曜日までの7日間の勤務実績で答えさせていただきたいと存じます。市内小中学校あわせまして、40時間以内が19人で、全体の9.0%、40時間以上49時間以内が28人で、全体の13.3%、50時間以上59時間以内が87人で、全体の41.2%、60時間以上が77人で、全体の36.5%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 40時間以内が19人、49時間以内が28人、59時間以内が87人、そして60時間以上が77人ということで、本市でも、教員がいかに長時間労働か、明らかになりました。

週に60時間以上勤務というのは、1カ月当たりに換算すると、厚労省が過労死ラインとしている月80時間を超える時間外勤務をしていることとなります。ですから、この1週間のペースで1カ月仕事をするとすると、77人、36.5%の先生が過労死ラインの働き方です。実に3人に1人の割合です。いただいた資料は小学校・中学校別になっていますので、それでいいますと、中学校では39人の先生が60時間以上ですから、49.4%、なんと2人に1人が過労死ラインになってしまいます。これは何とかしなくてはならないと思います。そして、月に80時間以上勤務したとなると産業医と面談しなくてはならなくなるから、80時間を超えないように、少なめに自己申告している例も聞きました。ですから、本当は先生方はもっと働いているのではないのでしょうか。その上、自宅等への持ち帰り残業も加える必要があります。過重労働で働き過ぎで、それでも頑張っておられる先生の働き方を改善しなければならないと思います。

次に、2点目の質問です。月曜から金曜の5日間以外に、土曜日や日曜日の休日に出勤した先生は何人いるか、お尋ねします。また、休日出勤した場合の振替休日はあるのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

1回目の答弁と同じ期間の勤務実績でお答えさせていただきたいと存じます。市内小中学校あわせまして、土曜日が81人で38.4%、日曜日が64人で30.3%の教職員が、休日に勤務しておりました。休日勤務に対する振りかえの措置でございますが、公立学校の教育公務員は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとされており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い、条例で定める場合に限るものとする、との規定がございます。

したがって、公立の教育公務員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令で定められている業務に従事する場合にあって、臨時または緊急やむを得ない必要があるときに限り、時間外勤務を命じることがで

きることとなっております。この政令で定められている業務とは、超勤4項目といわれていますが、1つに、校外実習、その他生徒の実習に関する業務であること。2つに、修学旅行、その他学校の行事に関する業務であること。3つに、職員会。4つに、非常災害の場合に、児童・生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等に必要な業務でございます。しかし、御承知のとおり、学校現場は、超勤4項目に該当しない業務につきましても多くの時間従事しているのが実情でございます。組織的、また一体的な学校運営を阻害している一面があることも否定はできませんが、現行の法のもとでは、超勤4項目以外、休日勤務の振りかえを取得できないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 土曜日が81人で38.4%の先生が出勤、日曜日が64人で30.3%の先生が出勤しておられる。もし、土曜も日曜も出勤すると、7日間働いたことになります。休みなしの先生がおられるのではないかと思います。いただいた資料によると、中学校では55.7%の先生が、小学校でも21.6%の先生が、土日のいずれか出勤しています。そして、驚いたことに、管理職は、教職員に対して原則として時間外勤務を命じることができないということですから、命じられないのに仕事に従事している、いわばボランティアで休日勤務をしていることになる。勝手に働いているんだから、振替休もないということでしょうか。

教師の仕事はブラックといわれる理由の1つは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法にある、とわかりました。

では、3点目の質問です。先ほどの資料は週当たりの勤務の実態でしたが、平成29年度の1年間では、月に80時間以上超過勤務をした人数は何人でしょうか、月ごとにお尋ねします。また、その超過勤務には時間外勤務手当はつかないのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

各学校からの毎月の報告を集計しました結果、4月が55人、5月が69人、6月が77人、7月が29人、8月が4人、9月が48人、10月が57人、11月が48人、12月から2月が28人ずつ、3月が35人で、年間延べ506人でございます。

次に、時間外勤務手当についてお答えいたします。公立学校の管理職以外の教職員には、労働基準法第37条の時間外労働における割増賃金の規定が適用除外となっております。したがって、時間外勤務の時間数に応じた給与措置である時間外勤務手当は支給されておられません。全員の4%の定率を乗じた額の、いわゆる教職調整額が支給されております。

しかしながら、どんなに時間外勤務の時間数が長くなっても、教職調整額は定率支給でございますので、時間外勤務の抑制にはつながらず、無定給の時間外勤務を招いていることも事実ではないかと危惧しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 月に80時間以上超過勤務をした先生は、最も多い6月で77人、35.2%、少ない月でも28名、12.8%でした。超過勤務が100時間以上の先生もおられるし、最高は何時間になられるのでしょうか。過労死ライン以上の勤務が何カ月も続いている先生もおられると思います、放置できない状態ではないでしょうか。

中体連前の6月や運動会前の5月は多くなるとは理解できますが、超過勤務には時間外勤務手当がつかないことは理解に苦しみます。給特法は、まさに残業代ゼロ法であります。1971年に、その給特法は制定されました。給料の4%を一律に、教職調整額として基本給に上乘せする、そのかわり残業代は一切支払わないという説明でしたが、いまや教師の残業は、当時と比べて10倍にふえた、といわれています。その多忙さは、もう限界を超えており、ブラックな働き方になっています。

給特法の見直しも求められていますし、とにかく過労死ラインを超える月80時間の勤務は減らさなくてはならないと強く思います。

そこで、4点目の質問です。今まで見てきた長時間労働の実態の要因を、どのように分析されていますか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

市内教職員の超過勤務の実態につきましては、昨年度、超過勤務者数が一番多かった6月で申し上げますと、小学校では教材研究と校務分掌、中学校では、先ほど中体連前ということもありましたが、部活動、校務分掌、教材研究が主な要因でございます。

児童・生徒への個別の指導や、教材研究などにつきましては、どのような対処を、どの程度の時間をかけて行うかは、教職員個々の判断で行われておりますが、通常の業務処理が勤務時間内だけでは間に合わず、恒常的に時間外に及んでしまっている実態があると思います。また、時間外におきましても、会議や、調査に対する報告書の作成など、義務的で不可欠な学校運営上の必要な業務も少なくございません。

学校行事等により、休日に勤務を行う場合に、その振替日の指定日を弾力的に行うことによつて、教職員の勤務対応の特殊性も踏まえて、長期休業中などの勤務時間に、余裕のある時間の活用を促進する必要があると思われませんが、その際にはやはり、教職員の心身の過度な負担とならないよう十分配慮する必要もございます。

また、学校週5日制の趣旨に鑑みますと、休日などの勤務につきましては、引き続き、各学校の実情を踏まえて、必要な範囲内で勤務することが適切であると感じております。先ほど、議員もおっしゃったように、7日間丸々仕事をしているというような実態がございますので、やはり、どこかで心身ともにリフレッシュする時間を見出すように、私たちも何らかの手だてをとっていかなければならないのではないかなと思っているところです。

小学校は学級担任制であり、給食の時間や休み時間も、児童と一緒に活動したり、児童へ

の安全配慮等を行っていくことが多いため、児童在校中は校務や授業の準備を行う時間の確保が難しい状況にあると思われます。中学校は教科担任制であり、教科によって担当する授業時数は異なりますけれども、生徒指導であったり進路指導であったり、または学習の補充指導や部活動にかかわる時間が長いことから、授業準備等の時間の確保が難しい状況にあると思われます。また、これも必要不可欠な、保護者やPTAや地域との連携、通学路の安全確保など、さまざまな業務も担っていることも事実でございます。1人の教師が、多くの分掌業務を兼ねて担わざるを得ない状況であることも、長時間労働の大きな要因であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 教材研究や校務分掌、そして、中学校は部活動が、長時間労働の大きな要因であるとのお答えでした。そして、小学校は休憩時間の確保も難しい状況にあるとわかりました。

この教員の長時間労働は、1990年ごろから深刻化し、社会に知られ始めます。2001年、NHKの教育テレビ「日本の宿題・学校」では、「教師たち なぜ疲れているのか」と、教員の多忙化や病気休職の急増を取り上げました。教職員組合運動は多忙化の改善を求め、戦いを起こします。国会や地方議会でも多忙化の是正が取り上げられますが、しかし、国は、一部の教員に過重な負担がかかっているが、それは、あくまで各地方教育委員会が適切に管理する事柄であり、国の問題ではない、と対応しませんでした。

国の答弁ぶりが変わるのは2006年、文科省は、教員の中には多忙感を感じている教員が多い、ストレスを感じている教職員が多いことは、私どもも認識していると、全国的な実態調査を国として行うことを答弁。それで、教員勤務実態調査が40年ぶりに実施されます。その結果は、平均して平日1日3時間37分の超過勤務であるという、深刻な長時間労働でした。多忙感という感じ方の問題ではなく、実際に多忙であることがはっきりしたわけです。

こうして、教師の多忙化解消は国の課題となっていきます。文科省内に、学校現場の負担軽減プロジェクトチームがつくられ、2008年3月に「学校現場の負担軽減のための取組について」を出し、全国各地の教育委員会は学校現場の負担軽減に取り組み始めます。10年たった2016年、再度の全国実態調査が行われました。そして、2017年、衝撃の結果が発表されます。冒頭にも言いましたが、1週間当たり60時間以上勤務した先生は、小学校で33.5%、中学校で57.6%。毎日新聞では、中学教諭6割強が過労死ラインと報じられました。各地で負担軽減に取り組みされたにもかかわらず、教員の勤務時間が、さらに延びていたのです。

この結果を受け、政府は、教員の長時間労働問題を政府の重要方針、いわゆる骨太方針に位置づけます。経済財政運営と改革の基本方針2017が閣議決定され、教員の長時間勤務の早急な是正が、政府全体の方針になりました。

学校における働き方改革について、中央教育審議会での審議が始まり、文部科学大臣は、教員の長時間勤務は看過できない深刻な状況、と強い言葉を用いています。そして、8月に緊急提言、12月に中間まとめが公表されました。これからは、学校における働き方改革に関する中間まとめについて伺います。

初めに、教育長は、この中間まとめをどのように受けとめられましたか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

中央教育審議会において議論されております、学校の組織運営のあり方や教職員の勤務時間等に関する制度のあり方などが、大きな社会問題になっていることは理解しておりますし、重く受けとめております。

教育は人づくりであり、未来づくりであると考えます。子供たちの笑顔、それこそが郷土の未来であり、我が国の未来です。私たち教育に携わる者は、子供たちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるようにする、この責務を担っております。

これまで学校教育において、教職員は高い専門性を持ち、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導し、高い成果を上げてまいりました。こうした成果は、教職員が子供たちへの情熱や教育に対する使命感を持った献身的な取り組みを、長年積み重ねてきた上に成り立ってきたものと思っております。

一方、情報化やグローバル化といった社会情勢の変化により、学校現場を取り巻く環境は複雑化し、多様化してまいりました。また、学校に求められる役割が拡大している中、教員勤務実態調査の結果から、教職員の長時間勤務の実態が示されました。具体的に、今、議員が申されたとおりでございます。

学校の業務状況は、校種や学校現場、学校を取り巻く地域の特性等により異なりますけれども、学校における業務改善を進めるに当たって、基本的な方向性は教育の質の向上を図りつつ、教職員が適正な勤務時間において、意欲と能力を最大限に発揮し、充実した教育活動を展開できるよう、保護者や地域住民の方など、学校にかかわる全ての方々と共通認識のもと、学校における働き方改革を、実質的、かつ着実に進めていくことであると考えております。

多忙の「忙」、この忙しいという字は、心を亡くすと書きます。子供たちの前に立つ全ての教職員は、心身ともに健康でなければいけないと思っております。学校における業務改善を通して、本市の学校教育がさらに充実するとともに、学校で働く教職員の一人一人が働きがいを持って教育活動を展開できる勤務環境の実現こそが、今回の働き方改革の目指す理念ではないかと思っております。ぜひ教員になりたい、という強い思いを持ち、また、夢を持って教員になった先生方ばかりです。学校における働き方改革の実現によって、教職員は魅

力ある仕事であることが再認識され、教職員自身も誇りを持って働くことができるようになり、それがひいては本市の子供たちの教育にもよい影響として還元できるものと期待しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 教育長が、今おっしゃったとおり、忙しい、多忙というのは心を亡くす、本当にいいことは1つありません。

これまで学校教育は、先生たちの子供たちへの情熱とか使命感を持った献身的な取り組みで支えられてきました。その一方で、社会情勢の変化によって、学校を取り巻く環境は複雑多様化し、学校に求められる役割が、福祉的な役割とか、本当に肥大、過大、広がっていています。そして、教員の長時間労働はますます深刻になりました。

教育委員会でも学校でも、教員の負担軽減に取り組んできたけど、改善の道は険しい。今度こそ、学校の働き方の異常さを解決しようと、国も重い腰を上げたのではないのでしょうか。中間まとめが出たことを、長時間労働を是正する絶好のチャンスと捉えて、追い風にしていきたいと考えます。

そこで、中間まとめが示している、学校における働き方改革についてのポイントを、2つ紹介します。1つ目は、押しつけではなく、です。学校における働き方改革は、押しつけではなく、基本的には各学校の主体性を大事にしながら行うべきものである。学校現場において、業務洗い出し、見直しが基本。教職員間で話し合う機会を設けることが有効として、14の代表的な業務のあり方に関する考え方を示しています。例えば、基本的には、学校以外が担うべき業務4つあります。登下校に関する対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整とか、そして、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、校内清掃も入っています、部活動も入っています。そして、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務、給食時の対応とか、学校行事の準備・運営、そんなふうに見直す基準とかそういうものが示されていますから、こういうものを役立ててほしいなと思います。

そして、2つ目は、行政の役割です。国や地方公共団体において、制度的な障壁の除去や学校環境の整備、慣行的に進められてきた取り組みの見直しの促進等、学校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取り組みを講じ、働き方改革を後押しする必要がある、と行政の役割を強調してあることは重要です。働き方改革を学校任せにしないで、行政のイニシアチブも大いに発揮すべしということではないでしょうか。

では、今後は教育委員会として、この中間まとめを指針にして、どのように取り組もうと考えておられるのかお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平成29年8月、中央教育審議会におきまして、教職員の長時間勤務の看過できない実態の

改善に向けた、「学校における働き方改革に係る緊急提言」がまとめられ、さらに、平成29年12月には、学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）によって具体的な方策が示されたことが、今、議員のほうからも御紹介がございました。

学校における働き方改革のための業務改善に取り組むことで、教職員一人一人のワークライフバランスの充実が図られ、心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることが必要であると考えております。押しつけではなく、行政の役割をきちんと果たしながら、この機をチャンスと捉えて、改善に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

現在、人吉球磨中学校体育連盟と、また、校長会、郡市教育長会の中で、中学校における部活動運営方針の見直しに着手しております。また、郡市教育長会では、夏期休業期間中の学校閉庁日の設定について申し合わせを行ったところでございます。教育委員会では、教職員の勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のために、今必要な、今できる措置として、ICT機器を利用した勤務時間管理ソフトを、全小中学校に第2学期から導入いたします。また、中学校への校務支援ソフトの導入も要望しているところでございます。他の自治体で進んでおります学校における働き方改革のための業務改善方針の策定につきましては、関係団体の動向を見きわめながら、市内校長会・教頭会などの御意見も頂戴した上で、検討を重ねてまいりたいと思います。心身ともに元気な先生方を応援してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 教育長が、これを本当に絶好のチャンスと捉えて、向き合っていきたいと、強いお気持ちを話されました。ワークライフバランスとお言葉がありましたけど、この場合のライフは、命でもあると思います。本当に、先生方が生き生きと仕事ができ、命も輝くように、しっかりと取り組んでいただきたい。

お話をお聞きすると、部活動や学校閉庁日、勤務時間管理ソフトなど、かなり具体化している取り組みがあるという印象を受けました。中間まとめには、教育委員会の役割として、所管する学校に対する業務改善方針計画の策定、と明示してあります。だから、熊本市の教育委員会は、「学校改革！教員の時間創造プログラム～教員がゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくっていくために～」をつくりました。熊本市の場合は、平成32年までに、正規の勤務時間外の在校時間が1カ月80時間を超える教員数をゼロにしよう、という目標を持っています。そして、教職員の正規の勤務時間外の在校時間を、平成29年度と比べて25%減らそうと、そういう目標を持っています。

教育長は、先ほど業務改善計画の策定については、ぜひ、関係団体の動向を見きわめながら、市内校長会・教頭会などの御意見も頂戴した上で、検討を重ねてまいりたい、と述べられました。報告にあったように、人吉市の教師の実態は深刻であります。早急に検討をし、具体化されることを強く求めたいと思います。

また、教育委員会の判断で、すぐにでも取り組めることもあるのではないのでしょうか。先ほどは勤務時間管理ソフトがありました。学校の先生からお話を聞きました。その中からの要望を、3点提案します。1つ、業務が多すぎる。早く帰ってくださいと、口では言われるけど、業務は減らない、時短ハラスメントではないか。とにかく不要不急の業務を減らしてほしい。2つ、部活の休みを徹底させてほしい。申し合わせ事項が守られていないところがあるのではないか。休みを守らなかつたらペナルティーを課すなどして、徹底させてほしい。3つ、アンケートや調査などが多すぎる。同じような調査、ダブっている調査などは、教育委員会のほうで調整してほしい。これらが実現できないか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

業務の適正化を進めるために、人吉市では平成22年に人吉市学校安全衛生委員会を設置しております。これには、各学校からお一人ずつ入っていただき、産業医の先生も入っていただくんですが、その中でも、生の声を各学校の先生からお聞きしているところでございます。改善できることから、すぐにでも実行してまいりたいと思います。

今、現場の声、3人の先生方のお話を聞かせていただきました。可能などころもあるかに、私は受けとめました。しっかり取り組んでまいるところは取り組んでまいりたいと思います。

その他、すぐに取り組める内容といたしましては、登下校の時間であったり、部活動、諸会議について、勤務時間を考慮した時間設定を徹底するよう学校に周知することや、部活動休養日の徹底、さらには各種調査の見直し、各学校における主な業務改善の取り組み事例の情報発信などが考えられます。大切にその御意見を頂戴し、今後、教育委員会の中で、すぐにできることは何があるのかを精査して、できることから実行してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 部活動の休養日の徹底、各種調査の見直しなど、取り組みよろしくお願いたします。

異常な長時間労働の是正のため、何が必要でしょうか。働き方改革のために国に期待する施策として、日本教育新聞の全国市町村教育長アンケートを見てみると、97%の教育長が、教員定数の改善を求めています。根本的には、教職員をふやすことが一番の解決策です。定員増は、私が話を聞いた、どの先生も要望されました。それなのに安倍政権は、4年連続教育予算を削り、教員の抜本増に背を向け続けています。教職員の定数をふやすことを、国に求めていくことも必要だと思います。

また、全国学力テスト対策の膨大な業務も問題があるのではないのでしょうか。2007年に始まった学力テストは、点数競争をさらに激化させ、矛盾を広げています。昨年の12月、福井県議会では、県の教育行政の根本的見直しを求める意見書を採択しました。学力日本一を維持することが、教育現場に無言のプレッシャーを与えているとし、日本一であり続けること

が目的化し、本来の公教育のあるべき姿が見失われてきたのではないかと述べています。学力テストに50億円も使うのなら、学力テストを廃止し、全学年での35人学級実現や教員の定数増に使うべきではないかと考えます。学校における働き方改革を前に進めるためには、学校でできること、教育委員会でできること、一緒になってできることがあり、それぞれの分野での取り組みにかかっています。さらに、学校任せ、教育委員会任せにせず、特に部活動や行事の見直しには、保護者や地域住民の方の理解や協力、協働が欠かせないのではないのでしょうか。まずは、市民に、教員の働き方の実態を知ってもらい、そして意見を出してもらい、あるいは応援団になってもらうなど、できないかなと思います。

こうやって教員の働き方改革を、市民みんなで考えるのはなぜでしょう。それは、教職員の働き方改革は、先生の命と健康を守る戦いの一環であるとともに、教員が授業の準備と子供に向き合うことに全力で当たれるようにして、子供の教育をよくする課題だからだと思います。教員の働き方は、子供の教育条件でもあることを念頭に置いて、最後に市長にお尋ねします。

市長の、教職員の働き方改革についてのお考えをお聞かせください。教育委員会には、学校支援ソフトの導入などの計画もあると聞いています。ぜひ、財政支援もよろしくお願いたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

まず、国が働き方改革を掲げた前提といたしましては、安倍総理大臣が提唱する1億総活躍社会の実現があります。少子高齢化によって、我が国の人口が減少していく中、50年後も今と同じ1億人の人口を保つために、職場、家庭、社会と、あらゆる環境で生きている全ての人々が活躍し、人口減少を食いとめる社会の実現を目指すものであります。

その中でも教職員は、授業を中心とする学習指導はもとより、生徒指導、部活動、あるいは登下校の見守りなど、授業以外の多くの場面で子供たちの指導に積極的にかかわっておられます。また、事務的な作業や保護者への対応などの業務にも携わっておられ、海外にも例を見ない、日本の学校教育の1つの特徴であるといわれております。

一方で、学校や社会を取り巻く環境が変化し、子供たちが抱える課題が多様化する中で、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化・多様化している状況にあると理解しております。加えて、外国語教育や道徳教育の充実、プログラミング教育の実施など、教職員が取り組むべき課題はますます増加しています。

このような状況の中、将来の社会を担う子供たちに必要な資質、能力を的確に身につけさせ、子供たちの抱える課題に適切に対処しつつ、その学びと成長を支えていくため、学校教育の基本である授業の質を維持・向上させるとともに、優れた教職員をしっかりと確保していくことが一層重要であると考えております。しかしながら、今般さまざまな場で指摘されておりますように、教職員の長時間にわたる勤務が常態化しており、このことが教育職の魅力

を低下させ、ひいては我が国の学校教育の質が、結果として低下してしまうことが懸念されております。常態化している長時間勤務を解消することで、地域とのふれあいや家族との時間、自分自身がリフレッシュできる趣味などの時間を確保でき、教職員が心身ともに豊かで健康であることが、本市の子供たちの教育にもよい影響を与えることにつながると思っております。

今回の働き方改革を推進していくためには課題が山積みであることは否めませんが、新しい働き方を日本社会が確立する分岐点に来ているのではないかと感じております。学校と教職員をしっかりと支援していくことは、学校設置者としての責務であります。財政的な支援につきましても、中期財政計画など総合的に見きわめてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 授業の質を上げる、そして、優秀な人材を育てるというお言葉がありました。今、教育系学生の中で、教師の仕事はブラックなんですよね、というつぶやきが聞こえる、そういうことにはしたくないから、本当に今、魅力ある職として教職があるように、先生たちが誇りを持って働けるように、働き方改革をやり抜くことが必要だと思います。今、国会では、労働者の命と健康を守るための労働時間規制を一切取り払う、高度プロフェッショナル制度、残業代ゼロ制度を盛り込んだ働き方改革一括法案の審議中です。この法案が通されたら、過労死がふえてしまうと、過労死家族会の皆さんが反対している悪法です。命にかかわる法案を強引に通すのは許せません。

これで、教職員の働き方改革についての質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 2項目めは、環境行政について。ここでは、プラスチック製容器包装の分別収集ができないのかということをお伺いいたします。

1995年に容器包装リサイクル法が制定され、1997年に施行されました。そこで、1回目の質問です。容器包装リサイクル法とは、どのような法律ですか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうからお答えいたします。

容器包装リサイクル法でございますが、正式には容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律でございます。通称、容器包装リサイクル法につきましては、家庭から

排出される、ガラス瓶、缶、ペットボトル、牛乳パックなどの容器包装と呼ばれる廃棄物を、分別収集することによって一般ごみの量を減らすとともに、容器と中身を取り扱うメーカー、事業者等も費用の負担を行い、担いながら、リサイクルを促していくということを目的とした法律でございます。

一般廃棄物の総重量の約2割から3割、容積で申しますと約6割という、廃棄物の中でも大部分の容積を占めます容器包装廃棄物を対象といたしましたこの法律は、リサイクルの促進で廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図ることを目的といたしまして、先ほど議員のほうで申されましたとおり、1995年、平成7年6月に制定されて、平成9年4月に施行されているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、御説明あったように、廃棄物の減量化と資源の有効活用を目的につくられた法律です。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律、この特徴は、容器包装廃棄物の再商品化の責任は、企業、事業者、そして容器包装の製造利用事業者が負うことを、法律で初めて明確にしました。そして、容器包装の分別収集の責任については市町村が、再商品化の責任については事業者が、分別については消費者が、と三者それぞれの責任分担が決められました。実は、このことに問題があるんですけど、それは後で触れます。

先日、市民の方から御意見をいただきました。人吉市は、プラスチック製容器包装の分別収集はなぜされないのでしょうか。熊本市ではプラスチック製容器包装を回収しています。ですから、私は我が家のごみを熊本の娘のところを持って行って出しています。分別すると、人吉市で可燃物として出すごみは減ります。錦町でも分別収集されているのですから、人吉市でもできないのかなと思います、と言われました。

人吉市では、白色トレイやペットボトルは資源ごみとして回収していますが、プラスチック製容器包装、お菓子の袋、卵のパック、冷凍食品の袋、ヨーグルトのカップ容器などは、燃えるごみとして出すようになっていきます。プラスチック製容器包装というのは、食料品や日用品などの中身、商品を買った後に使われているプラスチック製の入れ物や包みのことです。つまり、中身の商品を使った後にはごみになってしまうものです。プラスチック製容器包装には、プラという片仮名を横書きにして、その周囲の四角を矢印で囲むマークが印刷されています。皆さんも、よく目にされていると思います。

次に、2回目の質問です。熊本県の14市のプラスチック製容器包装のリサイクルの現状はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

県下14市のリサイクルの状況でございますが、容器包装のうち、議員の御指摘のありまし

た、白色トレーを除くプラスチック製容器包装についてお答えさせていただきます。

県下14市のうち、白色トレーを除くプラスチック製容器包装の収集状況は、収集なしが荒尾市、阿蘇市、それと本市の3市でございます。また、収集されている11市のうち、水俣市が直営方式、水俣市以外の10市が委託方式により収集されているところでございます。参考としまして、球磨郡市で実施しているところは錦町のみで、委託方式となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 14市のうち11市が収集していて、荒尾市、阿蘇市、そして人吉市の3市が収集していないということでした。人吉市もプラスチック製容器包装を収集したらいいのに、なぜしないのだろうか、私も疑問です。

そこで、3回目の質問です。本市では、プラスチック製容器包装の分別収集を実施しないのか、そのメリット・デメリットを踏まえて、将来的に実施の予定はないのか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

メリット・デメリットでございますが、まず、白色トレーを除くプラスチック製容器包装の分別収集・回収に当たりましては、メリットといたしましては、貴重な資源の有効利用が図られること、また、それに伴い、将来的には高度な循環型社会の実現等が図られるのではないかとこのように考えられるところでございます。

次に、デメリットでございますが、まず、容器包装リサイクル法には、対象物として指定するガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類を、消費者の方が分別・排出を行った後、市町村が収集を行い、それを事業者が再商品化するという三者の役割が明記されているところでございます。本市におきましては、その4種類のうち、白色トレーを除くプラスチック製容器包装につきましては燃えるごみとして取り扱い、それ以外につきましては資源ごみとして収集、売却、または委託処理を行っております。資源としまして再利用できる廃棄物は、異物混入が厳禁でありますことから、消費者に行っていたく分別の段階においては、汚れをできる限り除去していただく等の、より質の高い分別への負担をお願いしております。特に白色トレーを除くプラスチック製容器包装においては、同じ材質でも、対象となるものと、それから対象外があるなど、汚れの除去と合わせまして、分別の仕方においても消費者の負担が大きいという側面がございます。

また、市町村負担となる収集・処理・処分におきましても、回収率が上がれば上がるほど費用負担が増していくという仕組みとなっております、財政を圧迫しかねないというデメリットもございます。

以上の結果を踏まえまして、将来的に実施の予定は、でございますが、今後におきましても常に検討を重ねてまいりたいと存じておりますが、消費者負担や本市の財政負担等を考慮

いたしますと、現在のところでは、本格的な実施に踏み切るのは難しいのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 実施するメリットとして、資源の有効活用、そして循環型社会の実現を挙げられました。前者、資源の有効活用は、プラスチック製容器包装をリサイクルすることにより、原料である石油の消費量を抑制できること、天然資源の保全につながるようになります。循環型社会の実現、後者は、リサイクルできるものは可能な限りリサイクルすることにより、ごみを減量し、リサイクル率を向上させる循環型社会の実現につながります。メリットはまだまだあるんじゃないでしょうか。

プラスチック製容器包装を燃やさないことによって、発生する二酸化炭素の量を削減することができます、地球温暖化の防止につながります。また、なぜ、手間暇のいる分別をするのか、しなきゃいけないのかと考えることによって、環境について意識も高まると思います。さらに、リサイクルよりも、ごみを発生させないことが一番だと、生活を見直すことにつながると思います。

逆に、実施をするデメリットとして、分別に市民の負担が大きいことと、収集・処理・処分に市町村の費用負担が発生することとの御説明がありました。リサイクルをすればするほど自治体が貧乏になる、皮肉なことですが、ペットボトルを初めとする使い捨て容器包装ごみの急激な増加によって、自治体のごみ処理費用はぐんとふえてしまいました。収集・運搬・保管など、最も費用がかかる部分を、全て自治体の税金にしたからなのです。事業者は、使い捨て容器をどれだけ多く製造、使用しても、痛みを感じません、再商品化費用というわずかなお金で済むんですから。昔は、ビール瓶や牛乳瓶のようなリターナブル容器の場合は、事業者の責任で使用後の容器の回収、洗浄、再利用の全ての作業を行っていました。容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器にしたほうが、収集・運搬・保管などの処理作業や経費は自治体が肩がわりしてくれるんですから、事業者にとってはずっと安上がりになったというわけです。

ヨーロッパでは、拡大生産者責任制度が当たり前のルールとなっていますが、日本では、企業側がその制度化に強く抵抗しています。いずれにせよ、消費者負担や本市の財政負担を考慮し、実施に踏み切るのは難しいのではないかとこの問題では、この問題は、本市の環境問題に対する姿勢が問われる問題ではないでしょうか。どの市にも財政負担はあるでしょう、ただ、燃やせば環境に悪影響を及ぼすと同時に、資源の浪費にもなります。だからこそ、問題のある容器包装リサイクル法のもとでも、多くの自治体が苦勞をし、住民の協力を得ながら努力をしているのだと思います。

最後に、市長のお考えを伺います。環境を守るという確固たる姿勢を示すのか、税金投入

をためらって、環境に後ろ向きな姿勢か、人吉市のリーダーはどちらを選択されるのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

家庭ごみ収集の資源ごみにおけるプラスチック製容器包装物の分別収集につきましては、平成25年度に導入・実施を検討した経緯がございますが、実施には至っていないところでございます。断念した大きな要因といたしましては、先ほどから部長が申し上げておりますように、費用対効果におきまして、回収率が上がれば上がるほど行政の費用負担が増加していく事業でございます。年間数百万円規模の負担が見込まれることや、分別における現況のさまざまな課題、検証の中で、導入を断念したところでございます。

現在、他自治体におきましても、分別排出の難しさや違反ごみに対する対応など課題も多く、事業中止を検討しているところもあると聞き及んでおります。本市での実施に際しましては、ごみ出しからごみ収集、処分方法、処分先の確保など、各方面にわたるさまざまな問題に対して、十分な検討・協議が必要不可欠であり、最も念頭に考えなければならないことは、ごみ排出をお願いする市民の皆様や、町内衛生員を初めとする地域リーダーの皆様の御理解と御協力をいただけることを前提として、御負担をかけることであると考えております。

その状況におきましても、現在の資源ごみ品目での分別の徹底は十分ではありませんし、ごみ集積所において注意シールも多く貼られ、注意喚起のため、回収せず残している状況もございますので、市民の皆様の分別への取り組み等の啓発、機運の醸成が重要であると認識をいたしております。

このプラスチック製容器包装物の分別収集につきましては、直接的な事業の費用対効果にとらわれることなく実施することが理想的ではございますが、昨今の厳しい財政状況では早急な事業推進は難しい状況にあると考えるところでございます。現状におきましては、市民の協力と地域のリーダーのかかわりの中で行っております廃棄物の適正処理の推進とごみ減量リサイクルの推進を基本といたしまして、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取り組みを初め、現在の資源ごみ分別の周知徹底を図り、さらなる環境行政を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本市でも、平成25年に検討されたということを伺いました。でも、難しい状況にあるとお答えになりました。

市長は公約で、循環型社会構築等、環境への意識を高め、環境に気遣う生活のできる市民の増加を目指す、と言われております。確かに市民の協力がなくてはできない事業です。ですが、現状からではなくて、やはり、そういう市民を、みんなで環境のことを考えようという機運をやっぱり変えていく、そういうふうにとやろうという人をふやすということが、啓発

が大切じゃないかなと思います。実際に、私はそういう方に出会いました。

市長、考えてください。人吉市の小学生、例えば市長の子供さんが、環境学習でクリーンプラザに見学に行ったとします。環境について学んで、家でリサイクルできるものの識別マークを見て、これはリサイクルできるんだと発見します。でも、人吉市は分別収集していないから、燃えるごみとして出さなくてはなりません。子供さんに、どう説明されるのでしょうか。

ニュースによると、タイ南部の海岸に打ち上げられて息絶えた小さい鯨、その胃の中から出てきたのは、80枚余りのプラスチックの袋でした。毎年800万トンものプラごみが、世界中の海に流れ込んでいるようです。

6月5日の世界環境デーのここのテーマは、プラスチック汚染をやめよう、であり、使い捨てプラスチックの生産や使用を減らすことを目指しています。EUの担当者は、今、生産と利用の両方を改めなければ、私たちの海は魚よりプラスチックが多くなる、と警告しています。EUでは、ストローや皿などのプラ製品の使用を規制する方針です。それに比べると、日本の対策は立ちおけているのではないのでしょうか。これからも考えていきたい問題です。これで、環境行政についての質問を終わります。

3項目めは、胸川の土砂と樹木の除去についてお聞きします。

高瀬議員も入っていらっしゃる、堤防の草払いや美化活動に取り組んでおられる瀬音の会の方から、川の中の柳の木を切ってほしい、という要望がありました。川南支部の災害対策会議では、胸川と球磨川の合流点に堆積している土砂を除去しないと、たまる一方だと指摘がありました。

先日、胸川をパトロールしていたら、間橋と胸川橋の間に、橋桁よりも高くなっている樹木が何本もあるのに気がつきました。その近くにお住まいの方は、雨が降ると胸川は急に水かさが増す。山から流木が流れ出てきて、その木に引っかかると流れがせきとめられて、洪水になるんじゃないかと心配で心配でたまらない、木を切ってもらえないだろうか、と不安を話されました。

そこで、このような状況を、市は把握しておられるのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘の胸川は、熊本県球磨地域振興局が管理しておりまして、東大塚町から、木地屋町、古仏頂町、蓑野町、西間上町などを通り、球磨川に流れ込む1級河川でございます。

胸川においての要望状況でございますが、昨年までの藍田地区町内会長連絡協議会、地元町内会、そして市民の方々も含め、胸川河川内の土砂の掘削や樹木の伐採等の要望がございました。過去におきまして、河川管理者であります熊本県球磨地域振興局へ、市から要望を行いまして、平成24年に古仏頂町付近の掘削、平成25年には球磨川との合流部付近の樹木伐採が行われたところでございます。

議員御指摘の箇所は、西間上町にあります胸川橋を挟み、上流側に約30メートル、下流側に約60メートル、樹木が繁茂していることを、職員にて確認をいたしております。本市におきましては、要望がありましたら、職員により現地の調査・確認を行い、その際には周辺に住んでおられる市民の方から聞き取りも行い、河川の状況を把握することに努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 現地は確認していると、そして、そういう情報があった場合には、現地を確認して、近くの方にお話を伺っていると、そういうふうに対応されているということでした。

瀬音の会のメンバーの方は、自分たちでできることはしようと草払いをしている。ごみのポイ捨てなどが減るし、犯罪の防止にも役立つと思って続けているけど、川の中の木は切れない。そこは県にお願いしている。1週間くらい前に、田町付近の柳の木を何本か切ってもらってよかった、と言われました。3年前にも切られたようですが、胸川は、東大塚町から木地屋町、古仏頂町、蓑野町、西間上町、南町と、流れる川です。一度に伐採するとなると難しいでしょうから、計画的に、危険な樹木は伐採してほしいと思います。特に西間上町の胸川橋のところの樹木は、放置できないのではないのでしょうか。安全上も、景観の面からも、問題だと思います。市から熊本県に、樹木の伐採を要望してもらえないかということをお伺いいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

本市におきましては、職員による現地調査、確認及び聞き取りなどを踏まえまして、河川管理者である熊本県球磨地域振興局に、胸川も含めた市内の県管理河川の土砂の掘削及び樹木の伐採等をお願いしてまいります。なお、熊本県球磨地域振興局といたしましては、県が管理している人吉市内の河川は、胸川を含め14河川あり、県全体の予算も厳しい状態であることから、重要水防区間や、人吉市の要望及び現地調査による河川状況を考慮し、緊急度、優先度の高い河川から、掘削、樹木伐採などの維持管理を行っている、とのことでございました。河川の掘削等につきましては、市民の皆様からの御要望も多くございますので、本市といたしましては、今後も引き続き、熊本県に要望をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） その緊急度という意味では、何度も申し上げますけど、西間、胸川橋のところを強く要望していただきたいと思います。

市民の皆さんからの要望を道路河川課に届けたとき、それじゃ現場に行ってみますと、そう言われたら頼もしく思います。私でさえそうなんですから、市民の方は、市の職員が現場

に来てくれた、話を聞いてくれたと、とても喜ばれます。お忙しいでしょうが、相談や危険な場所の連絡があったら、たとえ電話であっても、まず現場に行っていただくことを重ねてお願いいたします。

これで、一般質問を終わります。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の大塚です。本日、最後の登壇になりました。お疲れのところ、今しばらくおつき合いをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、昨年9月に引き続き、くま川下り株式会社の経営と今後の取り組みについて。2点目、道の駅については、昨日の議員の質問と重複しないように、質問させていただきます。3点目の、市民の声からの1項目については、議長の許可をいただき、通告の文言を変更させていただき、井ノ口急傾斜地崩壊対策事業についてと修正させていただきました。2項目、市役所からの不在着信電話に対する連絡方法について、3項目、人吉城跡・犬童球溪顕彰碑の人感センサーの設置についてお尋ねします。

まず、くま川下りの経営状況についてお尋ねします。昨年9月議会においても質問させていただきました。くま川下り株式会社は第三セクターであり、人吉市が経営そのものに直接携わっていないことは承知しています。しかしながら、人吉市が筆頭株主であり、取締役を副市長が務めておられること、また、人吉市独自で貸し付けを行っていること、事業再生計画策定のためコンサルタントを派遣、その経費を人吉市が負担していることなどから、市民の皆様もさまざまな思いで注目されておられるのではないかと考えます。

昨年12月17日付、西日本新聞に、くま川下り存続危機、と大見出しがあり、見出しが、熊本地震追い打ち、2期連続債務超過、人吉市事業再生案策定へ、と記事が記載されていました。記事の内容は、熊本地震での風評被害が追い打ちをかけ、2期連続の債務超過に陥り、事業再生計画の策定に取り組む、と記されています。債務超過額が前年の約400万円から約1,700万円へと大幅に拡大した、とも記されています。市民対象の意見交換会の場においては、関係者の危機感が足りないのではないか、など厳しい意見。その一方で、川下りが倒れれば、人吉市も倒れると、事業継続の必要性を訴える意見もあったようです。

ところが、先月の5月24日の西日本新聞には、8年ぶりの黒字決算、人吉新聞の一面には、一転して、くま川下り8年振りの黒字転換、との記事が大きく報道されていました。松岡市長御自身も、日本三大急流の1つ、球磨川で船頭が操る木船川下りは100年以上の歴史があることから、ぜひ存続させたい、後世に伝え、残したいとの思いから、真剣に取り組んでいただいているものと捉えています。

会社として黒字になることは、業績として大変ありがたいことですが、この2つの記事を読みまして、代表取締役社長が交代されて、まだ半年も経過していない中で、どうしてなの

かなと違和感を感じたのは、私だけでしょうか。昨年12月には債務超過、明けて5月には黒字、何かマスコミ報道の格好の目玉になっているのではないかなと感じています。

そこで、お尋ねしますが、私の知り得る限りでは、くま川下り単体では黒字傾向にあったと思いますが、この点についてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

くま川下りの遊覧船部門における以前と現状の業績についての御質問でございます。本来ですと、遊覧船部門における船賃収入から船頭の賃金等が含まれる売上原価や一般管理費等を差し引いたものが遊覧船部門の純粋な損益となりますが、財務の関係上、他の部門と売上原価と一般管理費が重複しておりますため、遊覧船部門のみの損益を算定するのは困難な状況でございます。そこで、遊覧船部門のほか、ラフティングや草刈り等の請負業務を含む川下り部門と、国民宿舎くまがわ荘の業務を担う宿泊部門の、大きく2つの部門に分けて業績をお示しさせていただきたいと存じます。

くま川下り株式会社からいただきました数値データによりますと、過去5年間における2つの部門の業績・実績としまして、川下り部門で、経常損益が黒字となった年度は平成26年度と平成27年度、平成29年度の3カ年でございます。一方で、平成25年度と平成28年度に至りましては赤字となっております。なお、宿泊部門につきましては、過去5年間全てにおいて、経常損益が赤字となっております。

また、遊覧船部門である川下りの乗船客数と船賃収入、実際に下った隻数で業績をお示しさせていただきたいと存じます。

こちらにも、いただきました数値データによりますと、過去5年間における遊覧船部門の業績・実績といたしまして、平成25年度が清流コースと急流コースを含めまして、乗船客数が3万2,400人、売上高となる船賃収入は9,505万8,000円、川を下った隻数が2,816隻でございます。同様に、平成26年度は、乗船客数が2万4,832人、売上高となる船賃収入は7,015万3,000円、川を下った隻数が2,140隻でございます。平成27年度からは、ミドルコースを中心とした実績となりますが、乗船客数が3万794人、船賃収入は7,460万6,000円、隻数が2,470隻でございます。平成28年度は、熊本地震の影響もございまして、乗船客数が2万3,819人、船賃収入は5,824万3,000円、隻数が1,982隻と、5年間の中では最も少ない実績でございます。最後に、平成29年度でございますが、乗船客数が3万1,609人、船賃収入は7,722万8,000円、隻数が2,581隻でございます。

以上、業績をお示しいたしましたが、乗船客数や船賃収入、隻数ともに、平成25年度が最も多く、昨年度の平成29年度が、それに次ぐ実績でございます。また、船賃収入を乗船客数で割りました乗船客1人当たりの平均単価につきましても、料金改定前の平成25年度が2,934円と最も高く、料金改定後におきましては2,400円前後で推移しているところでございます。

なお、過去5年間の業績をお示しいたしましたが、平成28年4月に発生しました熊本地震の影響は、会社にとって致命的な痛みであり、決算上で黒字には転換したものの、資金繰りに関しては、以前にも増して厳しい状況であることは変わりないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま、市長のほうから、年度ごと詳しく述べていただきました。

くま川下り株式会社は、先ほど申しましたように8年振り黒字ということですが、実際、やっぱり厳しい状況にあるということは、今、述べていただいたとおりです。

そこで、くま川下りの過去の営業実績の内訳です。私が思いますのは、昨年までのくま川下り株式会社は、残念ながら閉館しました国民宿舎くまがわ荘、本業のくま川下り部門、最近まで幅広い客層から人気のあった、くまがわマルシェで成り立っていたと思います。それぞれ各部門ごとの営業実績はどのようになっていたのか、収支を含めたところについてお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうからお答えをいたします。

くま川下りの部門ごとの過去5年間ということで、くま川下り株式会社からいただきました数値データで実績をお示しさせていただきます。くま川下り株式会社には、川下り以外にも事業部門がございまして、大きく分けると、今、議員がおっしゃいましたように、川下りとレストランくまがわマルシェの運営を含めます遊覧船部門、国民宿舎の業務を担います宿泊部門、さらには売店の物品販売、それとラフティング、草刈りといった請負業務を含めましたその他の事業部門に分かれております。それぞれの部門ごとの過去5年間の実績ということで、まず平成25年度でございますが、遊覧船部門の川下り業務の船賃収入9,505万8,000円でございます。なお、平成25年度の時点では、くまがわマルシェはまだオープンいたしておりませんので、これはございません。次に、宿泊部門でございます国民宿舎くまがわ荘の収入が8,087万4,000円、その他事業部門であります売店収入1,219万2,000円、ラフティングの収入2,021万6,000円、草刈り等の請負事業でございますけども1,892万7,000円でございます。

次に、平成26年度でございます。遊覧船部門の船賃収入7,015万3,000円、くまがわマルシェはこのときは開店いたしておりますので、レストラン収入650万3,000円、宿泊部門の国民宿舎収入7,169万円、その他事業部門の売店収入843万3,000円、ラフティング収入2,585万1,000円、請負事業等1,805万9,000円でございます。

次に、平成27年度でございます。遊覧船部門の船賃収入7,460万6,000円、くまがわマルシェのレストラン収入1,888万5,000円、宿泊部門の国民宿舎収入6,429万3,000円、その他事業部門の売店収入911万7,000円、ラフティング収入2,423万5,000円、請負事業等1,646万9,000円でございます。

次に、平成28年度でございます。遊覧船部門の船賃収入5,824万3,000円、くまがわマルシェのレストラン収入1,403万6,000円、宿泊部門の国民宿舎収入6,692万4,000円、その他事業部門の売店収入739万9,000円、ラフティング収入801万3,000円、草刈り等の請負事業1,693万8,000円でございます。

昨年度、平成29年度でございます。遊覧船部門の船賃収入7,722万8,000円、くまがわマルシェのレストラン収入1,084万7,000円、宿泊部門の国民宿舎収入215万6,000円、その他事業部門の売店収入582万7,000円、ラフティング収入976万8,000円、請負事業等が1,652万9,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、ラフティングを含めてですけど、まず国民宿舎くまがわ荘については、閉館の是非は別としまして、経営面では大変厳しい状況にあったことがわかりました。

次に、くま川下り部門については黒字になっていた年もあったとのことですから、これだけを考えますと、新聞発表とは少しニュアンスの違いがあり、市民の皆様も誤解されやすい表現になっているような気がします。例えば、くま川下り株式会社は8年ぶりの黒字だが、本業くま川下りは既に黒字化傾向にある。ただし、債務超過に変わりはない、と正確に報告されたほうがよかったのではないかと考えたところです。

くまがわマルシェについては、過去3年間の客数、収支とも、ある程度堅調ではありますが、売上原価の高騰や、また人件費などの影響で赤字になっているということというふうに、私は受け取りました。

今回、答弁で明らかになってきたことは、国民宿舎くまがわ荘の指定管理を受けたことが経営の足かせになっていたこと、逆に、くま川下り部門については、黒字化ができる体制の転換が、ここ数年で既になされてきていることがわかりました。

そこでお尋ねしますが、くま川下り部門の黒字化、経営健全化の要因はどこにあるとお考えでしょうか。これまでも述べていますが、平成26年6月議会で、くま川下りの貸し付け3,500万円案件の議論の中で、私たち議員も、どうしたらくま川下りを残せるのか、また経営の健全化ができるのか、執行部とともに議論してきた経緯があります。くま川下り取締役の松田副市長は当時、経済部長として、私たちと活発な議論をされたことは、よく御存じだと思います。結果的には、経済建設常任委員会においても、貸し付けに賛成、反対、再協議など重ね、当時の井上経済建設委員長を初め各委員とも、苦渋の選択ではあるが、貸し付けを行うことに「全会一致」で認めたわけです。

平成26年以前のくま川下り部門は、経常経費、特に人件費が売上げの7割近くに達しており、経営を圧迫していました。しかしながら、当時の経営に携わっておられた方は、どな

たも改革をなさることはありませんでした。その後、平成26年当時の田中前市長は、当時の井上社長とともに、船頭組合と、大変厳しい状況の中、協議を重ね、苦渋の思いで船頭定員削減に取り組み、将来に向け利益を生む体質改善を行ったこと、社長みずから給与2分の1に減額、観光客の送迎も社長みずから行っておられました。

営業面では、要望が多かったショートコースの創設を行い、新たな魅力あるくま川下りを設けて、今日に至っています。さらに、営業面の強化として、集客の増、新たな売り上げ増を考え、くまがわマルシェを開店されたものと思います。これまで、くま川下りの経営に注目してきた私が、何を述べたいかといいますと、今回の結果、要するに、黒字113万8,000円はわずかな月日でできるものではなく、先ほど述べました抜本的な社内改革、利益を生むための体質改善策の取り組みが、ひいては黒字化の要因ではないかと、私は考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

くま川下り株式会社の遊覧船部門の中の川下りにおける黒字化、経営健全化の要因についての御質問でございます。

まず、黒字化、経営健全化の考えられる要因といたしまして、平成26年度に実施されました事業再生計画による取り組みが、着実に実を結んできたことが大きな要因であることと存じます。具体的には、船頭の1回当たりの乗船手当を削減したことによるもの、また、乗船時間の短縮化により、稼働率の高いミドルコースを中心に遊覧船事業を展開し、業務コストの圧縮ができたことによるもの、さらにはマイクロバスによる乗船客の完全送迎対応といったサービスの向上も、現在の黒字化、経営健全化の礎となる大きな要因と認識しているところでございます。特に、少ない隻数で稼働率を上げたことにより、船1隻当たりの年間売り上げは、改革前の平成25年度の518万1,000円と比較し、平成29年度は1,103万3,000円と、約2倍近くの売り上げとなっているところでございます。

一方で、平成28年度においては、熊本地震による乗船客の低下が見受けられましたが、昨年度の平成29年度におきましては、大きな風水害といった災害もなく、各種復興支援やJR九州キャンペーンの効果、また海外からインバウンドも含めて、乗船客数が増加したこと、さらには販売費及び一般管理費の節減、具体的には、一般従業員の退職や役員就任に伴う人員の補充を行わなかったことによる人件費の圧縮も、黒字化の要因ではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 実は、私も四十数年前は店長のような立場として、また、二十数年前は会社経営をしておりました。当時、務めておりました会社が厳しい状況に陥りましたので、改善策の1つとして人員削減を決定し、まず、私の妻を退職させ、その後、数人の方に御理解をいただき退職してもらいました。大変辛く、従業員の生活を考えますと、本当に申しわ

けなく思ったところですが。しかし、残念ながら会社再生はかなわず、倒産という厳しい現実をまざまざと知らされ、一時は途方に暮れたことを思い出します。

会社経営の厳しさ、難しさも十分にわかっているところです。黒字あるいは儲けを出すということは、一朝一夕では到底できることではありません。毎日毎晩、毎月、売り上げ、資金繰り、売掛回収、給料支払い、メーカー支払いなどに悩み、心配しながら、ああでもない、こうしたらどうだろうか、いや、こんなことはできないか、金策はうまくいくのか、など試行錯誤しながら、それでも何とか少しずつでも進んでいけたらよいほうです。

先ほど、市長は、黒字化要因を認めてもらいましたが、市長御自身、会社経営には携わっておられないかと思いますが、どれほど、民間事業者、従業員の皆様が、日々御苦労されておられるのか、このことは十分に御理解いただけたらと思います。

そこで、再度確認させていただきたいと思いますが、今回の黒字化の要因は、先ほど述べてもらいましたが、過去の経営努力にあると、私は捉えています。再度、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大塚議員も、くま川下り株式会社の事業に関しましては、長年にわたって御存じのことと思います。私も議員時代から、その状況については存じ上げておるところでございますが、おっしゃいますように、さまざまな方々のさまざまな努力、そして痛みによって、今回、黒字化という形になったものと、私も理解しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長、どうもありがとうございました。

くま川下り株式会社の事業再生についての資料を見ますと、乗船客数の実績も、平成29年度は3万778人と、人員削減、社内改革を行ったことで、平成25年度の3万1,310人と同じ水準まで回復してきていること、また、1隻当たりの平均乗客数も12.3人と、増加していることがわかります。さらに、くま川下りの隻数実績も、くま川下りコースの見直しなどを行ったことから、平成25年度の151回に対して平成29年度は358回と、大幅に増加していることが数字としてあらわれています。仮に、以前のままの社内体制、そして急流コースを持続させていたら、黒字決算はなく、それこそくま川下り株式会社の存続の危機に直面していたのではないかと考えます。

そこで、お尋ねしますが、社内改革を行う前と行った後での人件費率は、どのような状況にあるのかお尋ねします。

○副市長（松田知良君） 皆様、こんにちは。私からお答えさせていただきます。

平成26年度に実施されました事業再生計画に伴います社内改革を行う前と、行った後の人件費率についての御質問でございます。

昨年度は、経営コンサルタントに委託し、新たな事業再生計画を策定いたしました。平成26年度にも、会社のかじ取りを大きく左右する羅針盤ともいえる事業再生計画に沿って、大きな社内改革が実施されました。その改革の大きな柱といたしまして、船頭に係る人件費の削減を、断腸の思いで実施されたわけですが、改革前の平成25年度と平成26年度以降の改革後の川下り業務に係る人件費率を、船賃収入に対する船頭賃金の割合でお示しさせていただきますと存じます。

まず、改革前の平成25年度でございますが、船賃収入9,505万8,000円に対しまして、船頭賃金が5,150万8,000円でございますので、割合といたしまして約54.2%、要は、収入の半分以上を船頭賃金に充当していた計算になります。

次に、改革後の平成26年度でございますが、船賃収入7,015万3,000円に対しまして、船頭賃金は2,553万2,000円となり、割合といたしまして約36.4%で、川下り業務の人件費率の圧縮の成果が顕著にあらわれているところでございます。圧縮とは申しましても、船頭の数も改革前と比較し、削減されておりますので、船頭1人当たりの賃金収入は増加傾向にあることと存じます。

同様に、平成27年度以降、平成29年度に至るまで、船賃収入に対する船頭賃金の割合は、おおむね39から40%の割合で推移しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきました。平成25年度と平成26年度以降を比較しますと、本当に改革の結果ですね、いい方向に出ているなという気がいたします。ただ、おっしゃっていただいたように、船頭さんもかなりお辞めになっておりますので、これは今後の課題かなという気も、私も思っております。

しかし、実質5割近くあった賃金比率が、平成26年度以降は大幅に改善されたということは、非常に明るいニュースではなかろうかというふうにとめております。

次に、今議会開会日に、福山経済部長から、くま川下り株式会社の経営状況について報告がありました。その中の、第57期事業計画についてお尋ねします。

事業計画の懸案事項とされております船頭の確保及び永年勤続できる体制づくりについては、現在でも退職が起こる可能性があるように伺っていますが、どのような指導を行っていかれるお考えなのか。また、永年勤続できる体制づくり、球磨川下りという性質上、これまで行えなかった体制づくりだと考えますが、今後、どのような考え、取り組みを助言していかれるのか、具体策がありましたら、お示ししたいと思っております。

また、球磨川下り下流域のコースの確保とされておりますが、船頭さんの協力は得られるのか。お聞きしたところでは、これまでのブランクが長く、下流域を下るのは無理ではないかということでした。現実的に可能なのか、逆に、上流域開発をすることを考えてみるのも1

つの手段と思います。そして、現在の発船場を上流からの着船場としたら、新たな収益、新たなコース設定につながると考えます。例えば、球磨川、川辺川の合流地点の上流からはできないのか、実証実験をされてみてはいかがでしょうか。その結果、可能でしたら、新コース体験として、ここにおられる私ども議員が最初に乗船し、安全を確認します。このような取り組みを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

また、平成31年度に船賃値上げを行うとされていますが、その前に、現状の川下りで魅力があるのか、値上げしても乗船客は確保できるのか、十分に検討すべきと思います。ただ、その前に、くま川下り株式会社として、また社長として行うことがあると思いますが、どのようにお考えか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

第57期、今期の事業計画に関連する御質問でございます。まず、永年勤続、通年で働くことができる雇用体制でございますけれども、大きく2つ手法があるかと存じます。1つ目に、現在、船頭として雇用されている方を、社員と同じ雇用形態とすることで、閑散期のオフの時期にも安定した収入を稼ぐことができる形態とし、ラフティングや草刈り等の請負業務、その他、社員と同様に営業業務等に従事する体制づくりの手法がございます。この点に関しまして、船頭で兼業されている方もおられますので、適正な給与や雇用条件を提示することで、当面は御本人の意思を尊重することが大事だと存じますので、市といたしましても適切な助言を続けていく必要があるかと存じます。

2つ目に、既存の業務以外の新たな業務の導入案を提示することも、手法の1つだと存じます。機微に触れる点もございますため、具体的に業種につきましては控えさせていただきますが、実際に、会社としてさまざまな業務の導入を吟味いただいている状況でございます。そのためにも、業務が遂行可能な適正な人員体制を確保した上で、新たな収入源の確保に向けて、市といたしましても最大限の助言を続けてまいりたいと存じます。

次に、上流域の開発についてでございますが、現在進めております下流域の復活につきましては、数百年続く技術の継承と顧客ニーズの増加、さらには急流が醸し出す商品としての価値という観点から、まずは下流域の復活について、現在着手している状況でございます。御提案の上流域の開発につきましては、花立からのことなんですけれども、会社といたしましては、特に増水時の活用など、新たな案として十分考えられるとのことでございますが、関係機関との協力を得ながら、今後、1つずつ課題を解決してまいりたいとのことでございます。

最後に、料金値上げについてでございます。会社として、料金値上げに安易に依存することよりも、まずは社内で着手することがあるという点は、まさにそのとおりで認識いたしております。経常利益は黒字になったものの、会社としては依然、資金繰りに苦慮されているとのことであり、財政再生計画上では、消費税改定時期に合わせて値上げが予定されてい

ること、また、借入金の返済が今年度から始まることも考慮し、筆頭株主として、単なる料金値上げではなく、川下りとしての商品に付加価値を伴った料金の値上げの前倒し案を、株主総会の場で提案をさせていただいたところでございます。この点に関しまして、会社といたしましては慎重な立場でございまして、値上げに伴う乗船客の落ち込みも危惧されておりますので、今後も引き続き、収支のバランスを見きわめつつ、金融機関も含めた事業再生支援チーム、さらには取締役会の場で協議を進めていかれるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま、答弁いただきました。通年勤続については、本人の意思を尊重していきたいということと、新たな収入源にさまざまな業務の導入を考えていると。コースについては、まずは下流域を復活させたいという思いが、まだあるようです。提案しました上流、花立ということをおっしゃいましたが、花立からですと時間的に大体35分から40分なんですね。だから、私としては、1つのコースとして可能ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

賃上げについては、来年、消費税も上がるということもあって、そうお考えなのかもしれませんが、フェイスブックを見て、たくさんじゃないんですけど、やはり、された方の意見として、料金が高いんじゃないの、というのが出ております。ですから、やはり、上げるにしても、維持するにしても、球磨川下りに魅力がないと、私はお客さんが減ると思うんですよ。だから、そういったことを考えますと、やはり、お客さんが喜んでくれるような、魅力ある川下りを考えていくべきじゃなからうかと、私は思いますので、よろしく願いいたします。

次に、くまがわマルシェについてお尋ねします。先ほど、営業収支には答弁いただきましたが、私が関係者から聞いた限りにおいては、どうしても赤字とは考えにくいとのことでした。収入面、お客さまの入り具合、客数、支出面での材料費を考えてみますと、経験値から、一般的には黒字ではないかとの指摘もありました。もう少し詳しく、赤字の原因についてお尋ねします。

また、年々売り上げが減少にあるとのことですが、くま川下り株式会社の一部門として、売り上げを伸ばす対策を行うべき指導はなされたのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

レストランくまがわマルシェに関する質問でございます。赤字の要因といたしまして、川下りと食事のセット券販売や雑誌掲載等で利用客の増加に努めたものの、集客に伴う収入に対して、売上原価等が上回り続けたこと、また、調理人が途中退職されたことに伴い、人材の不足が生じたことも要因の1つかと存じます。

そのような中、5月18日をもちまして、会社の直営経営部門の一角を担っておりましたレ

ストランの閉店となりましたが、直営閉店の直接の原因は、「ことし2月末で定年を迎えられましたシェフからの強い退職の意向もあり」、また会社としても、数年前から後継者を探しておりますが、見つからなかったとのことでございます。また、シェフ以外の従業員やパートの方に対しましても、料理メニューや内容を変えて、直営として店を続けるお気持ちはないか打診をさせていただいたようですが、合意には至らなかったとのことでございます。

その後、役員会の場において、経緯を説明し、協議の結果、今後は直営ではなく、テナントとして活用することで決定し、シェフと従業員、パートの方々には、5月の閉店まで雇用契約を延長していただき、営業を続けていただいたとのことでございます。

なお、会社の一部門として、赤字に対する社長の助言につきましては、現社長が飲食業の経験も乏しいこともあり、的確な助言には至らなかった、できかねた、とのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、赤字の原因を述べていただきました。人材不足、売上原価の高騰ということは、私も理解をさせていただきますが、その後、述べられたことがどうも引っかかってくるんですね。ここで、私は議論する必要はないと思うんですけど、後ほど述べますが、ちょっと話にずれがあるのかなというふうに受けとめています。それは後ほど述べさせていただきます。

月に一度のランチを楽しみにされていたお年寄りのグループもおられました、どうして閉められるのですか、マルシェがなくなったら寂しい、これからどこに食事に行ったらいいの、などの声もお聞きしました。また、あの球磨川ベリのすばらしい景色を見ながら、楽しい食事を楽しみに来店されていた常連さんもおられるとお聞きしました。偶然にも、閉店最後の日に行きましたので、たくさんの方が食事をされ、残念がられていました。

そこで、お尋ねしますが、マルシェ閉鎖はどのような経緯で——先ほど、少し述べてもらいましたが——閉鎖の判断はどなたがなされたのか、お尋ねします。閉鎖の理由についてもお聞かせください。

今後はテナントとして運営されていくとのことですが、見通しは立っているのか。くまがわマルシェの方は、解雇でなく、テナントとしての運営については相談されたのか、お尋ねします。

実は、ここで、私が何を言いたいかというのは、先ほど市長のほうから、御本人の強い意志で、とおっしゃいました。ところが、御本人には全くそれはないんですね、話が。先に申しますが、テナントとしていくのに、運営をされませんか、という相談もされていません。私はこれは出したくなつたんですけど、さっき市長のほうから、御本人の強い希望があったから、ということですけど、それは、私は伺っておりませんので、そのところは確認して

ほしいと思います。本当に、本人がやる気がなかったのか、これはもうちょっと、そこまでもし、本人が、強い希望で退職した、と言っておられるのであれば、私もそう思うんですけど、私の聞いた中では、全く相談ありませんでした。また、御本人は3月いっぱいまで辞めるつもりでしたが、社長から連絡がなく、シェフの奥様に、5月の連休までやってくれんか、という話があって、それで5月に延びてしまった、というふうに伺っております。言った、言わないはもう言いませんけど、ただ、間違っただけとめ方をしておりまして、後にお互いに嫌な思いをしまするので、そういったことを、私は聞いておりますので、そこのところはきちんと整理をしてお願いいたします。よろしく、どうぞ。

○議長（田中 哲君） ここで、会議時間を延長いたします。さらに、暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後4時25分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） お時間をとらせまして、大変申しわけございません。

先ほど、私が答弁した中で、「ことし2月末で定年を迎えられましたシェフからの強い退職の意向もあり」の部分を、「シェフは、ことし2月末で定年を迎えられており」へ、訂正をお願いしたいというふうに思います。

また、その他の内容につきましては答弁のとおりとさせていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 先ほど、少し聞き漏らした点がありましたので、再度お尋ねしたいと思っております。

マルシェ閉鎖はどのような経緯で、また閉鎖の判断はどなたがなさったのかをお尋ねします。閉鎖の理由について、お聞かせください。また、今後、テナントとして運営されていくとのことですが、見通しは立っているのか。くまがわマルシェの方は、解雇でなく、テナントとしての運営については相談をされたのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、どこの場で決まったかということですが、役員会の場で、直営ではなく、テナントとして活用することで決定をされております。また、閉店に際し、くまがわマルシェに対して、テナントとして続ける案は相談したのか、という点に関しましては、くまがわマルシェ側に続ける意志はなかったということでございます。

また、閉鎖の理由といたしましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、後継者を探してはいたしましたが、見つからなかったということと、シェフ以外の従業員やパートの方に対しましても、料理メニューや内容を変えて、直営として店を続けるお気持ちはないか打

診をさせていただいたようですが、合意には至らなかったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長のほうから、閉鎖の理由といたしますか、役員会で決まったということは理解したいんですが、マルシェの方の解雇でなくて、テナントの相談はされたのかということで、相談はされたということでした。

ところが、私が得ている情報では、そういった話は本人にはないということで伺っております。やはり話のずれがありまして、これは、やはりコミュニケーション不足といたしますか、社長とマルシェの方との話し合いがうまく取れていないと、私は思います。これをここで議論してもどうしようもありませんので、筆頭株主である市長のほうから、やはり真実をきちんと伝えてほしいと、私は思います。こういった場で、お互いに意見にずれがあるのはおかしいですよ。だから、そこはしっかり、筆頭株主として、社長のほうに、何が真実なのか、そこはしっかり伝えてほしいと思います。よろしく願いいたします。何か意見がありましたら、お願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大塚議員と議論を重ねる中で、同じ状況に関しましてもさまざまにそごがあるというふうに、我々も感じた部分もございまして、その点に関しましては、やはり、おっしゃいましたようにコミュニケーションが大事だというふうに、我々も思っておりますので、その点に関しましては、再度、私のほうからも、社長のほうに、こういう御指摘、お叱りがあったので、しっかりとコミュニケーションは今後もとるように、また、これまでのことも含めてしっかりやるようにということは、しっかりとお伝えはさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長、よろしく願いいたします。

最後に、市長への要望を述べさせていただきます。私が、最初に人吉市の市長にお目にかかったのは、市内の書店に勤め始めたころでした。そのときの市長は永田市長で、記憶にありますのが、学校改築事業、下水道事業、カルチャーパレス建設などがあります。その後、福永市長になり、幾度か直接お目にかかったこともありました。事業としては、スポーツパレス建設、非常に難題でしたごみ処分場建設、人吉城址の整備などがあったかと思います。その後、田中市長となり、小中学校にエアコン導入、学校ICTの充実、駅前整備、防災行政無線の整備、市庁舎移転計画などに取り組みられたと思います。いずれも、未来の子供たちや安心・安全のまちづくりに、補助事業を獲得し取り組まれたものと思います。また、それぞれの市長が、職員の皆さんと一緒になり、重要課題に取り組まれたことと考えると、松岡市長の任期も、あと1年となりました。少子化・高齢社会が叫ばれる、社会保障費

が増大する中において、新市庁舎建設、旅カフェ、まち・ひと・しごと総合交流施設のH i t - B i z、サテライトオフィスの誘致など取り組まれています、その中の1つに、ぜひくま川下りも含めていただき、人吉市の宝として、後世の皆さんに必ず引き継ぐことができるようにしていただくことが大切であり、そうすることが郷土の誇りではないでしょうか。

現在は、くま川下りの取締役は松田副市長が務めておられますが、以前も述べていますように、副市長が経営参画するだけでなく、筆頭株主として、そして市長として、最大限のリーダーシップを発揮していただきたいと考えます。今後、職員の皆さんとともに、くま川下り活性化に取り組んでいただきますよう強く要望しまして、この質問を終わります。

次に、道の駅についてですが、昨日、2名の議員から質問があっただけだったので、質問内容を変えてお尋ねします。

まず、私も道の駅が設置されたらありがたいと考えています。問題は、道の駅のあり方、設置場所をどこにするか、利用客層をどう捉えていくか、観光客と地域住民の利用割合をどのように見ていくか、など精査していくべきではないかと思えます。昨日、道の駅についての質問に対する執行部の答弁に不安を感じましたので、再度確認させていただきます。

まず、クラフトパーク石野公園の活性化を図るための道の駅登録と考えておられるのか、財政負担の軽減から、公園で使える社会資本整備総合交付金事業として財源の確保ができたから、石野公園に道の駅を設けることに決定したのか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

石野公園は、近隣地域の活性化を目指すという公園ということでオープンしたわけですが、年々来場者が減少いたしまして、そういう中で関係部署で構成いたします人吉クラフトパーク石野公園活性化ワーキング部会で活性化策を、私どもは模索したわけですが、現在に至るまで、的確な活性化策というのは見出すには、まだ至っていません。このような状況の中で、社会情勢というものが非常に変わってまいっております。昨年、八代港に寄港いたしましたクルーズ船は65隻あったわけですが、八代のほうでは岸壁の整備がございまして、さらに、ことしも大体同じ数が増える、さらに増加するという見込みがあるわけですが、

そこで、インバウンド観光客が、自分の国では味わうことができないような非日常的な体験をしていただきたい。また、本市といたしましては、外貨を獲得するためにも、受入体制を適時に行っていく必要があるという状況、さらに日本遺産認定によります広域における滞在時間の増加による交流人口でございまして、こういったものが見込める。それから、平成31年のスマートインターチェンジの開通、これは人吉球磨地域にとって、まさに追い風となるビッグチャンスである。そういったタイミングの中で、道の駅の看板がとれるということは、逃すことができないのではないか。今、申し上げたような状況から考えましても、石野公園の活性化のためには道の駅は最適なものであるというところでございます。

また、石野公園の運営審議会におきます有識者の方々からの御意見も、平成27年度には盛んにこういうのをいただいたわけでございますけども、こういったのを参考にさせていただいて、石野公園の利活用の現状と、今後の整備計画を踏まえまして、入り口ベースとしての新たな魅力化策、道の駅の設置を進めていくことが、石野公園の活性化へ十分に活用できるとの判断をしたわけでございます。もちろん、設置して終わるわけではございません。道の駅の名に恥じないような活性化策を見出すことが最重要でございます。クラフト体験型とはいいいながらも、公園の中身が従前と同じでは、来場者も一過性で終わってしまうということがございますので、リピーターとして再び足を運んでいただけるような新たな変革を伴う創意工夫というものが必要となるわけでございます。昨日もお答えいたしました、職員、それから中にいらっしゃるクラフトパークの皆様方とともに知恵を出し合う。そのためにも、例えば新たな遊具の設置、昨日は、私、坂本のことをちょっと申し上げましたけれども、キャンプ場などのアウトドアの部門も、今の時代に合ったものに充実しなければならない。さらには、人吉球磨地域ならではの特産物のラインナップでございます。大人から子供まで、終日楽しんでいただけるようなイベント関係も検討してまいることが必要であろうと。以前は明かりのイベントもやっていたので、そういうのが必要ではないかと。

以上のことから、まずは道路情報や地域の観光情報を提供いたします情報発信施設としての道の駅の設置を進めて、それと同時に並行でソフト、ハード部門も含めまして、石野公園の魅力化、活性化策の充実を進めてまいりたいという所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 石野公園の活性化になると述べられておりますが、現在まで石野公園の活性化について、いろんな方面から取り組まれてきたと思うんですね。それがなかなか伸びずに、年々落ち込んできている現状だと思うんです。そういった中で、現在のクラフトパーク石野公園施設を道の駅にした場合に、施設はどのように変わっていくのか、お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。私から、主にハード面ということになります。

道の駅の登録に当たっては、正面駐車場の横のトイレと管理棟裏のトイレが、和式から洋式に改修され、明るく清潔で快適なトイレに変わります。管理棟へ上がる園路については、クランクや段差をなくし、未舗装路部分を舗装することで、高齢者や障がい者の方々がスムーズに進入できるように変わります。

また、情報発信掲示板を設置いたします。道路標識としましては、国道219号の沿線の石野公園正面前とスマートインターチェンジ出口正面、その他、最低限必要な道の駅の道路標識を、熊本県の支援で設置していただきます。また、スマートインターチェンジの開通に合わせますと、高速道路のサービスエリアのインフォメーション——案内所でございますが、

ここの電光掲示板でスマートインターチェンジ開通のお知らせに合わせて開駅のお知らせも流していただけます。

その他の施設は、引き続き、人吉市都市公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用しながら、施設の改修を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** ソフト面をちょっとお話をさせていただきます。

道の駅の冠をつけた場合でございますけれども、大体皆さんが思うのは、石野公園が道の駅になった、何か目新しいものがある、だから行ってみようという心理になられまして、来園者はふえることと思います。したがって、それに伴いまして体験者数、売り上げが上がるものとは予想はいたしておりますが、まさに道の駅の名前によって実績が上がるだけであると、実力どおりのものではないということでございます。楽しみにしていたら、前と全然変わっていなかったと、こういった印象を与えてしまうおそれもあるわけでございますので、そういったことも予想される中で、まさに今回、道の駅となることは千載一遇のチャンスと捉えておりまして、本来の石野公園の目的に立ち返りまして、工芸体験、キャンプ場がございましてアウトドア体験に、さらにブラッシュアップをして、より魅力あるものにしていきたいと、こういった魅力づけが重要であると存じます。また、石野公園を活用したさまざまな催し、イベントもやっていかなきゃならない。具体的に申し上げますならば、親子体験わくわく人吉、これは1つの例でございますけれども、こういったものを銘打ちまして、工芸の体験をやるとか、キャンプ体験イベント、それから立派な茶室がありますので呈茶の体験、それから親子サイクリング体験も考えられないか。また、ラフティングの送迎場所として位置づけをしたりとか、人気のMOZOCAステーションとの連携、例えばいろんなところを回っていくようなスタンプラリー的なもの、これは人吉市だけじゃなくて球磨郡も入れたところで十分考えられるんじゃないかと、こういったもので滞在時間を長くとっていただく方法も有効であると考えております。そういった体験を通じまして、親子や家族の思い出づくり、きずなを強めていただきまして、その思い出の場所が人吉市であったというイメージを打ち出すものも、いずれにしましても、ある程度ターゲット層を絞り込んだ事業の展開が肝要ではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** 今、お答えいただきました。トイレの改修、道路改修、それから段差をなくすとか、案内表示板とか、催し物を行うとか、そういったことで滞在時間を延ばしたいという、そういったことを述べていただきましたが、まずは現状の建物、施設のままで道の駅にした場合、入館者数、体験施設利用の増加、先ほどはふえるとおっしゃいましたが、本当にお土産など売り上げ増加が図られるのか。体験型道の駅とも述べられていますが、そ

の客層はどこを考慮しておられるのか。

スマートインターチェンジが完成したら、観光客がふえるとされていますが、観光客だけで道の駅が成り立っていくのか、さらに、リピーターについてはどのように考慮しておられるのか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まず、現状のままでの施設の入館者数、それから体験施設利用の増加、お土産など増加すると考えているかということでございます。トイレの洋式化とかクラフトパークの部分に大型バスが入りやすくするための園路の改修につきましては、当該施設の長年の課題でございましたので、大型バスで来られる団体客、それと、高齢のお客さまの誘客に向けては、私は有効ではないかと考えております。

また、スマートインターチェンジが開通することに伴いまして、交通量の増大があるだろうと。そして、道の駅が持ちますPR効果により、立ち寄り客の増加が予想されるところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、それだけではなかなか持続的に入館者の増加は見込めないというところがございますので、道の駅の開駅、スマートインターチェンジの開設という絶好の好機を捉えまして、私どもといたしましては、テレビ、雑誌、ホームページといったものの開設によります広告宣伝、また、先ほど御答弁いたしました効果的な誘客のイベントを実施するなど、さらなる誘客を図ってまいりたいと存じております。

また、体験型道の駅の客層はどこかということでございます。昨日もお答えしておりますが、道の駅の要件に地域連携施設の設置がございますので、職人の技の体験、職人の手による工芸品は、ほかの道の駅の地域連携施設と一線を画した、人吉の道の駅と、石野公園ならではのものであるということでございます。つきましては、併設するキャンプ場やちびっ子広場も生かしながら、ファミリー層やアウトドア嗜好のあるドライバーとかライダー、きのうちょっと申し上げましたけれども、そういったところをターゲットといたしまして、近隣の道の駅との差別化を図ってまいりたいということでございます。

また、スマートインターチェンジができれば観光客がふえるとされておりますが、観光客で道の駅が成り立つのかということもございますけれども、また、リピーターについてはということもございますので、まずは、やはり、国内外の観光客の誘客を図ってまいりたい。体験型の道の駅というコンセプトのもと、インバウンド観光客が、自国で味わえないような非日常的な体験というものを、特に茶室の利用というものもございまして、本市といたしましては、外貨を獲得するためのキャッシュレスのクラウドレジ、それから多言語表示を行っていく。さらには、交流人口の増加や観光滞在時間の増加が見込めますので、この好機を逃すことなく、管理運営体制も含めまして、ソフト面を中心といたしまして、施設の充実、それから観光誘致につなげてまいりたいとそのように存じます。

一方で、議員がおっしゃいますとおり、総合公園としても道の駅としても、地元の方にも

愛される施設であることも肝要でございます。先ほど答弁いたしました、ターゲットの客層でありますファミリー層やアウトドア嗜好のある方々につきましても、そのような傾向にある地元住民の方々の誘客にもつながるものではないかと。また、文化芸術面におきましても、これまでも小中学校とか地元作家の方の美術展もいたしております。人吉市の美術協会と連携をいたしまして、御協力をいただきまして美術展もやっております。また、作品展などの会場としての伝統工芸館、それにペットの交換とかアマチュアコンサートの会場としても、芝生広場やステージを無料で提供いたしております。このように、体験、アウトドアレジャー以外でも、石野公園に来ていただく機会をこれまで以上に充実させていく所存でございます。リピーターの中では、石野公園では、80人から100人の人数が一度にいろいろな体験ができるというのがございまして、最初は80人だった人数が、翌年は150人来ていただいている——これは熊本からの幼稚園でございます——そういう方々が、ことしももう既に予約をされております。そういった、ここでしかできないような体験、リピーターの方、これは1つのターゲットでございます。

以上のような施設の特性を十分に生かしながら、地元住民の方々も道の駅に訪れていただく機会を創出してまいりたい。なおかつ、来ていただくだけではなくて、その方々が、食事をされたりできれば一番いいんですけど、物品を購入されたりすることで消費が喚起されるような取り組みを通じまして、地元の方々にも楽しんでいただける道の駅、また、地元の方も利用できる展示館も使わせていただきながら、石野公園の魅力化、活性化の充実を合わせて実施できるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 将来的には、飲食等もできるような道の駅になるのかなというふうに、今、思ったところですが。広告宣伝をやって誘客を図りたいということで、そうなるのかなという期待は持ちたいんですが、ただ、体験型道の駅と述べておられますが、地域の居住者が体験型道の駅に出かけてくれると考えておられるのか。実際、存続している体験型道の駅は、大規模な敷地で、さまざまな体験施設から成り立っています。現在のままでの中途半端な体験型道の駅なら、魅力に欠けていると思います。地域の皆様が期待されている道の駅は、例えば道の駅宇城彩館とか、道の駅竜北、でこぼん、道の駅えびののようなものと考えておられるのではないかと思います。体験型道の駅など到底考えておられないと、私は思いますが、どのように捉えておられるのか、お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

道の駅の果たす役割といたしましては、休憩機能としまして24時間無料で利用できる駐車場とトイレ、情報発信機能としまして、道路、地域の観光情報、緊急医療情報などの提供、地域連携機能としまして、文化教養施設、観光レクリエーション施設の3つがございます。

近年、人々の価値観の多様化によりまして、個性的で面白い空間が望まれており、特に地域連携機能には、地域産物の販売や食事も含まれるところではございますが、地域における文化歴史などの情報を活用し、多様で個性豊かなサービスを提供することも可能と考えているところでございます。

国土交通省で挙げてございます道の駅の基本コンセプトは、地域とともにつくる個性豊かな賑わいの場である、とうたっているところでございます。今回の体験型での登録は、この基本コンセプトに沿ったものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私は、まずは地元の人に来てもらえる道の駅を目指すべきだと考えます。先月、下球磨消防組合視察研修で行きました四国八幡浜で、道の駅にお寄りしました。商品の陳列をされていた方に、お店の状況をお聞きしましたら、即座に話されたことは、まず、地域の方の利用がないと厳しいです、地元の農産物、あるいは海産物などを求めに来られる、とのことでした。やはり、地域に根差して、地元の方から協力や理解を得なければ、成立しないこともあるかと思えます。土曜、日曜問わず、平日でも、買い物がてらにちょっと立ち寄るような道の駅を目指すべきだと考えますが、どのように捉えておられるのか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

地元の人に来てもらえる道の駅、これはB級グルメでも同じじゃないかと思っております。なぜB級グルメが地元でそんなに売れるのかと、やはり皆さんがそれだけ親しんでいるということと全く同じだと、私は考えております。そういう中で、石野公園のコンセプトの中にもありますように、市民が地場産業、伝統産業にかかわるといふ明確なコンセプトがあるわけです。しかも、文化教養活動として、能動的なレクリエーションの場というものの位置づけであります。先ほど、私は3回目の答弁で、地元住民の誘客の話をちょっといたしました。そのような状況から、以前は個人の方の玩具を長く展示したこともございまして、それからおひな様に頼っていたというのもございましたので、平成27年が一番大きな変革だったかと思うんですけども、先ほども申し上げましたが、人吉市の美術協会と提携いたしまして、美術展を開いてもらっているというのが1つございます。それから、書道連盟にも御協力いただきまして、書道展をしていただいております。それから、人吉市の工芸会の作品もやっていただく。人吉球磨の小中学校の工作展の会場といたしまして、石野公園で展示していただいたことによりまして、人吉球磨全域から地元の方に来ていただいているという状況に、今、1つの方向転換、転進を、展示館の利用のやり方も考えを変えてきております。

また、石野公園の自然を生かしました環境づくり、胸川がございまして、ちょっとした丘みたいな緑の芝生もございまして、こういったところの自然を生かした環境づくりも重要

じゃないかと存じております。例えば天気の良い日に、ステージ前の広場にキャンプ用のタープや椅子を配置いたしまして、自然の風を受けて、例えば読書ができるとか、語らいの場、アウトドア会議室、これは今、IT企業がよくこういうことをやるんだそうです、これは1つの参考で聞いておったんですけれども。それから、売店で飲み物やおやつを買っていただけるということになれば、売り上げが少しでも上がるんじゃないかと。また、全国的にサイクリング健康ブームでございますので、サイクリング、施設の下でございますので、こういったところで、例えば日ごろの運動不足解消のためにも、石野公園のレンタサイクルをもう少し快適な自転車を配置できないかなと。1時間コース、2時間コースを設定いたしまして、人吉球磨の観光スポットの回遊性を図りながら、隣接する球磨川サイクリングロードがございますので、これに繰り出していただいて、帰ってきたら石野公園で休憩や買い物をしていただくということも考えられるんじゃないかなと思っております。

こういったことを、私どもは検討を踏まえまして、道の駅の開駅に向けまして、施設の魅力向上を図ってまいりたい、また、地元の方と一緒に楽しめるような公園を目指していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、さまざまな催し物といいますが、いろんなのを取り入れていきたいということなんですが、私としては、今後、クラフトパーク石野公園は、レジャー施設としてさまざまな体験施設、遊具、あるいはその中のパターゴルフなどを整備し、市民皆様が家族で訪れ、時間を費やすことができる場所にしていくことが最適だと考えます。

私は福岡の能古島に行ったんですけど、あそこは個人の経営なんですけど、四季折々の花をされているんですね。中に行きますと、例えば昔やっていた竹馬とか、あるいは竹とんぼとか、ボールとか輪投げとか、全部有料なんです、50円とか100円とかで貸し出してあるんですね。すごいんですよ、たくさんの方が来られて。パターゴルフもあります、ぐるーっと回るようなですね。だから、そういった親子で遊べるものを充実していくのは、私は石野公園にはもってこいじゃないかと思うんですよ。それに道の駅をひっつけたいというお考えかもしれませんが、私は、体験型でする割にはちょっと敷地が狭いのかなという気がします。だから、あそこはレジャー施設でやってほしいなという、自分の思いです。ちょうど中央にステージがありますが、あの中央ステージの上に全天候型のテントを張るとか、そういったことも考えたら使えると思うんですよ。せっきあるものを使うためには、やはりレジャー施設として充実していくのが、私は一番いいんじゃないかなと思うんですが、このことについてはどういうお考えですか。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、さまざまなレジャー施設を整備して、市民の皆様が家族連れで訪

れ、時間を費やすことができるように、石野公園の施設を追加し、充実させて、楽しく、わくわくさせる公園づくりは、都市公園として、今後検討課題であると考えておるところでございます。

まずは、現在進めております人吉市都市公園施設長寿命化計画に基づきまして、社会資本整備総合交付金を活用しながら施設の改修を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私の要望になるかもしれませんが、道の駅がどのような役割を果たしているかということですが、路線に駅があると同じく、一般道路にも駅を、ということから生まれた道の駅は、休憩施設として休憩がてらに立ち寄り、その土地の農産物や特産品を買ったり、食べたりする場所でもあります。その一方で、地域の文化や歴史、名所を紹介する情報交換の場としての役割もあると思います。

現在の道の駅は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能があり、情報発信のニーズは、利用者の大半が求めているところではないかと思えます。また、利用される方全てが観光客ということではなく、近隣居住者の利用が大半を占め、特に農産物直売所の割合が高くなっているのが道の駅です。全国的に見ても、近隣居住者の利用率が高い道の駅が多くあり、代表的な販売商品は、飲食、小売、農産物になっています。統計的に見ましても、定番商品は、飲食、小売、農産物直売が挙げられています。ここ県南、えびの近くでも、ほとんどの道の駅が国道近くに設置され、農産物・海産物などを店頭に置かれています。商品を搬入しやすい場所、住民の方が利用しやすい場所、気軽に立ち寄れる場所、国道からすぐに見渡せる場所、また、今後は特徴のある道の駅であることを考えますと、情報発信の旅カフェ、温泉施設などがあり、利便性の高い旧国民宿舎周辺が最適と考えます。（仮称）人吉温泉道の駅で再度検討をお願いするものです。財源確保が厳しいことはわかりますが、後々後悔することなく、道の駅の登録については、より慎重に進めていただきますようお願いしまして、要望とさせていただきます。

次に、市民の声から、1点目、井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業についてですが、このことは県の事業であることは、以前から理解しています。ただ、現地を見ますと、数年前の一部完成後は、全く進んでいない状況にあります。これまでも何回となく質問していますので、課題があることも承知しています。とはいえ、毎年梅雨時になりますと危険な状態が続くわけです。山からの水路がありますので、豪雨時には土砂も一緒に流れてくる状態です。道路も冠水し、土砂が堆積する、このような状況が毎年続いています。

そこで、改めてお尋ねしますが、今後、事業推進の可能性はあるのか、事業計画としてどのように捉えておられるのか、これまでの一般質問を行った後の進捗状況と、現状での県の考え方と方針について、お尋ねします。また、県の事業において、市道の排水改良を行うと

聞いていますが、県の事業が相当な時間を要するのであれば、市道の側溝布設だけでも、先にお願ひできないのかお尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局にお尋ねした範囲でお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、その後の進捗、現状での県としての考えと方針はどうか、という御質問でございますが、井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業は、熊本県が事業主体としまして、平成21年度から測量設計業務委託を行いまして、説明会などを経まして、その後、事業区域内の共有地について寄附同意を進めておりますが、関係者が多数のため、寄附同意に時間を要しているところでございます。平成23年度に一部工事を行っておりますが、現在も、関係者への寄附同意をいただくため、引き続き交渉を続けているところでございます。今後も、寄附同意を積極的に進めるとともに、早期の工事着手に向け、鋭意努力してまいりたい、とのことでございました。

次に、2点目の、市道の側溝布設を先行してできないか、という御質問でございますが、市といたしましては、県が計画します井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業の排水施設の流末であります市道側溝布設を先行して進めることができないか、県と協議を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、お答えをいただきましたが、以前、一般質問をしたときも、そのように、地元の方と交渉をやっていきたいということで、何か、まだ不透明さが残ってしまっている、本当、いつできるのかなという疑問も抱くわけです。

先ほど述べましたように、これが相当時間がかかるのであれば、せめてどちらか、崩壊対策事業が時間がかかるのであれば、せめて市道の側溝布設だけでも何とか早めにやっていただくように、私はお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点は、市民の声として、市役所からの電話があった場合、留守をしていたとき、着信履歴には市役所の代表電話が残ります。折り返し電話をした場合、どこの部署からの電話かわからない、とのことでしたが、何か対処方法はあるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、市役所から不在着信電話があった場合の対応方法でございますが、市役所から電話連絡をしました際に、不在のため、相手の方が電話に出ることができない場合、留守番機能がある電話には、必ず部署名、氏名、要件などのメッセージを残すよう、職員には徹底をいたしております。しかし、留守番機能がない電話など、機種によりましては不在着信ということで番号が表示される場合がございます、その表示番号に、相手の方から折り返し御連絡をいただく場合がございます——これは議員が御指摘のとおりでございますけども、

市役所からかけました電話番号につきましては、直通で登録している電話番号以外は、市役所の代表電話番号が表示されることになっております。この番号に折り返し御連絡をいただきますと、まずは電話交換手がお受けすることになりますが、どの部署が連絡をしたのかわからないというのが現状でございます。

このような場合の市の対応といたしましては、市役所の担当者が電話連絡をいたしました際に、相手方が不在で連絡がつかなかった場合は、電話交換手に、不在のため連絡がつかなかったこと、及び相手先の氏名、電話番号を伝え、市から連絡をしました担当部署、それから担当者名をお伝えし、折り返し連絡があった際にはつないでもらうよう、全庁的に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、電話をおかけ直しいただきましても、職員の連絡が徹底しておらず、相手の方に御迷惑をおかけしている場合もあっている状況でございます。今後、より一層、職員に対し連絡対応の徹底をいたしまして、御迷惑がかからないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。

私、この質問を出して、きのう、おととிட்டたですか、早速電話が携帯に入っております、市役所代表番号なんですね、それですぐ電話したら、名前を言いましたならば、すぐ、ああ、あそこからですと、すぐ回していただいたんですね。これはありがたいなと思って、私はもっと早く知っていたらよかったなと思ったんですけど。携帯に残ったのは電話番号だけで、もっと確認すれば留守電も入っていたんでしょうけど、番号だけ見たものですから。交換手の方が、すぐ、ああ、議員の大塚さんですね、どこからです、ということで、すぐ回していただける、これは本当にありがたかったなと思っております。

こういったことをできるということを、市民の方にも、ぜひお知らせしてほしいと思います、徹底しているということをですね。できましたら、広報などに書いていただいたらありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、人吉城址にあります犬童球溪顕彰碑に、球溪先生の音楽が流れる、無料の人感センサー設置、あるいは有料での設置はできないのか、お尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

人吉城跡にある犬童球溪先生顕彰碑のことにつきまして、若干説明をさせていただきたく存じます。犬童球溪先生顕彰碑は、昭和27年、人吉市制施行10周年記念に建立されております、先生の代表的な作品の1つであります「故郷の廃家」の歌碑でございます。郷土の偉人であられます犬童球溪先生を顕彰するため、学校教育を初めさまざまな取り組みを行っておりまして、現在はカルチャーパレス内の銅像前で行っておりますが、平成14年度までは犬

童球溪頭彰音楽祭の碑前祭を、人吉城跡、この場所で開催していたところでございます。私も幼少のころ、何度か出席をいたしましたことがございます。

さて、議員がおっしゃるように、この記念碑のところで犬童球溪先生の曲が流れてくるといことは、本市の文化の振興や、観光で人吉城跡を訪れて来られた方に対して、人吉市の魅力を発信するという意味でも、十分に効果があるものだと考えられます。ただし、この頭彰碑が建立された後の昭和36年に、人吉城跡は国の史跡の指定を受けておりまして、平成23年3月に策定しました史跡人吉城跡保存管理計画書第2版におきましては、人吉城跡を構成する要素のうち、史跡に関連しない明治以降につくられた建物や石碑等につきましては、保存管理上有効でない要素としまして、史跡の保存管理活用上必要なものを除いて、関係者との十分な協議を実施し、移転を目指す、と位置づけられているところでございます。

しかしながら、頭彰碑自体も56年以上、60年近くの歴史を刻んでいることも、また事実でございます。まちづくりにとって、音楽はとても大事だと言われております。以前、人吉駅でも、急行の到着に合わせて「故郷の廃家」が流れており、好評を博しておりました。去年の議会運営委員会の御視察でも、兵庫県の宝塚駅で、列車の発車のときにホームで「すみれの花咲く頃」という音楽と鉄腕アトムが派手に流れまして、議長が感嘆の声を上げられたと、前総務部長から報告を受けておりました。音楽は非常にまちづくりにとって大切なものですので、保存整備計画の策定も、ことし、来年でございますので、どういうことができるのか、どんな方策があるのか、慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私に話された方が、人吉城址に朝行かれたそうです。球磨川に霧がずっとかかっているんですね。石段に座って、眺めがすごく人吉はいいと、こんな風景がいいと、横のところに頭彰碑があるんですね。そのときに、ここが曲でも流れたら本当すばらしいな、という思いがあって、私に連絡があったんですけど、なんで流さんとや、ということなんです。だから、確かにそうだなと思ひまして、きょう出したわけですけど。先ほど言われたように、保存計画のことがあって難しいと言われてはいますが、じゃあ、ここ一、二年でそれがなくなるのかと、そうじゃないと思うんですね。

それと、そのセンサー自体が高いものじゃないと思うんですよ、するのに何百万とかかるわけでもないものですから。例えば五木にある五木の子守唄が流れていますよね、センサーで流れます。竹田市の岡城は、お店の方が独自でテープをされているんですけど、やっぱり流れているんですよ。そういったことを考えますと、この人吉市で、犬童球溪先生があるのに、音楽も流れないというよりも、あそこで来られた方、例えば有料でお金を入れたら流れると、200円入れたら2曲流れるとかあったら、私は本当に、旅愁というか、いいと思うんですね。ぜひ、部長、前向きに検討じゃなくて、前向きにぜひ進めていただきますよう強

く強くお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時15分 散会

平成30年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成30年6月14日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成30年6月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第48号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第49号 人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第3 議第50号 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第51号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第52号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第53号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定について
- 日程第8 議第55号 損害の賠償について
- 日程第9 議第56号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第57号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 報第1号 平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第2号 平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第3号 平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第4号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第15 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第56期決算報告書及び第57期事業計画書）
- 日程第16 一般質問
1. 犬童利夫君
 2. 西信八郎君
 3. 笹山欣悟君
 4. 高瀬堅一君
- 日程第17 議第58号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 委員会付託
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教	育	長 末次美代君
総	務	部 長 迫田浩二君
企	画	政 策 部 長 早田吉秀君
市	民	部 長 廣田五浩君
健	康	福 祉 部 長 告吉眞二郎君
経	済	部 長 福山誠二君
建	設	部 長 山下正純君

総務部次長	丸本 縁 君
財政課長	植木 安博 君
秘書課長	永田 勝巳 君
水道局長	中村 則明 君
教育部長	小林 敏郎 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山本 繁美 君
次 長	栗原 亨 君
庶務係長	井上 京子 君
書 記	青木 康德 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第58号に対する質疑を行います。

その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで大塚則男議員及び告吉健康福祉部長から、発言の申し出がっておりますので、順次これを許可いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。

昨日、私の一般質問において、球磨川下り部門の黒字化経営健全化の要因についての質問の中で、「全会一致」と発言しましたが、「賛成多数」に訂正させていただきますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇） 議員の皆様おはようございます。

一般質問の前の貴重な時間をいただき申しわけございません。

議長のお許しを得ましたので、発言の訂正をお願いしたいと思います。

昨日の本村議員の生活保護関連の8回目の御質問で、答弁で、私が「ガソリン代等を含みますけども」と申し上げましたけれども、正しくは「ガソリン代等を除きますけども」でございましたので、訂正をお願いできればと思います。

誠に申しわけございませんでした。

○議長（田中 哲君） ただいまの両名の申し出につきましては、訂正を許可いたしますので、よろしく申し上げます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。7番議員、犬童利夫でございます。

一般質問3日目ということで、大変お疲れとは存じますけれども、しばらくお付き合いをお願いいたします。

梅雨に入りまして、大雨は降っておりませんが、これからの雨の降り方には十分な注意が必要でなかろうかと思っております。災害が起きないよう願っているところでもございます。

それでは、通告に従いまして、質問をしてみたいと思います。

今回は、2項目について通告しております。1項目めが、土砂災害についてでございます。2項目めが、人吉市業務継続計画及び地域防災計画についてでございます。

まず1項目め、土砂災害についてでございます。

防災対策を含んだ土砂災害警戒区域の指定などの調査につきまして、質問させていただきます。

平成30年4月11日に大分県中津市耶馬溪町で住宅の裏山が、幅約200メートル、高さ約100メートルにわたり山崩れが発生しました。住宅4棟が土砂に巻き込まれました。死者6人を出すなど、甚大な被害に見舞われました。犠牲になられました皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧・復興を御祈念申し上げます。

耶馬溪町で起こった山崩れは、国などのこれまでの調査では風化によって火山性の岩石に亀裂が生じたのが原因と見られるとのことでございます。表土だけでなく、土壌の下の岩盤も一緒に崩れる深層崩壊だったとの指摘もあるようでございます。この大規模な土砂災害は、なぜ起こったのか。大雨や地震がなくとも突然に山が崩れたことに、いまだに信じられない思いであります。

熊本地震もそうではありますが、自然災害の怖さを思い知らされました。人吉市にも多くの土砂災害警戒区域があります。心配しているところでもあります。このような中、人吉市防災会議及び水防会議が5月24日に開催され、その中で土砂災害警戒区域と特別警戒区域指定の追加について報告があったとのことではありますが、場所と件数についてお尋ねいたします。

また、熊本県は新たに土砂災害警戒区域に該当する可能性があるとして、全45市町村で6,221カ所を追加し、県のホームページに公開するという報道されておりました。

人吉市でも、その指定見込みの警戒区域の追加があったのか、その状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、おはようございます。

土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えております。そこで、国は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称、土砂災害防止法で、土砂災害から国民の生命を守るため土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移

転促進などのソフト対策を推進することを定めております。この土砂災害の警戒区域について、御説明申し上げますと、土砂災害の警戒区域には2種類ございまして、土砂の流出度合いによって区分されており、土砂の流出エリアを黄色と赤色で色分けし、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域を土砂災害警戒区域、通称「イエローゾーン」と呼び、また急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい被害が生じる恐れがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域、通称「レッドゾーン」と定めております。この土砂災害警戒区域、特別区域に関しましては、土砂災害防止法により各市町村の地域防災計画書に定めることとなっております。平成30年3月末時点で、263カ所の警戒区域指定を行っているところでございます。

本年度開催いたしました人吉市防災会議において、新たに5カ所の区域指定を追加しておりますので、現在268カ所の指定となっているところでございます。この追加いたしました5カ所の場所につきましては、上原田町馬草野1カ所、上原田町馬氷2カ所、井ノ口町2カ所の計5カ所でございます。

御質問の熊本地震を契機に、新たな調査で判明いたしました土砂災害の恐れが高い箇所、いわゆる指定見込み箇所の追加に関しましては、本年6月4日に熊本県が発表いたしました箇所数で、人吉管内で297カ所となっております。今後、区域指定に向けた詳細な調査を行い、調査終了箇所から順次区域指定の手続きを行っていく予定とされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 警戒区域の指定については、新たに5カ所が追加されたということで、上原田町、井ノ口町が追加され、合計268カ所の警戒区域の指定になったとのことでございます。

また、今回県が発表した土砂災害の恐れのある箇所が市内で297カ所で、これから詳細な調査が進められるとのことでございますけれども、この土砂災害警戒区域の指定については、県の調査などをして、指定されることは認識しているところでございますけれども、その指定されるまでの調査の方法とか、流れについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

土砂災害に関する警戒区域の指定につきましては、土砂災害防止法に基づき、都道府県が警戒区域の指定を行い、市町村が警戒避難体制の整備等を行うことになっております。

そこで、御質問の警戒区域の指定までの具体的な流れについて、これまでの実績に基づいて御説明させていただきたいと存じます。

熊本県では、まず調査対象箇所の航空写真及び空中三角測量の成果をもとに、基礎調査

業務に必要な区域の図面を作成いたします。

次に、現地調査により、土地の地形、地質、降水等の状況、土地の利用状況等についての基礎調査を行い、警戒区域のイエローゾーン、レッドゾーンの区域設定を行ってまいります。ちなみに、レッドゾーン内では、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告が生じてまいります。

次に、これらの調査結果を公表するとともに調査結果をもとに、地元住民説明会を開催し、市町村長の意見照会の後、公示図書が作成され、公示されるという流れになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 調査対象箇所の航空写真等をもとに、現地調査をされて、その結果、公表してから地元の住民へ説明と、また市長の意見を聞いて指定されるとのことでしたが、県とのこれまでの住民説明会等、市長の意見や協議等の内容がわかればお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

熊本県は、熊本地震を契機に新たな調査で判明した土砂災害の恐れが高い箇所、この指定見込み箇所については、今後、基礎調査を行い、順次警戒区域の指定に向け進めていく予定とされております。

御質問の住民への説明と、市町村への意見照会につきましては、土砂災害防止法第4条第2項の規定に「都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。」と定めてあり、また同法第7条第3項の規定には、「都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。」と定めてあります。この法令により基礎調査終了後は、公表の一方法として熊本県と市と連携し、警戒区域指定に係る住民に対し、説明会を開催し、土砂災害による危険性を理解していただくよう努めていかなければならないと考えているところでございます。

市町村長の意見に関しましては、区域指定を行う際に必ず意見を求められてきましたが、現地調査を含む測量等による調査結果に基づいているものでございまして、これまで特に意見はなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） これまで警戒区域の指定に当たっては、これまで特段の市長等の意見はなかったとのことでありました。

今後、またいろいろな形で必要であるならば、要望など県のほうにできるんではなかる

うかとも思ったところですが。そういうところも、いろいろ研究されればいいんじゃないかと思っております。

また、先ほど市町村は警戒区域の指定に伴い、警戒避難体制の整備を行うとのことでしたが、新たに追加された地域と、また、今後警戒区域指定の可能性のある区域で住宅のあるところに防災無線の不感地帯のところはないのか、また、その対応や広報の方法等について、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今回追加予定の箇所につきましては、まだ正確な位置が把握できておりませんが、おおよそ山間部ということが予想されますので、防災行政無線不感地域になる確率は非常に高くなることが推察されます。

現在、防災行政無線屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーは、市内91カ所に設置しております。しかし、残念ながら市全域を網羅している状況ではございませんし、市内中心部においても不感地域というものは存在しております。

特に、山間部では集落が点在している状況下で屋外スピーカーを設置しても、その効果が低いこともあり、対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

土砂災害は、河川水害のように水位の上昇で、危険度を判断することができず、災害発生の前兆がわかりにくく、山腹が突然崩壊する恐れが高いという特徴があります。よって、土砂災害警戒区域に居住されている住民の皆様へ、いち早く避難情報を入手、お伝えする必要があると認識をしているところでございます。その方法といたしまして、必要に応じて防災行政無線の戸別受信機の設置、それからRKKテレビデータ放送「データポン」、メール配信による情報発信、そして市のホームページ、災害情報共有システム（Lアラート）によるテレビテロップ放送、さらには自主防災組織による情報伝達など、さまざまな方法を用いて情報をお伝えしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 必要に応じて防災行政無線の戸別受信機を設置していただくということで答弁がありました。山間部が想定されるということでありましたけれども、山間部だからこそ、やはり必要ではなかろうかと思っております。詳細に、いろいろ住民の方の意見を聞いて進めていただければいいんじゃないかと思えます。

また、該当する地区の住民の方々に戸別受信機の設置などについても、詳細なことも含めまして、周知を行っていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

次に、人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項について、お尋ねいたします。この要項の設置に至った経緯や内容などについてお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） 皆様おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたしま

す。

土砂災害危険住宅移転促進事業の経緯でございますが、熊本県内におきまして、平成24年度の熊本広域大水害など、頻発する土砂災害によりまして、多くの人命や住宅に被害が生じたために土砂災害が発生する危険性が極めて大きい区域を土砂災害特別警戒区域——レッドゾーンでございます——これに定めまして、この区域内にある住宅に居住をされている住民に対して、土砂災害の被害から生命及び身体を保護するために住宅移転を促進させることを目的としまして、平成27年度に土砂災害危険住宅移転促進事業を熊本県が独自に創設したものでございます。

また、熊本県は同年4月16日に、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項を施行しており、その概要は、住宅除去費、移転経費、住宅の建設購入費、土地の調査費などのメニューから選択し、当該経費に相当する額の合計を300万円を限度に補助金交付をするものでございます。本市におきましても、平成28年7月に、人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項を施行しまして、運用を開始しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきました。その危険地区から、レッドゾーンと言われる危険地区から住宅の移転などに伴う経費について、補助金の交付を熊本県が独自に創設し、それを受けて人吉市でも平成28年7月に補助金交付要項を施行して、運用を開始したとのことでありました。これにつきましては、一般質問でも私も取り上げて行ったところでございますけれども、いろいろ広報等を見ましても、あまり広報もされてなかったような感じもするわけですけれども、人吉市において、この補助金交付要項に基づく申請や件数、相談、問い合わせ等があったのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の申請または相談でございますけれども、平成28年7月に補助金交付要項を施行してからは、相談や申請はあっておりません。ただし、要項を施行する前に、土砂災害特別警戒区域内にあると思われる市民の方から防災安全課に問い合わせがあったということでございます。現地確認をしましたところ、現在住宅には居住をされていない様子でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 補助金交付要項を制定してから、1件の相談あるいは申請もなかったという答弁でございました。要項の運用開始前に、市民の方から問い合わせが1件あったということで、この要項に基づく手続などはなかったということでございます。

この熊本県の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の交付は、期限が定められているの

か、また決められていれば、いつまでなのかお尋ねいたします。

また、特別警戒区域に該当する地域住民の方々への周知など、今後の課題等についてお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付の期限でございますが、県の担当部署によりますと、土砂災害危険住宅移転促進事業は、平成31年度を期限としているとのことです。ただし、先ほど総務部長より答弁がありましたように、県は新たに土砂災害特別警戒区域の指定を加えることもあり、期限の延長をする可能性があることを確認をしているところでございます。

また、今後の課題でございますが、本補助事業の延長の際、現在の土砂災害特別警戒区域に新たに区域が追加指定され、いかに周知をするかということになると思われまので、防災安全課と情報を共有し、協力・連携をしながら、「広報ひとよし」、ホームページなどを活用するなど、市民の方々に土砂災害危険住宅移転促進事業の周知・啓発をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 県の補助金交付は、平成31年度を限度としていたが、特別警戒区域の新たな指定の可能性もあり、期限の延長の可能性もあるという答弁をいただきました。今後は、防災安全課と協力・連携して、広報紙等を活用して市民に周知したいとのことでありましたが、これまで、やはり広報不足をしていたのじゃないかと感じたところでもございます。

また、先ほど延長の際、協力して広報をやりたいということでございましたけれども、まだまだ平成31年まで期限があるわけでございますので、来年度に向けて、いろいろな広報、そういうものを研究・検討していただければと思っております。さまざまな機会を捉えて周知を行っていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

次に、山地災害防止キャンペーンについて、お尋ねいたします。

林野庁は、都道府県や市町村と協力して、山地災害防止キャンペーンを実施すると発表されました。山地災害が多発する中、関係機関や地域住民と連携し、防災・減災の取り組みを強化するとのことで、これは毎年実施されているものと思っておりますが、山地災害防止キャンペーンの実施内容と、期間中に山地災害の危険地区の全域をパトロールされるのかお尋ねいたします。

また、そのキャンペーンについて、その地域の方々や市民の方々には、あまり知られていないのではないかと思います。その件についてもお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様おはようございます。

山地災害防止のキャンペーンに関してでございますが、これは林野庁が進めておるとこ

ろで、その林野庁と都道府県でございますね、それから市町村、これが一体となりまして、この山地災害防止キャンペーンをやっております。これは住民の方々への山地の災害危険地区の周知、それからパトロール、その他、山地災害に備える広報活動を行うために平成8年度から行っております。毎年5月20日から6月30日にかけて、ちょうど今でございますので、これは全国的に展開されているところでございます。

期間中、本市では熊本県と合同で山地災害危険地区、それから治山施設を確認いたします山地防災パトロールを実施いたしております。本年度は6月18日実施ということで、来週の月曜日なんですけれども、いたします。こういったパトロールにつきましては、いわゆる何年間かけてやるというのがございますので、そういうこともございますが、このパトロールにつきましては、本市の地域防災計画書にも掲載しております山腹崩壊危険箇所というのが、これは平成29年度は33カ所ございましたので、こういうところを中心に、熊本県、これは地域振興局の森林保全課ということにはなりますが、こちらでパトロールの箇所を選定いたしまして、本市と合同で活動しているわけございまして、一定のサイクルを決めて行っているというわけではございません。なお、パトロールを実施していない箇所につきましても山腹崩壊危険箇所や崩壊土砂流出危険箇所、こういったところの多くが、私ども本市が管理いたしております林道や作業道沿いでございますね、こういうところにあるということで、定期的に私どもが行っております林道パトロールと合わせて注意深く観察をしているところでございます。

また、広報につきましてもの御指摘でございますが、広報につきましても、まず山地災害といえますのは、これは全国でどれぐらいあるのか、なかなか御存じないと思います。

これは5年平均ということで、毎年1,700カ所全国で起きています。そのうちの一番多いのが福岡県ございまして、福岡県は皆様方の御記憶にも新しいと思いますが、昨年九州北部豪雨で朝倉市がございましたね。それから熊本地震、これは2番目に多いのが熊本でございます、実は。熊本は地震で阿蘇の大橋が崩れるような山地崩落もございました。それから、3番目につきましても、これは広島県ございまして、2016年に住宅地が流れるということ。全国では福岡、熊本、広島と、大体テレビで最近盛んに出ている、こういうところが、やはり一番多いんだというところがございます。

また、そういうところで、私どもといたしましては、当然県から広報配布されているパンフレット、これは日本治山治水協会というところがつくっておるんですが、こういうパンフレットも配布されています。

また、私ども市の広報紙やホームページ、こういったものの掲載を通じまして、広く周知してまいりたい。そのときに1つのポイントといたしましては、やはり山地災害の危険信号、これを見逃さないでくださいと、これが一番だと思います。これには、いろいろポイントが、8つポイントがございまして、ちょっと8つだけ申し上げますけれども、まず川が

濁ったということ。これは、私も胸川の横に住んでおりますので、よく気づくわけなんですけれども、それから水位が下がったとか、山で言えば亀裂が走ったとか、石が落ちてきたとか、湧き水がとまった、湧き水が逆にふえた、井戸水が濁ったとか、地鳴りがしたとか、こういうことがございます。こういったことも含めまして、皆様方に何を注意しなければならないか、こういう要点もお示ししながら広く広報・周知をしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 私たちも山地災害に対する注意喚起など土砂災害ということでは、いろいろ意識はあるんですけれども、山地災害、あまり聞きなれない言葉もあるんですけれども、今回取り上げたのは、いろいろ答弁いただきましたけれども、やはり住民の方に注意喚起を促す意味で、やはり周知徹底をしていただきたかったところがございます。また、そのことが防災意識の高揚につながるんじゃないかと思っておるところでございます。

今後とも、先ほど8つだったですかね、注意点を言われたんですけれども、そういうものを市民に多く広げていただきたかったところがございます。

次に、国土交通省と連携して全国の中小河川の緊急点検を実施するとのことでありました。人吉市も該当する地域があったのか、その概要についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

経済部関係でお答えをいたします。林野庁と国土交通省が実施いたしました緊急点検でございますけれども、この事業につきましては、昨年発生いたしました九州北部豪雨に対します、いわゆる流木被害を受けまして、おおむね3年間で流木対策を推進いたします「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」というのがございまして、全国の崩壊土砂流出危険地区、さらに山腹崩壊危険地区、こういうところにつきましては、緊急点検を実施したものでございます。

結果につきましては、これは約1,200カ所が緊急的・集中的に流木等の対策が必要な地区として判断されたところでございます。

これは各都道府県においても、あらかじめ抽出した箇所というのが点検したものでございまして、本県では32カ所が抽出されておるんですけれども、本市には該当箇所はなかったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 全国1,200カ所の流木対策の必要な箇所について、熊本県では32カ所であったが、人吉市には該当なかったということでありまして、次に緊急点検ではありませんけれども、矢岳町、大畑方面や市内の至る所で森林の伐採が行われているようでございます。ここ近年、特に伐採が多く行われているようにも感じております。山肌が見えたりして、中

には大きい石なども目につくようになり、山地災害が心配されております。

また、市民の方からも声を聞いたところでもございますけれども、こういう森林の伐採の実態把握などを含めた調査や指導などもあると思いますが、その状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

国道を走っていると、国道のすぐ横に、そういう場所も何箇所か見えまして、市民の方々から「何とかしてくれ」というのも昨年もございましたので、山林の伐採に対する本市の考え方ということで、お答えをさせていただきます。

山林の伐採につきましては、これは戦後植林されました人工林、これがちょうど主伐期を迎えたということがございまして、本市でも、そういう場所が今、結構多く伐採がされているところでございます。

いわゆる皆伐、これは一定の範囲内は全て木を伐採するというところでございますけれども、それをされますと、議員がおっしゃいましたように岩肌が見えたり、岩がゴロゴロしたり、そういうのも露出がわかるわけございまして、安全面に不安を覚えられる方、こういう方がいらっしゃるということは承知をいたしております。昨年も、こういうことを私たちも受けております。

森林が持ちます公益的かつ多面的な機能、これを果たしていく上では、木をまず伐採したら、次は植えて育てるという、これは重要でございまして、このサイクルこそが、これらの機能を発揮する上で非常に重要であると考えているところでございます。むしろ、これは手を入れないとか、それとか、いわゆる放置林、こちらのほうが災害のリスクが大きいと存じているところでございます。

また、山林の伐採につきましては、山林所有者や林業事業者等の経済活動の中で行われているということでございます。保安林に指定されているために伐採等の制限のある山林、こういうのもございますが、これを除きまして、あらかじめ伐採と伐採後の造林にかかる計画書を出していただきますと伐採が可能になります。

国が山林所有者に対しまして、伐採後5年以内に植栽を行うように義務づけておりますこと、これは先ほど申しました森林のサイクルを保つためでございます。なお、新たな植栽に当たりましては、山林所有者の将来計画を踏まえまして、杉や檜といった針葉樹に限らず広葉樹の植栽、それとか現在成育しております自然木、それをそのまま成長させて山林を整備・更新していくという方法があるというところでございます。

以上のことを踏まえまして、本市といたしましては、安全面に配慮いたしまして、適正な林業の振興を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今ちょうど戦後の植え付けから、ちょうど主伐期にあつて、伐採がふえているんだという答弁でございました。

また、森林の多面的な機能と森林サイクルを保つため、安全面に配慮しながら林業振興を図るとのことでしたが、地域には地域の特性など、いろいろなこともあると思います。地域の方々の情報や意見にも十分配慮していただき、またパトロールなども実施していただきたいと思ったところでございます。よろしく願いいたします。

次に、昨年9月定例会の市長の所信の中で、平成29年7月の福岡県と大分県などの九州北部で記録的な豪雨が発生し、甚大な豪雨被害の状況から、地滑りや山腹崩壊などにより、膨大な流木による被害の拡大が指摘をされていることなどから、球磨川流域においても、新たな課題になってくるものと捉えているということで、市長は述べられております。

私たち、市政クラブも昨年8月9日に朝倉市へ社協の募集するボランティアの方々と一緒にボランティア活動に行ったところでございますけれども、この日は、ちょっとあいにく到着したときには強い雨が降り出しまして、朝倉市に避難勧告が出されたことから、ボランティア活動は中止になったところでございますけれども、マイクロバスの中から災害現場の一部を見せてもらいました。その災害現場の流木の驚くような多さと、立ち木が荒れながら流れる様子を想像したときに何とも言いようのない、まさに自然の脅威を感じたところがございます。このような山腹崩壊のリスクが全国的に内在していることから、林野庁は、平成29年7月に流木災害等に対する治山対策検討チームを設置され、学識経験者等から意見を伺い、流木災害を含む山地災害の実態把握など、分析検証が行われているとのことでございます。

先ほど、経済部長が言われましたプロジェクトチームとは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけれども、その対策の検討チームが設立されておるとのことでございます。その中間報告によりますと、調査を行った既設のダムでは、一部の損壊が見られたものの崩壊土砂や流木を捕捉——これは捉えることですが、捕捉しており、また流木捕捉式治山ダムでは、効果的に流木を捕捉していたとのことでありました。

治山事業や流木対策などは、どのように考えておられるのか、また、今後の課題や取り組みについてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

流木対策は、いわゆる治山事業の根本でございますので、この点についてお答えをいたします。

本市といたしましては、災害の発生時におきます被害の未然防止のため、あるいは災害復旧のために実施いたします治山事業というのは、非常にこれは重要であるということは、これは申し上げるまでもございません。適切な事業を展開していくために、本市として、積極的にまず調査をしてまいると、これは非常に重要で、先ほど箇所も申し上げましたけれども、治山が必要な箇所の把握、これをまず把握をしなければならない。そして、常にパトロ

ールもしなければならぬ、私どもは本市と、それから治山事業の実施、これは実際にやりますのは県のほうでございますけれども、県との連携、これも密にしなければならぬ。そういう中で災害に強い森林づくりに努めてまいりたいと存じます。

また、治山事業の取り組みの中には、これは土砂を食いとめるための砂防ダムも当然ございますが、先ほど答弁の中で触れました流木対策、それとか本市のために現在、県が実施しております落石防止対策ですね、木を切ったら非常に岩とかが見えるというところで、非常に危険だという感を持たれますので、そのための落石防止対策でございます。こういったものにつきましては、工法の違いを含めまして、本当に多様な事業がございます。必要な箇所に必要な対策、こういった観点から県との連携を図ってまいりたいと存じます。

さらに治山事業は、本来森林を保護するための事業ではございます。こういう中で地域住民の安全確保につながってまいりますことから、特に、今ちょうど梅雨の時期でございますけれども、これは私ども防災安全課との連携、それから災害支部、各町内会、こういった住民の皆様方とも連携を通しまして、お互いの情報提供、情報交換、こういったものにも取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけれども、治山事業は大変重要であるということと答弁いただきました。また、森林を保護すると同時に地域住民の保護にもつながることから、積極的に調査して、治山が必要な箇所の把握に努めるということで答弁いただきました。

先ほども土砂災害の件数を答弁いただきましたけれども、国土交通省の発表によりますと、2017年に全国で起きた土砂災害は、1,514件で過去10年間で最も多かったとのことで発表がされております。7月の九州北部豪雨や10月の台風21号の上陸、この影響があったとのことであります。耶馬溪町の山崩れの原因は、これからいろいろ詳細に検証されると思いますが、県内では地震後に地盤が緩んでいる場所が多く、山崩れの危険性は増しているとのことであります。地域住民の方々への注意喚起と防災に対する意識の高揚が重要であると思っただころでもございます。ぜひ、こういう山地災害防止キャンペーン期間などを活用して警戒区域や補助金交付要項などについても周知など関係機関や関係部署と連携した取り組みをすることで、効果を上げていただきたいと思っただころでもございます。

また、そのことが地域住民の方々への防災意識の高揚につながると思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、人吉市業務継続計画についてです。熊日新聞社の集計によりますと、大規模災害時に自治体機能を維持する業務継続計画に重要6要素を全て規定しているのは、人吉市を含んだ県内12市町村であることが報道されました。法的には、策定の義務はないが、国は災害対応を定めた地域防災計画を補完する計画と位置づけているとのことであります。策定後も

継続的に見直し、十分な機能が発揮される計画でなければならないと思います。策定後の点検や検証、見直しをしなければならない事項について、また各部局での点検や検証が行われているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員御質問の人吉市業務継続計画の点検と検証及び見直しについてでございますが、本計画は地震等の大規模災害時にあっても、行政は市民の生命・生活及び財産を守るために、業務を継続する責務があることから、利用できる資源が限られている状況下においても、行政機能、行政活動を継続するために事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定めておくことが必要であるということから、平成29年1月に人吉市業務継続計画を策定いたしましたところでございます。

現在のところ、幸いにして大規模な災害が発生しておらず、本計画に沿った実働には至っていない状況でございますが、このような計画はP D C Aサイクルにより、定期的かつ継続的な見直し及び更新をすることで、その時々合った計画にすることが重要であると認識をいたしております。策定からまだ1年ということで、計画の見直しには至っていないところでございますが、昨年度本計画の核となる非常時優先業務につきまして、どの部署が、どの業務を実施するのかという部分に関しまして、詳細に分類を行ったところでございます。今後、各部署と協力し、非常時優先業務の個別計画の策定に着手する予定でございます。

また、計画の実施の観点から申し上げますと、昨年、人吉市マンホールトイレ整備計画を策定いたしまして、本年度から第一中学校を皮切りに工事に着手する計画でございます。いずれにいたしましても、各部連携を密にし、計画の確実な実施と継続的な点検・検証を続けてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 計画をつくられてから、まだ1年ちょっとということで、まだ実質的には入っていないということでございましたけれども、計画の実施と継続的な点検・検証は行うという答弁でありました。特に、現在は新市庁舎の建設を進めている中、環境や人事異動に伴う組織の変化など、たえず変化している中であります。各部局担当が、それぞれ連携した点検や検証も必要であると思っております。よろしく願いしておきます。

次に、訓練の実施についてであります。業務継続計画で最も大切なことは、継続した見直しと、実践的な訓練を通して非常時に機能するかどうかにあるとされています。職員一人一人が業務継続の重要性や、みずから果たすべき役割を認識することを目的として、必要に応じて職員研修や訓練を実施すると定めてあります。その訓練の実施についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の訓練の実施、または計画についてでございますが、人吉市地域防災計画書の第2編、災害予防計画編、第13節に防災訓練について定めておりまして、毎年、市、消防、警察、国土交通省、医療関係団体、それから町内会、民生委員、住民の皆様などの参加による情報伝達訓練や救助訓練など、実践的な訓練を実施することで防災関係機関による連絡協調整体制の確立などを目的といたしました総合防災訓練を実施しているところでございます。本年度も9月開催の予定として、現在、訓練計画を進めているところでございます。

また、本年度は人吉市業務継続計画に基づき、職員の危機意識や災害時の初動体制を確保するため大地震を想定した職員参集訓練などを実施したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 訓練には、毎年総合防災訓練を実施しているということでございました。また、職員の参集訓練なども実施したいとのことでありました。ぜひ実施していただきたいと思っております。

災害時でも冷静に判断できるように体験や経験が必要であります。また、今答弁もいただきましたけれども、危機意識や初動体制の確認など、訓練を通じての検証が、やはり効果的であると思っております。

訓練を通して職員の皆様が、この計画を自分のものにするなど、対応することが大切であると思います。そして、検証した部局及び職員の意見を酌み上げ、実際に使える実践型の計画としていただきたいと思うところでございます。よろしく願いしておきます。

次に、災害時に他の地域から応援職員や物資の受け入れ体制を定めた受援計画や応援計画などの策定について、お尋ねいたします。

東日本大震災を受けて、災害対策基本法が改正されました。御承知のとおりでございます。受援、応援に関して追加されております。平成28年熊本地震においては、いくつもの市町村が大きな被害を受け応援を受けました。受援側、応援側ともに事前に体制の整備や計画が策定されていないところが多く、被害を受けた各市町村では混乱が生じ、調整を実施した県においても混乱が見られたとのことでございます。受援、応援計画がなければ適切な効果は期待できないと思っております。その受援計画の策定について考えをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の災害時受援、応援計画につきましては、議員申されましたように、災害対策基本法第42条第4項で「市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。」と定められております。災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業

務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となってまいります。被害規模が大きくなり影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災地方公共団体単独での対応は一層困難になると存じております。

このような地方公共団体の対応力を超える状況下で不可欠なのが、応援の受け入れとなっております。現在、本市におきましては、災害時の受援計画につきましては、未策定の状況でございます。県下45市町村の策定状況を熊本県のほうにお尋ねいたしましたところ、4月末時点で11団体が策定済みとのことございまして、受援計画の策定は進んでいない状況のようでございます。

本市の今後の策定の予定といたしましては、来年度に熊本地震復興基金交付金を活用いたしまして、策定したいと考えているところでございます。この交付金は、職員研修、有識者への謝礼、会議費用などに充当することができ、100万円を上限に2分の1の補助となっているところでございます。策定に当たりましては、内閣府が作成いたしました受援計画のガイドラインを参考に県の助言等をいただきながら準備を進めてまいりまして、策定してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 来年度地震復興基金交付金を活用して、受援計画を作成したいという答弁をもらいました。県下45市町村で、まだ11市町村のみが設置ということでございますけれども、ほかの例もいろいろ研究されて、設置の方向で進んでいただきたいと思います。これにつきましては、地域防災計画書と業務継続計画の整合性を持つことも大切ではなかろうかと思っております。よろしく願いいたします。

大規模災害が発生した場合における応援の申し出に対し、適切かつ迅速に対応することで貴重な応援を最大限かつ効果的に生かすことが期待されると言われております。今後も職員の皆さんの業務の増加など想定されますが、訓練や職員研修などを通じて事前防災にさらなる意識の向上に努めていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。10番議員の西信八郎です。通告に従いまして、一般質問をします。

本日は、傍聴席に下田代先輩がおられますので、緊張しているところでございますが、進めさせていただきます。

今回の項目は教育関係としまして、教員免許更新について、学校における働き方改革について、折れない心を育む「レジリエンス」について、市民の声から、くま川鉄道について、大畑駅・矢岳駅のインフラ整備について、「田代溝」についてであります。

それでは、教員免許更新について質問をします。

このことにつきましては、平成20年12月議会において本制度が導入された背景、また、団塊の世代の先生方が退職される前にベテラン教師から若手教師への指導の取り組みはどうなっているのかということで質問をしております。それから10年がたちましたので検証するという意味合いで質問をします。

新聞報道によりますと、教員免許更新制が始まって10年が経過するにもかかわらず、更新手続を終えずに201名の教員が免許状を失効させたことが文科省の集計でわかりました。ただ、このうちの約半数は幼保連携型認定こども園の関係者で、特例により引き続き勤務をしていました。このほか、失効後に更新講習を受講し、免許状の授与を受けるなどして勤務を続けていた人や、更新しないまま退職した人が多くを占めています。この調査は、昨年3月31日までの2年間に更新講習の受講と更新手続を終えなければならなかった人を対象としております。国公私立の学校、幼保連携型認定こども園に勤めていた9万1,987名について調べたところ、0.22%にあたる201名の免許状が失効となりました。このうち、12名は失効後に更新講習を受けて免許状を取得して勤務を続け、47名は校長、教頭、事務職員など免許状を必要としない職についていました。30名は、昨年3月31日に退職していました。有効な免許を持たないまま勤務を続けていた職員がいた場合、この中のいずれかに含まれています。失効後の勤務状況が不明だった人は14名、前年度より13名多くなっています。免許を失効した本人と急に連絡がつかなくなるケースもあるようです。教員免許状更新講習をめぐっては手続に不備があり、職場を追われる事態が続いています。昨年10月には、千葉県内の県立特別支援学校の教諭と公立中学校教諭が、それぞれ1名ずつ教員免許状が失効したまま勤務をしていたことが判明しています。2名とも失効した日に退職した扱いになっています。特別支援学校教諭の場合は、新たな免許状を追加取得し、免許状の更新期限が伸びたと誤解したことで失職という事態を招きました。中学校教諭の場合は、講習を受けたものの修了証明書が届いたことで、免許状が更新されたと誤解し、その後の手続を怠ったようです。

一方、岐阜県では免許状が失効したまま授業をしていたが、失職は免れた教員がいました。この教員の場合は、在職中専修免許状を取得したため、更新期間が延びたと誤解し、必要な手続を怠りました。その後、手続期限を過ぎて免許の効力がなくなってからも授業を行っていましたが、教頭は免許がなくても勤められる仕組みがあるため失職とはなりませんでした。

そこで、本市の幼保連携型認定こども園の先生を含めまして、教職員免許状更新の状況はどうなっているのか、また多忙により免許更新がおくれている状況はないのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 皆様おはようございます。御質問にお答えいたします。

平成21年度から始まった教育職員免許更新制も本年度で10年目を迎えております。教諭、養護教諭、講師等は、第1グループから第10グループまで分かれており、栄養教諭は第1グループから第4グループまで分かれております。現在、最後の第10グループの教職員も講習期間に入っているところでございます。

これまでの人吉市内の教職員の免許更新につきましては、順調に修了確認もなされております。人事異動等もございますので、これまでの人数につきましては、明確ではございませんが、直近の修了確認期限が平成30年3月31日であった第8グループの教職員の数は17人でございました。西議員から御指摘いただきました免許更新がおくれている状況がないかということにつきましては、県の教育委員会、また本市教育委員会等で決して失効という形にならないように早め早めの確認と対応を行っており、これまでのところ免許更新がおくれている状況はございません。また、認定こども園等の教職員に係る免許更新制につきましては、各大学等に受講申し込みをする際に予約が取りにくいケースもあったようでございますが、各園で適切に対応されており、おくれることなく更新が進められているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 早め早めの対応を行い、免許更新のおくれはないということでした。ただ、幼保連携型認定こども園の教職員におきましては、それぞれの園で独自に対応され、苦勞されているというようなことですので、講習先の確保など協力できるところは、手助けをしていただきたいというふうに思います。

教員免許状の更新講習を受講しなければならない人が、例年の2倍近くにふえる今年度、講習を開く教育委員会や大学が定員をふやすなどして、受入枠が広がっています。文科省の集計によりますと、本年度の受け入れ予定人数は、少なくとも1.2倍（選択領域）から1.3倍（必修領域）にふえる見込みです。特に、教育委員会が設ける講習の定員増が目立ちます。同時に放送大学による通信教育が受講者増を支える構造となっています。

教員免許更新制度は始まってから10年が過ぎ、今年度は新制度のもとで免許状を取得した人が新たに受講対象者に加わります。昨年度までは、教員免許状に有効期限がない旧制度のもと、満35歳、45歳、55歳と年齢で時期を決めて受講を求めてきました。本年度は、旧制度のもと、免許状を持つ人のうち35歳以下の人も対象となります。本年度からの2年間で受講を完了しなければならない人数は、16万4,400名です。昨年度からの2年間で受講しなければならなかった人は、8万6,000名ほどで2倍近くにふえます。2年間で受講を完了すれ

ばよいため、それぞれ半数ずつ本年度の講習を受けたとすれば、おおむね受入先におさまる計算となります。文科省の担当者も枠自体は充実していると見ています。「申し込み多数により試験会場の定員増員をしました」夏期の更新講習を伝える放送大学のウェブサイトには、そんな案内が並びました。インターネットやテレビなど受講できる同大学の更新講習修了認定試験を、全国の放送大学の学習センターやサテライトスペースで実施しており、定員増員や試験場の新設で対応しました。これまでにない受講者数の増加に同大学の担当者は、試験の運営面が心配だと言っています。

東京学芸大学と愛知教育大学、千歳科学技術大学の3大学がeラーニングによる更新講習のため組織したKAGACでも新たに秋期講習を追加しました。11月には、全国7会場で修了認定試験を実施します。文科省では、制度開始以降、受講対象者をグループ分けしてきました。答弁にありましたように、最初に対象となった世代が第1グループ、翌年からの2年間で受講を終える世代を第2グループと呼んでいます。本年度と来年度の2カ年で受講する世代は第10グループに当たります。この第10グループは、他のグループより突出して人数が多くなります。第10グループの対象が、第9グループの2倍近くにふえた兵庫県、昨年のうちから県内の大学に講習の定員増を求めてきましたが、それでもなお、想定される数千人の不足分を埋めるため、放送大学に750名の増員を要請しました。申し込みができなかった対象者には、通信やネットでの受講を勧めています。

県教委の担当者は、「通信やネットの講習に頼るところが大きい」と話します。神奈川県教育委員会も昨年2月、県内の大学などに増員を要請しました。教員からの相談には通信や放送、ネットを紹介しています。受入枠は通信、放送大学、ネットも含めるとマイナスにはなっていないといいます。市議会で更新講習受講対象者の急増が、平成30年度問題として話題になりました浜松市、まずは、市教育委員会主催の講習会の定員増に対応しました。平成29年度は500名だったが、本年度は879名とふえました。同じ東海地方では、岡崎市教育委員会が200名から260名、豊橋市教育委員会が320名から390名へ、豊田市教育委員会が312名から550名とふえています。

教育委員会主催の更新講習の多くは、既に申し込みを締め切り夏休み期間中に開講するところが多くあります。一方、大学主催の講習は、まだ申し込みを受け付けているところがあります。今後、追加の可能性もあります。通信教育では、桜美林大学は通年で申し込みを受け付けている状況となっています。講習先を見つけたり、講習修了までの期間が先生方の負担となっていないかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

教員免許更新制につきましては、教員として必要な資質・能力が保持されるよう定期的に最新の知識や技能を身につけることで、教員が自信を持って、また誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として導入されました。大変意義深い制度ではあり

ますが、議員の御懸念のとおり、受講の申し込み、30時間の免許状更新講習の受講義務、さらに受講費用の自己負担等、さまざまな負担があるということも事実でございます。導入当時、ちょうど私も学校現場におりましたので、当時そのときに最初の受講生、2年目の受講ということで、非常に苦慮されている先生方のお姿を目にしたことがございます。

さらに、本年度は全国的に受講者がふえるという状況もあるようでございますが、定員増、通信教育の整備と受入枠を拡大して対応されているようでございます。

また、この制度につきましては、本当に有益なのか、実効性のある講習なのか、運用に問題はないのかなど、さまざまな意見があるようでもございます。

しかしながら、本市教育委員会としましては、本制度の意義を教職員に自覚させるとともに、今後も資質・能力の保持と向上、さらに高い専門性と自信や誇りを持って児童・生徒の前に立つことのできる教職員であってほしいと強く願っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 受講の申し込み、30時間の免許状更新講習の受講義務、受講費用の自己負担など、負担はあるが講習を受講することによって資質・能力の向上、高い専門性をさらに身につけ、児童・生徒の前に自信を持って立つことのできる教職員であってほしいということでした。そのような免許更新となりますように、教育委員会におきましても、しっかりと先生方のサポートを行っていただきたいというふうに要望いたします。

次に、学校における働き方改革についてであります。

このことにつきましては、昨日、塩見議員が質問され「教職員の長時間労働の実態、学校における働き方改革に関する中間まとめの内容、すぐに取り組めること」などが答弁されましたので、この部分は割愛をいたしまして、私は学校における働き方改革を行う上での課題と思われる3点について質問をします。

中間まとめにおける学校における業務改善についての項目を見ますと、地域・保護者の協力が不可欠でありますし、教職員が保護者のクレーム等の対応に相当な時間を費やしていることなどから、保護者の理解を得ることも重要だと考えますが、保護者への説明等の対応はどのようにされるのか。

また、新学習指導要領は2100年まで生きる可能性が強い今の子供たちにA I時代に通用する資質・能力を身につけさせたいという発想で、崇高な理想のもと設計された内容となっています。しかし、その理想・目標を実現する手立てや、人員体制については、あまり考慮されていません。このような中、学校経営の中で働き方改革をどのように浸透させていくのか。もう一つが、教職員定数、国の基準の決め方は、基本的には学級数に応じて国の基準が決まっていますが、それには1人の教員がどのぐらい授業を持つとか、どのぐらい労働時間がかかるかなどは、一切考慮されていません。また、小学校では学級担任制を前提としてい

るので、中学校と比べて著しく教員数が少ない、その上、道徳、英語もふえます。このように教員不足をどのように解消されるのか、以上お尋ねをします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

本県では、学校における働き方改革を推進しており、まずはできるところから着手するという考え方のもと、働き方改革につきましては、市町村教育委員会等に向けて通知文が示されたところでございます。このことを受け、教育委員会といたしましても、学校及び人吉市PTA連絡協議会等と連携を図りながら、保護者に対しても、学校における働き方改革に向けた取り組みへの御理解と御協力について対応させていただく予定でございます。

具体的には、夏休み等における学校閉庁日の設定、さらに部活動指針の見直し、特に中学校等でございます。今後、各学校や関係機関等とも検討を重ねていく必要がありますが、まずはできるところから着手するという考え方のもと、保護者にわかりやすくお示しさせていただきたいと考えております。

また、学校経営の中に、どう浸透させていくかということにつきましては、これまでも校長会や教頭会等におきまして、各学校での総実勤務時間縮減の取り組みの推進、勤務時間を意識した働き方、学校安全衛生委員会の定期的な開催等をお願いしてきたところでございます。吸い上げた課題等も着実に実行できるように課題解決に向けて一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

今後、学校における働き方改革の趣旨を校長会等で丁寧に説明を行い、各学校におきましては、校長のリーダーシップのもとに、できるところから前向きに取り組めるよう、積極的に働きかけ、支援してまいりたいと存じます。これまでも機会を捉えながら説明、また協力等をお願いしてまいりましたが、今後もある時間を、また機会を捉えて、このことは重ねてお願いしてまいりたいと思っております。

私は、子供たちの笑顔輝く学校づくりのためには、教職員が専門性を発揮し、ゆとりをもって、教育活動を進められる環境が大変重要であると思っております。昨日の塩見議員への答弁の中でも申しましたが、やはり子供たちと向き合う時間を確保する、子供たちに質の高い教育を保障すること、これは、このことを解決することで、つながっていくと思っております。

今後、家庭、地域、学校、行政が連携共同し、学校の働き方改革に、この機を逃すことなくチャンスと捉えて、取り組んでまいりたいと存じます。

また、西議員から御指摘いただきました教職員不足につきましては、大きな課題と捉えております。法的な制約もございますが、まずは県へ要望等について働きかけをしてまいりたいと思っております。

さらに働き方改革の観点から教職員が、さらなる達成感や充実感、自己有用感等を味わうことで、教職員を目指す人たちにとって、教職員の働きが、教職員というものは本当に魅

力ある教職員像として映り、教職員不足解消へつながることになればと期待し、私も頑張っ
てまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） できるところから取り組んでいただき、学校における働き方改革を
進め、教師の専門性を生かしつつ、授業や、その準備に集中できる時間、教師みずからの専
門性を高めるための研修の時間や児童・生徒と向き合うための時間を十分に確保し、教師が
日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、みずからの人間性を高め、児童・生徒に対
して効果的な教育活動を行うことができる職場の実現へ向けて取り組んでいただきたいとい
うふうに強く要望いたします。

次に、折れない心を育むレジリエンスについてであります。

「レジリエンス」とは、英語で復元力、弾力性、再起性を意味する単語で、もともと物
理用語の一つです。しかし、最近になって外的な衝撃にもポキッと折れてしまわずに、しな
やかに立ち直る強さという意味を持つようになり、生態系と心理学の分野で発展しました。
レジリエンスの意味は、広がりを持ち、教育、子育て、防災地域づくり、温暖化対策など、
さまざまな分野で使われる言葉となっています。心理学の分野などでは、レジリエンスをつ
くり出す要素や、レジリエンスを高めるために何が必要かわかってきたことから、教育の分
野で、その知見を生かし、子供たちや青少年の健全な発展につなげようという働きがいくつ
かの国で進められています。

子供たちや青少年が何か辛いことがあったときに、心が折れてうつ状態に陥ってしまう
ことではなく、しなやかに立ち直り、その経験を糧に成長できるとしたら、本人にとっても
社会にとっても幸せなことです。教育分野にレジリエンスを正面から位置づけ、しっかりと
取り組んでいるレジリエンス教育先進国の一つのオーストラリアでは、レジリエンスを身に
つけるためのトレーニングを中学校や高等学校の教育課程に取り込むことで、生徒たちが幸
せで生産的な学校生活を送れるようにしようという取り組みを進めています。カナダなどで
は、保育士など子供に接する専門職や親を対象に、幼児期の子供のレジリエンスを高める働
きかけを支援する教育プログラムが展開されています。8歳までの子供のレジリエンス向上
に取り組むカナダの団体では、レジリエンスに関する7つの重要な能力として、自分の感情
を自分で管理する力、自分の衝動をコントロールする力、問題の原因を分析する力、他の人
への共感力、自分の能力を信じる力、現実的な楽観主義を維持する力、他の人や機会に手
を出す力を挙げ、それらを高めるトレーニングが行われています。

子育てや教育分野のレジリエンス向上の取り組みの第一人者である米国ペンシルベニア
大学のセリグマン博士らのプログラムには、認知行動学的スキル、何かうまくいかないこと
が起こったときに、それをどのように捉えるか。社会スキル、問題解決スキルや対人関係の

スキルなどの2つを子供のレジリエンスをつくり出し支えるものとして位置づけています。とりわけ、レジリエンスの中核に位置する重要なものが、自己肯定感・自尊感情です。学校教育の現場においては、児童・生徒の知的成長のみならず、心身の健全な育成を支援するための環境整備が求められています。しかし、いじめや不登校などの問題に加え、うつや不安など心理的な問題が増加、低年齢化も指摘されており、学校現場における児童・生徒の精神的健康は、看過できない問題となっています。これらの背景から、逆境や困難から立ち直る心理的力、レジリエンスを育むことが教育における重要なテーマとして注目され始めています。

では、質問します。レジリエンス教育の必要性について、どう考えられるか。また、いじめにおけるレジリエンスについて、どう考えられるか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

「レジリエンス」という意味につきまして、いま西議員のほうから詳しくお話しいたしましたが、東日本大震災以降、心のケアという観点で「レジリエンス」という言葉がよく聞かれるようになったとのことでございます。

本県におきましても、平成28年に熊本地震が発生し、県内の学校の6割以上が被災をいたしました。児童・生徒の心のケアや学力保障も重要な課題となっております。特に、被災した児童・生徒の心と学力への影響を最小化するための支援、命を大切にし、他者に寄り添う心の醸成、郷土への理解と愛着を深めるための道德教育の充実、地域や関係機関と連携した防災教育の推進等のソフト面の充実・強化が最重要課題であると捉えております。

また、いじめ問題につきましては、本県では6月を「心のきずなを深める月間」と定め、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を推進しております。「いじめをしない、いじめを許さない」といった強い意志を育むこと。また、いじめがあった場合は、いじめられた児童・生徒に寄り添う思いやりの心を育むことが最重要であると考えております。

また、本市では毎年7月の第1月曜日から金曜日までの1週間を「命を大切にする心」を育む週間として、各学校におきまして、命を大切にする心を育む授業を保護者や地域の方々に公開し、家庭、地域、学校が連携して命を大切にする心を育む取り組みを進めております。

また、昨年12月には市内の全中学生を一堂に会しまして命の授業を開催し、「命」「生きること」について深く考える機会となりました。このほかにも、各学校における道德教育や自然体験活動、本市の社会教育課が主催する草木山川学校、夏版、春版、また家庭教育学級等における体験活動を通して、豊かな心の育成に取り組んでいるところでございます。議員御指摘のレジリエンス、折れない心を育むためには、かけがえのないたった一つの命について仲間と共に深く考え、これからの社会を強く、たくましく、思いやりと協調性をもって生き抜いていくための教育を展開していくことが大切であると考えております。

社会の急激な変化の中で生きていく子供たちは、これからさまざまな問題に直面することになると思います。子供たちがみずからの人生を切り開いていくために、みずからの力で解決し、困難を乗り越えていく力を身につけた児童・生徒の育成、真の生きる力の育成に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 困難に負けない強さを持った児童・生徒の育成に努めていただくということでございました。力をそそいでいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 次に、くま川鉄道についてであります。

くま川鉄道は第三セクターであります。人吉市くま川鉄道経営安定化補助金を出し、赤字補填を行っておりますので質問をします。

市民の方から、「くま川鉄道に通学生が乗り切れない」とお聞きしました。観光列車としての利用状況や、乗れない生徒の状況についてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

くま川鉄道株式会社におきましては、列車田園シンフォニー号を、最大3両編成で観光列車及び通学用列車として運行されているところでございます。

まず、観光客の乗車人数についてでございますが、くま川鉄道株式会社に確認しましたところ、平成26年度が個人客5,970人、団体客6,977人、合計1万2,947人。平成27年度が個人客4,870人、団体客6,243人、合計1万1,113人。平成28年度が個人客3,548人、団体客2,932人、合計6,480人。それから、平成29年度におきましては、個人客1,799人、団体客1,385人、合計3,184人となっております。

次に、朝の通学時に満員で乗車できなかった生徒数ですが、主に肥後西村駅におきまして、今年4月12日から5月29日までの期間で延べ251人、最も多い日では45人であったとの説明を受けております。その原因としましては、人吉高校と球磨工業の生徒が高校総体までの部活動の朝練や課外授業に参加するため、湯前駅6時29分発、人吉温泉駅7時16分着の第1便に集中したためと考えられています。乗車できなかった生徒につきましては、ジャンボタクシーによる代行輸送での対応や、また約1時間後の次の便に乗車した生徒もいたとの説

予想されます。現状では満員時に約440人が乗車しておりますが、これ以上の乗車に対応するため、くま川鉄道株式会社の取締役会でも車両の購入、旧車両の再利用、車両内部のシートなどの改装などの議論がなされているところでございます。しかしながら、いずれにしましても、高額な費用がかかるため、現在のところ、結論までに至っていないと伺っております。今後も取締役会等におきまして、最善の方法を見出されるよう引き続き議論をしていただきたいと思いますと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 先ほど答弁がありました。観光列車につきましても、乗客数が非常に落ち込んでいますが、その要因と対応についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

くま川鉄道株式会社によりますと、観光客の乗車の減少につきましては、平成28年4月の熊本地震による影響を最大の原因として考えられております。また、運行形態につきまして、毎日運行の観光列車を平成28年度から土日祝日のみの運行へ変更したこと。これまで1,500円だった料金を、おみやげ等の付加価値を高めた3,000円へ変更したことも一因ではないかとのことでした。ほかにも運行開始時に比べ、「かわせみ やませみ」といった水戸岡デザインの観光列車が、新たにふえたことなどが考えられるのではないかとということでした。

今後の対応としましては、くま川鉄道の社内におきまして、検討委員会を立ち上げ、各市町村とも連携し、観光客の利用増加につながる企画を考えてまいりたいとの説明を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 答弁いただきましたけれども、熊本地震の対策につきましては、旅館・ホテルに関しましてはクーポン券等を出されて、ある程度回復されたということですが、くま川鉄道の落ち込みは、なかなかSL人吉等で来られて、それから一時期ふえましたけれども、その後のリピーターがふえていないということで、奥球磨等の観光等、今回から広域観光等、始まりますけれども、そういう仕掛け等も非常に重要であろうというふうに思うところでございます。

くま川鉄道にお話を聞きに行きましたが、職員は非常に努力されているようであります。今後も取締役会等で、最善の方法を見出すよう努力していただきますとともに、くま川鉄道職員が動きやすいように連携を密にさせていただきますことを強く要望をいたします。

次に、大畑駅・矢岳駅のインフラ整備についてであります。

JRから駅舎を無償譲受するにあたり、大畑駅周辺の道路及び駐車場、また矢岳までの

道路やトイレの整備について、どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

大畑駅の駅舎及び旧給水塔、矢岳駅の駅舎の無償譲受につきましては、現在7月契約に向けた最終調整を進めているところでございます。御質問にあります大畑駅及び矢岳駅に至る道路につきましては、道幅が狭く自動車の離合が困難な箇所も多いと認識をしております。

また、駐車場などで利用されている大畑駅周辺の土地につきましては、株式会社NOTEが古民家再生事業のためにJR九州から借用されていると聞いております。

大畑駅・矢岳駅のトイレにつきましては、大畑駅が平成19年に、矢岳駅は平成20年にJR九州から市へ無償譲渡を受けており、市が地元住民の方々に清掃委託を行い管理しているところでございます。

このようなことから、道路、駐車場、トイレ等につきましては、駅舎の譲り受けが完了した後、本市と昨年8月に歴史的建築物活用に関する連携協定を結んでおりますJR九州熊本支社や株式会社NOTE、また藍田財産区や大畑駅を愛する友の会といった関係団体及び市内関係部署と協議を重ね、必要な整備等について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 民間の力をかりて取り組みがなされると思いますけれども、今答弁にありました関係機関との連携は、しっかりとれているのかお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも少し触れましたが、駅舎一帯の古民家の有効活用を目的とし、本市、JR九州熊本支社、及び株式会社NOTE、これに株式会社肥後銀行を加えた4社で歴史的建築物活用に関する連携協定を締結し、有効活用について協議を行うなど、現在連携をとっておるところです。

また、奉仕活動の一環として駅舎周辺も含めて、清掃管理等を行っていただいております。大畑駅を愛する友の会や地元町内会、藍田財産区とも今後の大畑駅の維持管理につきまして、積極的に連携をとってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 関係機関との協議を細かく行っていただきまして、進める上での誤解等が生じないように進めていただきたいというふうに思います。

インフラ整備につきましては、できるところからそれぞれの力をおかりしながら進めていただきたいと強く要望いたします。

また、大畑駅を愛する友の会の皆さんにお話をお聞きしましたところ、大畑駅前の杉の大木数本を伐採していただければ景観が開けるということでした。財産区の山ですので、財

産区議会の中で検討されると思いますが、協議等を進められる中で、要望等も出てくると思っていますので対応について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで市長にお尋ねします。大畑駅・矢岳駅活用についての思ひをお話してください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大畑駅及び矢岳駅につきましては、明治末の肥薩線開通期の様相を今に伝える貴重な木造駅舎として、歴史的または文化的価値を有するとともに、本市における地域コミュニティの維持や観光振興に大きく寄与し、後世につなげていかなければならない鉄道遺産であり、観光資源であると理解をしているところでございます。

駅舎を譲り受けた後は、文化財としての価値を高めること、観光振興の拠点としての利用、また駅利用者及び地域住民のよりどころとなるような地域振興の拠点としての利用など、多角的な見地から検討を進めてまいります。

まずは、今後の展開といたしまして、地元町内会、大畑駅を愛する友の会や藍田財産区、そして株式会社NOTEにより、両駅舎周辺の古民家を活用した事業を計画中でありますので、そういった民間の近隣施設とも連携をとりつつ、時節に応じた行事開催や肥薩線鉄道遺産関連の企画展示など、JR、くま川鉄道、人吉鉄道案内人協会、人吉温泉観光協会とも連携を図りながら、人吉鉄道ミュージアムやSL転車台といった鉄道関連施設と連動した取り組みを行うことによって、広域的な観光振興につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 大畑駅・矢岳駅が広域観光における一角となるとともに肥薩線の魅力をさらに発信できる場所になればと思ひます。関係機関との連携をしっかりと取りながら進めていただきたいと強く要望いたします。

次に、田代溝についてであります。

まず、田代溝について簡単に説明をいたします。田代の台地に水をひき、水田をつくり、そして、道路の新設設備と、百年の大計ともいう偉大なる、この三大事業計画を発起し、まず隧道工事、明治42年着工、上流小纏川を水源として、段塔町字日向橋から、上田代町字山神までの隧道約1,800メートル、15カ所、明渠約1,000メートル、山腹を人手ばかりで掘削する難工事、そのほか幾多の悪条件を伴う工事に中途挫折、そして、再起と発起者の苦悩を察するものがあります。万難を克服し、ついに大正2年4月、山間部の用水路が完成。

次に、耕地整理事業が田代地区、明治44年着工、同45年3月竣工、その面積が32町7反2畝。錦町地区、大正7年着工、同12年竣工、その面積20町と記録されています。100年前に区画整備されたすばらしい美田、そして、道路は上田代町字山神から下田代町、錦町へと幹線水路に並行して集落の中央を南北一直線に縦断し、延長3,000メートル、現在の県道錦

町大畑西線、市道田代旧県道の一部が大正13年に完成、発起人、故守屋乙治氏ほか13名の英知英断、なみなみならぬ努力のおかげであります。

田代溝は、このように約100年前に個人の私財と努力で隧道を掘り進めるなどして完成した水路であります。やがて田代土地改良区により管理維持がなされたものですが、その後、人吉土地改良区との合併を経て、時代の変遷とともに歴史が風化していくのではないかとこの危惧があります。

そこで、手掘りの隧道や溝という形とともに、この歴史を風化させないためにも、農業隧道や文化財的なもので後世に残せないかと考えます。後世に残すための国や県の制度として農業遺産的なものがないかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

田代溝の歴史を風化させないためのということでございますので、今105年ほどが経過しているんじゃないかと思えます。現在も42ヘクタールの水田を潤わせているものでございまして、大変流域の方々につきましては、生活用水と、それから防火用水でも大変役に立っていると、そういった多面的機能も発揮しながら地域に貢献している水路ということで、私も耕地課におりまして、この田代土地改良区の担当をいたしておりまして、そのときの理事長は西金次郎さんでございましたので、大変お世話になりました。

この田代溝の開削でございますけれども、これは80周年の時も、確か大改修で記念誌等が出されたということで、地域の宝であるということは、私たちも十分に承知いたしておるところでございます。

さて、御質問がございました国や県の農業遺産的なものでございますけれども、調べてみましたら県には該当する制度がないということでございます。農林水産省、いわゆる国のほうでございまして、こちらにつきましては、世界かんがい施設遺産、それと日本農業遺産、この2つがございまして、このうち、世界かんがい施設遺産でございまして、これは建設から100年以上が経過していること、それからかんがい農業の発展に貢献したものの、または卓越した技術により建設されたものという、そういうものが対象でございまして、歴史的に、また技術的、社会的価値があるかんがい施設を登録、表彰するものでございます。身近なところでは、人吉球磨では幸野溝と百太郎溝があります。それから、通潤橋、これを備えます通潤用水、これがあるわけなんですね。国内登録で27施設ありまして、その一つとして幸野溝なんか登録されています。長く続いてきました歴史、そこで育まれました文化、これを見ますと認定に至るには、ちょっとハードルがかなり高いものと認識しております。

もう一つは、日本農業遺産でございまして、例えば、これは静岡県のおさび栽培地域とか、それとか鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業、こういったように我が国におきまして重要であり、かつ伝統的な農林水産業、これを営む地域を認定するという制度でございまして、かなり県単位とか、いくつかの市町村をまたぐような範囲がかなり広いようなもので

ございまして、認定基準が、これは全国にあります一つ一つの農業用施設、これにはどうも該当しないようでございます。田代溝は残念でございますけれども、ここは難しいかというところでございます。

ただ、私ども経済部としましては、平成20年度でございましたけれども、人吉土地改良区田代支部の皆様と共に、私どもの農林整備課でございましたが、大規模な改修を実施させていただきまして、今後、地域の貴重であり、また重要な水路として末永く機能していただきますように地域住民の皆様方への御協力をしてまいりたいと、そのように存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 農業用水としての今後の維持については、いろいろお願いすると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

農業遺産的なものがないということですが、文化財としてはどうかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆さん、こんにちは。私のほうから御質問にお答えいたします。

先ほどの経済部長の答弁にもありましたように、さまざまな農業遺産の認定基準をクリアすることは難しいとのことのようにございますが、その他なにか後世に伝えていく制度はないか、市の文化財としての指定はできないかということでございますが、文化財としての指定を受けるためには、文化財保護法に基づき、田代溝が歴史上の価値や学術上の価値が高いものであることが求められ判断されることとなります。その判断にあたっては、歴史や沿革を明らかにできる資料があること、構造が歴史的価値を有していることなど、多面的に検証し、最終的には文化財保護委員会に諮問をし、同委員会の答申により判断することとなりますが、これまでに大規模な改修工事等が行われている状況等を考えますと、認定のためのハードルは高いのではないかと考えております。

また、仮に文化財として指定された場合は、当然のことながら文化財保護法の適用を受けることになり、現状を変更したり、あるいは保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可が必要となるため、現在も使用されている田代溝であるならば、補修や修繕、改良のたびに許可の手續や時間を要することになります。使用に支障を来す場合も起こりかねません。稼働遺産が抱える、生きている遺産、現役の遺産が抱えるデメリットの最たるものだというふうに考えます。つきましては、地域の宝として過去に地元で記念誌を発行されるなど、すばらしい取り組みをされていることでもございますし、以前この溝の開拓開削をテーマにしたミュージカルを、三中の生徒さんが演じられたというお話も聞いております。

今後とも地域の皆様や管理者、所有者の方を中心に、先人の偉業をたたえ検証する、例えばモニュメントや説明板等を検討され、後世に長く語り継ぐ取り組みなどが非常に大切なのではないかと考えるところでございます。つきましては、以前本市で設置をいたしました大

切な物語板設置運動による我が町の物語板設置というものがございます。これは二日町派出所の横に大和球団とか、人吉東小学校の校庭の所に楠の木の物語板が設置してありますけれども、陶板による焼付けの説明板でございまして、色あせがなくて半永久的なつくりとなっております、参考にさせていただければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西 信八郎君） 文化財としての申請においても、管理上においてもハードルが高いということでございました。このように、先人の方の尽力と後世の方の努力をもって守り継がれているものにつきまして、人吉独自で仮称、人吉農業遺産第何号というような認定の取り組みができないか、検討のほどをお願いしまして、私の一般質問を終わります。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

12番議員の笹山でございます。今回、私には登壇の選択の余地はありませんでした。そういうことで、本日最終日の登壇ということになりましたけれども、久々の最終日の登壇でありますので、若干緊張もいたしております。私の後には、トリで高瀬議員が控えておられますので、今しばらく一般質問にお付き合いをお願いしたいと思います。

今朝の朝刊の一面に「成人18歳、改正民法成立」との大きな見出しで記事が掲載されておりました。成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正などが、13日参議院本会議で可決成立をしたということでもあります。施行は、2022年4月1日ということでもあります。1876年（明治9年）の太政官布告、それとあわせて1896年（明治29年）の民法制定から続いた大人の定義、20歳という大人の定義が大きく変わるということでもあります。

また一方、女性が婚姻できる年齢は16歳から18歳に引き上げ男女で統一されるようであります。ただ施行までには、さまざまな課題、それからこれに関連する法律の改正等が、まだまだあるようでありまして、いろんな課題が先送りされているようであります。施行までに、今後、私もこの法律の施行については注視をしていきたいなというふうに思っているところであります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、議案質疑として、議第49号について、市長の施政方針から、特定健診の受診率向上について、教育長人事案件に寄せて、市民の声から、校舎の活用についての4点を通告いたしました。

まず初めに、議案質疑から議第49号についてであります。

今議会に議第49号人吉市空き家等対策の推進に関する条例案が提案をされております。

6月4日開会日の全員協議会におきまして、この新条例の制定に至った経緯やポイント等に

については、説明があったところではありますが、私なりに条例案を見て気にかかった点がありましたので、議案質疑として通告をした次第であります。

第11条に空き家等対策協議会の設置がうたわれております。協議会の設置そのものは、何ら問題ないとは思っておりますが、第3項に「協議会は、市長及び市長が委嘱する9人以内の委員で組織する」とあります。協議会は、市長の諮問機関であると思っておりますので、その諮問機関に市長みずからが委員として入るのは、おかしいのではないかと考えているところであります。市長みずからが諮問機関の委員になるということは、ほとんどないのではないかとこのように思っておりますので、今回この条例の協議会の位置づけは、どのようにお考えなのか。また、市長が協議会の構成員として入る根拠はどこにあるのか、この点についてお尋ねをしておきます。

以上、1回目を終わります。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

まず、協議会の設置についてでございますが、国は自治体が行う空き家対策事業に關しまして、空き家対策総合支援事業を準備してございまして、その補助を受ける前提条件として、空き家等対策計画の策定と空き家等対策の推進に關する特別措置法、いわゆる特措法でございますけれども、この特措法に基づく協議会を設置することが上げられてございまして、今後、国からの財政的支援を受けるためにも、この特措法を準拠した協議会をつくりたいと考えているところでございます。

特措法の協議会規定である第7条第2項では、市町村長のほか、市町村長が必要と認める者をもって構成するとされておりますため、市町村長が構成員となることを当然の前提とされております。協議会の設置者が市町村であるため、その代表である長を唯一必要的構成員とされているところでございます。

議員の御質問のとおり、本市独自で設置する各種協議会では、市長みずからが協議会の構成員になることは、あまり例がないところでございますが、本協議会への市長参画の必要性といたしまして、協議会での検討及び決定事項が、個人の財産の権利、いわゆる財産権に及ぶため、空き家対策の推進において高度な判断及び強い自治体のリーダーシップが求められているところでございます。空き家等対策計画の策定を初め、特に慎重な決定を必要とする特定空き家の認定、措置決定などを市長が協議会の構成員として、最初から参画し、それぞれの専門的知識を有する者から意見を聴取し、慎重な議論を重ねた結果、及び過程を十分考慮した上で協議会の審査結果として受けとめつつ、最終的に判断は行政の長として市長が決定するという方法をとることが必要であると考えております。

したがって、本市では本協議会を個人の財産・権利等の重要な事項を協議・審査する諮問機関として位置づけ、上位法である特措法を準拠いたしまして、市長を協議会の必要構成員としているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、特措法の上位法においても、そういうふううたってあるわけですね。市町村長のほか、認める者というふうな形でうたってありますので、それでこういうふうに市長も参画されているのかなと思ったわけなんですけど、果たして、それが本当にいいのかなと、ちょっと考えるんですね。先ほど部長が答弁されましたように、協議会で、いろんな部分を審議する。そして、それを協議会が最終的には行政の長である市長に報告をする。その報告を受けた中で、市長が最終的な判断をするという過程を考えれば、その協議会の中に市長みずからが入った協議会で審議をした部分であれば、もう何もそこで決まってしまう。ただそれを最終的に市長に答申をする必要ないんじゃないかというふうなことも考えられるわけなんですけどね。

ですから、その行政の長としての立場で、どう判断するのかという部分を考えてときに、果たして本当に上位法にうたってあるような形で市町村長みずからが協議会の中で諮って、入る中で協議をするのがいいのかどうかというのは、それは私は、若干まだ疑問はあるんですけども、上位法がそうなってれば、それは財政的な支援を受けるためには仕方ないのかなというふうにと考えるとこころであるわけです。そこはそこで、そういった執行部の判断ですので、別にそれ以上お聞きはしません。

もう一つは、この特措法を見てもみますと、第7条の第2項に具体的な職種の人を委員に入れなさいというふうな形で書いてあるわけですね。それぞれに特殊性を持った専門性を持った人たちの意見を聞くということであろうと思いますけれども、ここでは市としては、どのような人選を考えておられるのか、この点だけ確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

特措法第7条第2項では、「協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」とされており、本市といたしましては、地域住民からは町内会長を、法務部門からは法務局職員、それから弁護士、司法書士を、不動産部門からは宅地建物取引業界の方を、建築部門からは建築士を、福祉部門からは社会福祉協議会、それに加え防犯、防災上の観点から警察署及び消防署職員を考えているところでございます。

本条例を議決いただきましたら、それぞれが所属されています団体、事業所等に協議会委員の推挙をお願いし、空き家等対策協議会を設置したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） この条例について、いろいろとまだまだ聞きたい部分はあるんですけども、いろいろ聞いてしまえば、一般質問になってしまって、議案質疑ではなくなります

ので、これ以上質問をすることはやめておきたいと思っております。

あとは、十分に委員会の審査・審議等がありますので、委員会の中で十分な審査をお願いをしたいというふうに思っているところであります。

例えば、協議会をつくる、そこからのスケジュール等がどうなっていくのか、いろんな部分がまだまだ質問したい部分は、たくさんあるんですけども、今回は、議案質疑で通告しましたので、以上で終わっておきたいと思えます。

次に、市長の施政方針から特定健診の受診率向上についてであります。

施政方針におきまして、健康づくり関係において、疾病の早期発見につながる特定健診の昨年度の受診率は約40%と、国が示す目標値である60%に届かない状況となっており、まずは特定健診を受診していただくことが、喫緊の課題と認識されているようであります。特定健診の受診率については、ここ数年あまり変わらない状況だなというふうに私も思っているところでありますけれども、改めて特定健診の受診率の推移についてお尋ねをしておきたいと思えます。

過去5年程度の全体的な受診率、そして、もしわかれば年代別にわかれば年代ごとの受診率等についてお示しいただきたいと思えます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

全国の自治体の特定健診の受診率は、国が統一した方法により算定した法定報告値として公表されております。その報告値で申し上げさせていただきたいと思えます。平成25年度40.1%、平成26年度39.6%、平成27年度40.0%、平成28年度39.8%でございます。この法定報告値は、健診を実施した翌年の11月ごろに公表されますので、平成29年度、昨年度につきましては暫定値で答えさせていただきたいと思えます。その数値は39.6%でございます。この5年間を見ますと受診率は、ほぼ40%ということでございまして、国が目標値として示しております60%には、まだまだ届かない状況でございます。

年代別の受診率につきましては、特定健診対象者が40歳から74歳まででございますので、40歳代から70歳代まで5年間の平均値でお答えをさせていただきたいと思えます。

40歳代が22.7%、50歳代が27.1%、60歳代が40.9%、70歳代が52.7%でございます。

以上、平均値で、お答えさせていただきましたけれども、40歳代、50歳代の受診率が低い状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今答弁いただきましたように、確かに受診率は約40%と横ばいの状況ですよね、年代別を見ても、本当に40歳代、または50歳代が20%台ということで、非常に受診率が低い、そのような状況がわかったところであります。そのようなところで、この特定健診の受診率が、このように伸びない課題、この点についてはどのように捉えていら

っしゃるでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほど年代別の受診率を御答弁申し上げましたけれども、40歳代及び50歳代の受診率が低いということでございます。これらの要因といたしまして、仕事があり受診ができにくいという声もございまして、車健診を土曜日、日曜日に実施しておりまして、平日と比べますと受診者数が多い状況ではございますけれども、全体的には伸びはないというような状況でございます。

また、平成28年度特定健診未受診者3,645人のうち、高血圧症で治療中の方が1,442人と、約4割を占めておりまして、治療中の方の中には病院などに通院しているということで、健診は受診しなくてもよいと判断されている方もいるのではないかと推察しているところでございます。

その他、2年に1回、または3年に1回と不定期に健診を受けられる方が、平成28年度は8%おられます。さらに健診受診も医療機関受診もされていない方が21.6%おられる状況でございまして、特定健診を受ける必要性につきましては、受診勧奨案内通知や広報、各種会合などの機会を通しまして、周知をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） なかなかですね、執行部とすれば、そういった案内をしたりとか勧奨をしたり、周知徹底をしながらということで努力をされていると思っております。ただそういった努力が、なかなか恐らく市民の方が意識をしていないんじゃないかなと、ちょっと感じるんですよ。そういった案内が来ても、ただそれを見て、ああ、せないかなと思ながらも、ただそのままにしてしまうとかですね。そういった状況もあるんじゃないかなというふうに思っております。恐らく市民の方の関心が低いのではないかなという部分もあると思っております。ただ、そういった状況の中であっても、やはり何らかの取り組みをしながらでも、受診率を向上させる、これがやっぱり必要なことだと思っております。

施政方針の中においても、取り組み方針等を若干市長のほうで述べておられますけれども、やはり受診率向上に向けて具体的に取り組み内容というものをどういったことをしたらいいのか。この点、今、執行部のほうで検討していらっしゃる部分があれば、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほど申し上げました課題をもとに取り組みを実施しておるところでございますけれども、一つ目に特定健診対象者のうち、申し込みをされなかった方に対しましては、昨年度から健診受診の利点や必要性を載せた資料を同封の上、受診票を送付し、受診勧奨を行っております。

二つ目といたしまして、健診を申し込まれたにもかかわらず、健診を受けられなかった方に対しましては、町内会長囑託員連合会及び健康推進委員会の協力を得まして、戸別訪問などにより、秋に実施します追加健診への受診のお勧めを行っているところでございます。健診受診の意向があった方に行っておりますので、効率的な方法ではないかと考えているところでございます。

三つ目といたしまして、今年度から初めて特定健診の対象者となられる40歳の方に対しまして、家族とは別便で本人宛てに健診申込書を送付いたしまして、受診勧奨を行っております。初めての健診機会と捉えまして、初期からの継続的な健診受診のきっかけとなるように実施をいたしました。

四つ目といたしまして、疾病治療中の方々の受診勧奨を推進するために、人吉市医師会様と連携のもと、特定健診受託医療機関に出向きまして、かかりつけ医の立場で治療中の方へ健診受診を勧めていただくようお願いをいたしました。

五つ目といたしまして、これはまだ検討中のことではございますけれども、厚生労働省作成の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に医療機関通院時の検査データを特定健診受診として活用することができる旨の明記がされましたことから、既に県内で実施しておられます他市町村の情報を収集し、今後の検査データの活用に向けて人吉市医師会様、近隣町村と協議を開始したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれさらなる取り組みを検討されていらっしゃるようでありますけれども、受診勧奨をしたりとか、受診の勧めをしている、その資料がどういったものか、ちょっと私もわかりませんが、やはり資料等についてはチラシなんかをつくられて、やっぱりパッと見て、ああ、これは受けないかなと思うようなチラシをつくって同封するとか、そういったことも必要なんじゃないかなとちょっと思って、気になったところであります。

また、初めて40歳になった方に個別に受診勧奨をする、それは必要なことかもしれませんが、ただ受診勧奨するだけではなくて、何らかのちょっと特典があるようなことを考えて勧めたら受診の向上にもつながるんじゃないかなと、私はちょっと考えたところであります。

医療機関との連携、これは今から本当に重要になるんじゃないかなと思います。高血圧の方が4割も健診を受けない、そういったかかりつけの中で診察を受ける中で、やはりきちんと先生のほうから特定健診は特定健診として受けたほうがいいですよというふうな勧めがあれば、本人も、やっぱりこれはちゃんと受けないかなというようなことで意識も変わるのかなと、私も思っていますので、この点は強くそういった連携を十分に強くすることが重要になってくるんじゃないかなと、ちょっと感じたところではあります。

そういったさまざまな取り組みを一生懸命しておられるようでありますけれども、そのような中で、健康ポイントカードが、平成29年度をもって終了したというようなことであります。この健康ポイントカードが終了に至った経緯と、その効果についてはどうだったのか、その効果について、どのように検証をされたのか、この点についてお尋ねをしていきたいと思っておりますし、また、きじ馬ポイントの効果については、どのようにお考えなのか、この2点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

健康ポイントカードにつきましては、市民健診受診率向上及び校区ウォーキングデー参加者の増加、ひいては市民の健康増進を図ることを目的として、平成27年度から事業を開始いたしました。

内容といたしましては、市民健診受診者や、ウォーキングデー参加者のうち、希望者に対して、それぞれにポイント数を設定し、30ポイント満点となりましたら500円分のきじ馬商品券と交換するものでございました。健康ポイントカードが満点になるまでには、中には数年かかる方もおられましたことから、年度ごとの健康ポイントカードの発行枚数、商品券発行枚数などから効果の検証が困難な状況でございました。

したがって、この効果検証が難しかったこと、また保健センター窓口に出向いてのポイントの付与ということでもございましたことから、不便をおかけしているということでもございまして、変更検討いたしましたところでもございます。健康ポイントカードが終了することに伴いまして、これまでお持ちのポイントカードは、保健センター窓口、ウォーキングデー会場におきまして、今年度末を期限にきじ馬スタンプポイントへ変更させていただいた次第でございまして。

また、本年度からは地域の商店街との連携という観点からも、きじ馬スタンプ協同組合と連携いたしまして、特定健診受診者に対しましては、きじ馬スタンプへのポイントに変更をさせていただいたところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 健康ポイントカードについては、私も実際平成27年度にカードをいただきました。ウォーキングに参加をして、朝のウォーキングに参加したときにカードをもらったことがあります。ただ、そのポイントもらって、これは本当に満点になるまで、どのくらいかかっとなかなか、そのときに思って、これは失礼な言い方かもしれませんが、本当にためになつとやろうかと思いつつ、そのまま私はしてしまいました。ですので、本当にこの健康ポイントカードをどれだけの人が利用されたのかなというのをちょっと確認したくて、ちょっと聞いた次第でありますけれども、今はきじ馬ポイントカードに切りかえて今年度スタートしていらっしゃると思いますので、その点については、そのまま聞かずにおきた

いと思っております。

そのような中で、実は特定健診の市のホームページをちょっと見ておりましたところ、その特定健診の項目の中で、実は、「平成30年度から保険者努力支援制度が創設されました」というふうな記事がホームページに掲載されていたわけなんです。これを見ておきますと、国からの財政支援で受診率の向上は、国からの交付金がふえることにつながって、住民の国民健康保険税が減る仕組みになりますよと、そういう形で掲載してあったわけなんです。これは、よか制度がスタートしたなというふうに思ったところなんですけれども、ただ、この保険者努力支援制度というのが、具体的にどういった形なのかなというのが、よくわかりませんでしたので、改めて、ここでは平成30年度から創設をされた保険者努力支援制度、これは、どのようなものかということでお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（廣田五浩君） 皆様こんにちは。それではお答えいたします。

御質問の保険者努力支援制度は、国民がみずからがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、後発医薬品の使用や適切な受療（受診と治療）行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組むとの趣旨のもと、市町村が医療費適正化に向けた取り組みを構築するための国の財政支援制度でございます。

平成30年度につきましては、予定では全国で800億円規模の事業となっておりますが、現在、市町村分といたしまして、200億円の追加があり、都道府県に500億円、市町村に500億円、合わせて1,000億円規模の事業となっているところでございます。

この制度は、12項目の各項目に対し、加点による合計点数で交付金の算定が行われることとなっております。まず保険者共通の指標といたしまして、1、特定検診受診率、特定保健指導実施率等、2、がん検診受診率等、3、重症化予防の取り組み、4、個人へのインセンティブ（刺激奨励、誘因の提供）、5、重複服薬者に対する取り組み、6、後発医薬品の促進の取り組み等の6項目11部門。それから、国民健康保険事業固有の指標といたしまして、1、収納率向上、2、データヘルス計画の取り組み、3、医療費通知の取り組み、4、地域包括ケアの推進、5、第三者求償（交通事故、傷害者事件等での損害賠償請求の取り組み）、6、適正かつ健全な事業運営の実施状況の6項目6部門及び体制構築加点が1部門で、本市の取り組み状況による加点によりまして、満点が850点となりますが、その合計点数で交付金を決定する国の財政支援制度でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 保険者努力支援制度、今の部長の答弁を聞いていますと、本当に、これは国のアメとムチの政策かなと、ちょっと感じたところなんです。結局、保険者、市ですよ、市町村がこれだけの受診率を向上させなさい、もしくは国保の収納率を向上させなさい。向上させることによって、例えば、受診率が60%に近くなることによって、点数が満

点に近い点数をもらえると。その満点に近い点数をもらった総合的な点数を配分して、その合計点数の割合によって交付金が、人吉市は何点だから、これだけ交付しますよというふうなことだと思うんですよね。ということは、結局そういった受診率を向上させる努力をしたりとか、収納率を向上させる努力をしたりとか、そういった努力をすればするほど国の財政支援をしますよということかなと、ちょっと感じたところなんですよね。

それが平成30年度、今年度からスタートをするということでもありますけれども、この制度をいろいろ見てみますと、平成28年度から前倒し分として、交付があっているように記載してあるわけなんですよね。平成28年度から検証するために、平成28年度分、平成29年度分というような形で前倒し交付分を約200億円ほどやっているような記載がありました。

そういったことで、制度としては今年度からスタートするかもしれませんが、そういった前倒し分というふうな形で、本市にもそのような配分があったのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

例えば、もし配分があっているとすれば、この保険者努力支援制度について、例えば、私は、これを調べるまで、ちょっと全くこの言葉、そのものも知りませんでしたので、委員会の例えば、厚生委員会の中では、そういった具体的な説明があっていたのか。もしくは、厚生委員長の委員長報告等を聞いても、恐らく保険者努力支援制度という言葉は全くなかったと、私は、ちょっと思ってるんですが、そういったことで、今まで全く私は聞いていない状況があると思っています。ですので、その辺できちんとした説明等があっているのかどうか、この点もあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

御質問の平成28年度の前倒し分の交付につきましては、本市にもございました。

内容につきましては、465万1,000円を平成28年度国民健康保険特別調整交付金の上乗せ分といたしまして交付を受けております。

さらに、平成29年度につきましても、696万4,000円の交付を受けているところでございます。いずれの年度も平成30年度、本年4月の都道府県への運営責任主体の移行に向けまして、市町村に対する激変緩和措置の一つといたしまして、前倒しの試験的な制度設計により実施されており交付されたものでございます。

その制度内容につきましては、国から県や市町村への詳細な説明がない状況で交付金額が不明確なまま、平成28年度それから平成29年度ともに3月の年度末に県から交付金額の内示の通知があり、特別調整交付金への上乗せという形で歳入の調定処理をいたしたところでございます。

委員会への説明はあったのかとの御質問でございますが、そのような状況の中で、前倒し分の歳入につきましては、その後、厚生委員会におきまして、特に御説明、また御報告しました経緯がなかったことを確認したところでございます。

一昨年から県への移行への業務推進が進まない中で、何度も厚生委員会におかれましては、協議会の場を設けていただき、標準税率等の考え方、スケジュール等につきまして経過説明させていただきましたが、この議員御質問の努力支援制度の前倒し交付の事案につきましての説明不足は明白でございまして、否めないと考えております。執行部といたしまして、深く反省いたしているところでもございます。

平成30年度の支援制度のスタート、正式なスタート創設に当たりまして、本年度予算につきましては、県への移行による国保特別会計に保険者努力支援分に係る新たな費目を設けまして、決定ではございませんが、1,357万2,000円を予算計上いたしまして、本年3月議会の厚生委員会において国保特別会計の歳入歳出一覧表にて、ごらんいただき承認をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 平成30年度の国民健康保険事業特別会計の予算書を見ますと、確かに保険者努力支援分というような形で計上されております。恐らくといいますか、やはり、こういった保険者努力支援というのが、この平成30年度からきちんとかいいた形で予算書にも計上されているという部分であれば、この予算の説明の中で、やっぱりきちっとした保険者努力支援というのがどういったもので、どういった形で交付されると、そういった部分についても、やっぱり説明をされるべきではなかったかなと、やっぱり私はちょっと感じたところなんです。私も予算書を見て気づかなかった部分も、私の責任もありますが、やはりそういった新しい制度については、きちっと執行部のほうは説明をしていただきたいなというふうに感じたところでもあります。

先ほど言いましたホームページの掲載につきましても、非常に、これ勘違いを受けるんじゃないかなと、ちょっと思うんですね。今のホームページの掲載のままであれば、非常に保険者努力支援制度が国民健康保険税が減る仕組みにつながってきますよというような形で書いてありますので、この辺は、やっぱりそんなに、これによって極端に減るという状況は、私はあまり考えられないんじゃないかなと、ちょっと判断しますので、やはり市民の皆さんが、こういったホームページを見たときに、ああ、これはよかなと思ってですね、やっぱり勘違いされれば、でも、何で保険税は減らんとなくなっていく形になればいけないと思いますので、この辺のホームページの掲載の仕方については、若干執行部のほうで検討していただきたいなというふうに思っているところであります。これについては、答弁は求めませんけれども、そういった形で執行部のほうで何らかの形で検討をお願いできればというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、受診率の高い都市等におきましては、自己負担分を無料にして受診しやすい環境づくりを進めている自治体もあるようであります。そういったことを考えてみますと、も

し仮に人吉市が無料にした場合に、その無料にした場合の財源がどのぐらいになるのか、この辺の試算についてお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

人数、金額につきましては、平成29年度の特定健診対象者をもとに、お答えをさせていただきます。

平成29年度対象者数は、6,364人で、そのうち2,520の方が受診をされました。自己負担を無料にした場合には、現在1人当たり800円の御負担をいただいておりますので、合計いたしますと、201万6,000円の予算を一般会計からの繰り入れということになります。

また、仮に受診率が60%の場合には、3,818人の受診と想定いたしまして、305万4,400円が必要になるものと思われま。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 無料にした場合の財源が約200万円ですよね、受診率が60%で約300万円が、財源的には必要になるというようなことのようにありますけれども、もしそういった中で無料化を考えた場合に、これは無料化できるかどうかは、また別問題として、無料化を考えて受診率を引き上げると、それから受診率を引き上げながら早期発見、また早期治療につなげるということを考えますと、その早期発見、早期治療というのが医療費の節減につながってくる。ひいては、国保税の引き下げにもつながってくるというふうに考えられるところですよ。そういったところで、無料化を実施している自治体は何箇所かあると思っておりますけれども、そういった無料化について、市長自身どのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

我が国におきまして、国民皆保険のもと被保険者が、それぞれ保険料を負担し、互いの疾病等による医療費を負担し合う制度は、国民誰もが安心して医療を受けられる制度として世界に誇れるものであり、また世界の1、2位を争う平均寿命と保険医療の水準の源であると存じております。

しかし、この医療保険制度も被保険者の健康状態により医療を受ける機会がふえますと、保険料負担も上昇するわけでありまして、現在は、その保険料負担が住民の生活に重くのしかかっている状況は、私も十分認識しているところでございます。

議員御提案のとおり、特定健診対象の全ての被保険者が特定健診を受診し、早期発見、早期治療に努めてまいりますならば、期間はかかりますが、長期的には医療費の伸びを抑えることが可能でありますし、ひいては国民健康保険税の抑制にもつながることは十分考えられるところでございます。

しかしながら、国民健康保険の財政運営は、市町村単位では限界があることから、本年4月1日から熊本県が運営責任主体となり、県内市町村との共同運営となっております。仮に

本市の医療費抑制が図られたとして、県が本市へ提示します標準保険税率の積算基礎に、どのように反映されるか、県の国民健康保険税の標準化の中で、本市の国保税の引き下げにつながるかは不透明な状況でもございます。

また、75歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者の皆様には、健診の自己負担額を国保の健診の自己負担額と同額の負担をお願いしているところでございます。現在、国民健康保険における特定健診の受診率向上と受診後のフォローにつきましては、先ほど健康福祉部長からお答えいたしましたとおり、これまでもさまざまな手法や機会を捉えまして、事業推進に努めており、また人吉市医師会等にも御協力をいただいている状況でございます。結果として、受診率向上等に大きくつながる対策には、現在のところ結びついておりませんが、やはり最終的には、被保険者の皆様に健診の重要性と、自己の健康管理の必要性を実直にお伝えし、粘り強く、その対策を進めることが重要と考えております。その延長線におきまして、議員御提案の趣旨の先にあります市民の健康増進と国民健康保険、さらには健康保険制度における適正かつ健全な財政運営、制度運営につながる施策を展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 無料化については、多分非常に厳しい状況であろうかと思っております。そのような中でも無料化にしなくても、やっぱりいろんな取り組みをしながら、健全財政、持続可能な医療保険制度の推進ということでありますけれども、そうするためには、やはり受診率の向上をどういうふうに引き上げるのか、そこはやっぱり十分に検討していく必要があるんじゃないかなと思っております。

やはり今、健康福祉部長のほうから具体的な取り組みの中で答弁をされましたけれども、やはり、それをもう少し積極的な政策を考えていく、そういったもう少し積極的な政策を打ち出すことによって、それが受診率の向上につながっていくと私は思います。その点は、やはり先進的な自治体が、いろんな取り組みをされておられますけれども、そういった先進的な自治体の取り組み事例を参考等にしながら、やはり人吉市でできる、そういった受診率の向上対策、これをさらに強く進めていかないと受診率の向上につながっていかないとしますので、ぜひその辺の対策をさらに研究・検討をお願いをしたいなというふうに思っておりますので、そういうふうに要望しておきたいと思っております。

以上で特定健診についての質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時47分 休憩

午後 3 時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それでは次に、教育長人事案件に寄せてということであります。今議会へ教育長人事案件として、現末次教育長の再任ということで人事案件が上程をされております。上程に至った理由につきましては、全員協議会において松岡市長から、るる説明を受けたところでありまして、上程に至った経緯、それから末次教育長の人となりについては、ここにおられる全議員が十分に御理解をされており、私があえて、ここで申し上げることもないというふうに存じているところであります。

ただ市長就任時から教育への関心が非常に高い松岡市長、そして、本市教育委員会のトップにおられる末次教育長が、今後どのように本市教育行政のかじ取りをされていかれるのかを私なりに、これまでの成果を検証しながら、そして確認をさせていただくために、今回の一般質問に至った次第であります。

昨今、本当に悲しく心をかきむしられるよう事件があっております。新潟の事件、東京目黒区の虐待の報道を見て、大人に未来ある子供の人生を奪う権利がどこにあるのか。そして、そんな大人を誰がつくってきたのか、犠牲になるのは、いつも幼い子供たちであり、二度とこういう事件が起こってほしくないと、心から願わずにはられません。

そして、子育てが大変なことは私自身も十分に理解をしております、それゆえに子育てを通して、親も子供も成長していったほしい。そうなれば、この世知辛い世の中も決して捨てたものではないと感じるのではないのでしょうか。

田中前市長は、「生きていく力、希望を育むのが教育であれば、生まれてきてよかったと思える社会をつくるのが行政の最大のテーマの一つだ」とも言われておりましたが、私も教育の原点は、そこにあると思っております。

今回の教育長人事案件は、単に現教育長の再任だけにとどまらず、市民一人一人が教育に特化したまちづくりに共感を覚え、人口は減るかもしれないけど、市の将来ビジョンは間違っていなかったと認めていただけるような、10年、20年先を見据えた人づくり、そのところを市長、そして教育長には強く意識していただきたいというふうに思っているところでもあります。

この3年間を振り返るという観点から質問の内容が多岐にわたることをお許しを願いたいと思いますが、大まかに5点に絞って質問してまいりたいと思います。

1点目に、第2次教育振興基本計画への教育長の思いについて。2点目に、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進の中から安全・安心で良好な教育環境の整備について。3点目に、新潟市で発生した痛ましい事件と子供の見守りについて。4点目に、市長のふれあいスクールランチについて。5点目に、市長と教育委員会の連携について質問を行いたいと思います。

まず最初に、第2次教育振興基本計画についてであります。

本市には、教育政策を具現化した計画として、まず最上位計画に第5次人吉市総合計画があり、そして、より具体的になったものが、今回策定をされました第2次教育振興基本計画、教育振興プランであります。本市の教育が何を目指そうとしているのか、どういう子供たちを育て、未来に送り出してやりたいのか、そのところが、よく理解できないところもあります。

そこで、教育長にお尋ねをしておきたいと思いますが、第2次教育振興基本計画策定に対する教育長の思いについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

第1次教育振興基本計画に基づく、本市教育の取り組みが進められてから早くも5年が経過いたしております。その間、国や県から新たな施策や事業も提示されていますので、子供たちの教育の充実や市民の生きがいづくりなど、本市の状況にあった取り組みを進めるために着実に、丁寧に、それでいてスピード感をもって取り組んでいかなければならないと日々感じているところでございます。

このたび、第1次計画の検証結果を反映し、生涯学習の実現に向け策定いたしました第2次教育振興基本計画におきましても、これまで培われてきた本市教育の歴史と伝統を重んじながら、今求められている新しい時代の教育にもしっかりと対応して策定しているところでございます。人を育てる、人をつくる、こういうことを原点に置きながら、全ての中で網羅しながら教育振興基本計画策定に当たっていったところでございます。

未来を担う子供たちの健やかな成長に資するために、また保護者や地域の皆様の思いに応えるため、そして、市長の思いを具現化するために、多くの方々の協力を得ながらではありますが、私自身この計画の推進に、また、さまざまな教育施策の推進に全身全霊をかけて臨んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やはり、この第2次教育振興基本計画が、今後の教育の一番重要な部分になってくると思っておりますが、先ほど教育長答弁ありましたように、第1次振興計画を振り返りながらというようなことでもありました。

そこで、第1次教育振興基本計画に対する検証及び課題については、どのように捉えておられるのか、この点を確認をしておきたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

第1期の検証と課題につきましては、第3章で第1次人吉市教育振興基本計画の振り返りという章立てを行いながら整理をしております。具体的には、第1次計画の検証につきましては、平成25年度から平成28年度の実績値と推移、市民アンケートなどをもとに事業の達成度や市民満足度をできるだけ数値化し、検証したところでございます。

教育部各課の事業に関しましては、おおむね良好な結果が出ておりますが、マラソンを初め、各種イベントや講座等の関係者からいただいた貴重な御意見等をもとに見直しが必要な部分もあるようでございます。より良い事業にすべく改善してまいりたいということで検証を行っております。

また、学力向上の取り組みや、いじめ・不登校に関する取り組みも少しずつではございますが、成果があらわれてきているようでございますので、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

一方、ハード面の課題としましては、何より施設の老朽化に対する対策が求められていることがございます。本市も厳しい財政状況にございますので、まずは各施設の長寿命化を図る取り組みに力を注ぎたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 第1次教育振興基本計画の検証については、教育部長が答弁されたように、振り返りという中で、きちっと章立てをされながら、その項目の中で一つ一つを具体的に検証されていらっしゃいます。ただ私も全部を読む時間ありませんでしたので、全てを網羅しているわけではありませんけれども、やはりそれなりに、ちゃんとした課題を検証されながら、それを第2次基本計画につなげていっている、そういった状況が見てとれるというふうに思っております。

ただ、そのような第2次の教育振興基本計画を見ましても、やはり全てを網羅してありますので、範囲も広くて、その部署部署にかなりのそれぞれに課題が多くあるように思っているところであります。ただ課題は、それぞれありますけれども、そのような課題の中で第2次教育振興基本計画における最重要課題は、どういうふうに考えておられるのか、全てが最重要課題かもしれませんけれども、特に最重要課題と捉えていらっしゃる部分は、どういう点なのか、この点をお尋ねしておきたいと思っております。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

社会は大きく、かつ急速に変化する中で、生涯学習社会の重要性は一層高まっていると言われておりまして、人生100年時代、超スマート社会、グローバル化や人口減少など、社会構造は著しく変化しており、当然教育を取り巻く環境も大きく変化をしていくことが指摘されております。

つまり、当市においても、この社会の変化に対応ができるよう、幼児・学校教育に始まり、誰もがいつでもどこでも生涯にわたって学び続けることのできる生涯学習社会の実現が最も重要な課題であると認識をしております。ただ、この期間における課題は、議員御指摘のようによくございますし、守備範囲も広うございますので、分野ごとの最重要課題も申し上げさせていただきますと存じます。

まず、学校教育においては、何といても、いじめ・不登校の未然防止と、その解消であると考えております。

また、社会教育におきましては、地域の皆様の協力を得ながら進める小学校運動部活動の社会体育移行と地域学校協働活動の推進であると捉えております。

歴史文化関係では、麓町の旧本庁舎跡地を含めた人吉城跡の保存、活用。

学校施設管理におきましては、施設の長寿命化に向けた取り組みが重要であると捉えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれの分野における重要課題等につきましては、教育部のほうで認識していらっしゃいますので、それは速やかに移行するように取り組みを今後お願いできればなというふうに思っているところであります。

次に、教育目標のうちの第3、「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進の中から、安全・安心で良好な教育環境の整備について、お尋ねをしておきたいと思えます。

公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する平成27年1月27日付けの文部科学事務次官通知が出されているようであります。その内容と骨子及び教育委員会の対応について、お尋ねをしておきたいと思えます。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

御質問の文部科学省からの通知の内容について御説明申し上げます。

文書の見出しは、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について」と記してありまして、その趣旨は、学校教育においては、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれていると言われており、そのため文部科学省は、公立小中学校の学級数の標準や通学距離の条件を示すとともに、昭和31年に示した「公立小・中学校の統合方策について」や、昭和32年、翌年の「学校統合の手引」及び「公立小・中学校の統合について」により、学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めてまいりました。しかしながら、近年の家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれることを背景に、学校の小規模化に伴う教育上の諸問題が、これまで以上に顕在化することが懸念されているとして、公立小中学校の設置者である市町村教育委員会が学校統合の適否、または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や、考慮すべき要素、留意点をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を策定したので、地域の実

情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われるよう積極的に活用してもらいたいという内容になっておりまして、昭和30年人口増加のときの適正規模から人口減少に転じた2008年以降、2030年には人口が1億人を切るということで、そういった見きわめによる学校の適正規模を示したものとなっております。

これを受け、教育委員会では、本市の学校の適正化、適正配置の基本的な考え方や事業の進め方をまとめました人吉市立小中学校の適正配置に関する基本指針という方針の骨子を作成したところでもございます。なお、この方針は本市の背景や適正配置の基本的な考え方と検討の道筋をまとめたものでございまして、これをもとに各校区や各学校の具体的な方向性について検討課題として別途整理することとし、今後議会に御報告と御相談を申し上げながら、最終的には基本方針と検討課題の2つをもとに、地域の大切な子供たちの教育環境の充実のため、保護者や地域の皆様と一緒に話し合っていくこととしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） あと、学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策等に関する実態調査も行われているようであります。ですので、その実態調査における内容、それから調査結果、また本市教育委員会の対応についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

御質問の学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査につきましては、学校統合による学校規模の適正化や統合が困難な小規模校における教育の活性化など、各都道府県、市区町村教育委員会における少子化に対応した取り組みの状況などについて調査を行い、少子化、人口減少時代に対応した活力ある学校づくりに関する施策の検討に資することを目的として行われたものでございます。

調査時点は、平成28年5月1日でございます。全ての都道府県教育委員会及び全市区町村教育委員会を対象として実施されております。市区町村を対象とした調査事項は、学校規模の基準の有無や内訳、学校規模適正化に関する課題認識や検討状況、市区町村の方針、計画の位置づけなどが問われておりまして、統合事例がある場合は、統合前後の変化や変更点、施設整備状況や費用面について問われています。

次に、調査結果でございますが、調査項目と結果の全てを詳細にお答えしますと、大変な量になってしまいますので、本市に関連する部分についてお答えをさせていただくことを御了承いただきたいと思います。と存じます。

はじめ、学校規模の基準について、「市町村区で独自に定めているか、学校の規模・基準を定めているか」という問いにつきましては、本市と同じく「定めていない」と回答した市区町村が全体の75%を占めており、学級数を定めているところが17%、学校全体の児童・生徒数を定めているところが4%となっております。回答は、複数回答可となっております。回答

数は1,755件でございます。

次に、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示された時点以降の学校規模の基準に関する取り組みを問う質問では、「新たに基準を設置した」が2%、「基準を検討している」が4%、「基準の見直しを行った」が1%、「基準の見直しを検討している」が4%で、本市と同じく「予定なし」と回答したところが、全体の89%でございました。

そのほか、学校規模適正化等の市区町村の方針・計画への位置づけについては、「特に位置づけていない」が64%で最も多く、次いで「教育振興基本計画に位置づけている」と「市町村その他の計画に位置づけている」が、ともに13%と並んでおります。本市が回答した「今後位置づける予定」は3%でございました。

最後に、「学校規模の適正化に関して国に望む支援は」という問いには、「教職員定数の加配措置」が79%、次いで「施設整備の補助」が74%、「スクールバス導入費用の補助」が60%と続いています。

なお、今回の調査により、分校の設置状況は「設置している」と回答したところが、1,755件中125件あり、全体の約7%になることがわかりました。この調査を受けて、本市教育委員会では、さきに述べました人吉市立小中学校の適正配置に関する基本方針をもとに検討を行うべく、第2次人吉市教育振興基本計画に「小中一貫教育、学校規模適正化の検討」という項目を位置づけたところでございます。

今後、各学校及び各校区の地域住民の皆様と意見を交わす機会を設ける必要があると感じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 文部科学事務次官の通知、それから先ほどの部長答弁いただきました実態調査の結果等を踏まえながら、人吉市立小中学校の適正配置に関する基本方針を策定をされているようですが、この策定については、平成27年度に策定をされているようなんですね。ところが、平成27年度に策定されながらも、今まで、まだ議会に対しては何ら、その策定方針と、その中身については説明はあってないわけですね。恐らく、なかなか遅々として進まない状況があるのかなというふうに思っているところなんですね。ですので、まだ報告がないのかなと思っていますけれども、今後、施設の長寿命化等も考えながら、また、そういった地域の実情等も踏まえながら考えてみますと、やはり、その辺については、いつかの時点では、きちんと議会にも説明をしていただきながら、その辺の地域の方の意見を聴取しながら、どういった方向で今後の本市のそういった施設のあり方があると考えていくのか、重要な時期にきているんじゃないかなと思うところなんです。そのような中で、やはりそういった取り組みの構想とか推進体制、この辺をちょっと確認をしておきたいと思っ

ていますけれども、それと学校統廃合等についても、今後いろんなところで統廃合の話が出てきているとも思っております。ですので、そういった学校の統廃合についての考えについて、お尋ねをしておきたいと思えます。

○**教育部長（小林敏郎君）** 御指摘をしっかり受けとめたいというふうに存じます。

お答えいたします。国及び県からの通達に対しましては、その内容に応じて各課で適切かつ丁寧に対応させていただいております。今回御質問いただきました文部科学省からの通達につきましても、教育長、教育部長、次長と担当課で協議を行い、方針の作成に向けて本市の地域の状況、子供たちを取り巻く状況、児童・生徒数の推移など、さまざまなデータを取得し、取り組みの方向性や推進体制について話し合いを行っております。

定例の教育委員会議においても、教育委員の皆様にも御説明を申し上げ、御理解と御助言をいただいているところでございます。今後も、こうした計画策定や計画の推進に際しましては、教育委員会一丸となって取り組んでまいりたいと存じております。

また、御質問の学校の統廃合につきましても、地域における重要かつ非常にデリケートな問題でもございますので、単純に少子化や学校の適正規模・適正配置の理論だけでは進められる問題ではないと存じております。何よりも地域に住み、地域で暮らす子供たちが郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、一人一人が生き生きと輝くためにも、子供たちの教育環境の充実を図ることを前提とした取り組みでなければならないと存じておりますし、地域の皆様の思いに寄り添うことが大切だと考えておりますので、この学校統廃合の問題に関しましては、将来の展望をしっかりと見据え、十分な話し合いを行い、あせらず時間をかけて取り組む必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 12番。笹山欣悟議員。

○**12番（笹山欣悟君）** 大変重要な課題でありますし、やっぱり地域にとっても重要な課題であります。やはり地域の実情を十分に把握をしながら、地域の実情に応じた取り組みを進めることが重要だと思っておりますので、ぜひ第2次教育振興基本計画の中に位置づけをされながら、ぜひそういった地域の実情を十分に踏まえながらの取り組みをお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、総合教育会議についてお尋ねをしたいと思えます。

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって新設された総合教育会議であります。この会議の内容、それから、これまでの実績について、どのような協議をされたのか、この点をお尋ねしておきたいと思えます。

○**教育部長（小林敏郎君）** お答えいたします。

総合教育会議は、市長と教育委員会の委員で構成されておまして、必要に応じて関係者や有識者を参考人として招いて意見を聞くことができることとなっております。

本市における総合教育会議は、平成27年7月に第1回目を開催して以来、年に1回から2回開催しておりまして、これまでに5回開催しております。その内容と実績についてでございますが、第1回目の平成27年7月が、会議の運営要領と教育大綱についての共通認識を持つことを中心に協議してございます。翌年2月には、学校給食費の段階的な保護者負担軽減事業についてと、第2次人吉市教育振興基本計画について協議がなされております。3回目の平成28年11月には、学校給食費助成金についてと、小学校運動部活動の社会体育移行に伴う経過と今後の動きについて協議をされております。4回目の平成29年10月は、小学校運動部活動の社会体育移行に関する経過報告と全国学力学習状況調査の結果について、それと中学校部活動のあり方についての3点について協議が行われております。5回目の今年になりまして、平成30年2月には教育大綱についてと、熊本県学力調査等から見える本市の子供たちの現状について協議が行われているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 大変重要な課題を、この総合教育会議の中で協議をされているようでもありますけれども、この総合教育会議に対する市長、それから教育長がどういうふうにしていらっしゃるのか、それぞれの思いについてお聞きをしておきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

教育の振興を図るときに、教育委員会では、教育委員や社会教育委員の皆様を初め、多くの関係者の皆様の御助言をいただきながら進めてまいりますが、それ以前に学校の設置者でもあり、子供たちや市民の健康、生きがいづくり等について常に考えておられる市長の思いをしっかりと酌んで、同じ方向を見つめて取り組んでいくことは、教育行政や市民の福祉の向上を目指す上で、とても重要なことだと考えております。

そういった意味でも、総合教育会議が開かれることは、情報の共有のみならず、課題への共通意識、課題の克服の手法など、お互いに知恵を出し合うということ、議論する場として大変有意義な場であると存じております。ときには意見がぶつかり合うこともありますが、それは、子供たちや市民のことを考えるからこそでございますので、これからも教育振興を図るに当たり、お互いに本音で語り合える場となることを願っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

教育長が述べられましたように、私も同様に大変有意義で有効な会議であると感じております。激動する社会情勢の中で、子供たちを取り巻く環境も市民生活も大きく変わってきております。ICTやIoTなどの進展により、豊かで便利な世の中になってきたようにも思いますが、今後ますます変化が見込まれる中で決して失ってはならないのが、人と人の絆であると存じます。

国は、地方創生の推進エンジンとして教育の力に期待しており、「教育の力で地域を変える」と言っております。本市におきましても、地域の教育力を生かし、人と人とのつながりを大切にされた教育を進めることで、地域の宝である子供たちを愛情いっぱい育てたいと存じております。今後も総合教育会議の機会を大切に、教育委員会としっかりとタッグを組んで行政の推進を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 私は、総合教育会議の中では、市長が設置をしていらっしゃる中で、教育の中立性を考えたときに、首長の考えが非常に強く出る会議になるのかなど危惧をされたわけなんです。やはり、その中で首長の考えが強く出て、それが教育を脅かす状況で、それを一緒に、それで教育が進んでいくとすれば、間違った方向に教育が進むと、だから、その首長の総合教育会議に対する考え方、また意見の捉え方、それをやっぱり非常に危惧されたわけなんですけれども、今の市長の答弁を聞きながら、お互いにタッグを組みながら、きちっと議論をしながら進んでおられるというようなことを聞いて、ひとつ安心をいたしました。やはり、そういった中で議論は大切ですので、首長の意見だけが通るような会議ではなくて、きちんとした公平の中で中立性をもって議論をしていただきたいというふうに思っていますので、その辺を確認できましたので、安心をしたところであります。

その中で、先ほどの第2次教育振興基本計画に関しても、5回の中で2回ほど議論をされている、協議をされているというふうに今思ったところであります。その教育振興基本計画に関しての課題等については、この総合教育会議の中では、どのような議論をされたのか、この点は、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

第2次教育振興基本計画の推進に際しての課題につきましては、教育委員会が示しました問題解決の取り組み等について、委員の皆様にも熱心に議論をしていただきました。少し御紹介をさせていただきますと、熊本市の教育大綱と比較した御意見や進行管理について、PDCAのやり方への御意見、幼・保・小連携や早期における特別支援の重要性等について活発かつ幅広い協議を行っていただいたところでございます。

教育委員さんからも、福祉や他の分野に及ぶ総合的な議論ができたことは、総合教育会議として意義があるといった意見もいただきました。あわせて管内の小中高校の取り組みや就学前のお子さん、保護者の状況に関する情報など、参考になる御意見や御助言をさまざまにいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 教育委員さんの中には、それぞれ専門的な、それぞれの立場の教育委

員さんがいらっしゃいますので、部長答弁されましたように、具体的なそういった議論が総合教育会議の中で行われたと、それが教育振興基本計画に反映されているというようなことが確認をできたというふうに思っております。ぜひ、今後そういった総合教育会議の中で、十分な議論等をお願いしたいなというふうに思っているところです。

次に、新潟市において発生いたしました痛ましい事件と、子供の見守りにについてお尋ねをしておきたいと思えます。

まず、この事件について、教育長はどのようなお気持ちを持たれたのか、この点をお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平成30年5月7日に新潟市におきまして、何ら罪のない小学2年生の女子児童のとうとい命が下校途中に突然奪われるという悲しく痛ましい事件が発生しました。御家族の嘆きと苦しみ、先生方や周りの子供たちの心情は察してあまりあり、やるせない思いと、行き場のない憤りを感じております。これは誰もが、そう感じていらっしゃるのではないかなと思えます。疑うことを知らない純真無垢な小学2年生、私も子供を持つ親であり、同世代の孫もいます。その1人として断腸の思いでございます。ただ、今は御家族を初め、関係者の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、犠牲になられた児童に対しまして心から御冥福をお祈りいたします。

このような事件は、決してあってはならないと、常日ごろから願っているところでございますが、本当に残念で仕方がございません。このほかにも自然災害等による登下校中の死亡事故や交通事故による死亡事故が相次ぎ、未来ある児童・生徒のとうとい命が奪われている、この状況には胸の痛む思いでございます。

通学路は、学校が認めた道路です。その通学路は、子供たちにとって最初に出会う社会そのものであり、近所の方々や見守りの皆様、また、まちなみと遠くの間々や川辺の花々、自然がいっぱいです。水田の今のような輝きなど、学校と自宅をつなぐ未来のかけ橋でもあり、幼い日の思い出として、心に刻み続けるふるさとの原風景でもございます。そのような大切な場所、そして、かけがえのない時間が悲しいことにならないように、私たち大人の責任は重大であると感じております。

本市においては、多くの市民の皆様、関係団体の皆様の温かい目や、見守りに本当にありがたく心から感謝を申し上げる次第でございますが、私たち行政も関係機関や関係団体、学校やPTAの皆様と、さらに連携を深め、あらゆる場面を想定しながら危機管理意識を高め、組織的に児童・生徒の命を守り抜く体制づくりを今後もさらに推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に私もショックで許せない気持ちでいっぱいであって、本当に、なぜこのような事件が起きたのか不思議でたまらない気持ちでいっぱいあります。ただ、そう言いながらも、そのような事件が人吉市で起きるとも限らない、そういった状況が、常にどのような地域でも発生するのかなと考えるところがあるわけなんです。そういったところで、人吉市において、小学校の低学年の児童の下校の状況をどういうふうに取り組んでいらっしゃるのか、また通学路等の危険箇所の把握、この辺はどのように把握をしていらっしゃるのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

本事件だけではなく不審者事案に伴い、各学校でも一斉下校を行ったり、教職員の見守り支援の強化を行ったりしているところでございます。

また、以前からも各小学校で月に一、二回程度は一斉下校を行うなど、安心・安全な下校について対応しているところでございます。低学年の子供たちにつきましては、可能な限り1人にならないような下校指導や、こども王国保安官の皆様への御協力依頼、警察や教育委員会によるパトロール等、児童・生徒の見守り体制のさらなる強化に努めてまいりたいと存じます。

また、通学路等の危険箇所の把握はどのように行っているかという御質問でございますけれども、平成27年度に人吉市通学路安全推進会議を設置し、年3回の会議を行っておるところでございます。本会議は、学校教育課が事務局となり、人吉警察署や県球磨地域振興局土木部、維持管理調整課、人吉市の防災安全課、道路河川課、学校代表者と連携を図りながら通学路の危険箇所の把握、点検及び注意喚起を促しているところでもございます。

また、毎年夏休みに中学校区単位で、ハード面の整備に向けた危険箇所の点検を行い、推進会議の構成員、各学校管理職、PTA代表及び担当職員で共通理解を図っております。さらに、福屋議員の御質問のときに、ちょっと御紹介しましたが、人吉市キッズセーフティマップを本年9月以降に各学校、家庭、地域等に配布する予定でございまして、ここには各学校から聞き取りで行った危険箇所のほうを全て掲載しておりまして、今後も関係の地域の方々と連携を図りながら、情報共有を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当にぜひ注意喚起を行っていただきながら、子供たちの見守りをぜひ安全に行っていただきたいなというふうに思っているところです。

本当に、今は人吉市でも不審者情報等が本当に多く情報が入ってきている状況があります。本当に、まさかと思うような事件が発生しないように思っているところなんですけれども、そのような状況も人吉市であるわけですけれども、そういった新潟の事件後における子供たちの、人吉市の子供たちの心理状態は、どのように捉えていらっしゃるのか。また、学

校における危機管理指導、これについてはどのように取り組むお考えなのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

本事件を受け、今議員のほうからもお話がありましたように、不審者事案がかなりたくさん発生しておりまして、この件に関する警察への通報が増加していると、人吉警察署からもお話がございました。

児童・生徒や保護者の危機管理も一層高まっていると推察しているところでございます。本事件後に、私自身が直接児童・生徒に聞き取りはしておりませんが、子供の心理を推しはかるとともに、心を寄せているところでございます。また、児童・生徒の心のケア等が必要なケース等につきましては、報告は受けておりませんが、スクールカウンセラー等や本市教育委員会所属の子ども・子育て相談員2名の積極的な活用を働きかけてまいりたいと思っております。

また、学校の危機管理指導につきましては、児童・生徒の安心・安全な登下校と、危機管理体制の整備等をさらに進めていく必要があると考え、次の5点の内容を中心に各学校に通知文を送付し、早急な対応をお願いしたところでございます。その内容は5点ございまして、まず1点目は登下校中などにおいて、可能な限り1人にならないようにすること。2つ目、地域や警察等、関係機関と連携した児童・生徒の見守り体制のさらなる強化。3点目、不審者から身を守る方法に関する指導の徹底。4点目、通学路の危険箇所の再確認と点検の充実。5点目、その他各学校の実態に応じた対応。このようなことをお願いする文書を発送いたしました。

しかし、いつ、どこで、何が起こるか分からないこのような状況でございますので、実際にその場に出向きながら、いろいろと学校とも協議してまいりたいと思っております。

今後も、常に危機感を持ちながら児童・生徒が安心して生活を送ることができるように、地域や家庭の協力を得ながら、継続的に各学校と連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、地域も必要でありますので、地域を巻き込んだ子供の見守り等について、どのように取り組みをされていらっしゃるのか、この点を確認しておきたいと思ひます。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

地域と連携した児童・生徒の見守りにつきましては、必要不可欠であると考えております。本市では、学校での安全教育につきましまして、12年目を迎えました、こども王国保安官の方々に危険箇所等で、児童・生徒の登下校の安全を見守っていただいているところでございます。

また、第二中学校区における学校支援地域本部事業において、下校時の見守り支援を行っていただいているところがございます。そのほかにも、子ども育成会や、PTA母親部による登校指導を行っていただいております。

また、市の交通指導員及び交通安全協会の方にも月3回交差点で朝の交通指導をしていただいているところがございます。さらに、先ほど教育長も申し上げましたように、学校からの不審者事案の報告がふえてきていることを受け、今月18日に行われます主任児童委員会におきまして、教育委員会担当者から不審事案の情報提供と地域ぐるみの見守り支援の御協力について御依頼する予定にしているところがございます。

その他、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団と、熊本県教育委員が主催する子ども見守り支援事業も行われております。この事業は児童・生徒の登下校時の安全を守るため、パトロールや巡回指導等の実施を支援し、地域での防犯を視点とした見守り活動を推進することを目的としております。

今後、これらの取り組みを継続していきながら地域や関係機関と、さらに連携を図り、児童・生徒の見守りを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に地域全体で見守っていくこと、非常にこれは重要なことであり、それぞれの関係機関、また、それぞれの方が一人一人やっばり声をかけたりすることによって、子供たちを危険な状況から救い出すことができる、そう思っていますので、ぜひそのような形で取り組みを、推進をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、市長のスクールランチについてお尋ねをしていきたいと思っております。

市長が、スクールランチを始められた動機、それから狙い、これはどこにあるのでしょうか、この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市長のスクールランチを始めた動機でございますが、小中学校の設置者として、自分の目で子供たちの学校生活について確認したかったというのが純粋な理由でございます、現場に身を置くことによって感じる、見えること、気づきなどもあるのではないかと着想をしたものです。

また、視察や参観といった特別な機会を捉えるのではなく、子供たちの日常の自然な状況をかいま見るためには、給食の時間が一番良いのではないかと、また学校や先生方への負担や影響も小さいのではないかと考え、教育委員会の協力を得て実施したものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そのような動機の中で実施をされていますけれども、それでは食事中、生徒たちと、どのような会話をされていますのでしょうか。

また、子供や保護者の反応とか受けとめ方については、どのように感じておられるのか、この点もお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

会話の内容につきましては、小学校1年生から中学校3年生までのクラスに行きますので、その中でいただく質問というのは多々あります。例えば、「年はいくつですか」とか、「どこに住んでるんですか」とか、「昔、好きな食べ物はなんですか」といったことから、「小学校の時の夢は何でしたか」とか、中学校にいきますと、「次に立志式があるんですが、その時に向けての心構えを聞かせてください」とか、あと「市長は何をやっているんですか」ということもありました。ある中学校では、「市長は、給食費を払っているのですか」といった社会派の質問をされたこともございました。クラスクラスによって事前に質問を考えていて、児童・生徒たちが質問をするクラスもございまして、普通に給食を食べながら、その中で会話を交わすなど、さまざまなそれぞれでございまして。始めは緊張した面持ちの子供たちも、慣れてくれば子供たちのほうから自分のことや家族のことを話しかけてくれたりとか、楽しく有意義な時間を過ごしております。

また、保護者の反応、受けとめ方についてでございますが、まずは学校や先生方にも初めてのことであり戸惑いがあったものと思っております。子供たちにつきましても、最初は驚きや戸惑いもあったのかもしれませんが、先生方の事前のお話等があったことだと存じますが、非常にウェルカム感を感じております。保護者につきましても、私が直接、間接的に伺う範囲では、おおむね好意的に受け入れていただいているようでございます。ただ、実際には、さまざまな受け取り方や、お考えがあるかと存じますので、そういう意味では実態の把握とまでは至っていないと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 恐らく保護者の方の受けとめ方は、さまざまにあるのじゃないかなというふうに思っているところです。今、市長が答弁されましたように、学校とか先生方の負担も軽いのだと、その中で先生方が事前の準備をされたりというふうな中で、そういったスクールランチをされています。先生方も聞きますと、やっぱりスクールランチを一緒にするときの先生も大変な負担があるようなんですね。でも、ほかの先生方は直接自分のクラスじゃないので、非常に楽な気持ちというか、そういった状況で、あまり関知しないようなことも、ちょっと聞いたところなんですね。そういうことを考えますと、やっぱり、そういった教室での先生方の負担は、やはり事前に子供たちに、いろんなことを話をしたりとか、

最初に質問を考えて話をするようなとか、そういった部分もちょっと聞きましたので、かなり先生方の負担もあるのかなと、私は、ちょっと感じているんですね。それが重いか軽いかわ、それはそれぞれの判断次第ですけれども、そういうことまで先生方に負担を求めていいのかなという気も私はするところでもあります。

そのようなスクールランチをされていらっしゃるんですが、それでは、そのようなスクールランチで取り組んでいらっしゃる部分について、これが政策に生かされているのかどうか、政策に本当に反映されるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供たちとの直接的な対話や、ふれあいにより、気づきなどが生まれ、それが確信になり政策等に生かしていくことができれば、大変素晴らしいことだと思っておりますが、そう容易なことではないことも承知をしております、少しでもそういったことが実現できるよう、この対話、経験をぜひ積み重ねてまいりたいと存じます。

ただ、今後、私が政策を考える上で、非常に貴重なバックボーンとしなければならないと意識もしておりますし、ふれあいが生む産物として、この子供たちの10年後、20年後、30年後の未来を実感として捉えることで、より良い人吉市を目指す明確な目標となっていることは、お伝え申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 政策のバックボーンになるようにというふうなことのようでもありますけれども、それについては市長のお考えですので、あえて私は何も言うつもりはありません。そのようなスクールランチが、どういうふうになるかということ、それぞれで考えていたいただきたいというふうに思っているところでもあります。

最後に、市長と教育長の連携についてということでお尋ねをしておきたいと思えます。

先ほど言いました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正というのは、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、それから首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることが、究極の目的とされているところです。

教育委員長と教育長が一本化した新教育長の設置、それから教育長へのチェック機能の強化と教育委員会の透明化、それから全ての地方公共団体に総合教育会議を設置、それから教育に関する大綱、教育振興基本計画を首長が策定をするということが、このポイントになってくるんじゃないかなと思っているところなんです、3年前に松岡市長就任と同時に新教育長が誕生をしております。新しい教育制度のもとに現在至っているということでもありますけれども、その総合教育会議のあり方を含めて、何かが変わったとか、法の趣旨は十分に達成しているとか、そのような実感について、どのように感じておられるのでしょうか、お

尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、新たな制度のもとで市長に就任をしておりますので、市長という立場で、以前との比較や感想が、的を射たものかどうかは、少々心細いところではございますが、やはり総合教育会議というものの設置が大きな変革であろうという印象を持っております。教育長を含む5人の教育委員さんと2時間以上にわたり各テーマに沿って意見交換をし、議論することは非常に有意義でございます。毎回、それぞれの委員さんが、先ほども教育長、部長とも答弁されておりますように、それぞれの立場から議論を交わしまして、毎回時間が足りないというぐらい白熱した議論が交わされておりますし、私も、その中で私の考えといったものをお伝えをしているところでございます。そういった意味でも率直に、それぞれが意見を交わすことができる優れたシステムであると実感しております。

以上、お答えいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

市長が任命される新教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することで、第一義的責任者が教育長であることが明確になり、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議を招集することなどが可能になりました。

教育長が会議の主催者であり、具体的な事務執行の責任者、事務局の管理監督者として位置づけられたことで、教育委員会全体の動きもスムーズ化したものと考えております。

また、市長も述べられましたが、総合教育会議といった公の場において、原則公開でございますし、市長と私と4人の教育委員が協議・調整を行えるということは、非常に心強くあります。教育委員会の中立性ということは堅持しながらも、これまで以上に全市的な視点をもって教育行政が進められるものと実感しております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長と教育長は、やはり同じベクトルで方向性をもって、しっかり連携をして取り組みをしていかれていると、そういうふうに取り取ったところでもありますけれども、もし、まだまだ連携が足りない部分があるとしたならば、今後どういうところに着目をしながら、どのような変革を求めていかなければならないかというふうにお考えなのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

教育委員会との連携が不十分ということではなく、これまでの歴史の中で、教育委員会の聖域であった学校教育、学校現場の状況といったものについて、市としても情報等をきっちりと共有すること。そして両者で、よりよい教育を目指していく姿勢というものが、今後の教育行政に最も求められるものではないかと考えております。それは、学校や教職員の管理

を行政が強めるという狭義的なものではなく、よりよい教育環境を整えるために施設のみならず、教育全般を支援するという行政の責務の領域を見直す機会であるとも認識しております。

以上、お答えいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

これまでも、市長が目指される本市教育を実現すべく、教育委員会としての独立した意見、見解も申し上げながら進めてきたという認識は御理解いただきたいと存じます。

市長が、20年、30年後の当市の青写真、未来予想図の設計図というものを本市教育に大きく重ね合わせておられるという意味でも、その責務は重大であると、背筋が伸びる思いでございます。

同時に市長が目指される、よりよい教育のために教育現場を預かる私たちも学校及び子供たちの状況や現場感覚をしっかりと市長にお伝えしながら、議員御指摘の連携・共有ということにつながるものだと存じますが、市長のもと、人吉市モデルと言えるようなよい教育の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 最後に、どうもちょっと私も聞きにくいことなんですけれども、最後に、あと1点だけ市長にお尋ねをしておきたいと思っています。

先ほど、市長のスクールランチ等について確認をさせていただきましたが、そういった市長のスクールランチの取り組みというのは、私は、恐らく時としては、やっぱり市長の思いとか考えが教育委員会に十分に伝わっていない部分もあるんじゃないかなとちょっと感じるときもあるんですね。ですので、その辺について市長がどう思っているのか、この点だけお答えください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市長のスクールランチの件に限らず、私の思いは、その都度しっかりと教育長、または教育委員の方々にもお伝えをしておるつもりでございますし、教育長のお考えといったものもしっかりと受けとめているつもりでございます。

子育て世代の代表とも自負しております私の意見、要請に対しましても教育委員会としての意見は、きっちりと提示をされますし、当然見解の相違、立場の違いも出てまいります。それはある意味、正常かつ健全な状態であり、その究極が総合教育会議での協議・調整だともいえると考えております。ただ、笹山議員がそうおっしゃるには、やはりそういう言動が我々にもあるんであろうというふうに思っております。

そのような中でも、しっかりと教育長に対しても教育委員の皆様方に対しても、私もはっきりと御意見は申し上げたいというふうに思いますし、皆さん方の御意見もしっかりと受け

とめて、その中で本市の子供たちの健やかな成長のために、教育委員会として、または行政として何ができるかというのをタッグを組んで考えてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 多岐にわたって、さまざまに市長の思い、また、お考え、また教育長の思いや、お考えをお尋ねをしたところでもあります。やはり市長の教育に対する思い、それから教育長の教育に対する思いについて、本当にいろんな面で確認をすることができたと私は思っております。

市長の思いを教育長がしっかりと受けとめられながら、市の将来の教育のあり方はこうだというようなことを今後やっぱりきちっと、本当に人吉市の教育は間違っていなかったんだと思うような、そういったビジョンづくりが必要だと思っておりますので、ぜひきちっとした連携をされながら、人吉市の教育のあり方をぜひつくっていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

非常に、本当にいろんな面で質問したことをお許しをいただきたいと思いますが、これで、この項については質問を終わっていきたいと思います。

最後に、市民の声から校舎の活用についてであります。

人吉市立第二中学校に限らず、市内の小中学校の校舎は、40年ほど経過をして老朽化が進んでおります。特に、人吉二中においては、雨漏りがひどく、どうしようもないという話を聞いたところでもあります。また、10年ほど前に赴任しておられた先生が、最近また赴任をしてこられましたけれども、以前いた時と全く雨漏りの状況が変わっていない、本当に改善されているのかなというような話もされたところでもあります。そのような状況、現状を認識していらっしゃるでしょうか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

市内小中学校の現在の校舎は、建設から数十年が経過し、老朽化が進んでおりますので、雨漏りが確認できるたびに修繕による対応をしているところでございます。

議員から御指摘がございました第二中学校の雨漏りにつきましても、昨年修繕を行ったところでございます。他の学校におきましても、時折雨漏りの修繕依頼がございしますが、なかなか抜本的な対策に至らず、御迷惑をおかけしており恐縮に存じております。雨漏りをしたという連絡を受け、そのたび原因となる箇所 の究明に努め、修繕対応を行っているというのが実態でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 現状は認識していらっしゃるようではありますが、なかなか追いつかない状況があるようであります。

それと、校舎を見てみますと、各学校とも校舎の建設当初から見てみますと、児童・生徒数がかかなり減少している状況が見受けられます。そういう状況からみますと、空き教室がふえているのではないかと思うところなんですよね。ですので、それぞれの学校の空き教室の活用状況は、どのようにされておられるのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、現在の校舎の建設当初からしますと、各学校とも児童・生徒数は大きく減っておりますので、各学年の通常学級の数も減少しております。

しかしながら、創設される特別支援学級の増加や通級指導、少人数指導、個別指導等を行う特別教室や相談室など、児童・生徒に対するきめ細やかな教育の実現のため、各学校においては、通常学級以外の教室をフル活用しているところがございます。したがって、児童・生徒の減少と空き教室の数は、必ずしも反比例するわけではなくて、むしろ個別の対応に必要な部屋が求められる状況が続いているために、学校によっては、空き教室と呼べる部屋がない状況ではございます。

このように各学校におきましては、社会情勢や子供を取り巻く環境の変化に応じた課題を解決するために、教室等を有効に活用させていただいているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） さまざまに社会情勢とか、子供を取り巻く環境の変化に応じた課題解決をするために非常に有効に活用されていると、そういった利用の状況でありますけれども、さらに効果的に活用するために、例えば、今のある教室を仕切ったりとか、逆に教室の壁を取り除いて、2つの教室を1つの部屋にするとか、そういった広く活用するとか、やはり、いろんな活用の方法を考えたほうがいいんじゃないのかなと、ちょっと思うところなんです。そうすることによって、例えば、地域を取り巻くような活用もできると思いますし、さまざまな活用に応じた、またニーズに応じた活用方法ができるんじゃないかなと思うところなんです。ですので、構造上、無理かもしれませんが、やはり構造上見直しをして工夫をしていくと、そして活用していくと、そういったお考えはないでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

空き教室の活用につきましては、これまで特別支援学級の新設などで、教室に仕切りを設けて2つの部屋にしたり、防音壁を設置したりと、必要に応じて手を加えておりますが、それはあくまでも、これまでは学校教育の領域において行ったものでございます。

議員のおっしゃる地域を取り巻く状況や多様化するニーズに応じて校舎の改築・改修を行うには児童・生徒数及び学級数の推移を見きわめながら、学校運営に支障がないか、地域のニーズはどういったものかなどをさまざまに検討して判断する必要があると存じておりま

す。

現状におきましては、各学校とも地域の皆様の見守りや温かい支援を受けながら、教育活動を行っておりますし、地域とともにある学校を目指して学校経営に取り組んでおりますので、地域の行事や会合など目的に応じて、地域の皆様にお使いいただけるような場所の確保・整備について、学校支援本部事業なども、かなり学校にも来ていただいておりますので、学校と十分協議をしてみたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今後とも地域とともにある学校を目指して、学校経営に取り組んでいかれ、そういった気持ちで進められるのであれば、やはり地域と学校と十分に協議をされて検討していただきたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

非常に長くなりまして、大変申しわけありません。以上で一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時13分 休憩

午後4時26分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。

3日間の一般質問も私で最後となりました。皆さん大変お疲れとは思いますが、よろしく願いいたします。

私の今回の一般質問は、道の駅登録申請についての1項目だけです。質問要旨に詳しく質問内容を書いておりますが、既に本件については4人の議員の通告があり、3人の方の一般質問が行われております。そこで質問内容が重複しているところも多々あります。議長のお許しをいただいておりますので、再確認、割愛、また角度を変えた質問となりますので、よろしく願いいたします。

私は、6月の市議会定例会は、まだ新年度が開始したばかりの時期であり、執行部の取り組みをしっかりと見守らせていただくという姿勢をとっております。それは3月議会で、その年度、あるいは継続する年度の骨格となる予算や多くの条例案件等が決まり、執行部の業務が開始されたばかりということもあります。このような考えを持っているだけに、今回の、この道の駅登録申請に伴う予算計上は、先般の3月議会が終了したばかりで補正予算の提案であり、あまりにも突然で不可解な点も多くあり、強い違和感を持っております。

ただし、ここで申し上げておきたいのは、石野公園の現状を見たとき、このままでいいのかという思いや、何とかできないものかとの気持ちを強く持っており、そのための発展策を

考えております。

当然スマートインターチェンジとの関連も関心を持ち、石野公園の発展のための協力、努力は惜しまない気持ちを持っていることは、はっきりと申し上げておきたいと思えます。

それでは、質問に入ります。この道の駅登録申請につきましては、今回の市長の施政方針では、4行ほどの提案理由であり、また全員協議会での資料不足や説明にも満足いくものではありません。

本件に関する、この議場でのやりとりは、平成28年6月議会に始まり、前回の3月議会まで3名の同僚議員で5回の一般質問が行われております。その議事録を何回と見ましても、不可解な点が多く、議論がかみ合っていかなかったことも多く気づかされます。

そこで、市長にお尋ねいたします。この不思議な現象が始まる一般質問、答弁のやりとりです。まだ3カ月前のことです。3月9日、一般質問3日目の3番目、宮原議員の質問はこうでした。いずれも、略して議事録を読みますけれども、「市長は、石野公園の道の駅登録を目指すのか。また、今後のスケジュールをどのように考えているのか」との問いに、「先ほど建設部長が申しましたとおり」に始まり、「今後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。石野公園の道の駅構想は、地域活性化の面からも有効な施策であると考えておりますが、そういった状況の中、新たな財政負担を発生させる可能性のある事業につきましては、将来の財政計画等を含め、いま一度、総合的に考えるべきではないかと認識をしているところでございます。こういった観点から、石野公園の道の駅構想につきましては、いましばらく検討する時間をいただきたいと存じます」と、こう言っておられます。

再度、繰り返します。「石野公園の道の駅構想につきましては、いましばらく検討する時間をいただきたいと存じます」このように発言をしながら、今回このような形で提案されるのはなぜでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

高瀬議員もおっしゃいましたように、石野公園の活性化につきましては、長年の懸案でございまして、これまで人吉市におきましても、さまざまに議論をしてきたことは先般の議員さん方の一般質問に対しまして、我々からお答えをさせていただいたところでございます。

そういった議論を重ねてきた中で、先ほどおっしゃいましたように、3月議会におきましては、「いましばらく検討する時間をいただきたい」との答弁をしたというふうに、私も記憶をしております。

今回の道の駅の登録につきましては、平成28年7月から国土交通省や関係機関において、登録に向けたさまざまな検討・協議に時間をかけて行っております。その検討・協議を3月の時点では重ねていたところでございまして、先ほど申し上げましたような慎重な答弁をさせていただいたところでございます。

その後、平成30年4月に入りまして、公園施設長寿命化対策支援事業の社会資本整備総合

交付金のめどがついたことで、財政負担の軽減の確保ができたと判断をいたしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 大変不思議であると思っておりますけれども、市長にとって、どのような議場で答弁されておりますけれども、「いましばらく検討する時間」というのは、どれほどの期間なのか、あまりにも今回、私は3月議会での答弁をされて、今回補正予算で計上されるということは、あまりにも不思議でなりませんので、その「しばらくの時間」というのは、市長にとって、どれほどの期間なのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

道の駅にすること自体の議論・協議は、この議場でもさせていただいておりますし、庁内でもさまざまに調査・研究を続けてきたところでございます。その調査・研究を続ける中で、まだはっきりと明確に皆様方にお示しすることが3月の時点ではできなかったということでございますので、そのような、「もうしばらく検討する時間をください」というような答弁をさせていただいたところでございます。それが明確になったことによりまして、今回、道の駅化を目指すということを皆様方に御提案をさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 次の質問に入りますけれども、大変不可解と申し上げるのは、3月議会の採決が3月23日でありました。一昨日の建設部長の答弁で「4月から5月にかけて、国土交通省熊本河川国道事務所に2回、熊本県土木部に2回協議にまいりました」というふうに答弁されています。このような対応をされたのは、市長の意図とするところなのか、市長の指示だったのでしょうか、市長にお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、道の駅にすることができるかどうかという議論は、ずっと長年にわたり続けております。その延長線上で4月、5月も協議に行かせていただいたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁を聞いておりますと、議論はしてこられたということですがけれども、しかし、3月議会の採決から、これまで短期間の間に何があったのかですよね、市長の心境にですね、そのあたりをお聞きしたいと思うんですけれども、市長の立場でありながら、そんな議場での短絡なものでもいいのか、議場での市長の発言が重みを、その市長の発言が重みを考えておられるのか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでも一般質問において、石野公園にするためには、どういう課題があるのかという
ような、お問いかけをいただいております、それに対しましても答弁をさせていただいて
おります。

石野公園を道の駅にするためには、さまざまな課題、または要件等々があったわけござ
いますが、それを時間をかけて、一つ一つ精査をし解決してきた結果が積み重なって、最終
的には、3月議会あたりで、めどがついたということでございますので、そのときに急にそ
うなったというわけではなくて、一つ一つ解決する中で最後の最後、皆様方にお示しでき
かできないかという部分にあったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 市長が言われるように、3月のぎりぎりの時点で、やれるようになっ
たと言われますけれども、それで議会に対して、そういった説明責任というのは、どう考え
ておられるのでしょうか。

全員協議会での説明と、あまりにも説明不足ではないか、あとは資料不足であるのではな
いかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、我々の現状をお話できることは、全員協議会の中で全てお話をさせていただいている
ものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、ちょっと中身のほうについて質問に入っていきますけれど
も、再度、建設部長へお尋ねをいたします。もう一度確認の意味なんですけれども、平成30
年度3月以降に解決したもの、一昨日、宮原議員の質問に答弁されております。このこと
について重複する部分ですけれども、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

昨日、宮原議員の御質問の際にお答えいたしました。3月の一般質問以降に解決できたも
のがあるかと、財政面についてということございまして、そのことについて答弁をさ
せていただきます。

まず1つ目の要件でございましたトイレ施設と情報発信施設の一体化というところがござ
いましたけれども、これにつきましては、「必ずしも一体化させなくてもよい」との回答を
いただいております。それによりまして、トイレと情報発信施設を一体化する改築の必要が
なくなりました。それが1点目でございます。

2点目でございます。駐車場台数とトイレの基数、清潔さや多機能設備についての件でござ

ざいます。駐車場の台数につきましては、現状で十分足りておりますけれども、トイレの基数につきましては、必要とする基数の要件を満たすためには、下の駐車場にございますトイレ、それと売店裏のトイレを合わせた基数で、合わせて申請ができるとのことでございました。あと多機能設備と、清潔さにつきましては、今現在トイレの設計業務を委託しているところでございます。

3つ目の情報発信施設でございます。これはモニターとか、電光掲示板を設置する方向でございましたが、経費を抑えた掲示板程度の情報発信施設でよいということでもございました。

それから、あとは目的でございます。これはハード面の課題についてのことでございましたけれども、登録に向けてほぼ解決しておるところでございます。

それと、新しく2つの課題というところを上げてございました。1つ目の課題としましては、トイレと情報発信施設の整備について費用がかかります。その事業費をどのように確保するかということでもございました。これにつきましては、トイレにつきましては、当初基準に照らし改築というところで検討をしておりましたが、これは熊本河川国道事務所から「既存施設の改修で登録ができる」と、そういうふうに御教授をいただきました。

ちなみに、このトイレの改修工事につきましては、社会資本整備総合交付金のめどがついたというところがございます。

それと情報発信施設につきましては、先ほども申しあげましたとおり、「掲示板程度の設置でよい」ということでございましたけれども、これにつきましては、補助メニューはないというふうなことでございました。

それと、課題の2つ目でございます。正面の駐車場からクラフトパーク部分に上がります正面階段のバリアフリー化の課題がございました。これにつきましては、バリアフリー化ということであれば、工法の検討に時間がかかると、あわせて、莫大な予算が必要となるということでありまして、事業費の確保は非常に困難と考えておるところでございます。今回の計画につきましては、管理棟へ上がる園路をスムーズに車両が通行できますように、園路の改修をもちまして、クラフトパークへのアクセスを容易にする予定でございます。この園路改修につきましても、社会資本整備総合交付金を充てることができるということでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 去る5月17日に提出されました全員協議会での説明資料を見ますと、平成28年7月から平成29年4月と、平成29年7月から10月、平成29年11月に同じく交渉されていることを示されております。今回述べられた解決策ですけれども、なぜそのときに示されなかったのか、お尋ねをいたします。

また、平成29年3月の一般質問の中で、当時の大淵建設部長が「トイレにつきましては、

ショッピングモール並みの清潔さや、多機能施設が求められているので、トイレの改築等を計画したほうがよいということでした」と答弁をされています。

また、「5つの課題につきまして御教授があった後、国土交通省からは、現在、全国の道の駅が1,000カ所を超え、道の駅に求められる基準が上がってきているので、この5つの課題をクリアできるレベルの計画でないと道の駅化することは難しい」との答弁がされています。また、昨年3月のことです。このようなことから急転直下ですよね、方針転換がなかなか理解ができないところです。相手方に適切な対応でなかったのでしょうか。これだけ相手方の指導や認識の違いがあったのでしょうか、そのあたりについてお尋ねをいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時46分 休憩

午後5時58分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○建設部長（山下正純君） 大変時間をとらせてまして、大変申しわけございません。

先ほど、お尋ねございました前々部長時代のそういった状況と、国土交通省とのやりとりから現状に至るまでのところ、どうしてそういうふうに変わってきたのかというふうなところがございました。

確かに当初その時々状況というのは、お伝えしたとおり間違いございませんけれども、最初一般的な道の駅の考え方ということでもって、ショッピングモール並みのトイレの計画というのをしたほうがよいと、やはり、それは先方からお話がございます、それができなければ登録はできないということではないんですけれども、その既存の施設を利用して登録できないかという人吉市の現状をお話して、そういったやりとりをずっと続けてきた中で、石野公園の都市公園としての長寿命化計画、そのトイレの改修を予定しておりますので、その市の計画を話し、設計の中で、きれいで明るく清潔感のあるトイレの改修ができればよろしいと、そういうふうな回答をいただいたところでございます。

協議を進めていく中で、その思いを伝えて、よい方向へ協議を進めてこれたというふうにご考えております。その結果が現状にあると、そういうところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、これまで協議をされてきたということであれば、そういうことをやはりきちんと議会のほうにも説明、提示などするのが普通ではないかなというふうに思っております。だからこそ、このような疑問であったり、他の議員の方もそうすけれども、疑問に思われる点、思われる方もいらっしゃるんじゃないかなというふうにも思います。

また、一昨日ですけれども、要望されている宮原議員も、このことについてちょっと腑に落ちないというふうなことを言われておりますので、きちんと議会のほうにも説明をしていただきたいというふうにも思います。

次に、お尋ねですけれども、今回の一般質問では、予算や財源に全く触れておられませんので尋ねるものですが、今回補正予算で上げられております業務委託料200万円と、設計委託料の100万円の算定方法と、その内訳をお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

今回、補正予算をお願いしております内容でございますけれども、8款の土木費、4項の都市計画費、3目の公園整備費の中に委託料300万円ということでお願いをしております。

内訳でございます。1点は、道の駅の登録申請資料の作成業務委託料200万円でございます。内容としましては、道の駅を登録するための駐車場、トイレの規模要件、それから24時間使用できるかの時間的な要件、施設の要件、ほかの道の駅との距離の要件、維持管理の要件などを根拠立てて整理し、熊本県道の駅検討幹事会へプレゼンテーションをするための資料作成の委託料でございます。

2点目でございます。道の駅の情報板の設計委託料100万円でございます。これは休憩されるドライバーの方や、地域の住民の方々に道路の状況、災害、交通規制、地域のイベントなどの情報を提供する施設掲示板などの設計でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 算定の根拠については、理解できない部分がありますけれども、何を基準に算定されたのか、全体的な道の駅の整備にかかる事業費の概略が出ないことには算定できないのではないかとこのふうにも思います。

それでは、肝心のトイレの改修費は幾らで、それと同時に園路、つまり道路の拡幅をするとも言われておりましたけれども、その工事費の試算は幾らでしょうか。

また、財源確保についても、その比率と金額をお尋ねいたします。さらに最も重要な今後の維持管理のための経費と、その財源はどうなるのでしょうか。あわせてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

事業費についてということで、まず最初にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、登録要件を満たすための整備の予算でございますけれども、平成30年度分につきましては、管理棟裏のトイレと、正面駐車場の横のトイレの設計の委託費に237万6,000円でございます。それから正面トイレの改修工事費に1,000万円、園路の設計委託費に280万8,000円、それから園路の改修工事費に666万円を予定しております。これは工事費につきましては、設計前の概算額でございます。合計の2,184万4,000円となります。この事業費につきま

しては、社会資本整備総合交付金が充てられます。2分の1が国の補助という形になります。

それから、平成31年度につきましては、管理棟裏のトイレの改修工事費2,500万円を概算予算として考えております。この事業費も同様に社会資本整備総合交付金が充てられるということで2分の1が国の補助という形になります。

それから、今回道の駅の登録申請のために新たに市の持ち出しとなる事業費といたしまして、今回補正予算をお願いしております。先ほど申しあげました登録申請の資料作成業務など、これが300万円。それと道の駅情報板等の、今度は設置工事ということで600万円を概算予算として考えております。市の単独費でございまして、900万円という事業費でございませう。それとあわせて、道路標識でございませうが、これは隣接する道路が国道のため、道路管理者であります熊本県との協議の結果、最低限度必要な道路標識の設置は、県で支援をしていただくことになっております。

したがいまして、登録要件に必要な総事業費としては、5,584万4,000円、このうち国費としては、2,342万2,000円というところでございます。登録後につきましても、引き続き都市公園の長寿命化計画、これに基づきまして、可能な限り社会資本整備総合交付金を活用しながら維持管理には努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、次の維持管理についてでございます。

今回、道の駅の登録の申請におきまして、既存のトイレを改修するというところで進めております。現状もトイレがございまして、夜も電気をつけておるわけでございますけれども、現状の維持費と照らしまして、大きく変わることはないというふうに考えているところでございます。また、中にガードマン等とかが必要であれば、今後その辺は検討していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） それでは、再度質問いたしますけれども、去る3月議会で当時の山田建設部長が、「余り費用をかけずに道の駅の登録を受けたいと考えておりましたが、検討を行いましたところ、事業費が当初の見込みより、かなり増加するのではないかと予想しているところでございます」と答弁されています。その当初の見込みの内容と金額を、また予想をはるかに超える内容と金額は、どのようなものなのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

当時は、1つの案として基準に照らして試算をするということで、仮に計画として見た場合に、そのトイレと、情報の発信施設、それを一体化するというふうな案を考えてございました。その場合に、これはあくまでもざっくりとした金額でございませうけれども、1億円ぐらいはかかると、しかも、そのトイレの新規の建築ということになるものですから、先ほどから申し上げております社会資本整備総合交付金、こちらに該当しないというところで単独

で、市費ということで、それでそのような答弁というのが出てきたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今答弁にありましたように、それだけの金額が必要となることを、またなぜに、先ほども言いましたけれども、議会にも示されないのか。いかにも今回は、何の経費も必要としないで済むような感覚さえ感じるような説明に見えて仕方がないんですけれども、そこで次に、平成26年度から平成29年度までの石野公園の歳入歳出について、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） それでは、経費につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

人吉クラフトパークの平成26年度から平成29年度までの4年間でございます。平成26年度でございますが、これは歳入が300万9,000円。それから歳出でございますけれども、2,289万6,000円。平成27年度でございます。歳入が312万3,000円、歳出が2,195万1,000円。平成28年度でございます。これは歳入が298万5,000円、歳出が2,100万7,000円。それから平成29年度、これは歳入が328万8,000円、歳出が2,343万5,000円。

以上でございます。このように約2,000万円前後、歳出が上回る状況で推移をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁ありましたように、これだけ市の財源が整備費や運営費に充てられている状況であります。少し前の平成26年度になりますけれども、電気代だけでも380万円支出されております。今後、道の駅になった場合、施設は24時間開放しなければなりません。申し上げたいことは、最低必要な電気代だけでも多額の経費になることは間違いありません。今後、照明施設ももっとふやさなければなりませんので、維持管理費の大幅な増加は大変不安な要素になってまいります。

また、聞くところによると、以前、石野公園の駐車場において大きな事件がっております。そのときは、駐車場の入り口閉鎖は当然のこと、夜間の管理のあり方を問われております。そこで24時間となりますと、警備体制や防犯体制はどうなるのでしょうか。

また、昼間でも女性の方は恐怖心を持たれる方が結構おられるようです。夜間になれば、なおさら使用する人は少ないんじゃないかなと、現地を見ていただければ大変怖いというイメージを持っておられる方もおられます。このことについてどう思われるか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

トイレが暗い、怖いというふうなお話でございます。しかし、現状では、そういうふうな状況もあったかと思えますけれども、今回の改修を行いますことで、洋式化というのも1つでございますけれども、明るく、きれいなトイレというところ、これは要件の1つでもございますので、整備を進めていくこととしております。そのことによって、安心してお使いいただけるようなトイレ環境になるのではないかと考えております。

あわせて警備の方法等につきましては、やはり今後、そこら付近、検討をする必要が十分にあるかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁にありましたように、これからというような答弁が多いかなというふうにも、今、私、思っておるんですけれども、そこであまりにも今早急に登録を受けることではなく、スマートインターチェンジの開通を見きわめて、その状況によって対策や企画を立案する効率のいいやり方でもいいというふうに思っております。一番リスクのないことで、理想的な形をつくることが可能ではないかというふうに考えます。これは永久的なものとなるからです。私は再度、現状のまま何か知恵を出し合い、宣伝を行い、施設の基盤からして入場者、利用者の増加や発展策は見出せるんじゃないかというふうにも思っております。これまでの経済部長の答弁を聞いておりますと、石野公園の発展は難しいものがあると申し上げられながら、あれをした、これはよかったと、再三答弁されております。であれば、なぜ、そのことを継続されなかったのか。周知、アピールをされなかったのか、少々疑問にも思っております。

また、昨年八代港にクルーズ船が65隻きた、本市にもきていると力説をされていますけれども、今後かなり来訪が予想されるとのことですが、そのような来訪者は、人吉インターでおりられ、市街地や青井神社、人吉城跡などを初め、観光施設や文化財施設を訪問されると聞いております。長時間の滞在は企画上考えていないとも聞き及んでおります。今のこういったインバウンドに関する情報などは、どのように入手されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

なぜやらなかったか、継続しなかったと、大変手厳しいことを言われまして、全部やめたというわけではございませんので、今やってるものも見直しながらやらないかんとするのは、これは1つは旬夏秋冬キャンペーンでやっております、ひなまつりでございます。ひなまつりにつきましては、最初は人吉球磨でやっていたと、ところがだんだんよそでもやり始めたと、そこでお客様の流れが変わったというのもあります。特に、ひなまつりにつきましては、専徳寺さんがやめたのが一番大きかったんですけれども、そこで私どもも石野公園のスタッフが、いろいろ知恵を絞りまして、去年は十段のひな飾りとか、そういったお客様にうける

ようなもの、これは工夫をいたしておりますので、そういうぐあいに事業の内容を見直しをしているというところがございます。

それから昨日も、これは大塚議員のほうにお答えさせていただきましたが、御提案いただきました地元の方のお客さんが来ないとだめじゃないかという、そういうことがございましたので、それに対しましては、平成27年に人吉市美術協会、そちらのほうと連携・提携しまして、これを続けてずっと展示をやっていたら、お客さんに来てもらっている。

それから、小中高の作品展をやり始めていますので、それだけでも3,000人は来るんですね。それから個人の方々、これは美術関係、絵をやられたり、書道をやられたりする方がいらっしゃるんですが、そういう方々にも、あそこの展示館を開放いたしております。そういったものを見に来る方々も、はっきり言いまして、これは今まで全然なかったわけです、開放してなかったから。そういうことを利用することによって、新たなお客様が来るようになっているという、こういうのがあります。これを継続してもっと発展させたいということがございます。

それから、今までやっていたところで、子供たちが今度、7月に指宿から来ますけれども、そういった子供たちの交流のための絵付け体験とか、それは継続してやっているわけです。

それから、各校区のウォーキング大会の発着点としても活用していただいております。以前は行政組合の相良三十三観音のウォーキング大会の出発点でもありました。

それから、これは今からやるということになると思いますが、サイクリングロードですね、せっかくあそこにあるんですよ。あれをやはり活用してないというのもありますので、これはこれからやります。これから考えていきたいと。まだ、どういうぐあいになるかわかりませんが、私どものほうに、そういったのを得意な職員がおりますから、これは考えてまいります。

それから、インバウンド関係をおっしゃいました。インバウンド関係につきましては、どこから情報を得ているかということですね。これは八代のほうにクルーズ船を受け入れるところがあります、県の出先が。そこからの情報が、まずまいります。それと県の国際課、この辺からも情報がまいります。ただ、今までは県の国際課からきていた情報というのが、はっきり言いまして、きょう来ますとか、間に合わないのが多かったんですよ。これがだんだんと改善されまして、八代にあります県の施設のほうから今度は情報がくるようになりまして、何日前に今度来ますという情報がくるようになっておりますので、これに伴いまして、私たちは対応をしてみたいということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今でも、やりようによっては人吉インターから曙橋を渡って来ることは、何の問題もなく、道もきれいに整備されていますし、時間も要せず何の不自由もありません。

結論から言うと、道の駅の登録申請については、いま一度基盤を固めて進めることを希望をしたいというふうに思っています。今回のような中途半端な取り組みと、市民の賛同を得てないことでの実行は、必ずや来園者が、リピーターとなり得ないというふうに思っています。逆に、不評を買ってしまい永久的に発展を阻害する気がしてなりません。

そこで、いま一度ここは立ち止まって、十分調査・研究を行い検討される気はないのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回、本市におきまして、道の駅の開駅を目指すにあたり、一昨日から所管の部長から御説明をいたしましたとおり、庁内での検討と、道の駅登録申請への事前協議を進めてきたところでございます。道の駅を設置するにあたっては、市といたしましても最少の経費の中で最大の効果を発揮することを考え抜いた末、石野公園において社会資本整備総合交付金を活用することが可能となったため事業を進めることとし、今回、その登録に関する事業を御提案申し上げたところでございます。

現時点では、登録に向けた諸条件への対応と構想の域について御説明をさせていただいておりますが、議員御指摘のとおり、道の駅全体像、運営経費などにつきましては、これから議論を尽くす必要があることは十分理解するところでございます。

一昨日から、石野公園の道の駅構想につきまして、それぞれの議員からさまざまに御意見、御質問、御提案をいただきました。これら一連の議論を通じ、市民の皆様の道の駅の認知度の高さや、本市の観光振興の観点からも、改めて道の駅設置への期待の大きさを確認したところでございます。

石野公園の道の駅の整備は、これからがスタートと考えております。今後、道の駅を、石野公園を魅力的な施設として、どのような対策を行うかということにつきまして、議会ともしっかりと議論を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ここで、ちょっと例えなんですけれども、評判の悪い食堂、あるいはレストランでもいいでしょう、そこがトイレをきれいにしました。そして看板もつくりかえました。いかがでしょう、市長行かれますか、リピーター、何回も行かれますでしょうか。

また、家に例えますと、家の新築また増改築の場合ですけれども、家族全て、まずは議論をして基本の設計を立てますよね。そして、概略の設計書をつくり、お互いに意見を言い合うと思います。そして、資金のめどなど全てを考えて建築確認申請書をつくり、確認申請を受けることになる。そして、それから着手ということになると思いますけれども、今回のやり方であれば、いわゆる市民、議会の意見を聴取しないで確認申請を取ることと同じではないかなというふうに私は思っております。後戻りできない状況になるということも例として

挙げておきたいというふうに思います。

今回の事業の進め方では、私は事業がうまくいくとはなかなか考えられません。

今後、市長の大きな責任を問われることは必然と予想しております。このことをしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第17 議第58号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議第58号について、質疑はありませんか。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 議第58号について質疑いたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費において、新市庁舎建設予定地内に西間別館倉庫が設置されており、倉庫解体に伴い倉庫内部の機材・器具を保管するために旧法務局を取得するとして補正予算に2,590万円の計上があります。

その内訳として、17節公有財産購入費に1,800万円を計上、提案されています。全員協議会におきましては、この17節の公有財産購入費としては、1,730万円かかるというふうに言われているんですが、この補正予算提案額と全員協議会での説明額の差異、これはどのようになっているのか。人吉市一般会計補正予算書の提案額の表示単位は1,000円単位となっておりますので、この差異についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

全員協議会で御説明した折に、公有財産用地購入費を1,730万円と、議員が申されたとおり算定根拠については、説明をいたしておりますけれども、土地取得費につきましては、このときも1,800万円ということで、切り上げた額で御説明をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 予算書と、1,800万円で……。資料2においては、1,730万円というふうにしてありますので、概算の1,800万円というのは、ちょっと聞き及んでいなかったというふうに思っているんですが。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

資料をお出ししているときに、この金額は1,730万円で、向こうの相手側のほうの九州財務局のほうで、当然これは鑑定を入れまして、その価格を鑑定するわけですが、大体、向こう側の解体相当額が最少の価格で1,300万円を控除するというので、今回1,730万円と

いうことで、御説明いたしております。

この件につきましては、当然向こう側との交渉が入ってまいりますので、予算が足らなくなるということになると非常に厳しいものでございますから、当然向こう側も鑑定してまいりますので、そこは、この差異につきましては切り上げをさせていただきまして、1,800万円を今回予算を要求させていただいたということでございます。もちろん、これは交渉でございますので、安価な価格で我々としましては、交渉を進めて、なるべく安い価格で交渉ができればというふうには考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

日程第18 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第48号から陳第15号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成30年6月第3回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第48号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記1]
議第49号	人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について	総文
議第50号	人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第51号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第52号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第53号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第54号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定について	経建
議第55号	損害の賠償について	総文
議第58号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委 [別記2]
陳第14号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情	経建
陳第15号	陳情書	総文

[別記1]

議第48号 平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 13款 諸支出金 14款 予備費
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税費））
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費）

[別記2]

議第58号 平成30年度人吉市一般会計補正予算 (第3号)	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正 (全款) 第2条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費 14款 予備費

[提出陳情件名]

陳第14号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情

陳第15号 陳情書

[継続審査件名]

○経済建設委員会

陳第13号 農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 6 時38分 散会

平成30年6月第3回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成30年6月26日 火曜日

1. 議事日程第5号

平成30年6月26日 午前10時 開議

日程第1	議第49号	人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について	総文
日程第2	議第50号	人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第55号	損害の賠償について	
日程第4	議第51号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第5	議第52号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第53号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第54号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定について	経建
日程第8	議第48号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委
日程第9	議第58号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委
日程第10	議第56号	教育長の任命につき同意を求めることについて	
日程第11	議第57号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第12	陳第15号	陳情書	総文
日程第13		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	
日程第14		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告	
日程第15		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第16		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第17		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番 塩見寿子君

2番 宮原将志君

3番	高瀬堅一	君
4番	大塚則男	君
5番	宮崎保	君
6番	平田清吉	君
7番	犬童利夫	君
8番	井上光浩	君
9番	豊永貞夫	君
10番	西信八郎	君
11番	本村令斗	君
12番	笹山欣悟	君
13番	福屋法晴	君
14番	村上恵一	君
15番	永山芳宏	君
16番	三倉美千子	君
17番	仲村勝治	君
18番	田中哲	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人	君					
副市	長	松田知良	君					
教	育	長	末次美代	君				
総	務	部	長	迫田浩二	君			
企	画	政	策	部	長	早田吉秀	君	
市	民	部	長	廣田五浩	君			
経	済	部	長	福山誠二	君			
建	設	部	長	山下正純	君			
総	務	部	次	長	丸本縁	君		
健	康	福	祉	部	次	長	北島清宏	君
財	政	課	長	植木安博	君			
秘	書	課	長	永田勝巳	君			
水	道	局	長	中村則明	君			
教	育	部	長	小林敏郎	君			

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山	本	繁	美	君
次	長	栗	原		亨	君
庶務係	長	井	上	京	子	君
書	記	青	木	康	徳	君

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、3番、高瀬堅一議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。貴重な時間をいただき、大変申しわけありません。

このたび行いました私の一般質問の中で、発言の一部を削除させていただきたいと思えます。内容につきましては、「私も何回か立ち寄ってはみておりますけども」の後から、「規模も全く違う」というところの前までの削除をお願いするものです。これは、この私の発言によって人物が特定され、迷惑をおかけすることになりかねますので、削除をお願いするものです。

よろしく願いをいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま高瀬堅一議員から、発言の一部取り消しについて申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり、発言の一部取り消しについて、許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取り消しについて許可することに決しました。

ここで、高瀬議員に申し上げます。議会という公の場における発言については、慎重を期することは当然のことであり、その発言が、関係者へ誤解や不安をもたらし、迷惑をかけるというようなことはあってはならないことでもあります。今後にあっては、熟慮され発言に臨んでいただきますように申し上げておきます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第49号から日程第3 議第55号まで

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第49号、日程第2、議第50号及び日程第3、議第55号の3件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第49号、日程第2、議第50号、日程第3、議第55号の3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第49号人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、市の空き家等に関する施策の推進に関し、必要な事項を新たに条例に定めることを目的として制定されるものです。

委員から、市長が協議会に入っていることについて、権限は分散すべきと考えるが、県下の市町村の状況はどの質疑に対して、関連条例を策定している市が9市、そのうち8市は市長が入っており、7市は市長が協議会会長になっているとの答弁。諮問機関に市長が入って、審議ができるのかとの質疑に対して、特措法に準拠して作成しており、今後、補助メニューを活用したいということも考えてのこと。市長は、協議会の中で財産権まで踏み込んで協議することになるため、最初の段階から入ってもらうことで慎重に協議ができるとの答弁。年に何回協議会を開くのか、また、協議会委員の任期についての質疑に対しては、本年度は4回、7月以降に集中して開く予定。次年度は、定期的で開催したい。また、任期は2年とし、再任は問わないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第50号人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定については、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868のミニトレイン及びレイルバイクの使用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。

委員から、200円に上げることについて、今後、しっかり調査していく必要がある。検討してほしいとの質疑に、今後も、アンケートをとって調査していきたいとの答弁がっております。

意見として、使用料を上げることで対応されるが、MOZOCAステーション868の運営に関しては苦しいところがあり、いろいろな方策をもって運営費の捻出について検討いただきたいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第55号損害の賠償については、平成29年7月21日午後3時ごろ、市公用車が市道人吉矢岳線を矢岳町方面に走行中、古仏頂町のカーブにおいて、対向車と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定するもので、相手方に対する賠償額は2万8,415円です。法律上、その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要なことから、事故に対し、市と相手方との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

審査の過程で委員から、昨年7月の事故が、今回報告になっている。何か理由があったの

かとの質疑に対して、現場には中央線がなく、目撃者もなく、示談交渉に入った。責任割合を50対50で交渉に入ったが、その割合では協議が必要で、時間がほしいということ言われた。市が55、相手が45にならないか、相手の保険会社から連絡があり、合意を得るのに時間がかかった。結局、割合は50対50で和解されているとの答弁。また、事故は減少傾向なのかとの質疑に対して、平成27年度が8件、平成28年度が8件、平成29年度が14件との答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第49号、議第50号及び議第55号の3件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第49号、議第50号及び議第55号は、原案可決確定いたしました。

日程第4 議第51号から日程第6 議第53号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議第51号から日程第6、議第53号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第4、議第51号、日程第5、議第52号、日程第6、議第53号について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第4、議第51号人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）から、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できるコンビニ交付の導入に伴い、当該端末機により印鑑登録証明書の申請・交付ができる規定を新たに追加するものです。また、他の条文においても全体的な見直しを行い、実状に合わせて印鑑票に登録された氏名、住所などの事項を変更する方法を、職権による変更のみとするほか、文言の整理などを行うものです。この条例は、本年10月1日から施行する予定といたしております。

審査の過程で委員から、便利になるようだが、セキュリティーの問題がある。地方公共団体情報システム機構が、コンビニ事業者等と協定をいつごろ締結するのか、また、コンビニ交付サービスは通知カードでは利用できないのか、さらに、マイナンバーカードの交付数、交付率はなどの質疑があり、執行部からは、10月1日施行予定の1カ月前、9月に入って、

契約書、協定書を結ぶことになる。また、マイナンバーカードでなければ利用できないとの答弁がありました。さらに、マイナンバーカードの現在の交付状況などについて、詳細な答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第5、議第52号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、上位法である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴うものです。改正対象となっている特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準や特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める際の参考基準となっています。

改正の内容は、幼保連携型、幼稚園型、保育園型、地方裁量型の4種類に分類される認定こども園において、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を、県から指定都市へ委譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、指定都市の計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する内容となっており、本市に影響はないものの、基準府令に従って条例を作成している関係上、改正するとの説明がありました。

審査の過程で委員から、指定都市とは、上位法で今後推進していくということで理解しているのかとの質疑に対し、執行部からは、指定都市は現在、大阪、京都、横浜などで、現在20都市ある。法改正を経て、継続して推進していくとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第6、議第53号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、上位法である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格につき、教諭となる資格を有する者の明確化と、放課後児童支援員の基礎資格を新設するものです。

まず、教諭となる資格を有する者の明確化については、現在の教員免許制度では、免許の更新制が導入され、教員免許取得後、一定期間を経過した者は更新講習を受講しなければ教諭となることができないとされていますが、放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講していなくても資格を満たすものとして取り扱うとの運用が行われているものの、現状ではその点が明確でないことから改正するものです。規定の実質的な内容の変更ではなく、あくまで趣旨を明確にするための改正となっています。

次に、放課後児童支援員の基礎資格の新設については、地方分権改革に関する提案募集により、地方から提案があった内容を受け、高校を卒業していない者も放課後児童支援員となることができるよう基礎資格を拡大するもので、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを新設するものです。

審査の過程で委員から、教員免許を更新していなくても、免許を持っている者は、これに該当するののかとの質疑があり、執行部からは、1回免許を付与されたら、支援員の資格を有する。その間、免許の更新をしていなくても、失効した場合でも資格を有するという取り扱いになっているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第51号から議第53号までの3件につきまして、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第51号、議第52号、議第53号は原案可決確定いたしました。

日程第7 議第54号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、議第54号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第7、議第54号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

本条例は、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、新たに条例を制定するものであります。第1条に、設置の目的として、観光振興の拠点及び商工振興の拠点として、人吉球磨地域外からの来訪者、並びに地域内の住民及び事業者が集い、交流できる場を創出し、地域活性化を図ること、それとともに、新たな事業及び雇用の創出による経済振興に寄与することを定めております。第2条に、名称及び位置、第3条に、愛称について規定しております。人吉市まち・ひと・しごと総合交流館は、条例に規定する正式名称であります。字数も多く、また固い印象があるため、愛称を別に定めることとしております。この愛称につきましては、条例の施行に合わせて公募を予定しています。第4条に、業務として、第1号は人吉球磨地域の観光資源の情報発信及び来訪者の案内、いわゆる人吉球磨地域のエントランスセンターとしての業務、第2号は温泉施設の運営業務、第3号は起業創業支援など、主に人吉しごとサポートセンターHitBizの業務を、それぞれ規定しています。第5条に、館

長その他の職員に関する規定、第6条は、使用の許可に関する規定、第7条に、入館料及び使用料に関する規定であります。入館料は無料、使用料は、別表にて温泉施設の使用料を定めており、回数券、家族風呂も含め、全て旧国民宿舎くまがわ荘の利用料金としております。第8条に、使用料の減免についての規定、第9条に、入館及び使用の制限についての規定、第10条に、入館者または使用者の損害賠償について規定しています。第11条に、総合交流館の管理及び運営の所管に関する規定を定めており、本館は経済部観光振興課にて所管していくこととしておりますが、客室棟の2階や1階に未改修部分を残しており、今後、サテライトオフィスの誘致やコワーキングスペースの設置を予定しているため、所管については、本条例の施行規則などで別に定めることとしております。第12条に、必要な事項について、施行規則等に委任することを規定しており、開館時間、休館日などを規定することとしております。附則に、施行日は7月1日と規定しております。

開館時間については、9時から21時を予定しており、ただし、温泉施設は13時から21時としております。温泉施設については、過去の時間帯ごとの利用状況や人件費など、費用対効果に鑑み、午前中は休館とするものです。

休館日については、毎週火曜日、火曜日が祝日の場合は、翌日の平日としております。温泉施設、観光案内ともに休館となりますが、平日ですのでH i t - B i zの営業のみは行います。年末年始は、12月30日から1月2日までを予定しております。また、MOZOCAステーションの休館日が水曜日であるため、重複しないように設定しております。

駐車場は、職員用も含め全42台が駐車可能で、うち大型車は2台可能としております。また、館全体については未整備であり、交流館の第1期の整備として、人吉球磨エントランスセンター、温泉施設、人吉しごとサポートセンターH i t - B i zを先行オープンすることからプレオープンとしており、7月28日に開館セレモニーを行い、その後、一般の利用に供する予定であります。この日に予定しているのは、現在、H i t - B i z部分の改修を行っており、その工期が6月末までであり、竣工検査に所要の準備期間を要すること、次に、総合交流館の非常勤職員の雇用を7月1日からとしており、これについても所要の教育期間が必要であること、また、エントランスセンターの展示等委託の工期が7月までであることなどの理由があるためとの説明がっております。

審査の過程で委員から、愛称募集の方法はとの質疑に、広報、ホームページ、地元紙で行いたいとの答弁。温泉料金が今までと同じ。新しい施設だから新しいやり方を考えなかったのかとの質疑に、部内で議論はあったが、今までのお客さんを呼び戻すために、料金が上がっていると敬遠されるので、料金は従前と同じにしたとの答弁があり、委員から、将来的に、年齢に対応した取り扱いなどを検討していただきたいとの要望がっております。また、職員は何名かとの質疑に、館長は課長、副館長は係長、任期付職員1名、非常勤職員2名、地域おこし協力隊1名、平日は最大3名、土・日・祝日は最大4名体制を考えているとの答弁。

館長が常に現場にいななければならないという状況も出てくると思うが、非常勤職員の配置だけで事足りるのかと思う。職員の配置は、どう考えているのかとの質疑に、シフトの中に正職員を入れていかないとまわらない状況もあるので、7月以降、しかるべき時期に、観光振興課を交流館の事務室に移転することにより、人的に不足する部分をカバーしていこうと考えているとの答弁。業務に、来訪者を案内する業務とあるが内容はどの質疑に、館に来訪された方に対して、観光案内をするという趣旨であるとの答弁。採用に当たっては、外国人対応できる人というような条件をつけたほうがいいのではないかと質疑に、要件ではないが、業務の中に入っている。選考の中で重要なポイントとなるとの答弁。レンタサイクルを置くべきだと思うがとの質疑に、駅から1.5キロ離れているので、周遊拠点として使っていきたい。人吉駅、旧国民宿舎、石野公園、西間の庁舎の4カ所に乗りおりできる基地をつくって、レンタサイクルを回すシステムを考えたい。石野公園の前からサイクリングロードにつながっているの、これで球磨郡の日本遺産の歴史を回ってもらうという構想もある。なお、レンタサイクルの台数は、石野公園10台、駅前3台であるとの答弁。まち・ひと・しごと総合交流館にもレンタサイクルを置いて、業務内容にもレンタサイクル業務を入れるべきではないかと思う。子供を乗せて走れる自転車が欲しいという声もあるがとの質疑に、検討したい。車種についても、検討、整備を行いたいとの答弁。日本遺産関係物品の販売はないのかとの質疑に、オープン後に業者説明会を開催し、納品される業者があればと考えている。場所もそれほど広くないので、商品の選別も必要になってくるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第54号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第54号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第48号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、議第48号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第8、議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第

3条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に3,815万8,000円を追加し、歳入予算の総額を182億5,685万9,000円とするものです。主なものとして、繰越金3,000万円の増額補正と13款使用料及び手数料182万5,000円の増額補正は、平成30年10月1日から、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868のミニトレイン及びレイルバイクの乗車料金を、1人1乗車につき100円から200円へ改定するものに伴うもので、執行部から、平成27年5月開館以降の年度別入館者数、ミニトレイン及びレイルバイク乗車数を示す実績資料が提出されております。

次に、市庁舎建設等に対する、1個人から寄附金100万円の増額補正。諸収入として、一般財団法人自治総合センターからの交付決定に伴うノスタルジック人吉10周年記念事業に対する地域イベント助成金が、100万円の増額補正となっております。

市債の主なものとして、農業基盤整備事業債80万円の増額補正。また小学校施設整備事業債230万円の増額補正は、電気設備機器更新改修工事等に対する起債が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第8、議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正について、2款総務費の一般管理費の増額補正は、新たに設置します空き家等対策協議会における委員等報酬のほか、委託料として、空き家等物件の管理に関する空き家等対策支援業務に関する経費、そのほかJR肥薩線大畑駅舎・矢岳駅舎譲受に伴うものです。

7目企画費の増額補正は、平成32年度から平成39年度までの8カ年の次期第6次総合計画策定に向けた市民意識調査に伴うものです。委員からの市民意識調査の委託先はとの質疑に対して、次期総合計画のための満足度の検証のため、アンケート調査を行う。委託先は、予算議決後に選定するとの答弁がっております。

9款消防費の災害対策費の増額補正は、総合防災訓練に要する経費の補正です。委員から、防災訓練の予定日はとの質疑に、9月23日を予定しているとの答弁がっております。

10款教育費の増額補正は、日本語支援を必要とする児童・生徒に対する日本語支援サポーター等に要する補正です。委員から、日本語支援の委託について、今は中国だけだが、他の国の方への対応はとの質疑に、今後、中国以外から来た場合、NPO法人に依頼することに

なると考えているとの答弁。NPO法人に依頼すると、他の市町村から紹介してもらえるのかとの質疑に、スタッフが20から25人ほどいる。人吉球磨にはいない。スタッフで、中国語と英語ができる人がいるとの答弁。報償費は一律幾らかとの質疑に、ALT並みの1日1万円、半日だと5,000円との答弁。該当する子にとってはよいと思うが、農業や医療関係で、今後同じような、外国から来るパターンが増加すると考える。国や県への要望はできないかとの質疑に、機会を捉えて、県市長会や九州市長会などへ声を上げていきたいとの答弁。今後増加していくなら、一般財源の予算で行っていくことは大変なことになる。国や県に申し入れを起こして、国の施策ではないかと訴えていくべきと考える。今回は、時期を見計らいながら意見書を出していくことを条件として、認めることでどうかとの質疑に、意見書の原案をつくるに当たって、背景の整理や情報収集なども必要。意見書を出すことは問題ないとの答弁がっております。

2項小学校費、教育振興費の増額補正は、小学校におけるICT機器などの機材備品購入費の補正です。委員から、ICT機器は何を購入するのかとの質疑に、実物投影機との答弁。

同じく、小学校費、工事請負費の増額補正は、西瀬小学校電気設備機器（キュービクル）の更新改修工事に係る経費が不足していることから、増額補正するものです。

3項中学校費、教育振興費の増額補正は、小学校と同じく、ICT機器等の機材備品購入費の補正です。

6項保健体育費、体育施設費の増額補正は、スポーツパレス大アリーナ空調システムの吸収冷温水器の部品交換費、川上哲治記念球場ベンチ内の壁掛け式扇風機の購入設置の補正です。委員から、川上哲治記念球場の扇風機は壁付かとの質疑に、1・3塁側に1台ずつで、壁付との答弁。委員から、スポーツパレス大アリーナ空調システムのフィルター交換は初めてかとの質疑に、初めて。15年が耐用年数との答弁。なぜ、これまで交換しなかったのかとの質疑に、年に1回点検している。平成29年の指摘を受け、交換することになったとの答弁がっております。

13款基金費の人吉市庁舎建設等基金費100万円の増額補正は、市庁舎建設等に対する寄附を庁舎建設等基金へ積み立てるものです。委員から、任意の積み立て100万円は、個人の方なのかとの質疑に対して、那須歯科医院、個人事業主になる、個人扱いとなるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第8、議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第

2号)のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費のうち、2項徴税費、2目賦課徴収費を375万8,000円追加し、補正後の金額を4,280万5,000円となっております。主なものは、e L T A X連携システム構築業務委託料232万2,000円の増額、課税支援システムリース料129万2,000円、及びe L T A X連携システム使用料14万4,000円の増額です。執行部から、e L T A Xとは、地方公共団体で組織する地方税電子化協議会が運営する地方税申告等の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムであるとの説明がありました。審査の過程で委員から、地方税電子化協議会とはどういうふうに組織されているのかとの質疑があり、執行部からは、全ての都道府県及び市町村が加入している団体であるとの答弁がありました。

次に、3項、1目戸籍住民基本台帳費を21万円追加し、補正後の金額を1億1,170万5,000円といたしております。主なものは、コンビニ交付サービス導入に伴う動作確認を行うための普通旅費15万3,000円の増額と、コンビニ交付サービスにおいて、地方公共団体情報システム機構に対して支払う発行手数料5万7,000円の増額となっております。審査の過程で委員から、普通旅費については、コンビニ交付サービス導入に伴う動作確認を行うための旅費と説明を受けたが、どういったことを調査するのかとの質疑があり、執行部からは、コンビニ交付サービス導入に伴い、システム確認試験を行うための旅費で、9月上旬を予定、場所は東京都の地方公共団体情報システム機構へ行き、職員2名で、2日間にわたり試験を行うことになっているとの答弁がありました。

次に、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費を220万4,000円追加し、補正後の額を7,534万1,000円といたしております。主なものは、国の生活保護基準の見直しに係る生活保護システムの改修に伴う委託料220万4,000円の増額です。執行部からは、5年に一度、評価・検証する生活扶助基準の見直しや、有子世帯の扶助・加算などの変更分をシステムに反映させるためのプログラム改修の委託料であるとの説明がありました。審査の過程で委員から、財源の部分で、国・県と一般財源では、約50%、50%となっているが、今後、この割合は変わらないのかとの質疑があり、執行部からは、生活保護に関する事業については、補助率が3分の2から4分の3に上がったりすることがあるので、今後、国の補助が上がる可能性は考えられるとの答弁がありました。

債務負担行為補正の課税支援システムリース料は、個人住民税などの申告受付業務を支援するシステムで、平成30年10月で更新時期を迎えるため、リースの期間を平成30年度から平成35年度とし、限度額を1,162万8,000円と設定するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者

あり)

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第8、議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を649万6,000円増額し、補正後の額を4億649万7,000円といたしております。1項農業費、3目農業振興費を73万3,000円増額、4目畜産業費を46万6,000円増額、5目農地費を119万7,000円増額しております。主なものは、人吉ブランド化実行委員会補助金、人吉市グリーンツーリズム推進協議会補助金のほか、人吉市農業再生協議会に対する経営所得安定対策等推進事業費補助金の減額と、新設された水田産地化総合推進事業補助金の一部を人吉市農業再生協議会に交付する補助金、人吉市受精卵移植推進協議会補助金、七地町における農業用排水路補修工事費などであります。

2項、2目林業振興費を410万円増額しております。スマート林業構築実践事業の事業主体であります球磨中央地区林業活性化協議会への負担金、私有林で実施する作業道開設事業に係るくま中央森林組合への補助金であります。

7款商工費を652万円増額し、補正後の額を4億4,225万8,000円といたしております。1項商工費、3目観光費を4万円増額し、5目（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設管理費を1,796万1,000円減額、6目、新しい目ではありますが、まち・ひと・しごと総合交流館管理費を2,444万1,000円増額しております。主なものは、人吉球磨管内の10市町村などで構成します日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会負担金、また、協議会設立に伴い、これまでひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金として計上しておりました700万円を、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会負担金（旬夏秋冬キャンペーン事業）として組み替えをするものであります。また、5目（仮称）まち・ひと・しごと総合交流施設管理費については、当初予算において仮称の施設名称にて管理経費を予算計上いたしておりましたが、今議会におけるまち・ひと・しごと総合交流館の設置及び運営に関する条例提案とあわせて、7月以降の施設管理費を、新たな目を設定し、7款、1項、6目へ組み替えるものであります。13節委託料は、旧国民宿舎くまがわ荘からまち・ひと・しごと総合交流館へ用途を変更するための確認申請業務委託料、及び、今後の施設改修に向けた耐震診断等業務委託料であります。本件については、委員会として現地視察を行っております。審査の過程で委員から、交流館は、中はいいが、外観がみすぼらしい感じがする。塗装が必要と考える。また、壁面の看板設置の予定はあるのかとの質疑に、執行部から、愛称決定後は正式なものを作成したい。それまでは、仮の看板でお知らせしていきたい。壁面の看板については、今後の全体改修の中で検討していきたい。外壁と屋上防水工事を実施するときに、あわせて検討したいとの答弁がっております。また、委員から、オープンしてから考えるのではなくて、

オープンに合わせて、そこが何なのかわかるようにしてほしい。建物が目立たないので、樹木の伐採やせん定を考えてほしいといった意見がっております。

8款土木費を345万5,000円増額し、補正後の額を18億1,748万6,000円としております。4項都市計画費、2目公園管理費を45万5,000円増額、3目公園整備費を300万円増額しております。公園管理用備品として、セーフティパイプ等を購入するもの、及び、人吉クラフトパーク石野公園における道の駅登録申請資料作成業務委託料、道の駅情報板設計委託料であります。石野公園の道の駅登録申請に関しては、今議会、4人の議員が一般質問を行い、執行部の見解をただしました。質疑に入る前に、建設部長から、石野公園誕生の背景と方向性、石野公園の現状と課題、石野公園道の駅、その背景と方向性について、改めて説明がありました。審査の過程において委員から、道の駅登録申請資料作成業務委託料及び道の駅情報板設計委託料の算定根拠はどの質疑に、見積もりによるとの答弁。掲示板の設置場所はどこかとの質疑に、国交省との協議で、下に設置しても構わないということなので、下のほうで設置を考えているとの答弁。平成28年6月議会の一般質問では、防災拠点としての役割が高い道の駅ということであったが、今、全然防災拠点という言葉が出てこないのはなぜかとの質疑に、国交省と協議をしている中で、今、一つ一つの項目をクリアしているところである。防災部分については、これから協議するところであるとの答弁。農産物の販売は絶対できないのかとの質疑に、今まで管理棟の中で販売されている分については問題ない。一部野菜などは、量にもよるが、今のスペースの中で並べられる分については問題ない。都市公園の中で許される範囲というのがあるので、今後、協議をやっていく。どういったものを置きたいのかという具体的なことが出てくれば、協議をさせていただくことになるとの答弁。ネックになるのが階段。ほかに登り口を設けるとか、エスカレーターなどの設置は考えられないかとの質疑に、エスカレーターやエレベーターは試算したが、億単位になるので非常に厳しい状況である。園路の改修も計画しているので、裏のほうへ回るルートを、皆さんにわかりやすいように看板などを設置して、誘導するというのを当面行っていきたいとの答弁。上のトイレは、物産販売所の裏になる。道の駅は24時間対応であるから、例えば夜間、階段を上って、上の販売所の裏のトイレまで行くのか、非常に怖い。トイレが一番目に見えるところにあるのが道の駅ではないのか。そして、その横に物産館がある。錦もえびのもそうであるとの質疑に、看板で表示をして導くということも考えている。改修によって、LED灯の照明をつけて明るくする。当面、セキュリティの問題もあるが、今後、国交省と協議していきたいとの答弁。人吉インターチェンジ乗降者数と、予想されるスマートインターの乗降者の数はどの質疑に、スマートインターは計画交通量、1日2,900台、人吉インターはスマートインターができた場合で約3,000台との答弁。石野公園にどの程度の利用者が見込めるのかとの質疑に、国道219号については、平成27年の交通センサスの数字で算出している。普通車・大型車を含めて1万6,839台。それを使って算出すると、立ち寄り人数は1日365人と

なるとの答弁。石野公園が道の駅になったときに、どれぐらい立ち寄り数がふえて、その中の何パーセントが陶芸等の体験をされるのか、そこまで影響してくるような数字、365人は少ないのではないかとの質疑に、あくまでも国道の交通量に対する、ドライバーがトイレを利用して休憩をするという試算である。そこから、ドライバーに必要なトイレ数を算出する。そこに付随する地域連携施設、物産館のようなものが併設されるが、その分の駐車台数、立ち寄り数については、各自治体で試算するということになるとの答弁。錦町に意見を聞いたのかとの質疑に、錦町には市の構想を話をして、了解を得たとの答弁。（仮称）旅カフェのときは、数カ所候補地を挙げて、その中から選んでいった。ところが、今回の道の駅は石野公園ありきではないか、どうしてか。市民の方から聞くと、国民宿舎にお金が多少かかっても、生産性がある。距離も、錦の道の駅から11キロぐらいある。それと、球磨川下りにもプラスになる。国民宿舎が、旅カフェプラス温泉のある道の駅になったとしたら、川の駅プラス道の駅という形でドッキングさせれば、非常にプラスになるという声があったがとの質疑に、この構想については、財政負担の面と、そもそも石野公園の活性化について、どういった対策があるのかということで、その中の1つの活性化策の案として道の駅というのが挙がった。ほかのソフト面についても、当然やらなければいけない。財政に負担がかからないということで、一つ一つ、公園の要件に当てはめると、石野公園になる。まずは財政的な面と、そもそも石野公園の活性化のことがある。活性化の中に道の駅のこのブランドがあって、そのブランド力を利用して活性化の1つの策とするということとの答弁がっております。

また、委員から、この予算は認められない。拙速にやる必要はない。時間をかけて、場所も含めて選択していくべきではないか。この予算は削除して認めるという方法をとるべきではないかと思う。そもそも、石野公園を活性化させるという中で、ずっと議論してきた中で、この道の駅ができたと思っている。石野公園をどうにかしなければいけないという中で、事業構想だと思うので、賛成する。道の駅をつくるのがどうのこうのではなくて、石野公園を今後どうしていくのかと、旧国民宿舎をどうコンセプトを持って、両方が違ったコンセプトのもとに、人吉市が大切にできる施設になるかを、執行部はしっかり考えて提案することが一番ではないかと思う。道の駅を含めた石野公園の全体的な活性化というものも含めて、キャンプ場の整備の取り組みというのが必要になってくると思う。キャンプ場は人気がある場所だと思うので、道の駅とは関係なく、石野公園の活性化という意味ではきちんと取り組んでいく必要があると思う。道の駅を含めて、全体的に要望する。石野公園を早く活性化させて、お荷物にならないようにしてほしいといったさまざまな意見がっております。

11款、2項、1目農業用施設災害復旧費を29万7,000円増額し、補正後の額を29万8,000円としております。5月6日から8日にかけての大雨により被災しました農道及び水路の復旧に係る災害査定を受けるための測量設計委託料で、本件については、委員会として現地視察を行っております。

慎重審査の結果、経済部・農業委員会所管の予算に関しては、全員異議なく原案のとおり認めることに決しましたが、建設部所管の予算に関しては、道の駅に係る委託料に対して反対の意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第48号につきましては、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

まず、3番、高瀬堅一議員の発言を許可いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算に、反対の立場から討論を行います。

この予算の土木費の中には、道の駅登録申請資料作成業務委託料200万円、道の駅情報板設計委託料100万円が計上されており、これについてのみ反対をするものです。

反対の理由を列挙し、申し上げます。

まず、1点目です。執行部の行政執行の方法に問題があります。整合性がなく、不適切な行政運営といわざるを得ません。なぜ、このように急がれるのか。予算提出に関し、庁内ルールで、補正予算の財政課への提出は4月末日となっているはずですが、しかも、部内で検討に検討を重ねられての提出のはずですが、庁内ルールを破ってまで強行される理由が、理解できません。

次に、2点目です。去る5月17日の市議会全員協議会が開催されました。残念ながら資料も少なく、説明は満足いくものではありませんでした。市長は、今議会の答弁で、お話しできることは、全員協議会の中で全てをお話させているものと存じます、と言われていました。しかし、一般質問で多くのことが露呈いたしました。これは、まさに議会軽視であります。また、市民の皆様は人吉新聞の報道で知られ、一同に驚かれました。市長は常に、市民との対話を大切にし、行政を執行していく、と言われております。この点でも、全く同調することができません。

次に、3点目です。条例により、石野公園事業審議会が設置してあります。各界各層を代表する民間人等の方々9名を含め、合計13名で構成されています。また、石野公園運営委員会が執行部内で構成されています。その他、石野公園の皆さんが中心となって、人吉市クラフトパーク企画委員会もあり、さらに、石野公園が開園した当初から、管理組合も設立されています。残念ながら、これらの会議録を見ますと、道の駅の議論はあっておりません。そ

れどころか、昨年8月9日の運営委員会では、担当部長から驚くべき発言が出ています、道の駅はできるかもしれないが、それで客が来るのか。私は、1回来たら、来ないと思う、という発言です。市長は去る3月の議会で、民間団体等で構成されます石野公園審議会に諮らせていただき、早急に一定の方向性を出してまいりたいと存じます、と明言されました。しかし、この6月議会では、庁内での検討と事前協議を進めてきたと言われましたが、ここは素直に、市民、各種団体等や議会とのコミュニケーション不足であったとお認めいただきかけたところでございます。

次に、4点目は財政問題です。社会資本整備総合交付金のめどがついたことで、財政負担の確保ができたと言われまして、市費投入は必要ないのかと思ったほどです。しかし、2分の1の補助の交付金とわかり、概算額とはいうものの、当初の市費負担額が3,242万2,000円です。これで財政負担の確保ができたと言えるでしょうか。今後、財政負担が増加していくことは間違いのないところです。さらに、維持管理面においても相当の財政負担が生じることは必然であります。去る3月議会での私の一般質問で、前井上総務部長が、略しますが、こう言われました。今回の当初予算の編成は21回目です。財政に18年近くおりました。その中で、今回、一番大変な予算編成だったと思っております。要するにお金がないわけですから、と悲痛な叫びで答弁をされています。議場でこれを発言されるという状況下で、市長の財政負担のめどがついたという発言は、この深刻な財政状況を把握しておられるのか、いささか疑問に思わざるを得ません。

そこで、申し上げたいことは、もっともっと議論を深め、あわせて、あらゆる角度から調査研究を行い、本当に足腰の座った事業にしてほしいとの思いから申し上げるものです。とりあえず承認をとっておき、その後、安易に内容に変更を加えたり、変えたりすることは、大変な事態を招くことは必至であると申し上げておきたいと思えます。

最後に、去る6月23日の人吉新聞の瀬音に、石野公園の道の駅構想についての記事がありました。これは市民の声です。抜粋して読み上げますが、道の駅の新設と石野公園の充実策との違いがもうひとつ理解できなかった。ドライブついでに、新鮮で安価な農産物を求めるため、そんな市民も結構多い。道の駅を調べたら、商業、休憩、地域振興のための、駐車場が一体となった道路施設。私的なイメージとしては、道の駅イコール農産物販売。人吉市の現時点の計画は、近隣施設との兼ね合いから農産物は販売せず、工芸体験などによる長時間滞在型という。そこで、道路利用者を誘い込むほどの魅力をどう打ち出すのか。農産物販売があれば、住民、生産者とも喜ぶ。石野公園のてこ入れには、大方が賛成だろう。まずは、道の駅の冠取得だとしても、もやもや感は残る、となっております。そして、最後に、どうする、市議会で結んであります。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、7番、犬童利夫議員の発言を許可いたします。（「議長、7

番」と呼ぶ者あり)

7番。犬童利夫議員。

○7番(犬童利夫君) (登壇) 議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算(第2号)について、反対の立場から討論を行います。

平成30年度人吉市一般会計補正予算(第2号)について、全ての案件に対して反対するものではありません。反対する案件は、8款土木費、4項都市計画費、3目公園整備費、13節委託料についてであります。

この都市計画に基づく公園整備を行うことで、道の駅への登録に向け、その登録申請について、平成30年5月17日の全員協議会の中で、道の駅の登録に向け検討した概略と経緯、今後のスケジュール等について説明があったところです。このことにつきましては、本定例会で5名が一般質問で取り上げられ、さまざまな視点から議論があったところであります。また、経済建設委員会の審査の中で、審査の内容について、経済建設委員会委員長の詳細にわたる説明と報告があったところでもあります。

近年、全国の個性ある道の駅では、温泉や宿泊施設、公園、博物館を併設したものなど、多様であります。また、平常時の目的以外にも、災害時の支援に役立つ1次避難所、緊急車両の待機と中継基地としてなど活用されております。その効果が実証されていますことから、2004年10月に発生した新潟県中越地震を契機に、防災拠点機能を追加することが記載されております。

道の駅は、国土交通省の情報発信など、発信力がありますので集客を望めるものと思いますが、現在の計画は、隣接する道の駅錦が農産物の直売などを行っていることから、伝統工芸の体験型やキャンプ場を活用した長時間滞在型とするとのことでありました。訪問されて、感動や満足がなかったら、次の訪問、リピーターとして期待できないのではないかと考えております。来客された方々が、やはり満足されるような施設を目指すべきであると思います。伝統工芸の体験型施設の充実、イベント事業も必要であると思います。しかし、人々の満足される要件としては、食事をしたり、くつろいだり、地域の人とコミュニケーションがとれ、情報の交換ができたり、そして、地域の特産品を楽しみながら、買ってもらったりすることなどなど、また市民の方々がリピーターとなって何度も訪れられるような、生活に密着した施設の整備をすることが、地域連携と活力ある地域づくりになるのではないかと考えております。

人吉市は、山であったり、里であったり、川であったり、豊かな自然環境に恵まれています。しかし、市内には、自然環境を生かし、人が集まってたまり場となる施設が不足しているのではないかと考えております。そのことで、多くの観光客など来訪者は消費活動を行わず、周辺市町村へ流れてしまうことも考えられるのではないかと考えております。

そこで、新しい人の流れをつくり、人のたまり場となるまちづくりの転換として、(仮

称) 旅カフェエントランスセンターが計画されているものと認識しているところであります。人吉市まち・ひと・しごと総合交流館として、(仮称) 旅カフェエントランスセンターの7月の開設に向け、鋭意準備を進めてまいりますと、所信でも市長は述べられております。そのことから、観光客を初めとする多様な人々や物の流れを考えますときに、スマートインターチェンジの開通は誘客として、例えば錦町の一部を通過し、東側に位置する石野公園を目指し、案内するのか、全く逆の西側に位置する国宝青井阿蘇神社や日本遺産の案内など、人吉市を紹介や案内をする、(仮称) 旅カフェエントランスセンターを目指すように案内するのか、いろいろ考えますときに、市内の中心部に誘客し、町なかのにぎわいととも、市内全域に波及させることが重要でなかろうかと思っているところです。

市長も、石野公園の活性化については、地元の産物など幅広く展開する地域振興のためのさらなる魅力が必要である、また、石野公園全体の活性化と利活用を含め、さまざまな意見をいただきたい、と述べられております。最も大切なことであると思っております。地域住民の方々や市民への説明と、対象地域の地元住民の合意形成など必要でないかと思っております。道の駅を設置につきましては、市民の声から、国民宿舎は廃止されたが、人吉温泉の活用が必要であり、観光人吉温泉を売りにしてほしい、道の駅とあわせて温泉の利用など、市民の誰もが、いつでも安心して、安い温泉が利用できるシステムづくりが必要であるなど、意見を聞いたところであります。

平成30年度より建設工事に着手する市庁舎建設事業や、旧国民宿舎の整備・利活用に係る事業など、今後も厳しい財政状況が続くものと予想され、新たな財政負担を発生する可能性のある事業については、将来の財政計画を含め、今一度総合的に考えるべきではないかと認識していると、市長は述べられております。今後、石野公園のソフト面の活性化について、訪日外国人対応のため、スマートフォン、カードなど新クレジットシステムの導入が必須であるとのことでありますが、カード決済等の対応可能なシステムの導入や施設全体のバリアフリー化などについても多額の財源が必要になってくると思っております。なぜ、このような中、道の駅登録を目指さなければならないのでしょうか。

今回の6月の定例会では、石野公園施設の長寿命化対策支援事業の社会資本整備総合交付金のめどがついたことで財政負担の確保ができたと述べられておりますが、石野公園を、都市公園としての長寿命化計画で整備することと道の駅登録につきましては、別に考えることが必要でないかと思っているところであります。この道の駅の構想につきましては、市の財政状況を考慮しましたとき、厳しい財政の中での財政計画が示されておられません。また、その整備に当たっての事業の効果、地域との相乗効果や波及効果なども示されておられません。その基本的な方針を定めることを目的とした基本構想計画も示されておられません。

以上の理由により、平成30年度人吉市一般会計補正予算(第2号)の8款土木費、4項都市計画費、3目公園整備費、13節委託料について、反対するものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、14番、村上恵一議員の発言を許可します。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） 私は、石野公園を道の駅に登録する計画に対して異議を唱える1人として、議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

この案件に関しまして、提案までのプロセスに問題がありすぎます。現在、開設が進んでいる（仮称）旅カフェの設置場所を検討した際には、数カ所の候補地を提示され、最終的に国民宿舎跡地に決定しましたが、今回の道の駅登録に関しましては、数カ所を提案するという事は全くせず、最初から候補地は石野公園しかなく、余りにも強引すぎる手法であります。果たして、この計画に関して、市民との対話は行われたのでしょうか。石野公園の活性化に関しては、市民の誰もがその必要性を感じています。しかし道の駅に登録することで、果たして活性化を図ることができるのでしょうか。

石野公園の階段の段数は62段でございます。今現在のこのカルチャーパレス庁舎の3階までの階段の段数は、52段でございます。石野公園の62段という段数は、建物の4階に上がるのに等しいと言えます。高齢者や障がい者、ベビーカーを押すファミリーにも厳しい環境ではないでしょうか。

また、経済建設委員会の中で、石野公園を道の駅に登録した場合の予想される利用者数を質問しました。執行部からの答えは、国道の交通量から試算した場合、1日に365人の立ち寄り客数であるとのことでした。24時間で365人です。果たして、この程度の集客力で活性化できるのでしょうか。

人吉市に初めての道の駅を開設するに当たっては、せっかくならもうかる道の駅を目指すべきであります。その条件を満たすことができる候補地は、現在、（仮称）旅カフェの開設が進んでいる国民宿舎跡地ではないでしょうか。錦町の道の駅からの距離は、11キロメートルです。地理的要因である10キロメートルをしっかりとクリアできますし、何よりも温泉という魅力的な資源があります。現在の庭園の一部を駐車場にすれば、相当数の車を駐車することができます。そして、国道からも、橋からも目立つ位置にあり、角地であることから、両側の道から進入することも可能です。また、国民宿舎跡地を道の駅にすれば、球磨川下りにも大きなプラスになるはずで、つまり、道の駅と川の駅を合体することによって、大きな魅力を生むことでしょう。そして、（仮称）旅カフェにも多くの観光客を誘客することができます。何も拙速に決定する必要はありません。多少時間をかけてでも、多少予算が必要になっても、人吉市の観光拠点のシンボルともいえる、もうかる道の駅を目指すべきであります。

石野公園に関しても、小林市にあるのじりこびあ的な発想も取り入れて、若手メンバーによる活性化プロジェクトチームを発足すべきではないかと、私は考えます。

以上の理由から、私は議第48号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第48号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第48号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第9 議第58号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議第58号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第9、議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第2条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものにつきまして御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に2,440万円を追加し、歳入予算の総額を182億8,125万9,000円とするものです。主なものとして、繰越金500万円の増額補正、21款市債は、旧法務局購入等事業債1,940万円の増額補正で、西間別館倉庫解体に伴い、代替施設として旧法務局購入等に対する起債が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第9、議第58号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第3

号)のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳出予算の補正について、2款総務費の財産管理費2,590万円の増額補正は、新市庁舎建設による西間別館倉庫解体に伴い、早急に代替する施設を確保する必要があることから、これまでの協議・検討を踏まえ、旧法務局購入及び法務局内棚設置などに要する補正です。

委員から、不動産鑑定を依頼されたかと思うが、鑑定料は発生しないのかとの質疑に対して、発生しており、39万960円との答弁。

法務局の棚は、既設のものを活用するのかとの質疑に対して、鉄工所につくってもらうこととしている。家具メーカーの既製品は、高額になるとの答弁。

西間別館の棚の再利用はしないのかとの質疑に対して、当初は検討したが、2つの課題が出てきた。1つが、仮置き場の確保であり、仮置き場に置くことで大規模な引っ越しを2回しなくてはならないことになる。もう1つが、施設の棚は十数年たっており、耐久性に課題があるとの答弁。また、リフォーム、間仕切りはしないのかとの質疑に対して、できる限り扱わないこととしているとの答弁がっております

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようですので、採決いたします。議第58号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中 哲君) 御異議なしと認めます。

よって、議第58号は、原案可決確定いたしました。

[末次美代教育長 退席]

日程第10 議第56号

○議長(田中 哲君) 次に、日程第10、議第56号を議題といたします。

採決します。採決は、起立採決とします。

お諮りいたします。議第56号について、任命同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長(田中 哲君) 起立全員。

よって、議第56号は、任命同意することに決しました。

[末次美代教育長 入場]

日程第11 議第57号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第11、議第57号を議題といたします。

お諮りいたします。議第57号について、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は、選任同意することに決しました。

日程第12 陳第15号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第12、陳第15号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第12、陳第15号陳情書について、審査の結果を報告します。

陳第15号陳情書は、6月1日、代表者の人吉球磨建築A1・A2会代表世話人、速永一郎氏から提出されました。陳情趣旨は、人吉市新市庁舎建設建築・附帯工事の発注について、大きな地域経済及び雇用の波及効果があることから、陳情項目1として、人吉市庁舎建設建築・附帯工事の指名を、熊本県内のA1・A2ランクの建設共同企業体による指名競争入札制度の実施をお願いしたいこと。項目2として、地元建設業者の受注機会拡大への配慮、育成をお願いしたいというものです。

審査の過程において委員より、執行部の考えはとの質疑に対して、どのようにやっていくかが重要。地元企業への配慮も必要。防災庁舎であり、免震構造となっている。高度な施工管理者が必要。それらを踏まえて検討したいとの答弁。発注者側に、何が求められるのかとの質疑に対して、公共性、経済性、確実な履行の担保が重要となってくるとの答弁。

委員からは、建設業界だけではなく、いろいろな建築に携われる可能性のある市内の業者があることから、趣旨採択をお願いしたい。地元経済ということも十分に配慮していただくとともに、地元企業の育成について、後継者がいないなどの話も聞く。そこも十分踏まえて、業界の方が中に入れるような指針づくりをしてほしいことから、趣旨採択に賛成など、趣旨に賛同するという意見が多く出ました。

採決の結果、本件につきましては、全会一致でその趣旨を採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。本件についての委員長報告は趣旨採択でございます。

陳第15号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第15号は、趣旨採択することに決しました。

日程第13 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第13、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第13、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の4月17日に第27回目を、本定例会中の6月5日に第28回目を開催しておりますので、順次、審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

初めに、第27回の委員会では、旧貯木場用地を賃借することについて、実施設計報告書の概要版について、説明、報告を受けております。

まず、旧貯木場用地を賃借することについては、その理由として、市庁舎建設事業の課題として、職員駐車予定地が不足している状況と、資材置き場、重機等のストックヤード及び工事関係者駐車場等の確保が必要になり、今後、工事期間中は特に職員駐車場が不足し、新庁舎が供用開始後も、約450名の職員等の駐車場環境を整える必要がある。また、市有地（郷義館跡）は新庁舎までの距離があり、人吉保健所の駐車場賃借案は確保台数不足の理由により困難であり、ほかに有効な代替案がない。当該地は、新庁舎建設工事期間中の敷地代替分の借地料として、一般単独災害復旧事業債の起債対象となる。また、イベント用駐車場の兼用としても利用できるとの説明がありました。

賃貸借契約の概要は、面積が5筆合計で1万522平方メートル、借地料が年額300万円で、賃貸借の期間が平成33年3月31日までの3年間であります。駐車場用地の整備に係る経費が、草払い、集草、運搬、処分作業等委託料として50万円を見込んでいると説明があり、委員からは、平米単価等について質疑がっております。

審議の結果、旧貯木場用地を賃借することを承認、決定いたしました。

次に、実施設計報告書の概要版については、資料をもとに説明を受け、委員から、正面玄関前の横断歩道の件、暗渠排水の件、国旗掲揚台の件等について、質疑がっております。

次に、第28回の委員会では、新庁舎等建設事業工程計画について、旧法務局取得に係る関連予算案の追加提案について、説明を受けております。

新庁舎等建設事業工程計画については、解体工事関係は、旧保健センター、旧勤労青少年ホーム、老人趣味の家の解体工事は平成29年度で完了している。旧麓町本庁舎の解体工事についても、解体工事は完了し、現在、事務的な業務を行っており、今月中に竣工検査を実施

する予定である。今後は、歴史文化課のほうで、史跡人吉城跡整備計画の策定に向けて発掘調査等を行う予定である。

新市庁舎建設関係は、今後は、今月から8月にかけて建築確認申請手続を進め、8月に工事監理業務委託を締結し、9月には本体工事、電気設備、機械設備等の入札に向けた発注の準備、11月に入札、仮契約を締結した後に、12月の定例会において工事契約に関する議決をお願いする予定である。契約後は、準備期間を終了、平成31年3月から現地着工を予定し、19カ月の工事期間を経て、平成32年9月ごろに竣工の予定である。

小永野第一雨水幹線については、工事の入札が終わり、三和建设株式会社が工事を受注され、平成31年1月竣工の予定である。西間別館関連工事は、庁舎建設と時期をずらした改修工事を、平成33年4月から8月にかけて実施する予定であるとの説明がありました。また、西間別館倉庫の解体工事、西間別館裏の擁壁改修工事、駐車場用地の取得等についても、説明、報告がありました。

次に、旧法務局取得に係る関連予算案の追加提案については、西間別館倉庫解体に伴う代替倉庫として旧法務局を取得するために、公有財産購入費に1,800万円を予定している。土地の面積が981.37平方メートル、建物が延べ面積で721.48平方メートル、構造はRC造の鉄筋コンクリート造の2階建てである。国、市ともに、民間の不動産鑑定士による鑑定評価を行い、土地価格が、面積981.37平方メートル掛ける平米単価3万900円で、土地価格が3,030万円の鑑定が出ている。建物価格は、昭和53年建築物で、40年が経過しており、用途、機能性、保守管理の状態を総合的に勘案した結果、市場価格は認められず、ゼロ円の鑑定となっている。解体相当額1,300万円から1,600万円の鑑定結果が出ており、土地価格3,030万円から、建物解体相当額の1,300万円を差し引いた額1,730万円を、土地購入費として計上していると説明がありました。

委員からは、建物解体相当額の根拠について、土地取得費の算定の仕方について、予算の財源について、質疑がっております。予算の財源については、熊本地震で被災したという状況ではないので、災害復旧事業債には該当しないこと、当該施設を、いわゆる書庫、倉庫として使用することになるため、公共施設起債に該当しないことから、一般単独事業債の75%の起債を活用すると答弁がありました。

審議の結果、旧法務局取得に係る関連予算案の追加提案は、承認、決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第14 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第14、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第15回治水・防災に関する特別委員会を、平成30年6月5日火曜日に午後1時30分から開催いたしました。審議事項は、人吉橋下流左岸改修工事についてです。本件は、現地視察も行っております。当日は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所から、長岡副所長を初め7名の担当職員の方々に参加をいただきました。

現地視察を行う前に、委員会室にて、工事概要について、八代河川国道事務所の長岡副所長から、資料に基づき詳しく説明をいただきました。現況状況として、平成30年3月8日に掘削を完了し、低水護岸を築造し、現在、埋め戻しが完了しているとのことでした。今後、残りの約50メートルの工事を行っていくとの説明をいただきました。

その後、現地に移動して、人吉橋下流左岸改修工事現場にて、資料と照らし合わせながら詳しく説明をいただきました。現地視察終了後、帰庁し、引き続き、資料、現地視察に関しまして質疑応答を行いました。

委員から、下流側の樹木や河床の堆積土の今後の対応についてはどの質疑に対し、何らかの形で、今後、検討していきたいとの説明がありました。

また、工事されているところの堤防高が、梅雨時期に越流の危険性があるのではないかと質疑に対し、工事前と工事後の高さについては変わらない。また、過去5年間の最高水位に対応した仮締め切りをつくり、掘削工事を行っていくとのことでした。

次回については、正副委員長、執行部、事務局で検討することとし、第15回治水・防災に関する特別委員会を閉会いたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第15 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成30年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、3月28日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議案の訂正については、代表理事より、議案第5号の訂正箇所の説明を受け、異議なく承認されました。

次に、日程第2、議案第9号人吉球磨広域行政組合代表理事等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第4号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第4、議案第5号平成30年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第5、議案第6号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第6、議案第7号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額までの5件を一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告について、第35回から第36回の審議経過についての委員長の報告を受け、報告書のとおり、全員異議なく了承しました。

次に、日程第8、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することで決定され、閉会しました。

次に、平成30年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、5月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、議席の指定では、球磨村選出議員の任期満了に伴う改選により新たに選出された議員の議席が、松野富雄議員を24番に、田代利一議員を25番に指定され、あわせて、欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名は、25番、田代利一議員、27番、豊永喜一議員が指名されました。

日程第3、会期の決定については、5月25日、1日限りとすることに決定しました。

次に、日程第4では、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長の互選が行われ、球磨村議会議員の改選により欠員となっていた委員長に、12番、高橋裕子議員（多良木町選出）が選出されました。また、日程第5では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じく球磨村議会議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、23番、川邊正美議員（五木村選出）が選任、指名されました。

次に、日程第6、議案第10号平成30年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏

特別会計補正予算（第1号）は、執行部の提案理由及び補足説明を受け、質疑、採決の結果、原案のとおり可決しました。

最後に、日程第7、議員の派遣については、平成30年度の議員の派遣について、配付された資料のとおり実施することに決定がなされ、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第16 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 日程第16、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、平成30年5月18日午前11時から人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第1で、仮議席の指定があり、日程第2の議長の選挙では、球磨村議会議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において議長が空席になり、指名推選により、議長に人吉市議会選出の大塚則男議員が選出されました。その後、日程の追加があり、日程第3で、議長選挙に伴い、副議長が空席となったため、副議長の選挙があり、山江村議会選出の松本佳久議員が、指名推選により副議長に選出されました。日程第4で、議席の指定、日程第5で、会期の決定があり、5月18日の1日とすることに決定しました。

次に、日程第6、会議録署名議員の指名では、錦町議会選出の久保田文男議員と、人吉市議会選出の福屋法晴議員が指名され、午前11時16分に閉会しました。

以上、報告します。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長、及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成30年6月第3回人吉市議会定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第13号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
陳第14号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度 および、開かれた最低賃金審議会のあり 方を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成30年6月第3回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一

人吉市議会議員 大 塚 則 男